

平成30年第4回

香美市議会定例会会議録

平成30年 6月 4日 開 会
平成30年 6月22日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 3 0 年 第 4 回

香美市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 3 0 年 6 月 4 日 月曜日

平成30年第4回香美市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成30年6月4日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月4日月曜日（会期第1日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1 番	甲 藤 邦 廣	1 2 番	山 崎 晃 子
2 番	小 松 孝	1 3 番	山 崎 龍太郎
3 番	利 根 健 二	1 4 番	大 岸 眞 弓
4 番	山 崎 眞 幹	1 5 番	織 田 秀 幸
5 番	森 田 雄 介	1 6 番	比与森 光 俊
6 番	濱 田 百合子	1 7 番	依 光 美代子
7 番	村 田 珠 美	1 8 番	石 川 彰 宏
8 番	島 岡 信 彦	1 9 番	山 本 芳 男
9 番	爲 近 初 男	2 0 番	小 松 紀 夫
1 1 番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	ふれあい交流センター所長	明 石 清 美
副 市 長	今 田 博 明	福祉事務所長	佐 竹 教 人
総 務 課 長	山 中 俊 明	農 林 課 長	西 本 恭 久
企画財政課長	川 田 学	商工観光課長	竹 崎 澄 人
会計管理者兼会計課長	森 安 伸	建 設 課 長	井 上 雅 之
管 財 課 長	秋 月 建 樹	建設課林業土木担当参事	澤 田 修 一
定住推進課長	中 山 繁 美	環境上下水道課長	安 井 幸 一
防災対策課長	中 山 泰 仁	《香北支所》	
市民保険課長	植 田 佐 智	支 所 長	黍 原 美貴子
健康介護支援課長	前 田 哲 夫	《物部支所》	
税務収納課長	公 文 薫	支 所 長	近 藤 浩 伸

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	教育振興課長	横 山 和 彦
教 育 次 長	野 島 恵 一	生涯学習振興課長	岡 本 博 章

【消防部局】

消 防 長	寺 田 潔
-------	-------

【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪 野 高 廣 議会事務局書記 山 本 絵 里

議会事務局書記 一 圓 まどか

市長提出議案の題目

- 議案第 65号 平成30年度香美市一般会計補正予算（第1号）
議案第 66号 平成30年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第 67号 平成30年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第 68号 平成30年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第 69号 香美市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 70号 香美市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 71号 香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 72号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 73号 香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成30年第4回香美市議会定例会議事日程

（会期第1日目 日程第1号）

平成30年6月4日（月） 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
1. 議長の報告
 2. 行財政改革推進特別委員会委員長の報告
 3. 「協働」・「参画」調査研究特別委員会委員長の報告
 4. 市長の報告
 - （1）繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第11号 繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告について
報告第12号 繰越明許費繰越計算書（簡易水道事業特別会計）の報告について
報告第13号 繰越明許費繰越計算書（公共下水道事業特別会計）の報告について
報告第14号 繰越明許費繰越計算書（特定環境保全公共下水道事業特

別会計)の報告について

報告第15号 繰越明許費繰越計算書(農業集落排水事業特別会計)の報告について

(2) 行政の報告及び提案理由の説明

- 日程第4 議案第65号 平成30年度香美市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第5 議案第66号 平成30年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第67号 平成30年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第68号 平成30年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第69号 香美市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第70号 香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第71号 香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第72号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第73号 香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

会議録署名議員

8番、島岡信彦君、9番、爲近初男君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開会 開議)

○議長（小松紀夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから平成30年第4回香美市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

それでは、開会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

木々の緑も一段と深みを増してまいりましたが、議員各位、執行部の皆さんには、何かとご多忙の折、平成30年第4回香美市議会定例会にご出席をいただき、まことにありがとうございます。

さて、執行部におきましては、3月に行われました人事異動により新体制となりましたが、新たに課長職につかれた皆さんには、本市の発展、住民福祉の向上のため、それぞれの担当課の先頭に立ち、リーダーシップを発揮した取り組みをご期待申し上げます。

議会におきましては、「協働」・「参画」調査研究特別委員会での協議によりまして、香美市協働のまちづくり条例（案）及び香美市協働のまちづくり条例施行規則（案）を策定をし、協働・参画のルールづくりに取り組むとともに、議会BCPや新たな細部説明書の作成にも取り組んでいるところでございます。また、5月には第12回となります議会報告会が市内6カ所で開催をされ、市民の皆さんの貴重なご意見、ご提言をいただいたところでございます。

次に、4月9日に高知市において高知縣市議会議長会、5月8日に四国市議会議長会、5月30日に東京におきまして開催をされました全国市議会議長会にそれぞれ出席をし、政府への要望事項等について審議をし、決定をしたところでございます。

政府におきましては、東京一極集中を是正するために、2019年度からの6年間で地方の就業者や起業家を計30万人ふやす数値目標を設定をし、現行の5カ年計画「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に続く、2020年度からの新たな5カ年計画の策定に着手をするということを6月中旬に閣議決定するとのことでございます。本市におきましても、実効性がある長期的な取り組みが求められているところでございます。

それでは、本定例会に市長から提出をされています議案等は、平成30年度一般会計補正予算（第1号）を初め議案9件、報告5件であります。議員各位におかれましては、議会の品位を重んじるとともに、市民の負託に応えるべく熱心な議論を展開していただき、適切な決定をお願いを申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。

議事日程はお手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、会期定例会を通じて8番、島岡信彦君、9番、爲近初男君を指名します。両名にはどうぞよろしく願いをいたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

本件については、5月28日の議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委

員長の報告を求めます。議会運営委員会委員長、比与森光俊君。

○議会運営委員会委員長（比与森光俊君） おはようございます。16番、比与森です。

本日招集されました平成30年第4回香美市議会定例会の運営につきまして、去る5月28日に議会運営委員会を開催しましたので、協議の結果をご報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元にお配りしました会期及び会議の予定表のとおり進めることに決定し、本日から6月22日までの19日間としました。なお、会議が順調に進んだ場合の繰り上げての閉会と会期の延長を必要とする場合につきましては、議長に一任することとなりました。

開会当日、今議会に執行部から上程される議案等は、お手元にお配りしている提出議案のとおりでございます。

続きまして、会期中の会議ですが、本日は今期定例会に付議された提出議案の提案理由の説明までとします。

会期2日目の5日から会期9日目の12日までは、休日及び議案精査のため休会いたします。

会期10日目の13日から会期12日目の15日までの3日間は、一般質問を予定しています。

会期13日目の16日から会期14日目の17日は、休日及び議案精査のため休会いたします。

会期15日目の18日は、議案質疑の後、各議案等は各常任委員会への付託となります。引き続き、議案第65号から議案第68号につきましては、予算決算常任委員会を行い、予算決算常任委員会終了後、総務常任委員会の議案審査を行います。

会期16日目の19日は、午前は教育厚生常任委員会、午後は産業建設常任委員会において議案審査となります。

会期17日目の20日、会期18日目の21日は、議案審査整理のため休会いたします。

会期19日目の最終日22日は、各常任委員会の付託議案の審査報告及び採決、並びに追加案件がありますので、委員会の付託を省略し本会議で採決まで行います。また、追加案件につきましては、意見書案ほか執行部からも追加議案が予定されています。

次に、一般質問の通告は、会期2日目の5日火曜日午前10時と決定しました。一般質問の通告内容ではありますが、質問の要旨が十分にわかるように具体的に記入の上、提出をお願いいたします。

次に、請願・陳情、発議、意見書案等の議案につきまして協議を行いました。請願・陳情については提出案件はなく、発議第2号については、最終日に追加案件として提案、採決することになりました。意見書案第5号から第8号までの意見書案については、4件とも書式が整っていますので、会派代表者会議において意見書案に対する調整を行い、

提出者の署名を整えて、最終日に追加案件として提出することになりました。

その他協議結果につきましては、お手元にお配りしました協議結果報告書のとおりであります。議員各位の格段のご協力よろしくお願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りします。今期定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から6月22日までの19日間にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月22日までの19日間と決定しました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元にお配りをしてあります予定表のとおりです。

【会期及び会議（審査）の予定表 巻末に掲載】

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

まず、市長から地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、報告第11号から報告第15号までの繰越明許費繰越計算書のとおり報告がありました。

次に、香美市私債権の管理に関する条例第13条の規定に基づき、香美市の私債権放棄の報告について、報告書のとおり報告がありました。

次に、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出をされております。

その他の報告事項につきましては、お配りをしました議長報告書のとおりです。

これから、行財政改革推進特別委員会の協議の推移・進捗状況等について、委員長の報告を求めます。行財政改革推進特別委員会委員長、爲近初男君。

○行財政改革推進特別委員会委員長（爲近初男君） おはようございます。9番、爲近初男です。

3月議会以降、4月11日、5月15日に行財政改革推進特別委員会を開催しました。協議事項の結果について順次報告いたします。

1点目として、住宅新築資金等貸付金事業の不納欠損処分については、今回の事案は国の補助金を受けていて、債務者は死亡、相続人及び連帯保証人が時効の援用または相続放棄を行い、法的にどこからも回収できない状況になっていて、これ以上の回収は困難と判断し、香美市私債権の管理に関する条例第13条第1項3及び7に基づき、住宅改修資金において81万810円の債権放棄について説明がありました。

質疑では、案件にもよると思うが、不納欠損の処理において時効がかかる前に要件が整った案件は、結論を出すべきものは早く出して補助金を満額もらうことも考えるべきものなのかに対して、現在は時効にかからないように手前の段階で処理をしている。補助金を受け取るには、早く処理をしたくてもさまざまな条件があり、申請ができない部

分もあると答弁がありました。

2点目、本特別委員会の取りまとめは、住宅新築資金等貸付金の滞納整理について、市営住宅使用料等の滞納整理について、市有財産の管理・活用状況等について、指定管理者の指定状況等についてを取りまとめ、提言、審査報告書の作成を行うことといたしました。

5月15日開催の委員会は取りまとめ事項の精査を行い、本委員会4年間の活動状況及び2年間の協議内容結果を添付し、審査報告書として議長に提出することといたしました。各位には配付しておりますのでご参照ください。

本会の今後の設置に関しましては、改選後の新しい議員の意向に委ねることといたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 行財政改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、「協働」・「参画」調査研究特別委員会の協議の推移・進捗状況等について、報告を求めます。「協働」・「参画」調査研究特別委員会委員長、山崎真幹君。

○「協働」・「参画」調査研究特別委員会委員長（山崎真幹君） それでは、報告を行います。

「協働」・「参画」調査研究特別委員会では、4月16日と5月21日に委員会を開催しましたので、その経過等について報告をさせていただきます。

委員会では、今期議会が9月に終了することから、両日とも委員会活動の取りまとめについて協議を行いました。報告書はお手元にお届けしておりますので、その中の総括と終わりにを読み上げ報告としたいと思います。

総括

本市の「協働のまちづくり」の基本理念である「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」の進捗には、「協働」・「参画」を担保し、住民自治・団体自治を深化させる仕組みが必須で、「みんなで築くまちづくり」の基本ルールを明文化した「自治基本条例」制定に向けた取り組みが必要である。

本来は、執行部が市民を巻き込み、鋭意取り組むべきこのルールづくりに、議会が先鞭をつけた今回の取り組みでは、議会という組織の性格や、予算・時間等の成約もあり、検討・協議の段階で市民の声は反映されていない。

しかし、委員会が原案とした三芳町の各条例は、策定に至る過程で町民の参画を得て、十分な協議・検討が行われていることから、それらを基にした協議・検討は一定の評価に耐えうるものであることを確信する。

終わりに

委員会は、議会の任期の終わりが近いこと、また、区切りとなる一定の成果を得たこ

とから、この報告書を持って活動を終了する。

執行部に於いては、今回の成果を叩き台として、市民の参画を得ながら必要な検討・協議を行い、条例制定に向けた取り組みの加速化を要望するとともに、その取り組みが自治基本条例制定に向けた嚆矢となることを念願する。

以上で「協働」・「参画」調査研究特別委員会の報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 「協働」・「参画」調査研究特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、議案第65号、平成30年度香美市一般会計補正予算（第1号）から日程第12、議案第73号、香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで、以上9件を一括議題とします。

行政の報告及び議案第65号から議案第73号までの提案理由の説明を求めます。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） おはようございます。本日、ここに平成30年第4回香美市議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙にもかかわらずご出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、若鮎が躍り蛍が舞う季節となりまして、一斉清掃など本格的な夏を前に諸行事、事業なども進んでおるところでございます。こうした中にありまして、世界の目は今アメリカ・北朝鮮の首脳会談に注がれております。核・ミサイルの放棄、非核化の徹底とともに、拉致問題の解決が図られることを強く望むものであります。しかしながら、これまでの北朝鮮の姿勢からは決して油断がなりません。確実に実行させ逆行させないためには、やはり国際的な監視と圧力は重要であると思っております。

議員の皆様にご心配をおかけしてまいりました旧ピースフルセレネにつきましては、名前も新たにザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾートとして7月12日にグランドオープンする運びとなりました。多くの皆様にご満足をいただき、評判を上げていただきたいと願っております。龍河洞周辺活性化事業もいよいよ具体的に始動することとなりました。次期県観光テーマ「自然体験型観光」と相まって、多くの皆様が香美市に訪れていただきたいと、そのように考えているところであります。

また、鍛冶屋の学校構想は、鍛造関係者の思いのこもった構想でございます。具現化し、地域産業・経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。多くの課題もありますので、拙速を戒め十分に検討を重ね、ベストを尽くす所存であります。まだまだこれからでありますので、議員の皆様には香美市の元気創造・発展のために積極的にご意見を賜りたいと考えておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

それでは、各課関連の行政報告をさせていただきます。

初めに、企画財政課。

1、まちづくり委員会について、平成29年度末まで、人口減少問題に関して必要な施策などについての協議が行われ、4月27日にまちづくり委員会から提言書が提出されました。今後、内容について検討していきます。

2、香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略について、3月12日、第2回香美市振興計画・総合戦略審議会を開催し、平成30年3月改訂版「香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。引き続き、一体的・持続的な取り組みを進めていきます。

3、第3次香美市行政改革大綱について、3月27日、第3回香美市行政改革検討委員会を開催し、第3次香美市行政改革大綱及び実施計画を策定しました。今後も行政改革を推進していきます。

4、れんけいこうち広域都市圏の形成について、3月28日、高知市とれんけいこうち広域都市圏に係る連携協約を締結し、県内全市町村での圏域が形成されました。今後、人口減少・少子高齢化が進行する中でも、安心・快適な暮らしを継続できるよう連携事業に取り組んでいくこととなります。

次に、管財課です。

1、平成29年度の入札結果について、平成29年度に実施した入札結果を報告申し上げます。工事152件24億7,611万1,860円、委託業務58件3億2,705万7,858円、物品購入38件1億1,653万7,787円、合計で248件29億1,970万7,325円であります。

2、香美市小規模工事等希望者登録制度について、平成29年度香美市小規模工事等契約希望者登録制度により発注した小規模工事の件数は39件、発注金額の総額は369万951円です。

次に、定住推進課。

1、移住促進について、本県（後に「本市」と訂正あり）への移住実績は下記のとおりであり、本年度も業務委託をしているNPO法人いなかみと連携しながら移住促進をさらに推進していきます。平成29年度につきましては35組、うち県外からの移住が20組で、移住人数では64人、うち県外からの移住が39人となっております。

2、集落活動センター事業について、集落活動センターひらやまが平成30年4月1日に開所し、4月28日に開所式を行いました。約100人の参加者が集まり、盛大にとり行われました。また、集落活動センター美良布は5月2日より改築工事を行い、7月10日に工事が完成し、7月下旬にオープンセレモニーを行う予定です。

3、ふるさと納税について、ふるさと納税の実績は下表のとおり、寄附金に対する返礼品割合を総務省通達の3割以下に変更したこと等により、目標額2億5,000万円を達成できませんでした。今後は既存の返礼品にとどまらず、特産品の掘り起こしや開発による返礼品の充実、ポータルサイトをふやすことにより、寄附額の目標達成に努めます。なお、平成29年度につきましては寄附件数が1万6,702件であって、寄附

金額は1億9,450万7,500円でありました。

福祉事務所であります。

1、生活保護の状況について、平成29年度は、前年度に比べて年度内平均で2世帯、被保護人員5人の減少となっています。減少理由は、廃止理由の約半数を占める死亡と働きによる収入増が挙げられます。また、前年度と比較して相談延件数は18件の減少となりましたが、開始件数は9件の増となりました。

次に、農林課でございます。

1、鳥獣対策事業について、平成29年度の有害鳥獣捕獲実績は、香美猟友会を中心とした皆様のご協力により下表のとおりであります。特にシカの捕獲頭数は毎年度2,000頭を超えており、今後も捕獲圧を継続します。

2、園芸用ハウス整備事業（災害復旧区分）について、昨年の台風21号で被災した園芸用ハウスの災害復旧については、事業活用希望者51名のうち、5月までに17名の申請があり、うち3名が事業を完了、現在7名の方が申請準備を進めています。なお、5名の方が資金面等で活用を辞退されました。また、4月27日と5月10日には、平成29年度台風18・21・22号による被害に限り、事業着手後の申請を認める特例措置の生産者説明会を行い、参加者40名余りの方に制度説明とともに、期限の7月31日までに申請を促しました。

3、木造住宅支援事業について、木造住宅支援事業の平成29年度の実績は24件で、補助金総額は2,499万5,000円でした。申請件数の増加はもとより、半数が市内製材業者や市内工務店等を利用しており、経済波及効果も高まってきたと思われます。本年度においても新聞広告等による周知を行い、一層の利用増進を図ってまいります。

次に、商工観光課です。

1、鍛冶屋の学校について、施設の検討委員会が4月16日に行われ、市の方針として2段階方式で取り組むこととし、まずは既存施設等を活用しながら数人の研修生を受け入れ、実績を積むことを確認しました。

2、観光事業について、龍河洞エリアの活性化において、本年度は、観光客の安全対策・利便性向上を目的とした整備を進めることとし、協議会において今年度の取り組みについての話し合いを行いました。また、龍河洞エリア活性化に取り組むために、地域づくり支援員1名を6月1日から雇用することとなりました。新聞で報道されましたとおり、ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾートが7月12日にオープンとなります。5月12日から2週間、宿泊の予約を受け付けています。また、日ノ御子河川公園キャンプ場については、ゴールデンウィーク期間にバーベキュー施設を予約制で営業し、予定数を完売しました。

次に、建設課です。

1、土木関係について、がけくずれ住家防災対策事業で1次要望を行い、1件は県からの内示もあり、現在交付申請等の準備を行っています。1次要望後に申請のあった3

件については、6月中旬に予定している2次要望にて県に申請予定です。災害復旧事業ですが、昨年度からの繰り越しが公共土木施設災害17件、農業用施設災害3件、林道施設災害10件の計30件あり、5月末までに8件完了、残り22件は早期完成に向けて現在施工中です。3月の豪雨により林道施設災害が1件発生し、5月に国の査定を受け、現在発注等の準備を行っています。また、4月以降の豪雨により公共土木施設災害3件、農業用施設災害3件、林道施設災害2件、計8件の災害があり、現在国の査定準備を行っています。交付金関係道路整備については、県からの内示額が少なく一部事業計画の見直しを行います。なお、交付決定後には順次着手の予定です。

2、都市計画関係について、都市計画道路新町西町線については県からの内示額が少なく、一部事業計画の見直しを行います。なお、交付決定後には順次、用地等買収及び路側等工事の着手予定です。また、都市計画マスタープランの策定については、現在発注等の準備を行っています。

3、地籍調査について、本年度、土佐山田町角茂谷の一部、香北町谷相・中谷の一部、物部町安丸の一部において調査準備を進めています。

4、県営工事について、国道195号（山田バイパス楠目～杉田間）は、楠目・佐野両工区の用地取得を予定しています。また、大栃橋架け替え工事は6月中旬に橋梁上部工架設工事に着手します。県道等の他路線についても地域との連絡を密にし、事業のスムーズな進捗に向け現在準備を進めています。

5、河川整備及び地方道路（市町村道）整備について、本市が事務局を持つ物部川改修期成同盟会及び高知県市町村道整備促進協議会については、県下関係市町村と協力し、随時予算確保などの要望活動を予定しています。

次に、環境上下水道課であります。

1、平成29年度ごみ分別収集実施状況について、総収集量が7,586トンとなり、前年度から72トンの増量となりました。詳細は表に掲げておりますのでご参照ください。

次に、消防課。

1、消防車両の更新、整備について、平成22年から使用していましたが消防署香北分署の救急自動車を3月下旬に更新、最新の車両を配備しました。

2、消防団の活動について、平成30年5月13日に物部川・仁淀川総合水防演習が南国市物部、物部川橋下流右岸河川敷において開催され、香美市消防団から消防団員が約50名参加、堤防の決壊等の対策として水防マット工及び月の輪工を行いました。

それでは、議案の提案及び説明をさせていただきます。

報告第11号は、繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告です。

報告第12号は、繰越明許費繰越計算書（簡易水道事業特別会計）の報告です。

報告第13号は、繰越明許費繰越計算書（公共下水道事業特別会計）の報告です。

報告第14号は、繰越明許費繰越計算書（特別環境（後に「特定環境」と訂正あり）

保全公共下水道事業特別会計)の報告です。

報告第15号は、繰越明許費繰越計算書(農業集落排水事業特別会計)の報告です。

議案第65号は、平成30年度香美市一般会計補正予算(第1号)であり、本案は、産地パワーアップ事業補助金、べふ峡温泉改修工事等の追加、都市計画道路新町西町線整備事業等の減額のほか、地方債の補正を行うものです。

議案第66号は、平成30年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)です。

議案第67号は、平成30年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)です。

議案第68号は、平成30年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)です。

議案第69号は、香美市印鑑条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第70号は、香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第71号は、香美市税条例等の一部を改正する条例の制定です。

議案第72号は、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第73号は、香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

以上、報告5件、議案9件の提案及び説明を終わりますが、議案の詳細につきましては、お手元の議案細部説明書をご参照ください。よろしくお願いを申し上げます。

私の読み上げに一部誤りがありましたので、2件訂正をさせていただきます。

説明書の3ページにございます定住推進課の1の移住促進について、本市への移住実績と申し上げるべきところを「本県」と私が読み上げたようでございますので、「本市」と訂正をさせていただきます。

もう1件ございまして、議案の提案及び説明のところでございますけれども、報告第14号の中で、特定環境保全公共下水道事業と申し上げるべきところを、「特別環境」というふうに私が誤って読み上げたようでありますので、「特定環境」というふうにご訂正をお願いいたします。大変申しわけありません。

○議長(小松紀夫君) これですべての市長の行政の報告及び提案理由の説明を終わります。

これから、報告第11号、繰越明許費繰越計算書(一般会計)の報告についてから報告第15号、繰越明許費繰越計算書(農業集落排水事業特別会計)の報告についての質疑を行います。質疑はありますか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番(山崎龍太郎君) 13番。

報告第11号で、山田小学校児童クラブ新築工事事業について若干お尋ねします。

まず、繰越理由として、「基本計画の策定・変更(建物の配置)に不測の日数を要したため。」ということになっておりますが、基本設計の部分で繰り越しをするという部

分で、まず今までの審査の中で、その前段の係争事件的なものがありましたわね、ちょっとその現在建ってる建物の関係の部分で、それはもう終わったのか。それが終わって、その次のステップの、その建物の配置等でまだまだ原案が決まってないので基本設計の策定に至らなかったという認識でいいのか、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

順番から申しますと、まず教育委員会事務局としては、もともと山田小学校のグラウンドの北側の土俵のあたりがスペース的に適当ではないかと考えておったこともありますが、それにつきましては説明会でも南のほうがよいという意見が多くて、そちらのほうを検討をしておりました。その中でその南のほうの土地については係争と申しますか、その所有者とそこに地上権を持っておられる方等との間でさまざま法的な問題が生じておまして、その部分について時間を要しておると。その部分についてはまだ解決に至っておりません。地権者の方のお話では、近いうちに解決に至りそうだという話は聞いております。そういったことで繰り越しとさせていただいております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。

予算化されて実際のところその前段の部分、もちろんその北か南かという議論は話されて南になったという部分ですが。実際その部分で、今の時点でまだ解決に至っていないことのめどは立てないとですわね、実際これ今回繰り越しちょっと、また下手なことになったら、下手なことというか事務的にこれ以上遅延するということになったら、実施設計とかを踏まえて、実際その部分をどうお見込みなのかということについて、非常に懸念するところでありまして、再度の答弁を求めます。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

地権者の方から聞いたところによりますと、あと数カ月で解決しそうだという話を聞いております。弁護士の方が精いっぱい頑張らせていただいておりますので、はっきりと何月までということはまだ確定ではありませんけれども、数カ月うちには解決に至るんではないかというふうに聞いております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。

これは答弁いいんですけど、希望的観測を持つというよりも、それに対してやっぱりさまざまなルートで一定の後押しをすとかいうのが行政の役割ということをし添えて、もう1点、別の視点からお尋ねします。

ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾート内廃棄物処理事業というのがこ

れちょっと目についたので、予算的には22万9,000円ということですが、これっ
てもう7月のオープンをめどにして確実な処理ができていくと、よりよい環境のもとで
できるということはもうめどはついているのか、その点確認します。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾート内廃棄物処理事業につきまして
は、ホテル開業に際し、使用・不使用の物品整理に時間を要したということになってま
すが、こちらは食器等の不用物の物品整理に時間を要したということでございますが、
この4月にもう既にこの事業については完了をしてございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 細部説明書の2ページでお聞きをします。

下のほうですが小学校施設改修事業と中学校施設改修事業ですが、関係機関との協
議・許認可等に不測の日数を要したとありますが、もう少し詳しい説明をお願いします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

小学校施設改修事業と中学校施設改修事業につきましては、空調とか照明の関係です
けれども、設計等にも時間を要しまして、平成29年度内の完了が見込めないというこ
とで繰り越しとさせていただきます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑は。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） その空調と設計書というのを聞きましたけれど、関係機関
というのはどういうところですか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 関係機関と申しますのは、入札までに設計をするの
にちょっと時間がかかりまして、関係機関、県とそれから入札に関係する機関というこ
とになりますが、設計の業者とかそれぞれありまして、日数がかかりまして、年
度内の発注が難しくなったということで繰り越しとさせていただいております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 後の見直しをお伺いします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 入札と申しますか、平成30年度には完了する予定
でございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 細部説明書の1ページにありますけれども高齢者生活福祉センター事業、繰越理由は「業者の予定が詰まっている等の理由により不落となった」ということですが、現在の状況をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

4月に見積もりをとったんですが、また予定価格がオーバーしてまして不落になります。もう一度、今見積もりのほうをとるようにしています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） ちょっと後のほうがわかりにくかったがですけれども、それしたら、今後ですよ、いつごろの見通しということか、それについてもお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。マイクに近づいて。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

実際6月に入ってまた見積もりをとってますので、7月までにはこれ完了したいなと思ってます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

18番、石川彰宏君。

○18番（石川彰宏君） 消防のほうでお伺いいたしますが、緊急用ヘリコプター離着陸場整備事業でございますが、これによりますと、用地買収の交渉に伴い発生する相続により用地の取得が遅延していると出ておりますが、これほどのように進んでおるでしょうか、お伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） ヘリポート整備の用地の購入の経過をご説明いたします。

建設予定地につきましては、登記上地権者7人、14筆の地権者の方がおいでるわけなんですけれども、うち死亡をしております登記名義人が2人おいでます。うちお一人につきましては相続人の方と全て連絡がついておるところなんですけれども、もうお一人の方につきましては20人を超える相続関係者が出ておりますものでして、ただいまそれぞれの方と連絡をとりまして、1日も早い施工に向けて鋭意努力をしておるという状況でございます。

以上です。

- 議長（小松紀夫君） 18番、石川彰宏君。
- 18番（石川彰宏君） 20人を超えるということはなかなか大変ですが、これはめどは立っておりますか。
- 議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。
- 防災対策課長（中山泰仁君） 文書の依頼とそれから電話連絡という形をとっておりまして、ほぼ関係者の方とは連絡がついておるといふふうに捉えておるところでございます。
- 以上です。
- 議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。
- 17番、依光美代子さん。
- 17番（依光美代子君） 2ページの一冊下ですが新図書館建設事業ですが、ここに理由が書かれてますが、立会が必要な地権者から境界調査への協力を得るのに時間を要したということですが、今の現状はどうでしょうか。
- 議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。
- 生涯学習振興課長（岡本博章君） 境界立会に必要な関係者の方を一堂に会して現地立会を行いまして、用地測量は現在終わっております。
- 議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。
- 6番、濱田百合子さん。
- 6番（濱田百合子君） 同じく細部説明書の1ページで伺います。
- セレネ広場アンパンマン遊具修繕事業ですが、これまだ修繕は今の段階でできてない状況でしょうか。その辺と、その遊具が使用できないようなことを今何か明記とか、危なくないようにされてるんでしょうか、伺います。
- 議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。
- 健康介護支援課長（前田哲夫君） 現在、アンパンマンの遊具につきましては、囲いをして入れない状態になっております。そして6月8日ですか、今度の金曜日に完成検査をするようにしています。
- 以上です。
- 議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。
- 議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。

以上で報告に対する質疑を終わります。

これで本日の日程は全て終了しましたが、ここで議員表彰について報告がございます。去る5月8日、高知市で開催をされました第80回四国市議会議長会定期総会において2名が表彰をされました。

また、去る5月30日、東京で開催をされました第94回全国市議会議長会定期総会におきまして8名が表彰され、1名に感謝状が贈呈をされましたので、事務局長より報告をさせます。議会事務局長、猪野高廣君。

○議会事務局長（猪野高廣君） 初めに、第80回四国市議会議長会定期総会において表彰されました方々をご紹介します。

議員在職歴16年以上の特別表彰で石川彰宏議員が、また、議員在職歴12年以上の特別表彰で山崎晃子議員が表彰されました。

続きまして、第94回全国市議会議長会定期総会において表彰されました方々をご紹介します。

議員在職歴15年以上の一般表彰で大岸眞弓議員、島岡信彦議員、依光美代子議員、石川彰宏議員が、また、議員在職歴10年以上の一般表彰で利根健二議員、山崎眞幹議員、爲近初男議員、門脇二三夫議員が表彰されました。また、評議員として会務運営の功績により、小松紀夫議長に感謝状が贈呈されています。

ここに謹んでご報告申し上げます。受賞されました議員の皆様、大変おめでとうございます。

○議長（小松紀夫君） 以上で四国市議会議長会表彰者及び全国市議会議長会表彰者の報告を終わります。

受賞された皆様におかれましては、今後ますますのご活躍をご祈念申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

次の会議は6月13日水曜日の午前9時から開会をいたします。

（午前 9時54分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 3 0 年 第 4 回

香美市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 3 0 年 6 月 1 3 日 水曜日

平成30年第4回香美市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成30年6月4日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月13日水曜日（会期第10日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	12番	山 崎 晃 子
2番	小 松 孝	13番	山 崎 龍太郎
3番	利 根 健 二	14番	大 岸 眞 弓
4番	山 崎 眞 幹	15番	織 田 秀 幸
5番	森 田 雄 介	16番	比与森 光 俊
6番	濱 田 百合子	17番	依 光 美代子
7番	村 田 珠 美	18番	石 川 彰 宏
8番	島 岡 信 彦	19番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	20番	小 松 紀 夫
11番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	ふれあい交流センター所長	明 石 清 美
副 市 長	今 田 博 明	福祉事務所長	佐 竹 教 人
総 務 課 長	山 中 俊 明	農 林 課 長	西 本 恭 久
企画財政課長	川 田 学	商工観光課長	竹 崎 澄 人
会計管理者兼会計課長	森 安 伸	建 設 課 長	井 上 雅 之
管 財 課 長	秋 月 建 樹	建設課林業土木担当参事	澤 田 修 一
定住推進課長	中 山 繁 美	環境上下水道課長	安 井 幸 一
防災対策課長	中 山 泰 仁	《香北支所》	
市民保険課長	植 田 佐 智	支 所 長	黍 原 美貴子
健康介護支援課長	前 田 哲 夫	《物部支所》	
税務収納課長	公 文 薫	支 所 長	近 藤 浩 伸

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	教育振興課長	横 山 和 彦
教 育 次 長	野 島 恵 一	生涯学習振興課長	岡 本 博 章

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理

選挙管理委員長 松 尾 禎 之

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪 野 高 廣

議会事務局書記 山 本 絵 里

議会事務局書記 一 圓 まどか

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成30年第4回香美市議会定例会議事日程

(会期第10日目 日程第2号)

平成30年6月13日(水) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 6番 濱 田 百合子
- ② 3番 利 根 健 二
- ③ 15番 織 田 秀 幸
- ④ 12番 山 崎 晃 子
- ⑤ 1番 甲 藤 邦 廣
- ⑥ 9番 爲 近 初 男
- ⑦ 4番 山 崎 眞 幹
- ⑧ 13番 山 崎 龍太郎
- ⑨ 7番 村 田 珠 美
- ⑩ 5番 森 田 雄 介
- ⑪ 17番 依 光 美代子
- ⑫ 14番 大 岸 眞 弓
- ⑬ 16番 比与森 光 俊

会議録署名議員

8番、島岡信彦君、9番、爲近初男君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（小松紀夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許可します。

6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） おはようございます。6番、濱田百合子です。通告に従って一問一答で質問をいたします。

まず、1問目です。ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾートについてお伺いをいたします。

ピースフルセレネの指定管理者が、昨年度から株式会社香北ふるさとみらいになりました。1年間休館となっていたホテルの再開について、地元の多くの方から再開はいつだろうか、経営は大丈夫だろうか、シェフのつくる食事はおいしいのだろうかなど、多くの不安な声を聞いてきました。昨年はピースフルセレネの改修工事やホテルの名前の変更などがありました。そして、12月には私たち議員は内覧会に行き、改装されたホテルを見せてもらいました。当初予定では、今年の3月半ばのグランドオープンと聞いていたがおくれ、5月の連休前にはオープンとのことでした。私も行きましたけれども、5月の連休はピザとポップコーンの販売だけでした。ホテル1階フロアも12月の内覧会に行ったときと同じで、売店や子どもの遊具もありませんでした。7月12日オープンという報道がありました。ほんとに大丈夫だろうか、約2億円も改装費用がかかっているが、どこにどれだけの費用を使ったのか説明をしてもらいたいという市民の声をたくさん聞いてきました。オープンに当たり、市民の不安な声をもとに質問をいたします。

①です。

改修工事費用の約2億円の使途の説明をお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） おはようございます。濱田議員のご質問にお答えいたします。

ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾートの改修費用の内訳につきましては、改修工事に係る設計監理費としまして1,698万352円、改修工事費1億4,478万8,591円、絵画購入費用としまして1,745万640円、館内サイン・ロゴマーク費用としまして194万4,000円、備品関係としまして1,149万7,640円となっており、合計で1億9,266万1,223円となっています。なお、財源内訳につきましては、県補助金が5,000万円、その他が一般財源となっています。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） お伺いをいたしました。2点ちょっと質問をしたいのですが、5月18日付の地元紙で、ホテルの内装の一部を専門学校生にデザインを依頼したということが書かれていました。これはもちろんこの内装のところに入っていると思うんですけども、デザインを依頼したということですので、別にこれに経費が発生するということではないかもしれませんが、そのことを1点確認をお願いします。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えをいたします。

ご質問をいただきました内装のデザインにつきましてですが、私の今知り得るところでは、お風呂の改装に係るデザインを手がけるというふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） その分も見込んでこの内装費用ということの理解をいたしました。

それからもう1点、まだ看板のほうが変更になっていないと思うんですが、ちょうどホテルに右折する国道ぶちに、大きく今まだピースフルセレネの看板が掲げられています。この看板等も変更しなければならないと思いますが、今後その看板についての予算なんかは、また市のほうに要求がされるということなんでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えをいたします。

ご質問いただきました看板につきましては、ホテル側から先週要望をいただいております。その件につきましては、市のほうの予算としまして対応を考えているところでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） ②に移ります。

平成29年度から平成33年度までの5年間の指定管理料が1,188万円予算化されています。当初の予定よりオープンがおくれておりますが、当初見込みの売上高が見込めるのか、期待ができないのではないかとちょっと心配するのですが大丈夫でしょうか、お伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えをいたします。

香北ふるさとみらいとの指定管理契約につきましては、平成29年度から平成33年度までの5年間となっております。平成29年度のみ指定管理料が1,188万円で、平成30年度以降は営業開始による事業収入が見込まれるということから、指定管理料はなしということになっています。しかし、工期の延長によりホテルのオープンが7月

12日となったことから、当初予定の売上高を確保できない見込みとなっております。
以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） オープンがおくれて確保できない見込みということですが、そしたら、この指定管理料、平成29年度だけで1,188万円ということですが、その後の追加というようなことも考えられますか。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） 指定管理料につきましては、現在のところ具体的な話までは至ってございません。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 7月12日オープンということなので様子を見るということだと思いますが。

③に行きます。

7月12日にオープンとの報道がありました。5月12日から5月27日の予約受付が終わっていると思いますが、予約状況はいかがでしょうか。また、本予約が6月12日に、きのうからですか、始まっているというのも聞いております。広報の方法について、また、パンフレットについては私もホームページで検索してみたのですが、パンフレットとしてのものはまだアップされてないように思いましたが、その辺のこともお伺いしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えをいたします。

予約の状況、広報の方法、パンフレットはということですが、5月12日から事前の先行電話予約を実施しています。予約件数と問い合わせ件数を合わせまして約100件を数え、好調な状況であるというふうに伺っています。また、広報の方法につきましては、香北ふるさとみらいのホームページ及びSNSを中心に行っているということです。パンフレットにつきましては、現在検討中というふうに伺っております。加えて、6月12日から宿泊の受付が始まっておりまして、こちらのほうもホームページでごらんになれる状況です。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 約100件ということで、たくさんの予約は受けてるということですが、本予約がどれだけかというのはこれからのことだと思うんですが。

④に移ります。

子どもや孫が帰ってきたら泊まらせてあげたいが、料金が気になるというこれ地元の人の声です。宿泊料金の上限は公表されました。4分の1の金額を下限とした料金設定になるということですが、実際の利用料が幾らになるのかお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

実際の利用料金につきましては、条例に規定された利用料の幅の中で季節性を考慮しながら決定をしております。なお、6月12日から宿泊予約が開始をされています。7月12日から9月30日までの期間で、数種類のプランから選べる料金設定となっております。料金のほうの詳しいところは、香北ふるさとみらいのホームページをごらんになっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 私も昨日、本予約が始まるということでホームページを見せていただきました。課長がおっしゃるように、7月12日から9月30日までの対象期間で10種類のプランを掲げておりました。一番の売りは家族で入れるお風呂があるということが一番何か、若い世代にアンケートをとったら、そういうのがすごく上位を占めていたというようなことだろうと思うんですけども、例えば洋室・和室で朝食つきで1泊が2名で1室を使用する場合に1人当たり税抜きで1万6,500円というふうに書かれてまして、素泊まりで1泊の場合は、もちろん入浴つきだと思うんですけども、1人が1万5,000円ということで書かれていました。これはちょうど夏の帰省客、行楽シーズンということもあっての季節に限定してということですので、この期間だけの設定だとは思いますが、ちょっと地元の者がこの価格を見たときに、なかなかお盆に帰ってきて泊まらせるのかなってというような価格設定なのかなというふうにちょっと思いました。課長がホームページ見たときのその見解お伺いしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えをいたします。

議員がおっしゃられましたとおり、幾つもの種類のプランでもって料金設定がなされてございます。その料金につきましては、経営側の戦略的な判断でもって設定されているというふう感じておるところでして、私としましては施設の成功を祈っているところでございます。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） ⑤です。

レストランについて、宿泊するしないにかかわらず利用できるのか、また予約が要るのか、利用時間は何時から何時なのか、ピザ以外にどのようなジャンルのメニューがあるのかお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えをいたします。

レストランにつきましては、宿泊の有無にかかわらず利用することができます。また、予約制につきましても今後導入する予定となっておりますとお伺ってございます。レストラン

の利用時間につきましては、シーズンによって営業時間は異なってまいりますが、午前7時から午後10時の幅の中で営業を行う予定となっております。また、ピザ以外のメニューとしましては、地元食材を使った洋食と和食を提供するという予定になっております。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） ⑥に移ります。

香北町はアンパンマンのマンホールやアンパンマンの街路灯や石像のある旧商店街があります。通称アンパンマン図書館もあります。子育て世代の方々に歩いて散策してもらうのにはとてもいいと思うのですが、今後ホテルが順調に稼働すれば、本市としてホテル周辺の観光スポットの整備などを進めていく構想はあるのでしょうか伺います。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

ホテル周辺の観光スポットの整備につきましては、現在のところ具体的な構想はございませんが、今後の動向を見ながら検討をしたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 私は香北町に19年前に移り住んだんですけれども、そのときにはスタンプラリーとかもありまして、ベビーカーを押した若い世代の子育て中の方が町のほうに出てきて、ほんとに楽しく田舎の風情といいますかね、アンパンマン図書館も寄られてと、すごいこう町の中とは違ったイメージをお持ちになって帰られたのじゃないかなというふうに思ったもので、ぜひその辺も今後動向を見ながらということでしたので、香北の町に住んでる方々にも還元され喜ばれるような形で進めていってもらいたいと思うところです。

それでは、この1問目の質問を終わります。

次に、2問目に移ります。

中学校の道徳教科書についてです。

教科書の採択については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令に基づき、教育委員会で採択が行われます。道徳の授業につきましては、従来、小中学校で週1時間の道徳の時間でしたが、特別な教科道徳、道徳科として引き続き週1時間として新たに位置づける学習指導要領の一部改正がありました。平成29年度には、小学校で今年度から使用される道徳の教科書が採択されました。今年度は、中学校で来年度から使用される道徳の教科書が採択されます。

私は3年前の6月議会で、中学校で平成28年度から4年間使用される教科書採択のことについて質問をいたしました。この教科書採択について、文部科学省は、教員の意見を尊重し、保護者・住民の意見をきちんと踏まえることが必要と明言しています。従来の教科書展示会のやり方では、地域住民などの多くの方々に教科書に触れていただくことはできないのではないか、改善を求め、再度質問をするものです。

①です。

何社の道徳教科書が展示される予定ですか。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 中学校の道徳教科書についてお答えいたします。

中学校の道徳の教科書は8社となっています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） ②に移ります。

教科書展示会の開催時期と場所、周知方法について伺います。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

教科書の展示場所である教科書センターは、市役所西庁舎の2階になっています。6月15日から2週間の展示で、市のホームページでお知らせをしているところです。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） その展示場所のことですけれども、6月5日の時点でホームページに掲載されていませんでしたので、私が担当課に掲載のお願いをしました。そのときに翌日には掲載されていましたが、それを見ますと、香美市立図書館、9時から5時、月曜日は休館というふうに書かれていましたが、今年からも教科書センター以外にその香美市立図書館も展示会ができると、見ることができるということで理解しているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） ④のところとちょっと絡むのですけれども、構いませんか。

実は濱田議員さんのほうから、ほかの場所でも開催できないかということのご意見もお聞きをいたしまして、ほんとにありがたいご意見だったので、早速、市の図書館にスペースを設けて閲覧をできるという形をとらせていただいたところです。今年からです。以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） ほんとによかったと思うところです。教科書センターではやはり昼休みが閲覧できない、そして土日が休みということもあり、なかなか住民が気軽に行けるってということにはならない、そして2階でしたので。市立図書館ですと朝9時から5時までということで、月曜日以外は図書を見ることができるということで、より多くの住民が見に行けるんじゃないかなと思います。

それで、周知方法についてもう少しお伺いしたいのですが、高知県の市町村ではないんですけれども、他県の自治体の情報をちょっとホームページで私見ましたところ、5月に既にホームページに掲載をして、お知らせのチラシなども作成をしているところがあります。なので、もし文科省が県の教育委員会のほうに通知をされるのは3月30日

付と、通知をしているということをお伺いしました。そして、県の担当課の方は、各市町村のほうには4月の初旬にお知らせをしているということもお聞きいたしました。そうであるならば、例えばせめて5月ぐらいにはホームページに掲載をして、そして、お知らせチラシも作成するなどの方法もとるとか、6月の広報に間に合えば6月の広報に掲載せる。また、5月には行政連絡会もありますので、そのときにそういったチラシがあれば渡せるというふうな方法もあるかと思うんですが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

濱田議員さんのほうから、この教科書展示会を開催しますという、長岡市、大阪市の資料をいただきまして、ほんとにこれはいいなと感じたところです。今はホームページでということですが、教科書が採択される仕組みっていうか、仕組みまでいなくても皆さんが教科書を一度見てみようと思うようなことになるのには、多分これは各学校で保護者に配られてるんじゃないかなと思うので、何らかの形でこの教科書展示会を見に来てくださる方が多くなるように、こういう形はとてもいいと思いましたので、また参考にさせていただきます。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） ほんとに教育長がおっしゃいましたように、学校へのお知らせはね、すごい大事じゃないかなというふうに思います。道徳教育を推進されてる教員の方も各校にもいらっしゃるわけなので、来年どんな教科書になるのかってやっぱり興味があると思うので、ぜひまたその方向を考えていてもらいたいと思うところです。そしたら、③に行きます。

来館者が感想や意見を書くための用紙などの準備はしていますか。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えをいたします。

教科書はたくさんの方々にごらんいただきたいと思っています。ただ、現在は展示の性格上意見を求めるということでもないので、アンケート用紙等は用意していません。西庁舎のこの教科書センターには、市の教育研究所の人たちがいる場所ですので、そこで質問とか感想をお聞きしたりということが直接できるので、今のところこういうものは用意していません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 教育長も今お手持ちにあると思うんですが、私が調べました他市のこの広報のことなんですけれども、やはりそのアンケートとかもつくっているところもありまして、簡単な丸をつけるだけのものかとは思いますが、意見を求めるものではないと言っても、文科省のほうは私が見る分には、やっぱりその意見を尊重してというふうなことも書かれてありまして、そのために幅広く地域住民が手にとっ

て見るができるように置いてると思うので、感想を何か一言書きたいという方もいらっしゃるんじゃないかなと思いますが。前回私が教育センターのほうに行きましたときには、そのことを言いましたら、名前と住所を書く用紙はありました。名前と住所を書きましたけれども、感想を書くのはって言ったら、ありませんということだったんですけれども、そのときにお伺いする、質問する方が誰かはいたんですけど、質問してそれに答えられる方はいらっしゃらなかったんですね。なので、その場ですぐ回答をもらわなくてもいいんですけど、少しこう書くことによって、教育委員会で協議するときに見てもらえたらという思いが市民にはあるのではないかと思います。また今後検討もしていただけたらありがたいですが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

この教科書の展示につきましては、次の年から子どもたちが使用する教科書を採択する前の、数社の教科書全部展示をする機会ですので、感想とかご意見とか質問とかいただくのは大事なことだと思います。今は研究所の中にあるので、先ほどご説明したとおりの形をとらせていただいていますけれど、図書館とかほかのところに広げた場合には、例えば質問なんかは市の教育委員会に直接いただくとかしないと答えることができないと思うので、方法は少し考えないといけないかなとは思っているところです。採択そのものは、香美・香南地区教科用図書採択協議会で調査委員会を設けてしっかりした調査をした上で、その調査結果をもとに、それから両教育委員会の採択協議を経て、そして決定するものですので、しっかり読み込まないと教科書の中の実際のことがよくわからないということがあるので、この採択協議会のほうの検討というのを一番大事にしながらやっているところです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 次の④ですけれども、これにつきましては、先ほどお答えもありましたので取り下げさせていただきます。

⑤に行きます。

文科省は、道徳を教科化するに当たり、数値で評価して他の子どもたちと比較したり、入試で活用したりしないと言っています。教科書検定に合格するには、道徳の項目を全て扱わなくてはならないという学習指導要領の縛りから、節度や節制、思いやり、感謝、愛国心などの22項目を満たさなければなりません。検定合格の教科書の中で5社が、3段階から5段階で中学生に自己評価させる欄を設けているとお聞きしました。文科省は、先生が点数で評価するわけではないので問題ないとしています。教育学の研究者からは、生徒自身に内心を数値で評価させるものであり、子どもの考え方を縛ることになりかねない。評価を気にする子どもは本音と建前を使い分けるのではないかと、疑問や懸念の声が出されておりますということを読みました。文科省は、考え議論する道徳科

へ質的に転換とされています。今後、学校での採点や評価をどのようにされるのでしょうか、伺います。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 道徳の評価についてお答えいたします。

道徳科の評価は、生徒がいかに成長したかを積極的に受けとめて、認め励ます個人内評価を行うのが適しており、子どもたち一人一人のよい点や可能性、進歩の状況について、記述式で評価をいたします。また、他の生徒との比較による評価ではなく、本人がいかに成長したかの伸びしろに着目し、特に多面的・多角的な見方へと発展をしているか、道徳的価値の理解を自分自身とのかかわりの中で深めているかといった点を重視して、大きなまとまりで記述をします。なお、高校入試の手続における調査書には記載をせず、入学者選抜の可否判定に活用することはありません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） それでは、次の3問目に移ります。

健康づくりを推進するためにです。

本市は、健康づくりを推進するために、健康づくり婦人会や健康づくり推進員、食生活改善推進員と行政が連携しながら、健康づくりのための啓発活動をしています。40歳以上の特定健診の受診率を上げるために、平成28年度から受診券の有効期限を年度末まで延長し受診勧奨を行っています。しかしながら、受診率はまだ目標値に届いていません。健康寿命を延ばし、高齢になっても要支援に認定されても、できるだけ住みなれた地域で生活するためには、疾病の早期発見と早期治療への橋渡しと、周りからの働きかけが必要です。そして住民同士のつながりを大切にし、いつも気づかう関係を地域で構築していくことが、ひとりぼっち、孤立を防ぐ手だてになります。

以上の観点から、以下の4項目について順次質問をいたします。

（1）です。健康づくり地域ネットワーク推進事業について質問します。

①です。

昨年度の予算150万円が100万円の減額となりました。本年度も150万円の予算が計上されています。5月時点での申請状況について伺います。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） おはようございます。濱田議員の質問にお答えします。

5月末時点での申請件数は5件で、そのうち2件が新規団体となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） この事業は平成26年度から始まっております。前回私が質問したときの答弁では、平成26年度が8団体、平成27年度が10団体、平成28

年度が4団体、平成29年度が5団体で、先ほど今年度は5件で新しいところが2団体ということをお伺いしましたが、前回の答弁では、2年後も活動が続いているので、2年が一くくりになってますのでその後ということだと思っんですけども、その後も活動が続いているので、ネットワークの強化にはなっているというふうなお答えだったと思います。4年間で16団体がこの事業を使っているわけですが、今回5件で新しい新規が2団体ふえてるわけですが、それについても同様のようない見解でしょうか、お伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 自分はそのように思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） ②に移ります。

制度の見直しの検討はされましたでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

この事業は、地域ぐるみで自主的に取り組む健康づくりや、検診等の受診啓発等をしてもらうために、5名以上の団体に2年以上継続でみずから運営していただけるようにと、準備も含めた2年間の補助と考えております。地域での健康づくりはもちろんのこと、人と人とのつながりを強める活動についても、2年間の補助期間が経過した後もそれぞれの地域で根づいていると思われます。制度の見直しの検討という質問ですが、申請方法、補助期間など、現在見直しは検討していません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 現在のところ検討はしてないということですが、この事業について5月の議会報告会でも意見がありまして、ちょっとなかなか素人がといいますか、一住民が申請用紙書いてするのは、なかなか難儀がいくというような意見がありました。この制度は、1点目が健康づくりのための運動や講座の開催、2点目が地域で人と人とのつながりを強める活動という2項目になっているわけです。とてもよい内容だとは思いますが、2項目となりますと申請書類もそれだけ多くなると思いますが、できるだけ簡単なものにして、そして今本庁でしかこの受付できないと思っんですけども、香北や物部の支所でも受付ができるようにならないものかと思っます。担当職員がいて説明を要するなら支所まで出向いて、お電話でもいただいて支所へそのときに行くとか、支所でもそういった受けてできるように、周知し合っておくとかいうような方法はとれないものではないでしょうか。16団体、今年度が新しく2団体ということですので18団体になると思っんですけども、これ昨年度ですけどね、山田が10団体、香北が5団体、物部が1団体となっています。だから、やはり香北や物部にお住まいの方に

としては、本庁まで出向き申請するにはやはり車の運転もできないといけないし、書類を仕上げることでできる方となると、なかなか申請するところまでいかないのではないかとと思うところですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

補助金の交付申請などに関しては、当該事業内容等が適正かどうか精査する必要がありますので、申請や報告時に必要な提出書類の記載方法などを簡素化することは、なかなか困難と考えております。香北支所、物部支所につきましても検討はしていきたいと思いますが、先ほど言ったように適正かどうかの精査をする必要ということもありまして、今現在担当のほうが申請を受け付けております。また、問い合わせがあった団体につきましても、できるだけ細かな指導をしながら個別対応をして、スムーズな書類が作成できるようにフォローはしていきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） ぜひ、せっかく予算も立てていることですし、できるだけ多くの団体の方が申請できるような手だてを、もう一度検討をしていってほしいと思うところです。

③に行きます。

高知家健康パスポート事業を拡充し、健康づくりに対する意識の醸成と行動の定着化を県は推進をしています。本市のこの事業の趣旨と同じだと思います。県の高知家健康パスポート事業と連動させ、ヘルシーポイントシールがもらえるなどの取り組みにはできないものでしょうか、伺います。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

ヘルシーポイントシールを配付することは可能であると思いますので、年度末に団体から補助金の実績報告書を提出していただく段階にはなりますが、希望に応じて各団体の年間出席者名簿と照らし合わせ、出席回数などの確認から配付できるように、また配付方法についても協議していきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） そうしましたら、（2）に行きます。

介護予防活動支援事業（案）について。地域の公民館や集会所等を使用し、自主的に活動している団体が52団体あります。このような団体が活動を継続するための活動費の補助はできないものでしょうか。お手元に津市の資料を配付しています。この津市の資料、裏表とあります。この津市は、介護予防活動支援事業ということで介護予防を推進することを目的に、地域のグループや市民団体など市内の団体に活動費の補助をしています。介護予防については本市は社会福祉協議会に委託をしていると思うんですけれども、この津市の場合、社会福祉協議会には生活支援コーディネーターとい

う方がいて、その方が各団体を見回り、補助金の説明や団体間の交流などを委託をしているということでした。今まではこの裏のページになりますけれども、従来は月1回以上活動する団体にこの補助をしていたということですが、昨年度から総合事業として位置づけをしたということで、週1回以上活動する団体にも、資料で言うと裏面の7の(2)のところですね、週1回以上活動する団体にも補助をするようになったということです。今年度、人口規模大きいですので、市内200のサロンがあるうち38団体が申請をしており、そのうち20団体は週1回以上活動する団体だそうです。平成32年度までに90団体を目標にしていると、担当課からお伺いをいたしました。

やはり集まって運動したりお料理をつくったりして、交流活動だけでも申請が可能なので、申請しやすいのではないかと思ったところです。既存の団体だけではなくて、今後新たに地域で集まってサロン活動をしたいといった方々にも適用されます。こういう方を地域でふやしていくために、ぜひこのような介護予防活動支援事業、大津市がしている事業も参考にさせていただきたいと思うところですが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

現在、地域の集会所等で市民の皆様が行っています集いは、地域の方々が主体的に行ってくれている集いです。地域の集いは地域の交流の場であり、集まる頻度は月1回のところもあれば週1回、年数回のところもありますが、それぞれ自分たちの生活にあわせて活動しております。補助がなければ続けられない場とならないようにとの思いから、補助金はありません。現在の集いに、個別に市からの活動費の助成は検討していませんが、立ち上げ支援や出前教室等を通して、地域で集まりたい、何かをしたいというときの力になりたいと考えております。また、大津市の例は、先に質問にあった香美市健康づくり地域ネットワーク推進事業と類似した取り組みのようにも思いますので、集いなんかの立ち上げに当たっては、このネットワーク事業の活用を検討したいと思います。以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） (1)の健康づくり地域ネットワーク推進事業の検討をされるときに、またこの介護予防活動支援事業、こんなのもあるということも含めてご検討いただきたいと思いますと思うところです。

次の(3)に移ります。

県の「前立腺特異抗原（PSA）検査事業」について質問をいたします。

①です。

今年度55歳になる男性を対象に前立腺特異抗原検査が無料で行われています。これお手持ちの資料の2枚目をごらんください。これは県の資料です。前立腺がんは55歳ごろから増加しています。県下一斉の事業のことを本市はどのように周知をしていますか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

高知県が実施する啓発事業のため香美市での周知はしていませんが、高知県から委託を受けた検査実施医療機関で個別にチラシが配られています。ほかは県のホームページで周知されています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 県に伺いましたら、5月15日と16日に県から市町村にがん検診の説明をしたとき、この検査のことも話していると、そしてチラシも渡しているとのことでした。がん検診には位置づけられていませんが、55歳ごろからふえる前立腺がんを早期発見するための方法として、この検査があるという意識を持っているためにも、その啓発をすることを香美市にもしてもらいたいということをおっしゃっていました。このチラシはせっかく県でつくってありますので、もう5月の時点で説明もあったということですので、もちろん医療機関でこのチラシを置いてるとはわかりますけれども、やはり市としてこのチラシを有効活用することを考えないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

以前、平成27年度にこの前立腺がん啓発用リーフレットを3,000枚購入し、計画もつけて配布はしております。それ以降は配布はしていませんが、県のほうの話ですが、これは検診として実施しているわけではなく、こういった検査もありますよという啓発のための事業ということを知っております。これ以上の啓発の媒体は考えてないということで、あと、この事業自体は今年度で終わりだということも聞いております。このような検査があるということについては周知はできますので、また検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 課長からも周知はしていきたいというご答弁はいただきました。やはり私も県のほうに問い合わせましたら、今年で終わり、今年で3年目ということですがけれども、昨年度290名の方が検査を受けてるわけですね。その中に香美市の方がいらっしやっただかどうかはわかりませんが、やはり市独自に補助はありませんので、やはり県が行うこの事業を、壮年層の健康意識を高める上でもやはり広めていくことは大変有効だと。特定健診とセットですので、特定健診に行けば血液をとってこれができるわけですので、別にわざわざ行く必要もないので、特定健診を奨励する意味でもいいかと私は思うところです。

②に行きます。

働き盛りの壮年期の健診率を上げるために、本市でも検診への補助をするなど取り組んでみてはいかがでしょうか。2枚目の裏に、前立腺がんの検診実施について、奈半利町の分を配付をしております。今年度、県の事業の対象者を除く50歳以上の男性にはがきで案内をしています。特定健診とセットで実施されているようです。県下では今約半数の自治体で何らかの補助制度があります。全額補助でなくても、補助があることで受診に結びつくことは考えられないでしょうか、お伺いたします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

前立腺がんの検診は、厚生労働省が対策型のがん検診として推奨していないのは以前から変わってないので、香美市としては導入する予定は今のところはございません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 香美市として導入する予定はないということでしたら、なおさら県のこの事業をアピールをしてもらいたいと思います。これは人数制限ありませんので、来た方は全員医療機関で特定健診とセットで受けれますので、このチャンスをより多くの方に広めることは大事かと思われれます。

それでは、（4）に行きます。

後期高齢者の集団健診実施について。

①です。

この質問については今までもしてきましたけれども、その後の検討されたのかどうか伺います。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えいたします。

関係各課等と打開策を検討しております。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 香美市だけ集団健診がないのですね。ほかの自治体は、集団健診もあり個別健診もあるということなんですけども、ひょっとほかの自治体に尋ねられましたでしょうか、状況について。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えいたします。

他の自治体はどうしているかという以前に、香美市内での問題がたくさんございまして、以前からご指摘を受けて解決策をいろいろと検討はしておりますけれども、解決に至ってないということです。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 香美市の独自の課題はあろうかもしれませんが、以前に私は南国市、香南市、安芸市、近隣の市町村にお聞きをいたしました。そしたら後

期高齢者医療制度が始まる、平成20年度に始まりましたが、この制度が始まる前は老人保健法の中で40歳以上、それは集団健診がずっと全部あったということで、それが後期高齢者医療制度が始まったということで、75歳で分けるような保険制度にはなったわけですけれども、もともと集団健診はあったということをお伺いをいたしました。だからほかの市町村は、私が思うのには、もともとあったものだから集団健診をなくすということにはならなかったのではと思ったのですが、その辺はまた市独自でいろんな課題もありますのでお考えいただいたらいいと思いますが、そういうことをお聞きいたしました。

次の②に移ります。

本市が実施できない課題を以前お聞きしましたときに場所の問題や人員配置など、環境整備ができないということの答弁だったと思うのですが、それは検討してるというお答えでしたが、解決できない課題になっているのでしょうか。そして、また、かかりつけ医の必要性は理解できますけれども、健診機会の間口を広くする、どちらも選べるよということですが、そのことが必要ではないかと思うのですが、そのあたりの見解をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えいたします。

まず、解決できない課題かのご質問ですが、超えられない課題ではないと考えておりますので、引き続き関係機関と協議し、しかるべき方策を探ってまいります。また、見解をとということですが、後期高齢者に限らず、市民全ての健康寿命の延伸につながる取り組みは重要な施策と認識しておりますので、限られた環境で創意工夫して効果的な事業を実施してまいります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 以上で私の全ての質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 次に、3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） おはようございます。3番、市民クラブ、利根です。一問一答方式で順次質問を行ってまいります。

まず、インフォメーションの（1）の①です。

駅、銀行、ショッピングセンター、文化ホールや公民館、そして、その他の庁舎などの行政施設等、人の集まる場所はポスターや啓発物など広く利用されております。香美市の庁舎においてもポスター等の掲示等に利用されていますが、このスペースをもっと有効活用すべきではないかと思っていましたところ、大分県の中津市の庁舎を訪れる機会があり幾つかヒントを得ましたので、提案の意味も込めまして順次質問をさせていただきます。

まず、意見書箱のあり方です。これ（スクリーンを示しながら説明）が香美市の今あ

る意見書箱ですね。こういった形で、あと、ほんで書く用紙も（スクリーンを示しながら説明）もう普通のレポート用紙に近いような状態です、これが。続きまして、これですね（スクリーンを示しながら説明）、レポート用紙みたいな。自分が見た中津市、こんな形です（スクリーンを示しながら説明）。これずっと見てもらいますとアイデアボックス募集（スクリーンを示しながら説明）、様式もいろいろ、よくレストランなんかである接遇に点数をつけるところまでありますね（スクリーンを示しながら説明）。そして、アイデアボックスという先ほど見ましたようなポップがありまして、単なる意見というよりはアイデアも募集してますよっていう感覚がすごくあります。香美市も、もっと市民の声を聞かせてください感があるボックスにしたらどうでしょうかということですよ。

また、中津市は、記名で意見を出すことにより、個人宛てに回答書が送られることになっています。パブリックコメント、以前質問したときも言ったことがありますけども、市民からの意見とかアイデアをいただいたら、ちゃんと回答する姿勢が行政としては必要ではないかと思いますがいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） おはようございます。利根議員の質問にお答えいたします。

意見書箱については、市民の皆様からご自由な意見をいただくために設置しており、これまでさまざまなご意見をいただいております。また、住所・氏名を記載していただいているものについては、担当部署から回答をさせていただいております。本日、利根議員から貴重なご意見をいただきましたので、改善に向けて検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） そしたら、ああいったポップとか、こういった書く様式のほうも、ぜひそういった意見をいただきたいというようなにおいのするものにしていただければいいと思います。香美市のやつやったら、その住所・名前とかなかなかすぐ書く欄がないと、意見だけとか不満だけを書いて終わりそうなところもありますので、ぜひ書式とか掲示の方法とかも含めての内容を。実は、議会報告会でも図書館は誰が決めたとか、市民の声は聞いていないのではないかという声も結構ありまして、そのときはパブリックコメントとかアンケートとか懇談会もやっちゅうよとか、民間の委員も入ってやってるよとかいう話は、1対1ではその場では自分も話をしましたがけれども、なかなか納得をいってないような状況で、まあいうたらこういったことでプラスして、その代表が決めてるんじゃないじゃなくて、市民一人一人の意見がちゃんとと言える場所をもっともって提供して、それを告知していくことがすごく大事やと思いますので、ぜひこういった形で、市民の皆さんが書きやすいようなスタイルに変更をお願いをしまして、②のほ

うへ行きます。

各課のインフォメーションの場所として、もっと有効活用してはどうかということです。次がこんな感じです（スクリーンを示しながら説明）。これも中津市です。これが消防本部による火災報知器の、どれぐらいなのかな、コンパネ1枚分ぐらいの大きいやつです。香美市も火災報知器は1軒に1台ずつ配られましたが、適正な設置にはまだまだ1軒に何か所もつけんといかんようなお家もあります。新築のときにはもうつけんといかんことになってますけども、実際ついてない家が大分あるんで、そういったところの啓発にこういった場所を利用してはどうかと思います。また、防災対策課では感震ブレイカーの設置も進めていますので、市民に向けてもっともっと啓発する場所として利用したらとは思いますが。

ちなみに次が、これが（スクリーンを示しながら説明）入り口にある5月の市税の納期って、どれぐらい実際納期忘れがあるのか、自分もちょっとカウントしてないんで、聞いてもないんでわかりませんが、こういったこともやっています。

あと、これが（スクリーンを示しながら説明）、どこにあるかな、ここは生活保健部というのがありまして、そこの清掃課がごみを減らそうという一環で、不要物をもう市民から市民に直接どうでしょうかというような提案を、行政のロビーを使ってやっています。こういったことをやるとしたら、特に環境上下水道課のほうはちょっと庁舎が離れてまして、そのインフォメーションの場所が少ないと思いますので、ここのロビーなんかも利用できると思います。これですね（スクリーンを示しながら説明）、こんな感じで譲ってくださいと。これあんまりやると香美市内でお店してる方の邪魔になってもいかなので、ちょっと検討はせんといかんとは思いますが、こういった方法でも使えますよということです。

次がディスプレイの利用の例です。これですね（スクリーンを示しながら説明）。いろんなインフォメーションが、たびたび実際現実的にはしたほうが良いと思うやつはこういうことができます。これはちょっとシステム上香美市はなかなか必要ないかと思いますが、こういったご案内もあると思います。これが香美市です（スクリーンを示しながら説明）。先日の納税の時期には、以前提案させていただいた、いざなぎ流や物部の限界集落をテーマにしたDVDなんかを流していただきましたが、ふだんはちょっとこういう状況で寂しいかなと思います。前言いましたけども、横山課長が三嶺の風景とかいろいろええ写真も持っていますのでそういったやつも活用して、来たときにここに黒い枠があるよりは、香美市の花とか山とか、そして各課のインフォメーションがあったほうがすてきじゃないかと思いますがいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 利根議員の各課のインフォメーションの場所と活用についてお答えいたします。

1階市民ホールは、現在もイベント、展示、広報等で各課に貸し出しています。使用

していない期間も多くありますので、管理している管財課としては、各課に積極的に活用していただきたいとは考えております。

以上です。

ディスプレイについてですか、③の。

○3番（利根健二君）　　そうですね、済みません。③まで行きましたね。

○管財課長（秋月建樹君）　　大型モニター（ディスプレイ）の利活用につきましてはホームページでは案内していますが、再度各課等へ周知を行い、幅広い活用につなげていければと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君）　　3番、利根健二君。

○3番（利根健二君）　　読み上げ原稿とちょっと番号打ちが間違ってます、失礼をいたしました。

管財課のほうでは積極的にというお話をいただきましたので、今幾つか例を挙げた各課の方にはぜひ積極的に、取り合いになるぐらいのスペースがあれば自分はえいと思いません。どうですか、一つせっかく写真をいっぱい挙げたんで、消防本部による火災報知器の設置とかいうのはなかなか、今ね山田すごい火事多いですので、町なか特にね、こういったやつをどんどん啓発で使っていったらえいと思えますけど、一つだけそしたら答弁を。

○議長（小松紀夫君）　　消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君）　　お答えをいたします。

住宅用火災警報器が義務化された当時は、住宅用火災警報器のディスプレイやパンフレットを置いて、普及啓発を行ったことはありますが、それ以降は活用しておりません。今後、ご提案をいただきましたので、住宅用火災警報器、また消防団のPR等に活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君）　　3番、利根健二君。

○3番（利根健二君）　　続きまして、④のボランティア団体等のインフォメーションのほうで、これですね（スクリーンを示しながら説明）、中津沖代ライオンズクラブはこういった書き損じはがきのインフォメーションですね、これを集めて施設なりいろいろにやるということです。こういった感じで、香美市関係ではいろんなライオンズクラブとかロータリー直接あるのかないのかな、あと幾つかあります、国際ソロプチミストとか。そういった民間団体のインフォメーションの場所としても利用していただければ、そういった団体と行政との連携の強化にもつながり、行政事務執行時にお互い協力し合えるような体制が、もっともつつくりやすくなるんじゃないかなと自分は思っておりますがいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君）　　管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） お答えいたします。

納税相談時期を除き、スペースの一部を各公共機関・団体によるインフォメーションの場として活用していただくことには支障はありません。ただ、常設による使用者の偏り等については、いろいろ考えていかなければならないとは思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 利用させていただいてえいというご答弁をいただきました。利用できることをどうやってインフォメーションしていくとか、同じ行政内やったらここ使わせてよってという話もすぐできると思いますが、そういった団体に対してここを使っていいよってというような、ちょっとインフォメーションをせんとなかなかそういった方向にはいかないと思いますが、その辺のお考えがあればお願いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 先ほどのモニターのところでも返答させていただきましたが、ホームページにモニターのほうは載っているところなんです、利用者がいないというところ。市民ホールにつきましてもホームページで広報していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） そしたら、⑤の庁舎の入り口でも利用できるスペースがあるということで、ちょっと幾つか写真をまた。これですね（スクリーンを示しながら説明）、ここにのぼりがありますね、あと、事故ゼロにしようとかいろいろな。今のやつは結局常設という、ロビーの中やなくて外やったら、さっきののぼりとかこういったやつがある程度常設に近い形で。あとこれですね、食中毒注意報発令中とか啓発にも、これはそういった時期に出すと。ある程度外も利用すれば、時期時期にあけんといかんかって常設でできるんやないかと思いますが、こういった外もうまいこと使ったインフォメーションをしたらどうかという提案ですが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 車両の通行や来庁者の妨げにならない範囲での活用であれば、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） ちょっと写真が、こういうとこですね（スクリーンを示しながら説明）。このエリアとかこの奥の椅子のエリアとか、実際は結構ここは（スクリーンを示しながら説明）時期時期の使う必要があるんで常設は無理かと思いますが、先ほど見せた外の部分については可能やないかと思えます。

そしたら、（2）のパブリックコメントの取り扱いに移ってまいります。

以前から提案していましたが、香美市のトップページにおける審議会情報や、パブリックコメント募集に対するインフォメーションは、バナーみたいな形でリンク張ってすごくよくなったと思います。ちなみに、これが高知県のトップページです（スクリーンを示しながら説明）。すごいトップページは高知県はおしゃれな感じですが、実はこれがそこから入った行政の2面目（スクリーンを示しながら説明）、ここにパブリックコメントのリンクが張ってます。全体の中のこのスペースですね、こんな感じ、意見公募。これと先ほどの香美市のトップページを比較すると圧倒的に、先ほどじゃなかったこれですね、香美市のトップページ。これはもう割と大きいバナーでどーんとパブリックコメント、審議会等、圧倒的に香美市が見やすいと思います。今後デザイン変更があっても、ぜひこういったパターンを維持をしていただきたいと思います。

それでは、①の図書館の検討委員会のほうを例にとって質問します。

図書館の検討委員会で市民からいただいたパブリックコメントは、回答書がホームページ上に載せられています。香美市立図書館建設等検討委員会においては、現課長になってから、ホームページにおいて検討委員会の会議録の概要やアンケート集計結果、事業計画案、パブリックコメントの回答等、かなり情報が見ることができるようになりました。すばらしい対応やと自分は思っております。しかし、残念ながら、パブリックコメントがどういう状況に置かれてるかというところ、ここから見れるがですけども（スクリーンを示しながら説明）、こっから行ってこう行ってこう行ってこう行ってこう行って階層が5つぐらい、これにもまだ実はここに書かれてない階層があって、ほんとに深いところに存在をしています。

同様に、福祉事務所が行った障害福祉3計画によるパブリックコメントも同じような状態ですね。ここに（スクリーンを示しながら説明）ずっとパブリックコメントの回答というかね、どういうふうにお話をしましたよということが回答書としてちゃんと載ってますが、これも見ていただいたらわかるとおり、ずっと中へ中へ中へ入って行ってやっとな、知った人が探そうとしてもちょっと距離が、道筋がありすぎると。システム上置く場所はこういったことはもう仕方ない、置き場所としてはね。ですが、せっかくだいい体制をとって一生懸命頑張ってるのが、市民の目に届かなければ意味がないんで、もうちょっとわかりやすく表示をしたらどうかという提案です。

先ほど言ったように、もうちょっとトップのバナーの1個入ったところに帯を1つつくって、こういったところへ募集中（スクリーンを示しながら説明）、募集予定、終了、ここに1つこういったこのサイズの帯をつくって、結果という。そこを開いたら、すぐそういったパブリックコメントに対する結果が出るような形をつくったらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えいたします。

現在トップページにパブリックコメントのバナーがありますので、パブリックコメン

ト実施中であれば、パブリックコメント専用ページから目的の箇所にとどり着くことができます。しかし、終了後は実施済みパブリックコメントとして掲載しており、リンクは張られておりませんので、そこから目的箇所にとどり着くことはできません。利根議員からご指摘を受けましたので、今後検討し修正していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） そしたら、②のほうへ行きます。

募集結果はここに（スクリーンを示しながら説明）、募集終了の分ですねここにざっと5つ載っております。今、図書館関係と2つ例を挙げましたが、残りの3つですね、この下に残ってる第3次香美市行政改革大綱と、第7期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画の3つについては、自分の探し方が悪いのか一生懸命探してもなかなか行き着きません、パブリックコメントに対しての。これは回答書ができていないのか、それともコメントがなかったからなのかをお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えいたします。

第3次香美市行政改革大綱については、コメントはありませんでした。第7期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画については、コメントが1件ありましたが、計画とは関係のないコメントであったため回答は掲載しませんでした。第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画については、コメントはありませんでした。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） その第7期の1件については、自分も今聞いて、載せたらよくない内容なのかもしれないので何とも言えませんが。

③へ行きます。

募集結果は、高知県で言えばこんな感じですよごく見づらい（スクリーンを示しながら説明）、高知県の募集結果のね。割とこうバナーから近いところにあって、えい場所に置いてありながらすごく見づらい。ここに1件1名とか、これゼロ件が多い。やっぱりパブリックコメントやっても、結構皆さん興味ないことはあれなんでゼロ件多いです。けど、そのことに対して市民がどれぐらい意識しちゅうかと、意識してない人も誰もがどれぐらいそれに興味を持ちちゅうかいうがを知ること、それなりに大事なことでと思いますんで、ゼロ件はゼロ件としてちゃんとこういった募集してゼロ件って、さっきのほうの結果のところ、そういったバナーを検討していただけるということなんで、これもちゃんと挙げたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

パブリックコメントについては、本年度、制度等について検討することにしており、利根議員からご指摘いただいた募集の結果のことも含めて、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○3番（利根健二君）　　ちなみにそのホームページに係る、こういったパブリックコメントに係るやつはどういったチーム、ホームページも何かチームをつくってね、検討チームつくってと言っていましたけども、パブリックコメントも同じチームでやるのかどうかしりませんが、どういった枠組みでやるのかお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君）　　総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君）　　お答えします。

昨年度、情報公開検討委員会を設置しまして1年間検討し、本年度より審議会等情報をホームページに載せておりますが、そのメンバーを基本として、また検討委員会を設置して検討していくこととしております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君）　　3番、利根健二君。

○3番（利根健二君）　　そこがフェイスブックなんかの検討もしゅうチームですね。

（総務課長、山中俊明君、自席にてうなづく）

○3番（利根健二君）　　そしたら、よろしくお伝えをください。

そしたら、この部分が終わりました。

○議長（小松紀夫君）　　暫時休憩します。

（午前10時19分 休憩）

（午前10時35分 再開）

○議長（小松紀夫君）　　正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続行します。

3番、利根健二君。

○3番（利根健二君）　　休憩前に引き続きまして、横堀川の今後の計画についてを質問をいたします。

横堀川のコースが、新町西町線の計画に伴い、現在の宝町緑地を北進してきて古谷燃料の前で約90度曲がり、JR山田西町駅まで西進するコースから、新町西町線の下を暗渠にてあけぼの街道まで直進するコースに変更になると聞きます。現在でも周辺の住民から、水量が少なくごみが流れずたまっているときがあるとか、川が時々臭いとかいう衛生面での苦情を聞くことがあります。そして、この変更で水量が減ったらどうなるか心配だという声も上がり始めました。

そこで順次質問をいたします。

あけぼの街道へつながったときには、東西の水路には物部川水系、これは上井と接続

しておりますので、上井からの水は流れてこないのかをお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 利根議員のご質問にお答えいたします。

横堀川は、過去に物部川水系上井川よりかんがい用水路として活用されていたようですが、宅地化が進むにつれて水路の役割が変わり、現在の排水路となっています。今後あけぼの街道へ新設水路が開通すれば、古谷燃料店前で既設水路は遮断しますが、これまでと状況は変わらず、上井川より用水が流入することはございません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） そしたら、今までも余り流れてない、かなりの増水時とかは入ってたのかな。自分は、すごい逆勾配になっちゃって、ふだんは流れんけど上井川がかなり増水したときは流れるというような形では聞いていましたが、全然流れてなかったんでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

自分が聞いたところでは、上井川より若干の希釈水が流れ込んできたということは聞いておりますが、現在は流れてきておりません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） そしたら、次の質問へ移ります。

②と③は多分答弁とか質問が行ったり来たりすると思いますので、あわせて②と③を1問としてやりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。これが現在の水路ですね（スクリーンを示しながら説明）。結構大きいです。そしてここですね（スクリーンを示しながら説明）、これが甫喜ヶ峰疎水系というか松尾サイフォンをやってきたやつが、ちょっと近くにまだ畑とかがありまして、まだ水を使ってるとこがありまして流れております。それがここここですね（スクリーンを示しながら説明）、2カ所が現在も通常のきれいな水が流れ込んでるところです。ここに、まあ言うたら先ほどの水路の部分に、東西の部分のみの雨水ですね、上からも全然来ないと。それと、若干の家庭の雑排水が見たところ入っておるようです。若干の家庭の雑排水とその甫喜ヶ峰疎水系からの水が、ちょっと畑を使ったのが流れてくるとは思いますが、先ほど見ていただいたあの断面積とか容量の水路は不必要になると思います。適切なサイズの水路へ変更してはどうでしょうか。

上井からの流入を想定しなければ、水路の傾斜の設計ですね、今その逆勾配になるとか傾斜が緩いとかいろいろありますんで、そういった設計の自由度がまして設計監理等も楽になると思います。また、必要なサイズの三面水路ブロックみたいなやつを埋める工法をとれば、比較的工事費も抑えられて、先ほどの大きい断面を全部埋めてしまいま

すので、現在の擁壁の強度の心配もなくなるし、古くなっている橋の耐震の心配もなくなり、また、かなりの幅の残地ができますので、カラー舗装などをしてウォーキングコースにすることもできます。そうすれば、公園法上不足している公園面積としてこの用地をカウントすることも、都市計画の変更も要りますが、可能になると思われ、もちろん身近な防災公園としての機能も有することになります。こういった耐震対策、環境整備にあわせて、現在の山田駅から古谷燃料までの狭い東西の道を、児童や車が通行している危険な状況を見たときに、交通安全対策にも効果があるんじゃないかと思いますが、検討していつてはどうか、お伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。②と③をあわせてお答えいたします。

既設水路の今後の利活用につきましては、現在建設課と構成しております土佐山田地区浸水対策プロジェクト会議におきまして、議論していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） プロジェクト会議の担当の課をお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 環境上下水道課と建設課の、特に技術を主体としたチーム編成であります。メンバーの人数は約十二、三名だったと思います。その中に担当各課の課長も参加しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 多分これはかなり費用もかかるんで長い計画というかね、最終的にいい形にするにはかかるとは思いますが、先ほど言いましたようにいろんな要素があります。その公園から交通安全、環境、まあいうたら健康福祉の部分で、若い人なんかはあけぼの街道とかずいずいずいずいこうウォーキングとかしてますけども、お年寄りらあがちょっと歩くのに町なかでえいコースにもなりますので、いろんな要素がありますので、できれば実務的なプロジェクトとそれを検討するプロジェクトは、もうちょっと幅広いところでやったらどうかなというような感じがしますけども、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） まずはプロジェクト会議で議論をしていきたいと、その後どうするかはまた検討していきたいと考えています。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） ちょっとまだ漠然とした話なので、進める中でぜひせつかく町なかに幅広い残地、残地というかね香美市の市有地ができるんで、それを有効利用す

ればかなりえいもんと、お金かける必要も、埋めるのにお金かかるけど土地を得るための、かなりの面積になりますんでお得な場所なんで、ぜひ幅広い意見をどっかの時点では集めて進めていくようお願いをしまして、質問を全て終わります。

○議長（小松紀夫君） 利根健二君の質問が終わりました。

次に、15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 15番、公明党の織田でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に沿って一問一答方式でお尋ねをいたします。

まず1点目、地震への備えについてでございます。

私も一般質問では、再々防災・減災について質問もさせていただきました。過日の高知新聞報道でちょっと気になりましたので、その報道から関連して3点ちょっとお伺いをするところでございます。

高知市は、住宅耐震改修の受け付け件数が、2017年度は過去最高の585棟でございました。前年の2016年度ですね、前年の熊本地震で耐震改修への関心が高まり、昨年6月に住宅改修の補助上限を、これ92万5,000円から110万円に引き上げたわけでございますが、すると受け付け件数が急増し、2016年度の1.8倍となりました。しかしながら、改修の実施件数は過去最多でありながら372棟にとどまり、213棟が2018年度の繰り越し予定となった。このような報道でございます。高知市建築指導課は、事業者の改修できる件数にも限度があるということで、年間600件の実施を維持できるように啓発をしていきたい。こうした内容の記事でございました。

この事例等も参考にしながら、本市の耐震改修の現状について以下お尋ねをします。

まず①でございますが、本市は県下でも最高レベルの耐震改修工事の補助を実施し、代理受領制度も行っております。これは、法光院市長も力を入れていただいております。ということが重々わかるわけございまして、前防災対策課長の岡本課長時に、受領制度等も対応していただいたという流れがございます。昨年度の本市の耐震改修工事の受け付け件数、そしてまた実施件数及び繰り越し件数についてお伺いをするところでございます。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） ご質問にお答えいたします。

昨年度、平成29年度における住宅耐震改修費等補助金の改修工事申請受け付け件数は78件です。工事の実施件数は、事業中止となった3件を除く75件でした。耐震診断の実施件数は130件で、改修設計まで進んだ95件のうち75件が年度内に改修工事を終えており、工事完了に至らなかった件数は20件です。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 補助金の増額によってかなり受付、診断とかそういったものふえてきておると、そのように認識をしておりますが。

それでは②、これ建築事業者は毎年繰り越しいうんですかね、そういった案件とか、

予算オーバーでストップになったりした場合等については、当然行政対応として補助金の投入、補正の投入等もするわけなんですけど、4月1日から何とか申請し、工事着手に持っていきたいと。以前も同種の質問をさせていただいた経緯もありますが、県とかその補助制度の確定、そして市民にも5月の広報で周知するというので、若干おくれたという経緯があるわけですが、これ私は、新規の事業であればそういう対応もそれはもう確かにそのとおりであると思いますけど、そういった継続の事業については早期の対応、それが望ましいんじゃないかと思いますが、この②ですが、建築事業者は、繰り越しとなった事業について、年度当初からの実施を望んでおるわけですが、本市の対応をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

住宅の耐震改修等補助事業は、その財源としまして事業費の2分の1の国庫補助金、4分の1の県費補助金を充てており、年度当初に行う交付申請から交付決定までの1カ月余りの間、事業の指令前着手が認められておりません。このため、前年度中に改修設計を終えた方に、約1カ月間改修工事の事業決定をお待ちいただくという状況が生じております。これは従来、地方自治法に規定する会計年度独立の原則に基づき、当該年度における国費・県費の配分内示額に合わせた事業費にとどめ、翌年度の予算において的確な収入見通しのもとで改めて計上し執行してきたため、結果として事業の空白が生じているものです。

昭和40年自治省財政課長通知によれば、当該年度中に収納されなくても、補助指令のなされた補助金であればこれを未収入特定財源として、当該財源を引き当てに予算を繰り越すことができるとの見解が示されております。今後は、当該経費において地方自治法第213条に規定する繰越明許費を設定し、対応することが可能であるか検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） ぜひとも空白期間、継続事業についてはさまざまな当然縛りはあるわけなんですけど、何とかそういった要望、高知市なんかも年間この600件の施工実施を目指すというんですか、なかなか業者の方も1カ月間ぐらちょっと遊ぶいうたら、かなり仕事の計画性、そういったもんからしたら、でき得れば早期の改修工事に進めるように、また再度検討をしていただいたらとそんなにも思っております。

それでは、③のほうに移らせていただきます。

これは広島県呉市の公明新聞の記事をちょっと参考にさせていただきまして、これは大規模災害に備え、住民が主体となって避難所を運営するためのガイドを作成しておると。この同ガイドはA4版12ページ立てで、避難所運営に必要な視点やポイント、チェックリストが、イラストや図表とともにわかりやすく記載されております。また、子

どもや高齢者、女性、障害者などに対して、どのような配慮・支援が必要かが記載されておりまして、また、犬や猫などペットの対応も盛り込まれています。5月には各自治会に総合防災マップが配付されました。これかなりお金もかかったという、そういう冊子であるように受けとめました。これは地震編、そして風水害編、そして各自での備えがわかりやすくまとめられておりまして、この冊子については、今後各自主防災組織での防災訓練時の教材、そういったものにも利活用できるのではないかと、これ私自身としては高く評価をさせていただいております。

本市は津波の心配はないということで、以前はかなり防災意識も、また組織率もちよつと低かったわけですが、冒頭で述べましたように、熊本地震以降補助金も上がり意識も高まってきておるわけですが、津波の心配がないということで、周辺の海に面した香南市とか南国市といった周辺市から、多くの災害時避難者の受け入れを視野にいれて、各自治会・各自主防、これ住民が主体となっていくことであえて言わせていただいておりますが、この総合防災マップ同様、避難所運営ガイドの作成、こういったものがあつたらいろいろ勉強にもなるし、実際にまた長期のそういう避難所運営等にも役立つのではないかとそのように思うところですが、対応をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

ご例示いただいた広島県呉市の避難所運営ガイドを拝見したところ、被災規模が大きく避難生活が長期化する場合を前提として、市職員・施設管理者・住民の代表で構成する避難所運営委員会が、役割分担に基づき運営の課題に対処できるよう、ポイントがわかりやすくかつコンパクトにまとめられております。今年3月に作成された最新の手引であり、本市としても大いに参考にすべきと考えます。

さて、本市では、市内89カ所の指定避難所のうち71カ所において、既に避難所運営マニュアルを作成しております。作成に当たっては、内閣府の「避難所運営ガイドライン」、高知県の「大規模災害に備えた避難所運営マニュアル作成の手引き」などを参考として、大規模災害では公助、行政の支援機能に限界があることを前提に、共助の力を生かした地域住民の方々による避難所運営の、具体的な活動内容や手順を整理しております。比較的小規模な避難所である地域の集会所においては、素案を提示する形で作業を進め、運営に携わる関係者が多くなる収容人数の多い施設では、住民の方々からの意見積み上げ方式をとり、ワークショップを通じたマニュアル作成を実施いたしました。平成29年度は、山田小学校、山田高校の2カ所でこの方式により作成しております。今後は、残り18カ所の指定避難所においてマニュアル作成に取り組むとともに、作成済み施設で補助事業を活用した避難所運営訓練や施設整備を行い、明らかになった課題をマニュアルの見直しに反映させたいと考えております。改定に当たりましては、広域避難の受け入れなど、ご提起いただいた視点も取り入れたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） ぜひとも、また各自主防災組織にも回せるような形で、取り組みを進めていただいたらとそのように思っておりますので、その点よろしく願いをいたします。

次、2点目でございます。

通学費の助成と学校運営についてでございますが、これ担当課長は、またこの質問を出してきとるように通告を見て思われたのではないかと思います。議事録等もちよつと見させていただいて、教育長も熱心に答弁の中で前向きな答弁をいただいております。私はそのように思っておりますが、3回目となりますが、この点についてお伺いします。

香美市通学費の補助金交付要綱の趣旨、この趣旨の第1条では「通学する児童生徒について、保護者の負担の軽減を図り、もって義務教育の円滑化」云々、このようになっております。諸事情を持ちながら頑張る生徒や保護者に、しっかりと手を差し伸べてもらいたい、そういう思いで前回も質問をさせていただいたわけですが、この手を差し伸べる、そのことが本来の教育行政その姿ではないかなあ、そのように思うところでございます。

昨日、ちょっと父兄の方に電話させていただきました。特に面識いうんか、あれはそうでもないんですが、ただ、該当の子どもが元気に休まずに行っておりますかと、その点をちょっと聞かさせていただきました。なかなか活発な子で先生から注意をいただいたりして、「言うことを聞かんかったら、鏡野中学校のほうへ帰りますか。」いうて、「いや、僕は大栃中がもう好きですので、大栃中に頑張ってきて来ます。」ということで、バドミントンか何かされとるそうですが、確かにさまざまな子どもがおるわけですが、しっかりとまた教育現場で一步でも二歩でもまた成長、そういったものを専門家として学校で対応していただいたらとそのように思います。

そこで①の質問ですが、通学費の助成は、大栃高校が閉校となり、高校生に対して通学費補助をまちづくり委員会等で検討され実施をしたと、そのような答弁が以前あったわけですが、遠距離中学生にも同様の制度を参考に、通学費の補助は検討できないかということをお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えをいたします。

小中学校通学費補助金については、通学区域との関係などが課題となっておりますが、教育委員会で協議しながら前向きに検討を進めておるところでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 大変喜ぶたい答弁でございますが、前向きな検討ということで、これやはり時は流れておまして、やっぱり速やか、早急な結果いうそういったものが必要になってくるわけですが、その検討はいつぐらいで結果出せるんか、

3年先とか4年先とか言ったんでは話にならんわけですが、そこらの思いはどうですか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

これについては新たな補助金をつくるということではなく、先ほど議員がおっしゃられたような、指定学校に通学が困難な児童・生徒さんの救済という部分もありますので、現在、香美市立小中学校通学費補助金交付要綱、それと指定学校の変更に関する事務取扱要領等の変更を進めておりますので、その案ができましたら教育委員会のほうに諮りまして、できましたら年内といたしますか、できるだけ早く要綱の改正はしていきたいと思っております。ただ、新たな補助金ではありませんけれども、年度内から始めるとなりますと予算が足りないということもあり得ますので、その点については年度内に始めるのか、次年度から始めるのか、そういった点もまた別途協議が必要かと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 年内と年度内ではちょっとまた違うわけでございまして、これ私は以前にも言うたように、義務教育の中学生、高校生に1万円以上の補助が出るようになりましたね、そのことについては、やはりしっかりと教育に対する香美市としての負担軽減に向けた取り組みで、これはそれとして褒めるわけですが、中学生が毎月3万円近く定期代が要るということなんですわ。そのことについて、条例では6キロ以上とかいうそういう枠があり、そして区域内とかいう鏡野中学生であれば土佐山田町内とかいう、そしていろいろ時代の変遷変わってきております。これ次の問題ともちょっと絡んでくるわけでございまして、義務教育の中学生に対して教育委員会が受け入れをした時点で、そういう対応もしっかりと当然考えていくべきであったらうと、そのように思っております。教育長も何とかせんといかんというような答弁もいただきました。しっかりとこれは年内ぐらいにやるぐらいのそういう腹づもりで、横山課長お願いしたいと思いますが、どうですか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

通学区域の変更の際に、そういったことも検討すべきだと思いますし、この補助金が補助できるようにする方向は、もうできるだけ速やかに進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） それでは、速やかにやっていただける、そのような認識をいたしましたのでよろしく願いをいたします。

それでは、②でございます。

5月10日、これ教育厚生常任委員会が教育委員会のほうからご案内をいただきまして、各小学校の学校訪問をさせていただいております。我々議員としてもさまざまな学校現場の状況、そしてまた教育委員会のさまざまなご意見等は、参加をすることによってほんとに参考になるのか勉強になる、そういう思いで参加をさせていただいております。そのときに片地小学校なんです、片地小学校は工科大に隣接しております、大学生との交流もほんとに頻繁に行われて、また地域ぐるみで、少人数いう状況もございまして、しっかりと子どもたちをサポートしている状況が、手にとるようにわかったわけでございますが、私もちょっと数字的なものはわからなかったわけですが、今年度の入学児童数は6名であった、そして来年度の入学予定児童数は4名ということを知りまして、これはどうしたものかと非常に思ったわけでございますが、今後の対応、教育委員会としてはどのように捉えておられるのか、その点をお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

片地小学校の入学予定者数は、平成31年度、平成32年度が4人となっておりますが、平成33年度以降は一定の回復が見られることが推定されておりますので、今しばらくは推移を見ていく必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） ちょっと平成31年度は4名、その後何人ぐらいにふえるんですか、現状でおよその数がわかったら。ふえるということは何人ぐらいになるという想定しております。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

今のところ予定では平成33年度が11人、平成34年度が9人、平成35年度が16人、それと平成36年度が10人、これは住民票を見た数字でございますので、転出入があればそれはちょっと変わってきます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 以前、入学予定児童者数ということでちょっと資料をいただきました。これ楠目小学校が今年度39名、そして平成31年度は予定なんです、これ27名です。そして、楠目小学校は百石町とかそういった山田小学校エリア、校区が広がったという関係でこういった数字になっておりますが、これ話がさかのぼって佐岡小学校、あそこが休校・閉校になるときに住民説明会がありました。そのときは門脇市政、教育長は時久教育長、寒い日やったですけど、そこの体育館で話されておりました、住民の皆さんもさまざまな意見がありました。かなり盛り上がったというんですかね、どう

しても学校は残してもらいたいとかいう意見が中心やったと思います。そのときに私が実際そうやな思うたんは、教育長は、実際学校の有無については、地域の方は物すごいそらあ当然重要視されておるいうことはわかりますが、大事なことはやはり子どものことを真剣に考えてくださいというその1点ですね、住民の皆さんも納得いただいたんではないか、そのように思うところであります。

ちなみに南国市、香南市なんかは、白木谷小学校ですかね、そして奈路小学校、あそこも住民が何とか学校を残していただきたいということで、マイクロバスをあそこは使用しておるそうでございますが。ほいで香南市は岸本小学校、これは特認校制度を利用してやっておるそうでございます。今後、だんだんだんだん片地小学校もふえるということなんですが、私は実際工科大学周辺が、やはり大学ができてもう20年、21年になると思うんですが、なかなか活性化に結びついてないとそのように思うところがございますが、市長、そういった現状に対して、あと同僚の議員からの質問等もありますが、何とか工科大周辺の活性化に市長としてどのような見解ですかね、今後の計画とか、そういったものをお聞かせ願えたらと思いますんで。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 織田議員のご質問にお答えをしたいと思います。

この春、大栃中学校の卒業式に私参りました。そしてその後、片地小学校の入学式にやはり行ったわけでありまして、大栃中学校の卒業生の数が6名、そして片地小学校の入学の子どもたちが6名という数字で、さらにこれが減るということをお聞きしまして、学校も運営が大変になってくるなという思いをいたしたところでございます。

ただ、私も片地小学校では大変お世話になった立場であります。片地保育園でもお世話になったと。保護者会であるとかPTAの役員もさせていただきました。こうした団体が活動をするのには、地域の皆さんのご協力がなければできないというところがありますけれども、大変協力的な地域です。ですから、保育にしても小学校にしても、ほんとに地域の人が協力をしてくださって支えてくださっている地域であります。今その片地小学校はコミュニティ・スクールということで地域の皆さんが出て、そしていろんな応援をしてくださっておる。また、地域には地域の活性化でほかにはないような取り組みもされておるところであります。こうした方々がおられる地域でありますので、私はしっかりと今お話のあったようなこの地域が、子育てがしやすい地域であったり、ここで子育てをしたいと思えるような地域、住み続けたい、また住みたいと思えるような地域になることが何よりも大事だというふうに思っております。

地域には、今おっしゃられたように工科大学もあります。大きな資源であります。そして今、下水道の整備もなされてきたということ、そして今申し上げたように地域の協力的なものもあるということでありますから、もちろん土地の利活用についてもこれは大きなテーマでありますので、そういうことも含めて、ともに研究をさせていただきたいというふうに思っています。

ただ、地域が抱えている課題、早く解決しなければいけない問題もあります。放課後児童クラブの建設も再三この議会でも議題になっておるところでございます。そうしたものについては、やはり道筋を早く立ててやると、スピード感を持ってやるということをやりながら、ともに汗をかき知恵を絞っていくということでやっていきたいなと思ってます。恐らく今後山田バイパスが開通をすると、住環境としては非常に落ち着いた場所になると思っております。そういうところからも総合的に考えていく必要があるのではないかと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 本市の第2次振興計画、それには高知工科大学周辺を研究学園交流拠点として位置づけて、取り組みを進めていくということで市長の答弁をいただいたわけですが、最後に教育長、小規模校のメリット、工科大学のすぐ近くでありますし、片地小学校の子どもたちが電子顕微鏡ですかね、そういったものを見たりしてほんとに子どもたちも喜び、工科大生が教職課程を取るとかいうことも鑑みて、片地小学校にはかなり来ていただいておりますか、そういったメリットのPRにまた教育委員会もご尽力いただけたらとそう思うんですが、教育長の見解、これで最後とします。よろしくお願ひします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えをいたします。

片地小学校につきましては、大変いい教育が進んでおりまして、今理科教育とそれから工科大との連携、コミュニティ・スクールといった大変特色のある教育が行われています。理科教育はもう数年、かなり前からこの片地小学校は拠点校ですので、小学校も中学校もほかの地域からも片地小学校に学びに来るといって、そういうシステムができています。県の拠点校になっています。それから、工科大との連携につきましては、ほんとにたくさんの工科大生が片地小学校においでくださって、子どもたちとの交流だったり学習だったりを進めてくれています。

ただ、学校と話をしておりますのは、工科大との連携については片地小学校の場合はほかと違う交流が必要だろうと。ほかの学校だったら行くのに少し時間がかかるので、何かきちっとした日程を組んだりしてやることも多くなるかもしれませんが、片地小学校は走って教授のもとに子どもたちが行ける学校なので、これからの連携については学校の学習と知の拠点としての、たくさんの教授もいるし学生もいるしという地域なので、ぜひ学習の中身でほんとに適時に工科大を活用するというつながりをつくって、もうここでなければできない工科大との連携の実践をつくってもらいたいということで、今学校と話し合いながらやっているところです。

そのバックとして、コミュニティ・スクールを香美市内でいち早く取り組まれた学校ですので、これはほんとに年々中身が積み上がっていきまして、ほんとにいい実践をしてくださっています。運動会とかいろんな行事を見ていただいても、もう地域のバックア

ップというのが大変なもので、子どもたちを支えて、子どもたちがみずから育っていくように後押しをするという、そういうしっかりした考え方のもとにサポートができていく学校なので、この学校で学ぶ子どもたちは幸せだと思っています。

佐岡小学校との交流というか、佐岡小学校が統合当時に、学校がなくなることは地域が元気がなくなるという心配する声もあって、それだけは、学校のほうが佐岡小学校跡とか地域と結びついて実践をしていきますという固い気持ちを持っているので、今でも長期の宿泊を佐岡のほうでやったりとか、遠足には佐岡へ行ったりとか、それから長期宿泊のときに佐岡のお家で民泊をさせていただいてつなぐとか、いろんないい実践をしています。

この前、校長先生が、織田議員さんが言われたように宣伝が要するという話をしていて、せっかくなのでいい取り組みをしていることがやっぱり外に伝わっていないので、このことについてはちょっと頑張って考えてみようということをおっしゃっていましたので、これからは教育委員会もバックアップしながら一緒に取り組んでいきたいと思っています。ほんとにいい学校です。大きな学校ではちょっとなじみにくくて、少し学校を変えて取り組みたいという子ども、それから外国から来た子どもたちが、この学校にいたときにはもうずっと入っていけるという雰囲気のある学校です。先生も子どもたちも保護者も地域も、もうどうぞいらっしゃいというそういう学校なので、非常に安心して学べる学校なので大事にしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） どうもありがとうございました。我々議員も微力ではございますが、子どもたちの元気な活発な大勢の子どもたちの姿が見れるように、またサポート、応援もしていきたいし、またしっかりと時久教育長を中心に、教育委員会のほうとしてもまた頑張っていたきたい。そう申し上げまして、私の質問を以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） 暫時休憩します。

（午前11時26分 休憩）

（午前11時34分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

次に、12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 12番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は住民の皆さんの声を大切に、その思いを真っすぐ届けられるよう丁寧な質問に努力いたします。率直で誠実な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

本日の質問は、期日前移動投票所の実施に関して、森林経営管理法と「新たな森林管

理システム」に関しての2項目を一問一答でお伺いいたします。

初めに、期日前移動投票所の実施に関してお伺いいたします。

この期日前移動投票所については、導入を求めたときに続き二度目の質問になります。現在は導入に向けて調査・研究を行い、実施のための具体策が話し合われている時期であると思いますが、今回の質問は、投票率向上のために検討課題に取り上げてほしいことなどを提案させていただき、所見をお伺いいたします。

さて、ここ数年はそれぞれの選挙の投票率が低下し、今後が心配される状況になっています。この状況は、国政選挙だけでなく、私たち地方議員の選挙でも同じように低下してきています。本市の市議選では、合併後初めて行われた2006年の選挙が72.01%という投票率でした。そして、2010年の選挙は67.33%まで低下しました。さらに、前回の2014年の選挙では57.95%と、60%を切って一気に下落してしまいました。前回、投票率低下と移動投票所導入について質問させていただいたとき、松尾選挙管理委員長も投票率低下を危惧しておられ、大きな課題として、若い人の投票率アップをどうするかということと、高齢者の投票率低下をどう抑えるかという点を指摘されておりました。投票率の低下の原因は、政治に嫌気が差して若い人たちが政治から離れていっているとか、選挙システムに問題があるという意見も聞かれます。そういうことも多々あるかと思いますが、本市の場合を考えてみると、高齢になり投票に行きたくても行けないということが、現実的に一番大きな要因ではないかと思えます。

そこでお尋ねいたします。本市の過疎・高齢化は深刻な状況ですが、合併以降、集落の人口が減少したことなどにより、既存の投票所が廃止された地域がふえました。そのような中、本市では、来年の県議選から期日前移動投票所を導入することが決まりました。既存の投票所が廃止された地域の方々にとっては、ありがたい制度になるものと思われれます。この期日前移動投票所に関して、2点確認しておきます。

まず、確認事項の1点目ですが、期日前移動投票所の導入は、2006年の町村合併時点から現在までに、既存の投票所が統廃合された地域が対象になるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） 山崎晃子議員のご質問にお答えをさせていただきます。

前回にもお話しした内容とダブることがあるかもしれませんが、よろしく願いをいたします。投票率向上のためにというご質問で、またなかなか大変な議論でございますけれど、今ご質問のございました移動投票所の設置につきましては、今回は合併後統廃合をされた地域を対象としておりますので、ご存じのとおりで過疎ということもあり、投票所の運営そのものが大変難しくなっております、そのために投票所の運営ができないという相談も随分多くなってきております。それを受けて統廃合を今現在行ってお

るわけですが、実は平成19年、平成23年、平成24年、今回に限らずその3回で統合したところが全部で6カ所ございます。それに今回要望があつて統合するところが5カ所ということになりますが、現実的には全部で11カ所ですが、旧河野小学校につきましてはもう有権者がほとんどいないということですので対象から外しまして、統廃合された10カ所の投票所の場所について、移動投票を行うように今計画をしております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） そしたら、今回の分は5カ所追加ってということですね。これは前、どこの地域かっていうのをお話しされてたかと思うんですけども、それと変わりない地域でしょうか、お聞きします。

○議長（小松紀夫君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） お答えをいたします。

今さっき申し上げればよかったですけど、失礼をいたしました。今回の投票所の統合は、大法寺公民館、それから榎谷公民館、塩公会堂、黒代公会堂、平井公会堂とこの5カ所を対象としておりまして、念のため申し上げておきますが、平成19年から今年までの間で統廃合したところは、西又部落公民館、先ほど申しました旧河野小学校、日の地公会堂、則友公会堂、それから平成23年に笹上公会堂、平成24年に市宇公会堂と、これだけのところを統合しておりますので、含めて10カ所に設置をするということになります。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） わかりました。

そしたら続いて、確認事項の2点目ですが、移動投票の実施方法は、自治会長等を通じて移動投票の予定日時が事前周知された上で、例えば集会所・公会堂などのもとなつた投票所の前などに、車をとめて実施するという認識でよろしいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） お答えいたします。

移動投票につきましては、統合の話で説明なりアンケートもやりましたが、実際その投票を実施する際には、時間とか細かいことがいろいろ決めてやらないといけませんので、当然広報や回覧とか防災無線なんかで連絡、周知徹底をするということは間違いなくやろうということで考えておりますので、よろしく願いいたします。場所につきましては、基本的にその公会堂、前やっていた投票所のところで行うように計画をしております。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 周知の点はよろしく願いしたいと思いますが、その投票所の場所についてですけども、それでは次の質問に移ります。

前回の質問時に、期日前移動投票所の先進地事例として島根県浜田市の取り組みを紹介しました。その際に松尾委員長から、既に浜田市に問い合わせも行い、その上で検討を進めているという答弁をいただいております。くどいと言われるかもしれませんが、念押しのための質問です。

本市は奥深い山々の中に住居が点在しています。そのため、これまでも投票には行きたかったが、高齢になり足腰が不自由な方などは外出が容易でなく、投票もあきらめていたという現実があります。そのような方々のためにも、地理的条件をしっかりと把握しておくことと、地域住民の声を聞くことが重要ではないでしょうか。また、そのような実態に対応するためには、期日前移動投票場所の実施場所をその地域で1カ所と限定せず、地域内の数カ所で実施することも検討すべきではないでしょうか。そうすることによって、少しずつでも投票率の向上につながっていくのではないかと考えます。もちろん検討に際しては、全体的な運行計画をもとに、それらの日程上、時間が許される範囲で検討していただけたらと考えるところですが、見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） 投票率のアップと、投票環境の改善という意味合いで進めるべきが本来の筋でございますので、その方向では考えたいとは思いますが、今回につきましては、こういう言い方が正しいのかどうかはわかりませんが、消極的投票率低下防御という考え方でございまして、統合されるところにとりましては、そこになくなるということはやはりかなり不利益を被るのではないかと。従来も、統合してそういうことに対して何も手を差し伸べておりませんでした。浜田市の事例なんかも出てきておりましたので、今度統合するときにはそういうことも考慮をしてやろうということで、移動投票所をつくるということにしました。

ただ、山崎晃子さんがおっしゃるとおりで、その統廃合の話を物部の久保地区で会を持たせていただいたときに指摘されたのは、せっかく回るんであれば、何カ所かの集会所を回っていただけるとありがたいと。いや、そらそのとおりでしょうという話と、それから、従来統合したところに投票所を設けるんであれば、それは全然従来と変わらないし、ある意味時間制限もあるしということで、投票率アップという考え方からすると、若干消極的すぎるのではないかと指摘もいただいております。おっしゃるとおりでございまして、移動投票所を設置して運営する上で人的な問題、費用はまあともかくといたしましていろんなことがございますので、それも初めての体験でございます。今回設置する場所をあらかじめ周知をすることもそうですが、デモンストレーションで一度やってみて、それを見ながらその場所が本当に適当なのかということも検討して進めていくようにしています。

ただ、ご要望のようにあちこち回る投票所にする、いや、うちも来てねという話には、なかなかちょっと技術的なものもあってなりにくいというのが現状でございます。前向きな話にならないわけですが、ただ、1点申し上げておきますが、これまでに統合した

地域にとりましては、再び投票所が設置されるという意味合いにおきましては、投票率の回復アップの方向性は持っているのではないかと。ですから、従来のところでは5カ所やりますので、ここにとってはメリットがあるというふうな認識であります。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） そしたら地域内で1カ所、それであつたら今までと変わらないというようなことだと思うんですけど、地域が縦に長いとか2カ所に離れてるとかかっていうところもあろうかと思うんです、この統廃合になるところで。そういったところではやっぱりその離れたところに1カ所ずつ、それから上下長かったらやっぱり下のほうと上のほうとかかっていうふうな、そういったことにはならないのか。そうしたことにしていただきたいというふうな思いでの質問ですけれども、その点についてもう一度お聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） なかなか厳しいご指摘なんですけど、現在統廃合する場所だけが非常に僻地というか、そういうところというわけではなく、香美市内いろんなところに、不便だとか投票所までの距離が長いという場所が多分あるんだろうと思いますので、いろいろ進める上ではその辺の公平性とか、ほかのことも加味する必要が出てまいります。今回たまたま統廃合ということから派生する話でございますので、現状ではそれ以上の積極的な対応が果たしてどういう形でとれるのかということは、選挙管理委員会でも検討はしておりますが、まだちょっと具体的な案にはなっておりません。

もうここでちょっとほいたら踏み込んだ、一定お答えをしますが、総務省のインターネット上に投票環境の改善という欄がありまして、いろんな施策をしてる地域がございます。見ておきますと、移動投票所をたくさん回るといふのは余りないんですが、バスの運行とか、タクシーを雇ってそこの人を投票所まで積んでいく事例だとかいふのは、掲載をされております。問題は、じゃあどこの地域でやるかということにやっぱり話が行くわけですが、その辺で調べておきますと、あらかじめ希望制度・登録制度をとって、理由が幾つか多分必要にはなるとは思いますけど、登録した人のところに、選挙の前にもう1回希望をとって車で回るといふような例があるようです。県内でも、例えば南国市が前回の選挙でタクシーを雇った事例があります。それで投票した人は、結果としては2人だったんですけど、そういう南国市の事例もありますので、そういった方向を考えていきたいと。土佐清水市でやってるのは、前も申し上げたかもしれませんが、これはバスの運行をしてるようで、それでぐるっと回って投票所まで積んでいくというやり方らしいです。

移動投票所で何カ所か回る策が一番ベストなのか、タクシー等で希望して登録した人を拾っていくのがベストなのか、これはまだ検討をもうちょっとする必要があると思いますが、公平性も含めて多面的に少し検討させていただきたいかなと。ほんとに投票率アップということについて、高齢化社会・過疎の社会にとっては非常に重要な問題では

ございますので、もちろん権利の行使ですから努力をしていただかないかんわけですが、やっぱり弱者救済というか、そういった方のための方策については検討させていただきたいと思います。ここですぐやるというわけにはなかなかいきませんので、少し検討の時間をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） そしたらもう1回ちょっと確認ですけれども、今回廃止というか、統廃合になったところに移動投票所として回るわけですけれども、その地域ではもうその場所に1カ所ということでしょうか。私の聞いているのは、その地域が長いとかいう場合に、ある程度の地域の集落のところにとめてっていうことはできないものなのかっていうところを、もう1回お聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） 申し上げますとおりで、今回の移動投票所につきましては統廃合に絡む施策ということですので、統廃合がなければその投票所で投票するという方式だったわけです。だから、それを越えた範囲のそのことについて、具体的にちょっと提案をできる内容ではなかったもので、同じ場所という形で今のところはとまっております。先ほど申しましたとおり、じゃあ投票率のアップのために何かやるべきではないかというご提案に対しましては、香美市全域を視野に入れながら施策をつくっていく必要があるかと思っておりますので、ちょっと今回の統廃合との絡みで言いますと別の次元の話になると思います。もちろん、だからそれを少し全国の様子、それからやり方、どうすれば一番うまくいくのかとかいうことを勉強させていただいて、改めてそういう方向性を持った検討をしていきたいというふうには思っています。よろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） そしたら今、今回考えているのはその地域で1カ所、集会所のある場所、場所はまあどっか一番いいところになるのかもしれないけれども、1カ所ということ考えてるということですか。その点について検討していただけるっていうふうなこともお話もありましたので、ぜひそこに1カ所に、ほかの地域ということではないですよ、その地域の中でその離れたところが、離れてますよね、こう長い地域とかがありますので、長かったりちょっと場所が離れてたりして、そういうところはその地域で1カ所じゃなくって上と下とか、あるいは離れたところであれば、例えば平井も言われてたと思うんですけれども、平井だったら平井と立花も一緒ですかね、となると全然場所がこう違うかと思うんですけれども、そういったところでちゃんとこうやっていただきたいと。まあちゃんとというか、そういうところでもやっていただきたいというふうな思いでの質問ですけれども、そこまでは考えていないと言われましたので、ぜひ今後検討していただきたいと考えますけれども何かお願いします。

○議長（小松紀夫君） 同様の質問になってますけれども答えますか、選挙管理委員長、

松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） おっしゃることは非常によくわかりますが、今回につきましては、その従来の投票所のかわりの運営をどうするかということを課題としてやりますので、実際上はデモンストレーションのときにいろいろふぐあいがないかということもあって、位置がちょっと変わるとかということもあるだろうと思いますし、それから、実際に実施をした上で再度検討を加えて効果的なもの、投票率に対するご意見等をまた踏まえて、それについては場所の移動とか、そこがいいのか、もうちょっと違うところがいいのかとかいう検討には入る必要はあると思います。ただ、その何カ所か回るということについては、何度もお答えしておりますとおり、いろんなところとの兼ね合いとか、香美市内全域とのバランスの問題もございますので、今回すぐそういう形に持っていくことはちょっとできないと今のところ思っております。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） わかりました。

そしたら、次の質問に移ります。（3）です。

投票所が廃止されていない地域でも、投票所まで行くことが困難な方が数多く存在しています。そのような地域についても、例えば住民からの要望が多い地域など、一定の条件をもとに移動投票所を運行させることができるようにするなど、さまざまな角度から研究して運用すれば、投票率向上のために有効な取り組みとなるのではないのでしょうか。このような取り組みは、島根県浜田市では既に実施されています。移動投票所が既存の投票所の廃止に伴う代え措置と考えずに、1人でも多くの方々に投票に来ていただくことを大きな目標に据えて、投票する機会を確保する形になってほしいと願うものですが、見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） お答えしてる内容が余り変わらないのですが、おっしゃる投票率アップという意味で言いますと、施策として何をやるかということは考える必要があるということには認識しておりますし、それについて今後課題として取り組んでいくということも申し上げたとおりでございます。ただ、移動投票所方式がいいのか、先ほど言いましたタクシーだとかいう移動手段を使った人員の移動を…。

○議長（小松紀夫君） ちょっと待ってください。

（サイレンにより中断）

○議長（小松紀夫君） お願いします。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） やり方については、どちらが一番効率的で効果が高いのかということを含めて検討したいと思っておりますので、その移動投票所をあちこちにどんどん回らすというのは、なかなか人的なことも含めて厳しい面もあろうかと思っておりますので、少しやり方は検討させていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） やり方はさまざまいろいろな方法があるだろうし、それぞれの自治体のほうでもいろいろ頭を悩ませながら取り組んでいるところだと思うので、この本市に合ったやり方、そういったところを、できるところから取り組みを進めていただきたいということを求めまして、この質問を終わります。

次、いいですか。

○議長（小松紀夫君） 暫時休憩します。

（午後 0時01分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） それでは、午前中に引き続きまして2番目の質問をいたします。

森林経営管理法と「新たな森林管理システム」に関してお伺いいたします。

森林は、災害防止などの国土保全、生物多様性の保全、水源涵養機能や二酸化炭素の吸収と固定による地球環境の保全など、私たちの生活に不可欠な役割を果たしています。こうした森林は、日本の国土面積の3分の2を占める2,508万ヘクタールになっています。人工林は1,029万ヘクタールで、そのうちおよそ666万ヘクタールが私有林です。人工林が森林面積の4割を占める日本では、林業が森林の整備に大きな役割を果たしてきました。国の植林奨励政策により、もともとの人工林だけでなく天然林の伐採も行い、杉やヒノキなどの針葉樹の植林が進められ山のとっぺんまで植林されています。しかし、木材輸入自由化により木材価格の下落などから林業が衰退し、森林の荒廃が目立つようになり災害面からも大きな問題となっています。このような現状から、来年4月施行の森林経営管理法が今年5月に成立し、新たな森林管理システムの導入が決まりました。これは今までの林業政策を大きく変えるものですが、このことに関しお伺いいたします。

①です。

地域を回る中で、高齢の方々から山を指さして、山がこんな状況になって食べていけなくなったから人がおらんかったと嘆く声や、山があっても買うてくれる人もおらん、あれさえ売れたらと悔しがれる声を何人もの方々から聞かされてきました。実は私の家にも父親名義の山林があり、今後を案じている状況です。父が元気なうちは、毎日のように山に入って造林や枝打ちなどの手入れをしておりましたが、近年は高齢に加え病気も進行してきて山に入ることができなくなり、父の山は荒れ放題になっています。私にはどうすることもできず、不安が募るばかりです。そんな中、今回成立した森林経営管理法

では、森林所有者にこれまで定められていなかった責務が課せられます。それは、適時の伐採、造林及び保育を実施し、適切な経営または管理を持続的に行わなければならないとするもので、その責務を果たせない場合は森林経営の意欲がないものとして、市町村や森林業者がかかわって管理する仕組みが導入されます。これにより間伐や伐採、木材の販売などは、山の所有者ではなく市町村や森林業者が行うこととなる内容ですが、この新たな仕組みについて見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） 新たな森林管理システムに関してお答えいたします。

本市における私有林の人工林面積は約2万3,000ヘクタールであり、県内市町村の中でもトップとなっております。このように豊富な森林資源を有する本市におきましても、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るために、新たな森林管理システムを導入することは非常に重要であると考えています。そのため、本制度により所有者への意向調査を経て市に経営管理を委ねられた森林のうち、林業経営に適した森林は、既存の補助事業により意欲と能力のある林業経営者に再委託して森林整備を行います。また、自然的条件により経営に適さない森林については、市が森林環境譲与税を活用して、間伐等の森林整備を進めていくこととなります。まずは、森林経営に適した山林の整備から取り組みを進めてまいりたいと考えておりますが、詳細につきましては、昨日開催された国の説明会において事業の手引（概要版）が示されたばかりですので、今後は県の指導も受けながら制度の導入を図っていきます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 非常に重要なものだと認識をされているということでお聞きをいたしました。ちょっと1点、私はこれそういうことで森林を整備していくっていうことは、もうこの荒れた森林を今後このままにしておけないということでの導入だと思うんですけども。こういう状態になったっていうところの現状認識ですよ、林野庁の説明では、経営意欲が低いっていうことで集計をしているデータがあるんですけども、私がここで言いたいのは、その50年60年先を夢見て植林をしてきたわけですよ。ところが、国の政策で木材輸入自由化によってこういう状態になってきた、経営意欲をそいできたっていう国のそういったところ、それを山林を放置せざるを得なくなってきたっていうところ、原因はその国の政策であって、個人のこの責任っていうものではないというふうに私は思ってるんですけど、この点について見解をお聞きしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） 議員がおっしゃりましたように、木材の輸入自由化から始まり、木材の価格の低迷がずっと続いてきたことによることもありますし、やはりそのために林業で生計が成り立たない、なりわいができないということでどんどんと森林

の整備も廃っていき、現状となったと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） そしたら、同じ考えだということでお聞きをいたしました。次に、②の質問に移ります。

森林所有者が見つからない場合などに、市町村の勧告または知事の裁定で同意したとみなす公告制度が新設されます。また、森林所有者が市町村が立てる伐採等の集積計画に同意しない場合は、市町村の勧告と都道府県の裁定によって同意したものとみなし、最大で50年間森林の経営管理権を設定できるものとなっています。これらのことは所有者の権利を侵害することにならないでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

新たな森林管理システムは、森林所有者の意向調査または申し出により、同意を得た上で計画を策定することを基本とする制度です。このため、所有者みずからが経営管理または民間事業所へ経営委託を行っている山林については、市の経営管理権を設定することはありません。また、所有者から市が経営管理委託を受けた森林についても、計画の策定に当たっては所有者の意向を踏まえた上で作成することとなります。

ご質問にあります不同意森林に係る特例については、あくまで現に森林の経営管理が行われておらず、かつその森林所有者がみずから森林の経営管理の意思を表明していない場合であって、その上で、周辺の森林所有者は同意しているものの、一部の森林所有者の同意が得られないため計画の策定に支障が生じる場合を想定しており、市町村の勧告、県の裁定等の一定の手続を経た上で権利を設定することができるものです。なお、その際においても、意向調査、市町村の勧告に対する猶予期間及び県の裁定に対する意見書の提出機会を設けるなど、慎重な手続を踏むこととなっております。なお、森林が適切に経営管理されることによって、森林の多面的機能が回復・発揮されるとともに、その森林の財産的価値も回復・増大するため、森林所有者にも恩恵を得られることとなります。これらのことから、所有者の権利を不当に侵害するものではないと認識しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 意向調査をしながら慎重に手続を進めていくってということで、こういうことにはならないようにしていくというご答弁でした。こういう特別な場合だと思うんですね、こういう場合は。ですが、こういうことのないように、やはりその不同意、例えば先ほど言ったように、周辺は同意していても一部そこができていないってところになった場合に、こういうことをしていくってことですけれども、そうした面においても、なお十分な理解を得られるように、同意を得られるように取り

組んでいただきたいと思います。

それでは③、次の質問に移ります。

採算のとれる森林は、規模拡大の意欲がある事業体に再委託するとありますが、行政として事業体の選定を行う場合、何をもって意欲や能力があるとして認定されるのか、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

高知県が地域の実情に応じて基準を設け、募集・登録・公表することとなります。林業経営者は、森林所有者の所得向上につながるよう効率的に施業を行い、また持続的に事業を行うことが望ましいとされており、高性能林業機械の活用や川下との連携に取り組むことなどにより、高い生産性と収益性を実現するとともに、持続的な林業経営ができる事業体が想定されています。また、対象は、森林組合・会社・個人経営等の組織形態は問わないものとなっております。なお、能力の判断基準は、素材生産量、また生産性の増加の目標を有していること及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有する、または今後確保する意向を明らかにすること、選定の前年1月1日以降に、素材生産または造林・保育を実施した実績を有することなどとなっております、県の基準で定められる予定です。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） そしたら県が基準をつくって、それに対して募集をかけて、県に登録した業者、森林組合とか普通の会社、あるいは個人とか、それは問わないということですので、そういった流れで行っていくということで、まずは県が基準を決めて、その県の基準に沿ったところ、募集をかけて、そこがしていくということになりますか。それちょっともう少し具体的にお聞きします。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） 先ほど言いましたように、要件に合った事業体を県が指定いたしまして、その民間事業者を公表した後に、市のほうが公正な方法により選定して事業を進めていくこととなります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） わかりました。

では、次の質問に移ります。

林業の補助金は、治山事業や森林の育成を行うことで水源涵養機能や山崩れ防止機能、生物多様性などを高め、最近ではCO₂の森林吸収源として役立てることを目的に掲げられてきました。今回、主伐に対して再造林とセットで補助金の対象になると聞いていますが、植えた苗が鹿などに食べられてしまう可能性も高く、また、植林後に下刈りや

間伐を行わなければ森林としてよみがえらず、健全な森になるまでに順調でも数十年はかかります。再造林後の森林整備の確実な実践を担保する仕組みがないのではと考えるところですが、見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

香美市は、国・県の補助事業である造林事業で実施した、再造林事業のかさ上げ補助を行っており、経営に適した森林については従来どおりの支援を行います。このため、再造林の補助率は国・県・市合わせて100%の支援となります。また、事業採択に当たっては、森林所有者と森林組合等が協定を締結し、再造林実施年度の翌年から7年間、適正な森林整備を実施することを条件としております。なお、林業経営に適さない森林については再造林の可能性が低いと考えておりますが、必要な場合は森林環境譲与税を活用する予定です。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） そしたらその補助金を使って100%の補助があるということで、その後7年間は適正な整備ができると、その後は、またその委託をしていけば、またそこがということになるかと思うんですけども、そしたらそういう植えた苗が鹿に食べられて、なかなか木が育たないというようなことはないというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） 7年間につきましては、事業者が適切な管理をしていただくということになっておりますが、それ以降につきましては、鳥獣害のことになりますので、個人で鳥獣害対策もとっていただく必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） それと経営に適さない山林ですよね、先ほどちらっと課長触れましたけれども、そしたら今回のこの補助金は、再造林とセットで使うということになりますけれども。では、経営に適さない場合には、もうこれは再造林ということにならるので、この補助金の対象にならないということになると思いますけれども、そうした場合にはどういう対応になっていきますか。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

その森林経営に適さない山林というのは、自然的条件等によりまして、この事業によって民間事業者との再委託ができない山林を想定しておりますので、さきに申し上げましたように、そういう経済的な条件の悪いところについては再造林をする必要というか、可能性は低いのではないかと考えておりますので、その後は自然林となる可能性が高い

と思われます。ただし、整備の仕方によってその山林等も経営に適する山林となれば、なればと言いますか、そんな状態でも造林の可能性が必要とあれば、森林環境譲与税を活用したいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） そしたら、最後の質問に移ります。

市はこれまでの森林・林業政策にかかわる業務に加え、地域内の森林の経営管理が適切に行われるよう必要な措置をとる義務が課せられ、経営管理集積計画を作成することになりますが、人員や活動経費などの体制整備についてどのようにお考えかお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

新たな森林管理システムについては、高知県林業環境政策課、県中央東林業事務所、近隣の高知市、南国市、香南市及び森林組合等関係機関と協議、連携を図りながら取り組みを進めてまいります。また、平成31年度より導入される森林環境譲与税は、新たな森林管理システム以外にも担い手の育成、木材利用、林業体験等の普及啓蒙活動等の新規事業にも活用できますが、現時点では未確定の部分が多いため、人員や活動経費につきましては、今後示される国のガイドラインを確認しながら、予算編成時までには検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） まだはっきりそのあたりが、人員とか活動経費というのが出てないってことでお聞きをしたわけですがけれども、先ほどもこの高知県ではトップの森林の保有率ということでお聞きをしたわけですがけれども、それが今かなり荒廃をしている山がふえてる中で、やはり専門的にこういう活動をしていく人が必要ではないかと思うんです。今の人員体制ではなかなかできないと思うんですがけれども、スイスとかには何かフォレスターといって森林総合監理士さんがいて、計画的に整備をしていってるといってお聞きをしたんですがけれども、こうした方々を市として雇用できるかどうか、ひょっとしたら県のほうでそういった人がいて、派遣をしていただけるのかってところもあろうかと思うんですが、こうしたこの専門的な方の雇用、技術支援を受けるとか、そういったことに関してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

森林環境譲与税で地域の林政アドバイザー制度を活用することもできますし、また、林野庁等の関係機関のOBを雇い入れることも可能ですが、ただ、人材がいるかどうかというのがネックとなってくるとおもわれます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） やっぱりこういった専門の方が必要ですので、県のほうへも声を上げていくとかいうことも必要になってくると思いますけれども、その点は。県からおいでくださってます、ひょっと県の考えなんかお聞きできたらと思うんですけども。

○議長（小松紀夫君） 建設課林業土木担当参事、澤田修一君。

○建設課林業土木担当参事（澤田修一君） お答えいたします。

香美市で森林環境譲与税を導入するに当たって、お手伝いをさせていただくために県のほうから派遣されております。先ほど課長からの説明ありましたように、そのアドバイザーを活用することも考えておりますし、国のほうでもアドバイザー登録するために国のOBの方の一覧表とか、そういったことも準備していただいております。私も含め、県の意見もいただきながらお手伝いしたいというふうに考えております。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） この制度が来年4月から開始されるということで、まだこれからいろいろ国のほうからも説明があろうかと思うんですけども、今までと違って森林に手がつけられていって、よい方向になっていただきたいと私は願うわけですけども、これほど森林の多い香美市ですので、何とかこの山が所有者にも利益が出る方向ですよね、そういったことになるのかどうか。そして、市もすごく大きな役割を課せられるわけですね、経営に適さない山林を市町村は管理するっていうことになりますので、これ大変大きな役割になってると思うんですけども、こうしたことを踏まえて、最後に市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 山崎議員のご質問にお答えしたいと思います。

議員一番最初にお話になられたように、中山間、山のほうの衰退を招いたのは国の責任ではないかというお話がありましたけれども、その議論はまた別として、やはり山の景気が落ちたこと、これがやっぱり大きな原因だというふうに思っております。今この森林環境税が出された大きなゆえんは、林業を成長産業にしようという大きな思いで取り組みがなされていますし、森林の公益性、そうしたものが国民的な理解も広がる中で、この制度が今進もうとしているわけでありますので、私たちとしてはこれをしっかりと受けとめて、困難な部分がたくさんありますけれども、この法律ができたことの意味をしっかりと捉まえて、取り組みを進めていく必要があるかというふうに思っております。議員が女性の立場から林業のお話を質問なされたことについては、私も大変ありがたいというふうに、皆さんが関心を持っていただくことが何より大事だというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○12番（山崎晃子君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 山崎晃子さんの質問が終わりました。

次に、1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 1番、市民クラブの甲藤でございます。通告に従いまして一問一答方式で、3項目について順次質問をしてみたいと思います。

まず、1問目でございます。

新図書館の建設についてお尋ねをいたします。

多くの市民の皆さんの関心も注目度も非常に高い新図書館の建設につきましては、建設用地の選定等をめぐりまして紆余曲折がありました。しかしながら、新たな建設用地の確保もめどがついて、一部予算も既に執行をされております。その当予定地につきましては埋蔵文化財の包蔵地であって、今議会開会日に既に試掘が完了したという答弁もございました。今後のスケジュールにつきましては、地質調査を実施した上で、設計委託に取りかかるのではないかとというふうに思っておりますけれども、現時点でのその予算の執行状況、そして実施工程、建築の構造等について、以下順次質問をしてみたいと思います。

まず、(1)の執行状況と実施工程についてでございますけれども、①の埋蔵文化財の試掘調査についてですが、試掘調査の結果、どのような結果が出たのか、まずお聞きをしたいと思っております。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） 甲藤議員のご質問にお答えします。

試掘調査を平成30年1月15日から2月6日まで行いました。その結果、弥生時代の住居跡が発見されたため、本掘調査を行う必要が生じました。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） その弥生時代の住居跡が出てきたということですが、この後、本掘にかかる必要があると思うんですが、これ弥生時代の住居跡であっても、重要な遺構であるとかいうことになるとなかなか制約があるのかなと思っておりますけれども、普通本掘した場合、埋め戻して建築するということになると思うんですが、そのあたりは県のほうは問題ないのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

文化財の保存方法につきましては、今後県の指導等も仰ぎながら完璧なというか、適切な管理状態で埋め戻して、あとは図書館の建設に向かって取り組んでいきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） それではその本掘ですけれども、この期間ですね、どのくらい今のところかかるのか想定しておりますか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

約5カ月を想定しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 結構長い期間必要だと思うんですが、この5カ月の調査期間が必要だということになると今後の建築のスケジュール、そういったことには問題ないんでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

現在のスケジュールでは、実施設計作成の実施期間5カ月と重複していますので、本掘調査は可能であると判断しております。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 今のところ問題なく進捗するだろうというお答えです。

それでは、②の質問です。

用地測量についての繰越理由書によりますと、境界測量立会に地権者の協力が得られなかったということだったんですが、初日の質問に対する答弁では、既に解決しているというふうにお聞きをしております。ただ、今後この用地問題が再度再燃するとか、そういうふうな懸念は一切ないんでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

繰り越し理由の地権者の協力を得るのに時間を要したという理由は、用地測量に必要な地権者の調査や現地立会の日程調整に不測の日数を要したためです。なお、関係者全員の境界確定は4月26日に実施し、用地測量は既に完了しております。また、その時点において土地境界の紛争等はありませんでした。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） それで用地問題に関して、建設工事のスケジュールに別に影響はないという理解でよろしいですね。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

現在のところはないと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） それでは、③です。

建設用地の東側のJR線路沿いのこの三角地があるわけですがけれども、その地権者から用地の利用についての要望書、これ陳情書だろうと思いますけれども、それが提出さ

れているというふうにお聞きをしております。その取り扱いについての方針をお尋ねしますけれども、これ3月8日の読売新聞の記事なんです、この周辺一帯を市街化区域にという要望があったと載っておりますけれども、どういうふうに取り扱われるのか、そこをお聞きをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

要望書やなくて陳情書です。議員ご指摘の三角地につきましては、市街化調整区域内の土地であります。陳情書は、この土地を市街化区域に編入してほしいとの内容でした。しかしながら、香美市の市街化区域内の人口の推移は増加傾向ですが、市街化調整区域と市街化区域の線引きを現時点で変更することは難しいと判断します。また、今後の建設工事や施設運営等におきましては、周辺の耕作者や地域住民の方に対して、私生活等に支障を及ぼすことがないように十分配慮するとともに、ご協力いただきながら事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） そうしますと、この陳情書の取り扱いについて、今後のその図書館の建設について、今のところ支障はないという判断をされているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

南の土地の所有者も、図書館の建設については反対ではないということをおっしゃっておりますので、あとはどのような形で協力ができるかということは、今後は考えていかなければならないと考えております。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） これなかなかお答えしづらいかもしれませんが、要はこの陳情書の内容、この新聞記事を見ますと、農薬散布などの際に図書館の利用者とのトラブルが発生するんじゃないかというふうに言われております。そのまま農地として使えないんじゃないかという懸念を示されてるわけですがけれども、これ予定地というか、今の図書館の建設予定地以外でもこういう問題たくさん出てまいります。農地の近くによそから引っ越してきて家を建てたといったときに、その農作業による騒音とか農薬の散布について、もうとめられるというケースがよくありますのでね、これ今後そのままやった場合は、市のほうに多分苦情が来るんじゃないかというふうには思っておりますので、なるべくトラブル起こらないように気をつけて進めていただきたいというふうに思います。

それから、次に④の質問です。

その新図書館の建設に当たっては、昨年12月6日に示されました図書館建設事業資料の実施スケジュール、これ案でいただいたんですが、その基本計画を平成30年の

4月に策定をして、プロポーザルを実施をするという予定になっていたかと思います。現時点での進捗状況と、それから今のところ、そのオープンの時期についてどういう見通しを持っているのか、その点についてお聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

基本計画書につきましては4月24日に策定しました。現在は、設計者の選定をプロポーザル方式により実施する方向で準備を行っております。プロポーザル要綱等の制定及び公開は7月中旬ごろまでに行い、9月下旬ごろまでには設計者を選定したいと考えております。また、プロポーザルの準備と並行して、基本設計・実施設計・建設工事などのスケジュールの見直しは随時行っており、現時点での新図書館のオープンは平成33年の夏ごろまでに行いたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 現時点では、オープンの時期はまずまず計画どおりでいこうという理解でよろしいですね。

ただ、前回のその例もありますので、いろんな手続があると思います。そこは前回の轍を踏まないように、慎重に各種の手続は法にのっとって進めていただきたいと思います。例えばそこで若干時間がかかったとしても、それはまあ慎重に進めていただきたいと思います。

次に、（2）の建築構造等についてお尋ねをいたします。

本市では、香美市産材を使用した住宅の新築、そして増改築に補助する木材住宅支援事業とか、そして主要施策となっております、本年度、東京2020木材提供事業というのがございますが、ここに予算を計上して実施をするという予定になっております。これ世界的な大イベントであります東京オリンピック、そしてパラリンピックの選手村のビレッジプラザに、CLT工法の原材料となります木材を提供することで、県産材そして香美市産材をPRすることを目的としておるわけですけれども、この新図書館に香美市産材を大量に使用できるCLT工法を仕様書に明示をした上で、プロポーザルを実施するべきではないかというふうに考えております。

そこで順次質問をしてまいりますけれども、まず、①の質問です。

今定例会の初日に、市長の諸般の報告・提案及び説明の中で、平成29年度の木材住宅支援事業の実績についての言及がございました。この中で補助件数24件、そして補助金の総額が2,499万5,000円であって、経済効果も高まってきたということでございますけれども、この補助金に対応する木材の使用量、多分これは製品の材積になると思いますけれども、これについてお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

木材使用量は353.328立方メートルです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 続いて、②の質問に移ります。

東京2020木材提供事業で、事業の完了後は使用しました原材料につきましては、本市提供分は本市に返却されるということになっていると思います。その返却をされた後のその利用方法について、現時点でどういうことを考えているのか、計画があるのかないのか、そこをお聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

東京2020に提供し返却される木材の時期は、2021年の1月から2月になると聞いております。そこで、新図書館建設工事の完成時期は2021年の3月中旬を想定していることから、現時点で新図書館への活用は困難であると考えます。ただし、建設の完成時期におくれ等が生じ活用が図れることになった場合、木材利用ができる箇所等には、東京2020で提供した木材を利用して建設した図書館であるということを宣伝したいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） できれば、工程上間に合うことであれば再利用していただければ、図書館に非常に大きなPR効果が見込まれると思いますので、何とか間に合えばというふうには思います。ただ、工程上どうしても間に合わないというときには、公共的な建築物へのその再利用というのが必要になると思います。そうすると、やはり返却された木材の保管場所もこれは問題になりますし、じゃあ一体何に使うのかといったようなことが出てくると思います。100%公共建築物に使うということができなければ、比較的公共的な建物があれば、そこにも利用できるんじゃないかと思えますけれども、そのあたりはどのようなふうにお考えでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

高知県に返却されるCLTパネルは600平方メートルとされております。県・大豊町・香美市に等分に返却されるかは未定ではありますが、担当課としては現在のところ使用方法は決めておりません。しかしながら、新図書館のように多くの方の目に触れる場所に使用して、市産材のPRにつながることを最良とは考えておりますが、先ほど生涯学習振興課長が申しあげましたように、工期的に間に合わないようであれば、甲藤議員がおっしゃるような公共的な建物に使っていただいで、市産材のPRにつなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） できればそういった形でPRをしていていただきたいと思います。とにかく世界的なイベントに使うわけですから、物すごいPR効果あると思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは③の質問ですけれども、国・県のCLT工法によります公共建築物に対し、その各種の補助金があると思います。その補助制度の研究あるいは検討はされているか、お聞きをしたいと思います。

また、通告はしておりませんが、その木材を使うことによる効果、そういったことを考えられる範囲でお答えいただければというふうに思っております。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

CLT工法に関する国の補助事業は、林野庁・国土交通省・環境省にあります。中でも、調査設計費・建設工事費の対象となる国交省のサステナブル建築物等先導事業は、高知県内では高知自治会館、北川村温泉建設で利用されており、CLT工法を採用した場合には活用できるのではないかと考えております。また、県の補助事業としまして、CLT建築物の設計に係る費用を対象としたものがありますので、補助事業の活用を図り、補助金の確保に努めてまいりたいと考えております。

効果等につきまして、図書館の立場で言わせていただきますと、内外装などに杉、ヒノキを利用する効果としましては、香りなどには癒やしや落ち着き、またリラックス効果などがあり、また抗菌作用もあると言われておりますので、少しは割高になると思いますが、新図書館への利用は行うべきであると考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 私がその補助金の問題を取り上げましたのは、やはり課長が言われたように、CLT工法を使いますと建築費が割高になるということは確かにあると思います。ただ、そのPR効果というのは非常に大きいものですから、ぜひ積極的に検討をしていただきたいという部分がございます。ただし、財政上のやっばり問題があって、幾らでもその経費を入れるということは無理があるかなということから、できればその有利な補助金を獲得をしていただきたいということで、こういう質問をさせていただきました。

課長がおっしゃるように、この林野庁、国交省、そして環境省にも補助制度というのはございます。先ほど国交省の補助金のお話がありましたけれども、この国交省も環境省も、実は多分これエントリー事業じゃないかというふうに思っております。エントリー事業になりますと、資料を整えてプレゼンをせんといかんわけですね。プレゼンの結果で、これ有識者により構成される委員会の審査により選定されるということですから、やはりここ難しい面がありますし、多少時間もかかるだろうというふうには思います。そのプロポーザルで設計委託をかけるときに、できればそういった部分に耐えられるよ

うな内容にさせていただきたいという思いがあります。ただ、先ほど申し上げましたように2020東京オリンピック・パラリンピック、ここに木材を提供しているわけですから、非常にインパクトがあるとは思いますが、ですから、プレゼンしても割とその受けはいいだろうという思いがあります。林野庁にもありますけれども、できれば一番率のいい補助金を研究させていただきたい。そういう思いで質問をしております。

県内におけますそのCLTによる建築物、ちょっと資料を持ってありますが、これ14カ所が既に建築されておりまして、予定物件というのは6カ所あるそうです。最近では本山の森林管理署ですか、それと香南市の新庁舎、ここにもCLTの計画がありますので、ぜひとも積極的に、私は取り組んでいただきたいと思います。

この件の質問はこれまでなんですが、ちょっと申し上げておきたいことがございます。これ知事がよく使われる言葉なんですが、中山間の再生なくして高知県の再生はないんだというフレーズ、よく使われております。もう資源小国でありますこの日本にとって、主食であります米と並んで、木材というのは需給率が100%達成できる数少ない資源にもなっているわけです。そこを考えますと、中山間が現在のように疲弊した状況になったのは、先ほども質問の中にありましたけれども、木材の自由化が大きな要因になっております。これ間違いなく、そうなっております。

国産材が外材とのその価格競争に敗れた結果、木材価格というのは長期にわたって低迷していると。そのために山で生活していた人たちの生活、収入の道が細くなってしまった。結果、その生活そのものが成り立たなくなってきたと。そして、町に出て生活の糧を得る道しかななくなってきたと。その結果、現在のような限界集落なんかの問題が発生してきたんだろうというふうに考えております。山にはやっぱり資源と言えれば木材しかないっていうのは極論かもしれませんが、とにかくこの資源を生かして、中山間の再生のために産業として、あるいは業として再生をしていかなければならないと。そのためには付加価値をつけるしかないんですね。そこで売り込みをかけていくという道しかないと思っております。そのためのCLT工法です。

これも参考までにちょっとお聞きをさせていただきたいんですが、四、五年前になりますか、当時の林業のある職員のほうから、知事に対して今後の木材利用はどうするのかっていう話があったときに、CLT工法がありますよというふうな話を持ちかけております。ちょうどそのころ、その後でオリンピックの次期開催国が東京に決定したということがありまして、知事からその選手村の建築に高知県の県産材、CLTとして売り込めという業務命令のような形で出されまして、当時の舩添都知事の時代に東京事務所を窓口にしまして陳情してきたという経緯がございます。これ当時、そのときの東京事務所長は林業の職員が就任しました。で、林業の職員みずから売り込んでこいということだったんですね。ただ、知事自体が舩添都知事の研究室におったとかいうことで、知り合いだったということもあってそういうふうな話にもなったんですが、いろんな経緯があって、本年度の予算に計上されました木材提供事業につながったんだろうと思ってお

ります。

議会報告会の中でも出ておりましたけれども、市民からも香美市にふさわしい、そして香美市らしい図書館建設をという意見もございました。新図書館の建設に当たっては、森林・林業政策の整合性、そして林業の再生のためにも、積極的にこのCLT工法に取り組んでいただきたいと思います。このことについて、ちょっと市長の見解があれば伺いたしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 甲藤議員の質問にお答えをしたいと思います。

まことに、我々にとりましたらこの図書館、そして木材を活用するというお話、わかりやすいお話をしていただきまして、私も胸のものがずっと落ちたというような感じがいたすところがございます。やはり地域にとっての大きな資源でありますので、この資源をしっかりと使うということと、しっかり外にアピールをしていくということが、非常に大事になってくるだろうというふうに思っております。この市内の木材が市内での消費だけに終わらないで、将来はもっと外に出していくような、そういう展開を頭に浮かべながらやっていく。今それを効果的に建築物に使っていくということをやらなきゃならない。少しばかりお金が要りますけれども、やはり将来のことにつながるということを考えれば、この林業を成長産業にしていくという思いで、県と一体となって進めてまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） その公共建築物に木材を使う、香美市産材を使うというのは、やはりその先鞭をつけると、そしてPR効果を狙うという点では非常に大きいものがありますけれども、最終的にはこれ民のほうに広げていかなければならないわけです、量を使うとすれば。そのためにはぜひとも、先ほど市長がおっしゃられましたようにアピールしていかんといかんというふうに思います。ぜひとも積極的に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次に、2問目の保育園行政について質問をさせていただきます。

本市には、現在6カ所の公設保育園がありますけれども、今後の財政状況であるとか職員の定数の問題、そういったものを考慮しますと、現在の運営の形態のままで将来的に維持できるのか、私は大いに疑問に感じております。平成29年度第4回定例会で、この件について質問をさせていただきました。その民営化について教育長の答弁をいただいたところですが、その後の進展について質問をさせていただきます。ただし、教育長の前回の答弁に対する質問ですから、この答弁者は教育長にお願いしたい。よろしいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 甲藤議員、答弁者は教育長がされますけれども、①の質問はまだされてないようですので。

（1番、甲藤邦廣君、自席から「はい」と発言する）

- 議長（小松紀夫君） それをお願いします。
- 1番（甲藤邦廣君） その教育振興課長の答弁となっておりますので、先に言わせてもらいました。
- それでは、改めて①、質問させていただきます。
- 南国市等の状況とかを調査しているという前回の答弁でしたけれども、質問時点での調査研究は、どのような内容で実施していたのかということをお聞きします。前回はそこで質問を打ち切っておりました。これを教育長に答弁をしていただきたい、というのは、教育長が答弁されましたから。
- 議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。
- 教育長（時久恵子君） 甲藤議員さんの保育園行政について、調査研究ではどのような内容で実施をしていたのかという件についてお答えをいたします。
- 調査は財政的にも憂慮する部分がありますので、将来的な検討材料の1つとして行ったもので、内容は、公立保育所民営化の手法、メリット・デメリット、職員の処遇等、公立保育所民営化についての概要となっています。
- 以上です。
- 議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。
- 1番（甲藤邦廣君） 今の答弁ですと、昨年時点でそういう調査をされていたということですね。昨年第4回定例会での質問時点で、今お答えになった調査をしておったと。南国市とかを調査しますという答弁でありましたけれども、その南国市を参考にして調査をされたんですか。
- 議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。
- 教育長（時久恵子君） お答えいたします。
- この時点での調査っていうのは、保育園のあり方について、いろいろ方法を探っていかなければならないということでの調査でありまして、民営化の方向に進めるとかいうことよりは、南国市等が取り組みをしているので、そこの今の状態をお聞きしようというようなところです。
- 以上です。
- 議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。
- 1番（甲藤邦廣君） これ前回の課長の答弁の中で、今後は運営形態を見直さざるを得ないかもしれないという答弁の後で、教育長の答弁いただいたわけですが、そうしますと、前回の時点では今おっしゃられたような内容で調査したんだらうということですが、そうしますとこの②です。
- その前回の質問から既に9カ月が経過しております。具体的にその後どこまで調査研究をされたのか、そこをお聞きをします。
- 議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。
- 教育長（時久恵子君） 具体的にどこまで調査研究は進んでいるのかということ

ございますけれども、ほかの自治体の取り組みなどから概要を調べた上で、南国市において民営化に至った理由、そして経緯、委託先等について、担当課から聞き取りをさせていただいたというところで調査は終わっているところです。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 何かよくわからんような答弁ですが、要するに、具体的にその調査してないということじゃないんですか。私が前回聞いたのは、財政的な問題があるんじゃないかということでお聞きをしました。関連してお聞きをしますけれども、教育長としては、現時点では財政的には何の問題もないんだと、将来的にも問題ないんだと、だから具体的な検討まで入ってないんだということなんですか。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

財政的な問題については、これはあると思っています。いろいろ中で人の配置の問題とか施設のこととかいろいろありまして、財政的なところでは随分考えながらやっているところがあるので、ほかの方法としてこの民営化っていうことが、南国市ではどうなっているだろうかという。そうですね、今おっしゃってくださったように、調査というより聞き取りを行ったという段階でとまっているようなところです。今、教育長としての私自身の今の保育園行政のところの中身は、どちらかというところ保育の内容っていうか、子どもたちとか保護者とか、その内容の充実に向けてのところ少しこうちょっと軸足があって、この民営化のところは一応聞き取りをした段階で終わっているというところがあります。ただ、継続の課題であるということをおっしゃっているところでは、

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） ちょっと通告はしておりませんが、関連がありますのでお聞きをしますが、その財政的な理由あるいは定数の問題があって、もしそういう問題意識を持っておられるのであれば、教育委員さんが5名おいでますね、教育長を含めて、あと4名の方が一般の市民の方になるわけですか。そうした場でいろんな会合を持たれていると思うんですが、例えば教育長のほうから将来の民営化について検討すべきじゃないかとか、逆に他の4人の教育委員さんから民営化についての話を出されたということは、今まで一度もないんですか。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

民営化については重要な問題ですので、議題として出したことはないのですが、一応委員会のときに協議をする中身で民営化のことについて話しているか、意見を聞いたりしたことはあります。そのときの状況も私が今お答えしているのと同じで、そこに研究をどんどんしてやっていこうという方向でなかったもので、協議もそんなに深くはなっていません。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 教育委員会としても教育委員さんとしても、やっぱり財政的な問題というのはあんまり頭にはないんですね、はっきり言って。教育長は立派な理念をお持ちですけれども、幾ら立派な理念があったところで、やっぱり財源の裏づけがなければ何にもならないんですよ。そこが一番重要な部分だと思います。やっぱりコスト、教育ってやっぱりコストがかかります。そのコストは誰が負担するかっていったら、これ市民が負担するわけですよ、全て税金でやってるわけですから。そういったコスト意識は、やっぱり持っていただきたいというふうに思います。その民営化について議論するのは別にタブーじゃないですよ、全然タブーじゃない。北朝鮮とは違いますからね、収容所に放り込まれるなんてことはないと思いますんで、議論することは議論していただきたいと思います。私は絶対これ必要だと思いますよ。確かに、公共料金の値上げであるとかこういった民営化の話、そりゃ不人気な政策にはなります。相当バッシングもあると思います。しかし、将来世代につけを回さないためにも、自分たちの世代、自分たちの代で、自分がその職にいる間にめどをつける、あるいはけりをつける、そういった姿勢がないと、将来困ったことに私はなると思いますよ。教育長の考え方はよくわかりました。

一つ財政面からちょっとお聞きをしたいんですが、これ市長が答弁できればお願いしたいんですが、市長としては、今の民営化しないままで10年後、あるいは15年後そのまま続けていけるのか、そういったところをどういうふうにお考えになっているのか、ぜひともお答え願いたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お答えを申し上げます。

この保育園をめぐっての状況が随分変わりつつある。保育園だけでなく、臨時職員の雇用の関係もだんだん変わってきております。会計年度職員という雇用の仕方によっていくということがもう始まっております。当然これは財政負担を伴うことであります。今、臨時のたくさんの保育士さんに支えていただいて、香美市の保育は運営がされているわけでありましてけれども、その保育士さんの中にも臨時雇用というのは非常に不安定な環境にあると、11カ月で1カ月切られると、そういう状況がある。もっときちんと雇用面でしっかり支えていただきたいというお話もあっております。

しかしながら、今このまま行っても会計年度雇用ということで、正規雇用というようにはなかなかならないわけでありましてけれども、これが民間であれば正規雇用ということもなろうかとは思うんですね。そういうことをさまざま、これは研究はしなきゃならないことだと思っています。その民間委託が全て悪いというふうにおっしゃる方は少なくなってきましたけれども、もっともっと研究をして、この市のために何が一番いいのかということ、それぞれが立場を超えて議論をしなきゃならない時が来ているというふうに思っております。

いずれにしても、保育園に預かっていただく保護者の皆さんにとっても、大変大事なことであります。なかなか保育園に預かっていただくこうとしても、預かっていただけないというような環境もあります。今申し上げたように、働いている人たちにもいろいろ問題があります。ですからそれらを含めて、民間委託という言葉にアレルギーがあるのもよくわかっておりますけれども、それを超えてやっぱり議論をする、研究をするということをはばかってはならない、そのように思っております。行政をあずかるものとしては、全てのものについてやっぱり効率的にやれること、そして市民の期待に応えること、これが一番大事でありますので、そのところにつきましては、私は真っすぐに向かってまいりたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） できれば具体的にスケジュールを決めてやっていかないと、ずっと同じような答弁になってくると思います。ぜひとも具体的に進めていただきたい、そう思います。

それでは、次に、質問事項3。

○議長（小松紀夫君） 暫時休憩します。

（午後 2時14分 休憩）

（午後 2時28分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） それでは、質問事項3について質問をさせていただきます。

まず、中期の財政計画についてお聞きをします。

平成29年6月23日に、平成29年度から平成33年度までの5カ年間の香美市中期財政計画の修正案というのが示されております。現在は合併算定替の措置で、交付税が、合併前の3町それぞれで計算をされました額を合算するというシステムになってると思いますけれども、この特例措置が平成32年度末で終了して、平成33年度からは一本算定に移行するということになっております。交付税は、平成28年度から平成32年度末にかけて、段階的に縮減されるという方向が示されておりました、今後は赤字になるというふうなことが見込まれております。そして、先ほどもお話が出ましたけれども、平成32年4月1日から会計年度任用職員制度というものが施行されることにもなります。今後の財政運営というのは、年々厳しさを増していくということが容易に予想されるわけでございます。このことから、財政の健全化に向けての取り組みについて、以下質問させていただきます。

まず、①です。

平成30年4月に示されました第3次香美市行政改革実施計画、これ案ですが、これによりますと、数値目標として当初予算編成時には財政調整基金の取り崩し額を歳出予

算の5%以内を目指すということになっておりますけれども、平成30年度、今年何%になっているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 甲藤議員のご質問にお答えします。

平成30年度一般会計当初予算の財政調整基金の取り崩し額は、15億9,136万3,000円ですので、予算総額197億5,100万円に対する取り崩し額の割合は、8.1%になっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） これは決算額ではないですからまだわかりませんが、その5%以内を目指すというところからはもう最初からというか、オーバーしてることになっていると思います。各種のその補助金でありまして交付税でありまして、年度当初に一括して全て入ってくるものではないわけで、概算払いとか、あるいは精算払いとかそういった制度があって、最終的に全額が入ってくるのが年度末、あるいは出納閉鎖までということになっていると思います。それまでは実際基金を使って先払いをしておくという必要のある、例えば請負金でありますとか、そして災害に関して言えば、交付申請があって交付決定があって、そして補助金が交付されるということになるわけですが、それまでは全額が市からの持ち出しということになっているわけです。

その財政調整基金ですけれども、これ一部には多すぎるという議論もあるわけですが、この基金が先細りをするということになってきますと、将来的には借り入れをしないといけないということになる、最悪の状況も考えられるとっております。そうならば高い金利で借り入れするということになりまますので、これはもう不必要な支出を余儀なくされるというわけですし、これはそのまま無駄な経費の支出につながるんじゃないかというふうにも思っております。今後につきましては、その財政調整基金の繰り入れ等につきましては、より一層計画的に、かつ慎重に取り扱うべきであるというふうに考えます。その中期の財政計画というのは非常に大事な計画であるということから、こういう質問をさせていただいております。

次に、②の質問です。

中期財政計画の平成29年度の歳入・歳出につきましては、まだこれ決算が上がっていない時期での計画でないかと思うんですが、実際は、一番実態に近い決算ベースで見直しをかけていくべきではないかと思っております。これ③の質問にも絡んできますけれども、その点についてちょっと見解をお聞きをします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

先ほど言われましたように③のほうにもかかわってきますが、まずは②ということで

答弁させていただきます。

中期財政計画は、平成28年度までの決算額などをベースに、今後5年間の事業予定等を勘案し、平成29年度以降の各年度の決算額を見込んで策定しています。平成29年度の決算確定後は、計画と実績との比較・検証を行い、今後の予算編成等に生かして、計画により近づけていくことを重要と考えておりますので、今のところ計画を見直すことまでは考えておりません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） ②番の質問は結構です。

次に、③の質問です。

この中期財政計画は、予算の編成時には見直しをして、検討をしてるんじゃないかと私思っておりますけれども、この計画自体をやっぱり毎年度ローリングしていく必要があるんじゃないかというふうに考えています。といいますのも、去年の大きな台風災害がありましたね、それから今後のいろんな起債の償還とか、それから新しく施設の建築とかいうことも俎上に上がっておりますので、そこを考えたら、より実態に近いものに見直していく必要があるんじゃないかというふうに思っておりますので、ちょっと見解をお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

ローリング方式は、計画内容を毎年度修正することで状況の変化に対応して、目標と実績が大きく乖離することを防ぐことができ、より実態に即した計画となりますので、目標到達への正確性は増します。その反面、毎年度修正することで目標が毎年変わっていきますと、当初の努力目標としての機能が低下していく懸念もございます。また、毎年見直すことにより職員への作業負担の増大も憂慮するところでございます。こうしたことから、中期財政計画につきましては、目標と実績との乖離をいかに埋めていくかということを重要と考え、当面は市財政の中期的な指針として、固定して活用していきたいと考えています。しかしながら、市財政に大きな影響を及ぼすような法改正であるとか、財政事情等に大きな変化が予想される場合などは、計画期間の途中であっても必要に応じて見直しを行うなど、柔軟に対応していかなければならないと考えているところです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） ある程度大きな乖離があったとした場合は、やっぱり見直すべきだというふうに思っております。ただ、交付税そのものがどんどんどんどん減っていくということもはっきりしているわけで、じゃあその平成29年度の計画の中の交付税が、果たしてその計画どおりの数字になっているかというのは、ちょっと私疑問に思

っていますし、最終平成32年度ですか、平成33年度には6億何千万円が削減されていくだろうという見込みもあるわけですがけれども、まあこれははっきり多分わからないと思いますけれども、もっと減る可能性もあるんじゃないかというふうにも思っております。できましたら、大きな乖離があった場合には、ぜひとも見直していただきたいと思っておりますし、それからこれ通告にはありませんけれども、この中期財政計画ですね、この資料そのものは課長どまりまでになってるんですか。それから、それが課長以下、課長補佐とか班長とか、まあ課長補佐はおりませんが、班長レベルまでおろして理解されているんでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 財政計画自体の内容については、全職員共有できていると思いますが、自分ところの課以外の細かい中身については、そこまではわかっていないとは思いますが。ただ、全体としての傾向とか香美市全体の財政状況を把握する上では、もう計画を理解しておけばまず十分かなというふうには捉えております。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 課長の答弁はそのとおりにかもしれませんが、ただ、自分の感じとしては、あんまり理解されていないんじゃないかというふうには思っております。やっぱり共有することが大事ですから、ぜひとも課長は課員にある程度、ほんと深くではなくても、やっぱり説明をした上で、理解をしていただくというふうなことが必要じゃないかと思っております。といいますのも、人事異動がありますから、退職者も出る、そして課も変わっていくということになったときに、余り知らないんじゃないかやっぱり困るわけですよ。その財政計画がこれ全てなんです。先ほども言いましたけども、幾ら立派な理想を掲げたところで、これがなかったら画餅にしかすぎないわけですから、そういう意味でぜひとも各課員が理解できるように、各課長には説明をしていただきたいというふうに、これ私の希望です。答弁は結構です。これで全ての質問を終わらせていただきます。

○議長（小松紀夫君） 甲藤邦廣君の質問が終わりました。

次に、9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 9番、爲近です。通告に従いまして、質問をいたします。

1点目として、商工観光振興策はということで、新しく編制されました商工観光課としてのビジョンをお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えをいたします。

第2次香美市振興計画で定める将来目標を実現するため、基本方針の賑わいを興すための具体的な施策としまして、地場産業の振興、商店街の活性化、新たな商工業の発展機会の創出、観光交流の受け皿づくり、観光情報の充実に努めてまいります。また、香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略に定められました基本目標であります、地域に根

差した産業を振興し、安定した雇用を創出するため、総合戦略アクションプランに掲げる具体的な事業を推進していきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 通告はしておりませんが、関連して幾つかお聞きをしたいと思います。

まず、伝統産業の振興やテクノパーク等への企業誘致によりまして、若年層を含む雇用確保を期待しますが、計画をお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えをいたします。

商工業の振興によって、若年層を含む雇用機会を期待するということにつきましての回答ということです。

香美市におけます雇用の場の確保、それから開拓につきましては、企業誘致のほか、現在稼働中の工場にも支援が必要とも考えております。企業誘致というところで考えますと、昨年は高知テクノパークの地区計画を一部変更しまして、進出される企業の業種を緩和してきたところです。また、稼働中の工場の生産性を上げるために、工場敷地内での施設の拡張ができるよう、緑地面積の割合の緩和もしてまいりました。さらに、香美市内で起業したい方への支援としまして、香美市商工会とともに、相談や創業支援への橋渡し等を行っておりまして、そのほかに、ふらっと中町のチャレンジショップや空き店舗利活用、そういった事業を行っております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） ぜひ各種の事業支援策をまた網羅して、何とか若年層を含む雇用確保に努めていただきたいと思います。

続きまして、観光面においては、観光客は本物志向になっていると言われる中で、ほっと平山や塩の道などの体験型観光の磨き上げを、県などとの連携も含めた今後の取り組みをお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

体験型観光につきましては、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会に向けて、全国的にスポーツや関連する体験、そういったアクティビティ、そういった関心が高まってくると想定をしております。県のほうでも、志国高知幕末維新博の終了後に引き続き、自然・体験を前面に出した観光キャンペーンを展開するとしてございます。香美市におきましても、平成31年2月にスタートをするポスト維新博に合わせて、龍河洞において新たな体験メニューや体験コースができないか、そういった検討をしてまいります。

○議長（小松紀夫君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 塩の道におきましては、スタッフが高齢化もしゅう中ですが、みんなで力を合わせて長い距離ですけど道の整備をしたり、頑張っやっております。そして、また自衛隊の皆さんにも協力を得たりしてやっておりますが、重要な案内人の確保という面もあります。高齢化も進んでおりますが、そういうような実態をまた把握されて、また支援等、検討を要望したいと思います。

続きまして、外国から高知新港への大型客船の入港数の増加や、外国からの家族や個人旅行者の増加など、外国人観光入込数の増加が期待されておりますが、本市へ来ていただくための取り組みはあるのかお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えをいたします。

外国人観光客の受け入れ対策としまして、多言語パンフレットの作成、フリーWi-Fiの整備、トイレの洋式化等を行っております。また、香美市いんふおめーしょんにおきまして、外国人観光案内所として認定を受けておまして、モバイルWi-Fiの無料貸し出しや、県の通訳コールセンターサービスを利用することで、外国人観光客との円滑なコミュニケーションが図れるようになってまいりました。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 強く推進していただきまして、外国人の受け入れの準備をよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、JR土佐山田駅前の香美市いんふおめーしょんの来館者数の増加に向けた取り組みはありますか。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） 香美市いんふおめーしょんの来客者数の増加に向けた取り組みとしまして、観光客からのニーズが高いアンパンマンミュージアム、龍河洞の情報を充実させるとともに、楽しい雰囲気を感じていただけますように館内のレイアウトを工夫しております。また、香美市へ来た思い出づくりとしまして、折り紙のプレゼントや、建物やキャラクターを背景に写した記念写真の投稿などを実施しております。

○議長（小松紀夫君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 新しく編制されました商工観光課のますますの充実を要望したいと思います。

続きまして、農業の補助金給付事業についてお聞きをいたします。

農業経営農家の高齢化が進む中で新規就農者の確保が重要であります。そのための新規就農研修支援事業について、その内容や該当する品目、本市の負担割合、また年齢制限などについてお聞きをいたします。

①としまして、兼業農家育成区分の事業についてお聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） 新規就農者研修支援事業についてお答えいたします。

まず、兼業農家育成区分につきまして、といいますか、全ての事業の研修生は4月1日現在で15歳以上65歳未満の方が対象となり、研修期間は1年以上2年以内となっております。まず、兼業農家育成区分につきましては、対象研修生は産地提案書による支援者が対象です。香美市では、ニラ、やっこねぎ、ユズ、青ネギ、生姜、大葉の品目で産地提案書が策定されており、これらの品目が該当となります。研修生に対して1人月額12万円が、受け入れ農家に対しては月額5万円の謝金が交付されます。この事業の香美市負担割合は、研修生に対する交付金の2分の1です。受け入れ農家に対する謝金は全額県補助金で、香美市の負担はございません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） この兼業農家を目指す人の仕事の内容というか、1年間の生活スタイルとしたときに、例えばシシトウを春に定植して晩秋まで収穫すると、半年間ぐらいの収穫と思うんですが、それから林業であったり建設業であったり、福祉関係などの仕事につくと、そして1年間の収入を確保するということかと思いますが、こうなると半年ほど農業に興味がある人は農業に携わることができる。また、農業面で人手不足が懸念されている業種に、業種というか農業経営をしている方にとったら、その雇用ができるというメリットが考えられると思います。また、移住の方にとってもアピールできる事業ではないかと思うんですが、そういう理解でいいのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） 議員のおっしゃるとおりでして、まず、対象者としてしまして原則県外からの移住者であることで、なおかつ、就農後に農業所得とその他の所得を組み合わせて、生計が成り立つ見込みがあることとされておりますし、また年間農業所得が100万円以上を目指すものとされております。また、研修修了後1年以内に独立自営就農する新規就農希望者で、原則現時点で農業経営を開始していないこと等の要件がございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） この事業に手を挙げそうな予定者っていうのは、今実際おられるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） 現在、予算は1名分確保しておりますが、今のところ該当される方はいらっしゃいません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） こういう事業ができたということで、ぜひ多くの方に手を挙げていただきたいと思います。

続きまして②、親元就農応援区分事業についてお聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

親元就農応援区分につきましては、産地の親元就農を促進することを目的とし、認定農業者または人・農地プランの中心となる経営体に位置づけられている者が、Uターン就農した農家の子弟を、産地提案書に定められた研修プログラムにより研修させる場合に交付されるものです。香美市では、同じくニラ、やっこねぎ、ユズ、青ネギ、ショウガ、大葉の品目で産地提案書が策定されており、これらの品目が該当となります。交付額は年間120万円で、この事業の香美市負担割合は2分の1です。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 国の事業におきまして、親元就農は対象外のさび分けとなつたために、そこを救う事業のように思いますが、事業の予定者はいますか。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） 現在1名の方が対象となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 続きまして③、専業農家育成区分事業についてお聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

専業農家育成研修区分については、研修生に対して、産地提案書による支援対象者は月額15万円、その他の品目では月額12万5,000円が交付されます。受け入れ農家に対しては、月額5万円の謝金が交付されます。ただし、産地提案書による支援対象者のうち、農業次世代人材投資事業（準備型）月額12万5,000円が併給される場合には、月額2万5,000円となります。この事業の香美市負担割合は、研修生に対する交付金額の3分の1です。受け入れ農家に対する謝金は、全額県補助金で香美市の負担はございません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 非常にいい制度と思いますが、事業の予定者は確保されていますか。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） 平成29年度から1名と、新規で1名の2名分の予算を確保しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） （2）の香美市農地集積交付金について、その内容や該当する品目、本市の負担割合、年齢制限等についてお聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） 農地集積交付金は、担い手への農地集積が円滑に進むようにするため、農地中間管理機構に農地を貸し付け、農地集積に協力する者及び地域に対して交付金を交付するものです。このうち、本年度交付が予定されている耕作者集積協力金は、農地中間管理機構が借り受けている農地に、隣接する農地もしくは隣接等する2筆以上の農地が交付対象の農地となります。交付対象者は、農地中間管理機構へ農地の貸し付けを行った農業者か、交付対象農地が貸借地の場合、機構が貸し付ける際に当該農地を借り入れていた農業者です。交付要件は、交付対象農地の所有者が機構に対して交付対象農地を10年以上貸し付け、かつ当該農地が機構から受け手へ貸し付けられることです。交付単価は、平成30年度は10アール当たり5,000円以内、この事業の香美市の負担金はございません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 担い手への農地集積が進んで、効率のよい作業ができるようになれば、担い手も確保できやすくなります。関係機関と連携した推進を要望しますが、どうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） 農地中間管理機構への貸し付けにつきましては、農業委員会のほうでも推進しておりますので、関係機関と協力しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 担い手確保のためにも、一層この事業の推進をよろしく願います。

以上で質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 爲近初男君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに

決定しました。本日の会議はこれで延会します。

次の会議は6月14日午前9時から開会します。

(午後 3時02分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 3 0 年 第 4 回

香美市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 3 0 年 6 月 1 4 日 木曜日

平成30年第4回香美市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成30年6月4日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月14日木曜日（会期第11日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1 番	甲 藤 邦 廣	1 2 番	山 崎 晃 子
2 番	小 松 孝	1 3 番	山 崎 龍太郎
3 番	利 根 健 二	1 4 番	大 岸 眞 弓
4 番	山 崎 眞 幹	1 5 番	織 田 秀 幸
5 番	森 田 雄 介	1 6 番	比与森 光 俊
6 番	濱 田 百合子	1 7 番	依 光 美代子
7 番	村 田 珠 美	1 8 番	石 川 彰 宏
8 番	島 岡 信 彦	1 9 番	山 本 芳 男
9 番	爲 近 初 男	2 0 番	小 松 紀 夫
1 1 番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	ふれあい交流センター所長	明 石 清 美
副 市 長	今 田 博 明	福祉事務所長	佐 竹 教 人
総 務 課 長	山 中 俊 明	農 林 課 長	西 本 恭 久
企画財政課長	川 田 学	商工観光課長	竹 崎 澄 人
会計管理者兼会計課長	森 安 伸	建 設 課 長	井 上 雅 之
管 財 課 長	秋 月 建 樹	建設課林業土木担当参事	澤 田 修 一
定住推進課長	中 山 繁 美	環境上下水道課長	安 井 幸 一
防災対策課長	中 山 泰 仁	《香北支所》	
市民保険課長	植 田 佐 智	支 所 長	黍 原 美貴子
健康介護支援課長	前 田 哲 夫	《物部支所》	
税務収納課長	公 文 薫	支 所 長	近 藤 浩 伸

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	教育振興課長	横 山 和 彦
教育次長兼学校給食センター所長	野 島 恵 一	生涯学習振興課長	岡 本 博 章

【消防部局】

消 防 長	寺 田 潔
-------	-------

【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪 野 高 廣 議会事務局書記 山 本 絵 里

議会事務局書記 一 圓 まどか

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成30年第4回香美市議会定例会議事日程

(会期第11日目 日程第3号)

平成30年6月14日(木) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 4番 山 崎 眞 幹
- ② 13番 山 崎 龍太郎
- ③ 7番 村 田 珠 美
- ④ 5番 森 田 雄 介
- ⑤ 17番 依 光 美代子
- ⑥ 14番 大 岸 眞 弓
- ⑦ 16番 比与森 光 俊

会議録署名議員

8番、島岡信彦君、9番、爲近初男君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（小松紀夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許可します。

4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 4番、市民クラブの山崎眞幹でございます。議長の許可をいただきましたので、任期最後の一般質問を通告に従い順次行いたいと思います。

最初に、G k H（香美市で暮らす幸せ感）をめぐってということでございまして、いつものことなんですけども、ふるさと納税の平成29年度の状況や本年度の取り組みにつきましては、議会初日の諸般の報告の中で、寄附件数は増加したものの金額は目標金額に届かなかったが、返礼品の充実、ポータルサイトをふやすことにより、2億5,000万円の本年度の目標達成に努めるとのこのような報告がありました。

ふるさと納税というものは、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度、自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度として創設されました。総務省のふるさと納税ポータルサイトでは、ふるさと納税の使い方や成果を明確化する取り組みや、ふるさと納税をしていただいた方との継続的なつながりを持つ取り組みを全国に広げていくため、それぞれの地方自治体が事業実施に当たって工夫した点や事業への効果などを紹介した、ふるさと納税活用事例が60件紹介されております。

高知県での例としては、観光・交流の部門で、室戸市の「学校存続にむけた地域一体の移住促進の取組」と、越知町の「古き良き日本の田舎を感じるゲストハウスを建てたい」の2つが紹介されています。その中で注力した点、工夫した点として、室戸市では、学校や地域の良さを知ってもらうため、校区内を流れる清流羽根川とそこで遊ぶ笑顔の子どもたちや、美しい里山の風景を映した動画を作成し、ウェブサイトで公開していますということが、そして越知町の事例では、田舎暮らしに関心を持つ方が閲覧する移住・交流推進機構のウェブサイト「ニッポン移住・交流ナビ」や民間ふるさと納税ポータルサイトなど、さまざまなメディアを活用してPRしましたということが掲載をされております。そして寄附者の声として、室戸市の事例では、「お腹の子にも体験させていたので、このような素晴らしい自然環境は残してほしいと思いました。」が、また越知町の事例では、「自然を活かしたゲストハウスは素敵です。ぜひ行ってみたいです。ふるさと納税は少々ですが、広く知られるよう周りの人にはお伝えさせていただきます。がんばってください。」ということが掲載をされておりました。また住民の声として、室戸市の事例では、「地域がにぎやかになりました。取組を通して中川内地区の知名度も上がり、外とのつながりも増えたので、地域活性化のために頑張る活力になりました。」が、越知町の事例では「ゲストハウスができたことで、集落が明るくにぎやかになりましたし

た。」と、このような言葉が掲載をされています。

ふるさと納税が創設された経緯からも、ふるさと納税をさまざまに活用し、そこに暮らす人の満足度の向上を図ることは、納税者のその自治体を応援しようという気持ちに込めることにつながることから、G k H（香美市で暮らす幸せ感）の多様性との相性も悪くないとこのように思うことからお尋ねをします。

ふるさと納税の基金を原資として、それぞれのコースに沿った政策提案を一般市民、教育現場、市役所職員等から募集し、過程や成果等を積極的に発信することで、市内では香美市で暮らす幸せ感ですね、市外からは本市の好感度、香美市ってええところやねっという向上を目指してはどうかと考えますが、見解をお尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） おはようございます。山崎眞幹議員のG k H（香美市で暮らす幸せ感）をめぐってについてお答えいたします。

平成30年度のふるさと納税基金の活用方法は、平成29年度から香美市まちづくり応援基金等庁内検討委員会を立ち上げて、市役所職員からの提案を各課で取りまとめ、検討委員会でプレゼンテーションを行ってもらい、審査の上採用されたものを今年度の事業に活用しております。かがやきコース（教育・文化）では、小中学校で授業に活用する電子黒板や、香美市出身の5人のプロの演奏家による音楽の調べ、子ども会へのはっぴやちょうちん購入などがあります。やすらぎコース（福祉・環境）では、宝町児童遊園地への複合遊具一式購入や公立保育園6園への絵本約1,000冊、絵本ラック、紙芝居等の購入に活用いたします。にぎわいコース（産業・まちづくり）では、夏祭りのイベント用ちょうちん購入や、香美市13体キャラクターのうち3体の着ぐるみを現在作成しております。7月の集落活動センター美良布のオープンセレモニーでお披露目の予定にしております。市長おまかせコース（市政全般）では、姉妹都市交流事業で鳴子とフラフの購入や公立保育園用の防災倉庫、備蓄品購入などに活用する予定です。なお、フラフにつきましては、この前、姉妹都市の積丹町と一緒に参加したY O S A K O Iソーラン祭りで皆さんに振っていただいております。

今年度は、まちづくり委員会で基金の活用方法について意見を募集する予定となっております。今後も引き続きまちづくり委員会や教育委員会を通じ、一般市民や教育現場、また市の職員から提案を募集いたしまして、G k H（香美市で暮らす幸せ感）の向上を目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ちょっと1点だけ確認です。その庁内の中に、今のお話だと教育委員会も含まれているというふうな認識でいいですかね。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） そのとおりでございます。含まれております。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） それでは、G k Hよろしく申し上げます。

次の質問に移ります。

次に、ちょっと通告書の訂正をまずお願いをしたいと思います。（2）の③の大学の足元というところの、最初の1行目の「学の立地する」となっていますが、これ「大学」で「大」が抜けてますので、済みません。よろしく申し上げます。

次に、本市の振興計画の目玉の1つでもあって、課題の1つでもあるというふうに私自身は思い続けてきました、高知工科大学と共に歩むまちづくりの推進に関連してをお尋ねしたいと思います。

現在では、第2次振興計画の政策26として掲げられております、高知工科大学と共に歩むまちづくりの推進は、実は第1次振興計画の後期計画の審議過程で、工科大の委員の方から、これは大学には教員を含めておよそ2,400人がいるけれども、高知工科大学の存在感が計画の中ないと、このようなご指摘がありまして、前期計画の6つの基本目標のもとに既に行われていた工科大学に関連した施策を、後期計画から第6章の「みんなで築く」の中に、その4として集めて帰納的に見える形で加えられたものです。高知工科大学と共に歩むまちづくりの推進をテーマに、協議・検討を行って取りまとめられたものではありません。

これ、私の認識が間違っていればご指摘をいただきたいんですけども、第2次振興計画の審議過程では、第1次振興計画の文言等をもとに協議・審議が行われたことから、いかにあるべきかの議論を行うことが難しかったわけですが、高知工科大学と共に歩むまちづくりの推進は、遠くない将来に大きなテーマとして、官民を巻き込んだ議論・協議・検討が必要な案件だと私自身は思っております。

そこで、まず最初に、その高知工科大学と共に歩むまちづくりの推進は、どうあるべきかの一端の議論が行われる可能性のあった、また可能性のある香美市高知工科大学連携協議会に関連し、お尋ねをしたいと思います。これ合ってますかね、この言い方が合っているかどうか。

まず、開催頻度をお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） おはようございます。山崎眞幹議員のご質問にお答えします。

開催頻度につきましては、平成17年10月に設置してから、平成17年度が2回、平成18年度が3回、平成19年度は1回、平成20年度は2回、平成21年度は4回、平成22年度から平成26年度までは年3回ずつ、平成27年度から平成29年度は年2回開催してきております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） これ、川田君、名称は合ってる、これで。合ってます。合ってるかわからんか。じゃあ、いいです。

構成メンバーをお願いします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 現在の構成メンバーとしましては、高知工科大学から地域連携機構長、機構長補佐、副機構長、システム工学群教授、共通教育教室教授、事務局長、事務局次長、総務部長、学生支援部長、研究連携部長の10名となっております。香美市からは副市長、教育次長、建設課長、商工観光課長、定住推進課長、防災対策課長、香北支所長、物部支所長、企画財政課長の9名で、合計19名となっております。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） なかなか重厚な、これ何を話し合ってもえいようなメンバーですよ。

それでは、③です。

現在はそのようなメンバーであると。最初はね、立ち上げたときはそうでもなかったんじゃないかとは思いますが、そのような方々で協議をされて、これまでに見える形となった成果等があればお尋ねしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 主に連携協議会は情報交換を中心に行っておりますが、その中で対応が必要なケースが多々出てきております。そうした中で各部署や関係機関へスムーズにつなぐことによりまして、これまでに工科大学野球場整備や野球場整備にあわせた防災倉庫の設置であるとか、本年度の予算にも計上しております、秦山公園植物案内パネル設置の実現に結びついたことが成果として上げられると考えております。また、連携協議会とは直接の関係はございませんが、工科大学へのバスの乗り入れなどの実現もあります。そのほか、工科大学には、市のさまざまな会議や事業にもかかわっていただいているところでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） わかりました。

④です。

双方からの要望、また現状での課題、今まで情報交換をして対応ケースに対応して、そのような成果が出たということですのでけれども、そしたら現状、そのような話し合いの中で課題になっていること等がありましたらお尋ねをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

工科大学からの要望としまして、現在廃校となった佐岡小学校の校舎で、現在の佐岡

地区公民館の2階部分を、大学の研究室の一部として長期的に使用したいということがございました。また、工科大学クロススクエアでイブニングセミナーを開催するに当たり、広報香美への掲載であるとか、開催日に本庁駐車場を臨時駐車場として利用させてもらいたいという要望などがございました。また、課題としましては、市役所側からの提案が少ないことがありますので、今後関係各課が積極的に議案として持ち寄るよう検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） それでは、⑤に移ります。

結局、これは問いとしては、道路、買い物、娯楽、住居等々、大学周辺の環境整備について協議の議題となったことはないのかということなんですが、自分が一番関心のあるのはこの部分なんですよね。きょうも私、神母ノ木の自宅からこちらへ向かったときに、もう山田方面からは自転車、バイクで学生たちがずっと例によって大挙して来ます。非常に危ないところもあります。だから、そういう話がどっかの時点では出てたんじゃないかなというふうには思うんですが、後の（2）以降の質問にもかかわってきますので、一旦このお尋ねを先するわけですが、実際自分自身はちょっと居酒屋をやってまして、たまに学生が来ることがあるんですけれども、その学生の話として、高知工科大学の場合は、住居を物すごく不便な大学に近いところを選ぶか、それとも便利な大学に遠いところを選ぶかと、どちらかの選択を迫られるというふうに言っていました。それはそういうこともありますので、ちょっと自分は⑤が大事かなというふうに思っていて、一旦お聞きをします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

工科大学周辺の環境整備につきましては、平成25年度に野球場整備事業としての報告や、神母ノ木地区の下水道整備計画が議題となっておりました。その他、議題としてではなく、先ほど山崎議員からありましたが、意見交換をする中で道路の通学時の安全性の問題であるとか、それから買い物が不便であるとか、娯楽施設がないなどという話は出ておりました。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） それが今そのままであるということは、そのことを課題として捉えて、解決に向けて何か対応しようというその共通認識が、大学側と行政との間で持たれなかったから、今の現状がそのまま続いているんじゃないかというふうにも受け取るわけですが、その辺はどうですか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

その話し合いの中で、市側もメンバーが各担当部署の課長等がおりますので、例えば道路の安全性の問題であれば、建設課長が対応できる部分は対応していただいた部分もありますし、各課関係機関に協議が必要な場合は、そこへつなぐということはできるとおもいます。ただ、なかなかその買い物とか娯楽施設っていう部分では難しいということで、なかなかこう大きく見えるような形にはなっていないというような状況でございます。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 企画財政課の課長が難しいと言ったんで、ちょっと見解だけお尋ねしますけれども、じゃあその難しいところを何とかクリアするためには、どのようなやり方があると課長は考えています。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

なかなか難しいとって、じゃあこういったという案を持っているわけではなくて、当然学生の方ですと、もう近くに買い物だったらコンビニが欲しいとかっていう部分もありますでしょうし、すぐ近くに遊べるというか集える場ができればいいというようなことがあると思いますけど、なかなか民間の方も、周りにお店なんかも一時できたことがありますけど、そういったところもなかなか続いていかない現状もあって、そういったこともあって難しいのかなという、収支の関係もありますので、そういったことも含めて難しいかなという印象を持ってるところです。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 印象をお聞きしましたので、ここの最後に私は私なりに考えをまとめてますので、そこのほうへ収束していただければ一番いいのかなと思って、次の質問に移ります。

（2）です。

次に、工科大学の足元にある神母ノ木地区への公共下水道整備の必要性と、振興計画・都市計画との整合性に関連してお尋ねをしたいと思います。

公共下水道経営戦略については、本年の2月26日の議員協議会で一定の説明をいただきましたが、神母ノ木地区への公共下水道の整備は、費用対効果、後年度の維持管理、南海トラフ地震の際のリスク管理等の面からもこれはまた再考して、大学は合併浄化槽方式、現在の四万十川方式ですけれども、それをそのままにするのか、それとも違う方式にするのか、とにかく更新をして、大学は大学として単体で対応するほうが全般的にいいのかなと、高知県にとっても、香美市にとってもいいのかなというふうにも思うわけですが、その点見解をお尋ねをします。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 山崎眞幹議員のご質問にお答えいたします。

平成16年に地区別ワークショップ、マスタープランづくり委員会の審議を経て策定

されました、土佐山田町都市計画マスタープランに、神母ノ木地区を含む片地地区は「下水道、合併浄化槽の整備をすることで環境の負荷を軽減させます。」と記載されております。平成28年3月に都市計画法による手続を経て、高知広域都市計画下水道の変更決定をしております。これにより県が最終処理施設の設備更新や改築を行い、本市におきましても、神母ノ木地区接続に向けて楠目地区の下水道整備を行ってきました。このため、計画の見直しや縮小については考えておりません。

以上です。

- 議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。
- 4番（山崎眞幹君） 全般的なお答えをいただいたんですけども、費用対効果、後年度の維持管理、南海トラフ地震の際のリスク管理についてはお答えいただいておりますので、それぞれについて考え方をお尋ねします。
- 議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。
- 環境上下水道課長（安井幸一君） 費用対効果につきましては、神母ノ木地区は調整区域でありながら集落密集地域であります。したがって、合併浄化槽と公共下水道を比較して検討した場合、公共下水道が有利であると、これはまず一つ経済的な面です。それと災害、地震対策につきましては、現在香美市におきまして下水道BCPを策定しております。これによって対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

- 議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。
- 4番（山崎眞幹君） 課長の答弁はそうですけれども、私がこれをちゃんと精査できるとは思わないですけれども、26日に説明をいただいたこの経営戦略を見る限りは、必ずしも今の課長の答弁のように費用対効果についても、後年度のその維持管理についても、そういう大丈夫ですみたいな話にはつながらないと思いますし、それから直近の南海トラフ地震の影響ですよね、国難級、土木学会が推計したもので新聞報道によりますと、発生後2年間に失われる域内の総生産の割合70%以上は高知県の、当然香美市も入ってますし、被害20年間にわたって1,410兆円と、このような直近の状況もあります。

そのような状況も含めて、それで今その公共事業に対する国の予算もどんどんどんどん減らされてますよね。一応平成39年度までに計画を完成するという計画でありますけれども、本当にそれまでに完成するかどうかはわからない、そこへ下水道入れてもほんとにつなぐ方もそんなにいるわけでもないような気がします。実際この間説明会ですね、3月13日に工科大学の講義棟で地域に説明会がありました。私も出席したんですけども、10名前後、広い地区ですよ、10名前後の参加しかないような状況の中で、一旦そうやって計画が決まった、それもスタートは35年前です。完成を入れると、あと10年やったら50年計画のそこに南海トラフ地震が迫ってきている。これがあれば、途中で当然幾ら耐震をしててもその管は壊れる、どっかでだだ漏れをする。そういうこ

とがわかっていながら、これは聞いた話ですけどね、工科大学をつくるときに、将来的にはそこへ公共下水道を入れますからというふうなお約束があってやってるようにも聞きます。これはうそかほんとかわかりません。でも、そのためだけであるならば、それが大きな目的であるならば、やっぱりちょっとここは一旦立ちどまって、考え直すべきじゃないかというふうに思うことから質問をしています。

今までの私の発言を含めて、再度課長の答弁を求めます。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

今のところ計画に変更はございません。香美市単体で整備をしていけば考える余地もあるかもしれませんが、東部流域下水道団体、県、南国市、高知市と一緒にあって整備を進めていく関係もありまして、なかなかここでうちだけが縮小整備するということにはならないということです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 課長の立場では、その程度にしかないんじゃないかということですね。でも、市長も含めてこの議論はちゃんと頭の中に入れておいていただいて、これ問題ですよという問題意識は持っておいていただきたいと思います。

ちょっと先を急ぎますので、②に行きます。

これ線引きをめぐる是非論というのは、私自身も定住人口増加促進特別委員会でも議論をしまして、委員会の報告書では、「高知広域都市計画については、今ある都市計画の線引きは維持をしつつも、制度の面、面的な問題、住宅政策、アクセスの問題等について積極的に取り組み、できるだけハードルを低くして、住宅を建てられるような取り組みを行っていきたい」と、執行部の見解も記載をしましたが、いまだにやっぱり線引きは廃止という市民の声が多いこともこれは事実でございます。一般的にはインフラ整備を抑制することも含めて、人口の集積を抑制する区域とされる市街化調整区域に、インフラの最たるものであります公共下水道を整備する。この公共下水道を整備しながら、市街化を抑制するというやり方の整合性をお尋ねをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） おはようございます。お答えいたします。

市街化調整区域を下水道整備することは、市街化区域と比較すれば優先度は低いと思います。ただ、神母ノ木地区に関しましては大規模指定集落でもあり、地域を一体的に処理することで効果的に汚水処理を行うとともに、周辺環境への負担軽減、特に隣接の農村部との共存できる環境づくりと考えます。また、神母ノ木地区には、先ほども話がありましたように、県立工科大学及び隣接の県立鏡野公園と大規模な合併浄化槽にて汚水処理をしています。施設の老朽化による不十分な汚水処理の流出事故等の不測の事態が懸念され、下流への水質汚濁及び環境負荷の軽減も図ることから、公共下水道整備

は必要であると考えています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 下水道を整備して一体的に処理するとおっしゃいますけれども、先ほど言ったように現在は合併浄化槽でやっています。その合併浄化槽でやってる方を含めて、できたからといってそれをつなぐという保証は何もないわけですね。つなぐという意味を、私の知ってる範囲であらわしてる方余りいません。まあそういうこと。それから、神母ノ木地区はかつては大規模、今は過疎化しています。だから、その認識もほんとにそうなのかというふうにも思いますし、今の老朽化してるほかの団地とかいうものも、工科大と同じようにそれはそれで対応してやったらどうかということでございます。

それはそこで置いといて、③に移っていきます。

大学の足元ですね、特に神母ノ木地区では、開学21年を経て過疎化が進行しております。先日の同僚議員の質問でも、片地小学校の新入生をめぐって今年は6人、来年は4人みたいな質問が行われましたけれども、大学の立地する地域が過疎化する要因・原因をどのように分析をしておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

過疎化の判断にはいろいろとあり、当課では判断が難しいところがあります。ただし、日本全体での少子高齢化の中で香美市としてどうしていくかは、担当部署を中心に市全体にて検討しなければならないと思っています。建設課内のちょっと話になってきますが、まあ意見となります。人口の構造的な自然減のほかに、香美市を初め県内には雇用が少ないということが、地方から大都市への人口流出の理由と考えています。また学生にとっては、中小企業ではなく大企業、大企業言いましてもつぶれない会社、上場企業やまたベンチャー企業みたいな夢のあるとかいうところ、それと公務員などへのニーズがあるのではないかという結論となりました。余談になりますが、我が家でも娘の就職で今もめています。今後となりますが、どこまでの分析・原因究明になるかが未確定ではありますが、都市計画マスタープランにて検討・把握などができればと考えています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 前段の連携協議会の中で参加してるそれぞれの担当課長もおるわけですが、建設課のほうではなかなかその判断は難しいと、じゃあこれで一体どこで判断するのって。いろんところでこんな問題が出てます、例えば物部地区これ過疎化しています、香北地区こんな問題あります、神母ノ木はこんな問題がありますというふうな話は、一体どこで話し合われるんでしょうかね。そのようなものをトータル的にまあやっていると、そういう戦略ですよ。政策会議っていうのかな、戦略会議、課

長会なのかな、そういうところでの意見がどっかのほかの、建設課はようわからんと言うわけですから、一般論で雇用が少ないとかいう話をしてます。でも、僕は一般論を質問で言ってるわけじゃないですね、この地区がという地区を限定して言ってますので、ちょっと意見が聞けるようでしたら、誰かわかりませんが。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

企画財政課の部署として、特に神母ノ木地区とか大学のある地区限定で、その過疎化の要因・原因を分析しているということにはございません。これも先ほど建設課長が触れましたけども、香美市全体で少子高齢化の問題がございますし、その若者流出というのは、やはり進学・就職のタイミングによって、高齢化の問題が、相対的にも高齢化率が上昇してきていることもありますし、それから出生率の低下によることもございますので、そのあたりも香美市全体で考えていかなければならないということで、今その総合戦略によって一体的な取り組みを進めると、当課ではそういった認識でやっているとことです。その総合戦略を策定する上において、そういったことも議論した上で進めているという認識であります。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） この次の総合戦略をやるときにそういう議論をしてください、ぜひ。僕ずっとその委員ですよ、総合戦略の委員で、議員さんがそこに参加しなくなるまで委員をして、それで振興計画も第2次計画をまとめるときも委員をしてました。そういう話はなかった、私の認識の中ではなかったと思いますので、振興計画いろいろ修正もしなければいけないところがもう既に出てきてますので、後期計画のときにやってくださいね、そういうことを。まあ川田さんがその立場にいたらですよ。よろしく願います。

何か余り地区を限ったそういう分析はしていないような感じなので、④のその答弁を誰がどうするのか、これはまた建設課長するのか、どうなってる。

まあ行きます。過疎化の認識を同じくして原因・要因を分析済みであれば、解決方法をお尋ねをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 人口減対策等の担当部署にての分析は当然していると思いますが、建設課にての分析はしていません。前段でも答えましたが、都市計画マスタープランにて検討・把握し、担当部署の課題解決方法の手助けができればと考えています。なお、マスタープラン作成時には、各課実施のアンケート結果の解析や、新たなアンケート等によりニーズを把握したいと考えています。各課・各担当が、その部署にて少子高齢化対策について何ができるのか考え、小さくても少しずつでも進んでいかなければならないと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 対策なしみたいな話ですけれども、都市計画マスタープランでということなので⑤に近づいてきたわけですが、地元というか一般の認識を、じゃあなぜ過疎化するかということの一般的な認識をお話ししますと、市街化調整区域で家は建たんということですね、アパートが建てれんとかいうことです。そこに一般の人はそういうふうに見てるわけですよ、周りが何と言おうと。

だから、そういうことがありますので、それも含めて⑤の質問に移りたいと思います。公共下水道ね、ちょっと短い時間で済みません。私も5つもの質問をしていますので、後ろを急ぐ関係でこれ詰め切れんわけですが、ほっとしてる人がいるかもしれませんが⑤行きます、希望を込めて。

公共下水道を整備するのであれば、過疎化防止とか学生の住環境の整備の視点を持ちながら、やはり都市計画マスタープランにおいて地域計画、ちょっと安井課長、最初その平成16年での地域計画の話を少しされましたけれども、あれでもあれやって何もしてないですよ、ほったらかしでした。まあいいや、地域計画等にうたい込んで、振興計画の中では、この周辺は研究学園交流拠点としての整備ということ、ずっと平成18年のこの第1次計画からうたい続けてるわけですね。うたい続けてるけども、そのような片りんは少しも見えない。野球場がそこへできたからといって、何か武道館ができたからといって、外国人のいる施設ができたからといって、全体的にそんな交流拠点なんというそんなほんとに大げさ、大げさと言ったら申しわけないけどもね、これやりましたみたいに手を挙げて言うようなものは何もできてないですよ、ほんとに。そのような交流拠点としてついに香美市はやったぞというふうな整備を、やっぱり担保すべきやと思ってます。

実際、そのまちづくり委員会が本年度4月にまとめたこの人口減少に関する提言書の中でも、工科大に関する提言は2つありまして、提言3で市街化調整区域における開発許可の規制緩和、工科大周辺エリアにおける開発許可の規制を緩和すると、それともう1点、これなかなかおもしろかったんですけども、提言10の中で高知工科大学に隣接した道の駅の新設ということも、実はまちづくり委員会からも提言をされています。このようなことも含めて、しっかりと都市計画マスタープランにおいてうたい込んで担保すべきだと思いますけれども、その点についてお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

公共下水道整備は、将来の神母ノ木（工科大周辺）地域整備の前段になればと考えています。現在、地域の方々のご協力により、ようやくですが県道龍河洞公園線や、同じく宮ノ口・深淵線の改良事業「命の道」づくりが進み出しました。また、本年度からは県立鏡野公園のあずまやなどの大規模改修もスタートし、また、池の水を全部抜く大作戦という形で、鏡野公園の整備的なものも県により計画されています。建設課としての

こととなりますが、少子高齢化対策等の担当部署や、商工業部門などの関係機関と協議を行い、あわせ次期マスタープランにて学園交流拠点として何ができるのか、実施可能なかを慎重に検討しなければならないと考えています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 今までの議論をちょっと頭の隅に置いといていただいて、ぜひいいプランをつくって、これもやっぱりG k Hですけども、ああ香美市いいなというふうな方向に進めていただきたいと思います。

次に移ります。協働のまちづくりと情報公開です。

きのうの同僚議員の質問でも取り上げられておりましたけれども、協働のまちづくりの大前提となります情報公開の一端として、ホームページに審議会等のバナーが設けられ一歩前進の感はありますが、担当ごとに掲載内容の違いも存在をしております。例えば生涯学習振興課の担当する香美市立図書館建設等検討委員会では、関連する資料も含め会議概要では詳細な議事録が掲載されていますが、企画財政課の担当するまちづくり委員会では会議資料は掲載されていますが、会議録要旨ではどのような議論・協議が行われたのかわかりません。過去の議事録や資料等、協議された経緯や内容に関連するものが掲載されていれば、関心のある市民に対する説明の一端ともなり得ることからも、積極的な掲載が望まれますが、ほんとは担当課ごとにお尋ねをしたかったところなんですけどもいっぱいあるんでね、44ぐらいの審議会があるんで、総務課長がまとめて答弁すると思いますので見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） おはようございます。お答えします。

審議会等の情報公開については、香美市審議会等の会議の公開に関する指針及び香美市審議会等の会議の公開に関する指針の運用方針を定め、運用を行っております。ホームページへの掲載様式は、運用方針において、掲載様式のひな形を示し作成を依頼したところではありますが、既にホームページに掲載されていた審議会については、ひな形の掲載の内容を満たしていれば、掲載様式のひな形に合わせて作り直す必要はないということにしております。このため、審議会ごとに掲載内容に若干のばらつきが生じております。会議結果の掲載内容も取り扱いを指針・運用方針において定めており、その内容により会議録及び要約を掲載するものとし、各審議会において判断するものとしております。このため、審議会ごとに掲載内容が異なる状況となっております。審議会の資料や協議された経緯など、その他の情報についての掲載についても、公開可能な情報については積極的な情報公開に向けて取り組んでまいりたいと思います。また、審議会等の情報公開については本年度を試行期間と位置づけており、今後、山崎議員からのご指摘も含め検証を行い改善していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ほんとにでも、1年前から言うと前へ行ってると思うんですよ、随分、今の総務課長、企画財政課長は、岡本課長もそうですけど、前向きに取り組んでいるというふうに私自身は認識しています。でも、やっぱりどうしたって会議要旨では中身はわかりませんよ、何やったのか全然わからん。まちづくり委員会なんてのは特に大事な、市民の代表の方が会議をしてる内容が全然、このことについて話し合いました、出席何人でしたじゃあよね、何か市民に対しても失礼ですよ。やっぱりある程度の費用もかけて大事なことを話し合ってる中身は、どんどん積極的に情報公開をすべきだと思いますし、指針・運用方針で運用されてるということなので、次の質問に関連しますので②に行きたいと思いますけれども。

多様でより多くの市民の参画を目指すためにも、委員の公募の原則や重複・回数の制限、パブリック・コメントの原則化等を規定する審議会条例等の制定も、協働のまちづくり条例や自治基本条例とともに協働・参画の推進を担保するものとなりますが、見解をお尋ねします。

だから、今指針・運用方針で運用してもいいですけど、もうちょっと上にしっかりとした条例ですね、それを構えて本腰を入れて協働のまちづくり、情報公開をしながらみんなと一緒にやるぞという姿勢を、ぜひ示していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

審議会等への市民の参画を促進するための取り組みは、重要なことであると考えております。ご質問の審議会条例等の制定については、個々の審議会ごとに委員の選任状況、取り扱う内容も異なっており、慎重に判断する必要があると考えており、今後の検討課題として研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） だから、個々に違うのはいいんですよ、個々に違うことは個々でやればいい。そうじゃなくて、基本的に公募委員がするとか、パブリック・コメントをするとか、重複のあれはせんとか、そういう基本的なルールのところを条例としてまとめてみませんかという話です。個々はいいいんですよ、再度。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

そういった基本的なルールをどういうふうに定めていくか、また、その基本的なルールをつくったときにどういう影響が出てくるのか等々、やはり検討しなければならないことが多々あると考えておりますので、そういったことも含めて今後の検討委員会で検討していきたいというふうに考えております。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 現課長はなかなか慎重なところがほんとにあるんですね、手前手前の役職のときから僕もその業務というかあれを通じて知ってまして、市民憲章のときもそうでしたけれども、慎重に考えながらも前向きに取り組んでいくという姿勢がありますので、その姿勢に期待をしてその検討期間短くしてぜひやってください。

1点、ちょっと済みません。議長、質問してなかったんですけども、取り上げてなかったパブリック・コメントの件で、1点ちょっと図書館関係でお尋ねしたいことがありますけど、いいですか。

○議長（小松紀夫君） 関連してると思いますので、オーケーです。

○4番（山崎眞幹君） パブリック・コメント、図書館建設基本計画のパブリック・コメントが4人の方から寄せられまして、私も長大な文章を寄せました。それで何かわからないですけど、私が前段にパブリック・コメントに当たってということで書いたことが少しくまぐ伝わらなくて、これは内容についての意見ではありませんと、書きぶりや構成を変更してはどうかという意見ですので、よろしくコメントをくださいということでやったんですけども、返答の中で、内容が変わらなければ、検討・協議をしたものであるのでもそのままにしますということで返事がありました。それはそれでいいんです。それはいいんですけども、一方、議事録を見ると、その私がつくった案があるんですね、案が。それを委員の皆さん目を通していただいているかなというのがちょっと気になりましたので、その1点だけ確認したいと思います。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） 山崎眞幹議員のご質問にお答えします。

議員が提出された内容等の資料については、建設等検討委員会の出席委員の皆さん全員の方に配りまして、検討を行っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 再度確認します。

じゃあ、私のつくった案は皆さんも目を通していただいたという認識でいいですか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

そのとおりでございます。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 今後もぜひそのような対応をよろしくお願いします。

それでは、次に移ります。

香美市観光協会と株式会社ものべみらいをめぐってというところでございます。観光協会とものべみらいの役割分担につきましては、平成29年の9月議会でお尋ねをして、当時の課長から一定の答えをいただいております。そして、その役割分担で私も納得

をしておりますわけですが、議員協議会でもものべみらいの事業推進全般について、またハンズオン支援、ファンド終了後についての考え方について、あらあらの説明等受けたこともありますから、観光協会ともものべみらいの役割分担について再度お尋ねをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） おはようございます。観光協会ともものべみらいの役割分担につきましてお答えをいたします。

ものべみらいは、香美市を含む物部川流域3市全体の観光活性化を推進するという役割を担っており、同時に物部川DMO協議会の事務局の支援をしています。物部川DMO協議会では、物部川エリアの観光地の特色を生かしたターゲットを設定し、協議会を構成する観光施設の魅力を引き上げる取り組みを行っています。また、物部川エリアの観光商品の売り込み、情報発信や観光施設への周遊商品の開発等を行っています。一方、観光協会は、着地型・体験型観光を推進しておりまして、地域の観光イベントの実施や、物部川DMO協議会では捉えきれないきめ細かな観光情報の発信、地域独自の観光商品の発掘と素材の磨き上げを行っているところでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 大体平成29年9月の当時の答弁と同様の答弁で、変わりはないということですよ。

それでは、②に移ります。

とは言うものの、流域の観光行政の全般から見ると、広域観光と着地型・体験型観光というのはなかなか境界が割とあいまいです。はっきりとここでパシッと切り分けるということが難しいし、それから、この間、議員協議会の中でいただいた株式会社ものべみらいの資料でも説明いただきましたけれども、この全般、DMO全体の組織イメージという中を見ますと、その協議会の役割を含めてしまえば、べふ峡温泉や香美市いんふおめーしょんの指定管理業務を除き、観光協会に期待されていた、いわゆるその観光振興の取り組みであるとか広域観光の推進という役割の大半は、何かもうものべみらいが担う状況とも見える現状ではないかというふうに思うわけですね。それで、また観光・情報・イベント等は、定住が支援をしておりますいなかみさんの活動が大変すばらしい活動をしておりまして、「いなかみだより」とか「いなかみライフ」のほうに何か一日の長があるように見えるんですね、私にはですよ。

こんなことから、やっぱり今後の事業展開については庁内で一定整理した上で、できるだけ重複を避けた展開が私自身は望まれるんじゃないかというふうに、それこそあんまり好きじゃないですけども、大事なキーワードであるいわゆる費用対効果という面からいうと、そのような展開が望まれると思うんですけども、見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えをいたします。

ものべみらいが手がける物部川エリアの観光活性化が進む一方で、観光協会の役割である地域の特色を生かした観光商品の発掘や観光情報の発信等も、香美市の観光行政の振興のために必要とされていると考えております。また、先ほどおっしゃいました観光イベント情報につきましては、いなかみからの情報発信は、主に移住者に向けた移住者のニーズに合った内容になっていると考えています。一方で観光協会は、観光客に向けた女性目線での情報発信をしております。観光協会は女性の視点に立って、きめ細かい地域の観光情報の提供を伸ばしてもらいたいと考えておりまして、今後もそれぞれニーズに合わせた情報発信を続けていければと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 基本的にはそういうことだと思うがですけども、私はちょっと課長と違う見解も持ってるわけですけども、先ほど課長の答弁で、いなかみライフは移住者に向けたというふうなことがありましたが、担当課はそれだけを目指しているのか、主の業務はそうですけど、あそこで発信されてる情報の種類、情報の量についてどうですか、同じような見解ですか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

もちろんいなかみのほうには、移住者向けということで移住者に対しての情報発信をお願いしております。また、昨年度から「いなかみだより」というペーパーを出していただいておりますので、それは地域住民や皆様に向けたということで総合的な情報発信をしております。定住推進課といたしましても、いなかみのほうには主に移住者に向けたということで移住者定住の交流委託業務はしておりますので、もちろんそういった面も多々あるかと思えます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） いなかみだよりがちょっと字が細いんですけどね、物すごく充実、やっぱり若い人がつくってるからね、すごく字がちっちゃくってあれですけどね、僕はすばらしい取り組みでいいと思いますね。それで、このまちづくり委員会の提言の中でも、そのいなかみだよりを広報に差し込んだらどうかとか、いろんなそういうふうなことがあったりします。確かに、観光協会もいわゆるネット上の発信についてはある程度はやってると思うんですよ。ただ、どれだけの人が見てるかということについてはやっぱり、次の質問にもかかわってくるわけですけども、一定その確認をしながら、物事は進めていかないといけないんじゃないかなというふうに思います。

実際きょう、今は理事長なのかな、専務なのがよくわかりません、近藤さんに確認し

ました。いなかみライフのページビューってどれぐらいあるがですかって聞いたら、大体现状で月間で2万5,000から3万って言ってます。すごい閲覧量ですよ。それと比較することがどうかとも思いますが、そこで話がとっちらかりますけども、現在そのいなかみの業務に対して、本市が委託料として支払ってる金額が1,000万円弱、972万円やったかな、です。一方、観光協会については補助金として1,100万円。今いろんな問題の点もありますけれども、ざっと3年間で全体トータルで換算すると、いなかみについては約3,000万円、観光協会についてはその指定管理業務もありますけれども約1億円と、そういうことがあるわけで、まあちょっと考えたらどうかなと、精査してくださいということです。

③に移ります。

観光協会の事業推進に当たっては、それぞれの役割や内容に沿った数値目標等を持った展開が必要であり、このことの徹底は担当課の重要な役割だと考えますが、見解をお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

観光協会の事業推進に当たりましては、明確な目標を持つことが重要であり、その目標の1つとして数値目標を持つことも必要であると考えています。まずは、べふ峡温泉、香美市いんふおめーしょん、観光協会主催イベント等の数値目標につきまして、具体的な取り組み方について観光協会と協議していきたいと考えています。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ほんとに私もその観光協会の会員でして、もっと詳しく言うと、一般社団法人になったときは設立社員の1人として、3名のうちの1名として名前を連ねて観光協会を立ち上げさせていただいたものです。そういう責任もあるなということも含めてお尋ねもし、お願いもしてるわけです。今度の総会の資料を私も見ますと、いろんな計画がされてますけれども、それは具体的じゃないという言い方は非常に失礼な話になりますが、どこまでじゃあやるのかというようなことが全然明記されてないんですね。そこがやっぱり大きな問題じゃないかなというふうに思います。

ちなみに、観光協会は突然観光協会ができ上がったわけじゃなくて、その観光協会の設立当時に取り組みうとした事業というものは、その前身となっていた事業を行っていた団体がありまして、それは雇用創造協議会っていうんですけども、それが平成21年7月から平成24年3月まで存在していました。その中でさまざまな事業をやってたんですね。その事業を、観光振興分野の中なんかでもその体験観光型の推進であるとか、横山さんもね、突然言いますが、担当もしてたんでよくわかってると思いますけども、今は違うところにいますけども、さまざまな事業をやってたんですよ。それをその終了に当たって、その資産をそのままなくしてしまうのはほんとにもったいないということもあって、それまで事務局が庁内にあった観光協会を一般社団法人化して、それまで雇

用創造協議会が培ってきた、集めてきた資産をもとに、本格的にこの観光事業全般を推進していこうという形で実は設立されたものなんですよ。

それで、じゃあ何が言いたいかというと、そのときにそれぞれの事業推進に当たって、しっかりとアウトプット・アウトカムというのは設定されてました。こういうことをやることによって、例えば何か交流をやると、何人に来てもらってどれぐらいのそこで雇用が生まれるとか、それから幾つものものをやってという、毎年そういうちゃんとした目標を持ってやってたんですよ。だから、そういうことをやる必要があるんじゃないか、当たり前じゃないかと思うんですね。皆さんの税金を使って観光振興全体をお願いしてる、お任せをしてる中で、やっぱり漠然とどこが到達点かもわからないようなその事業展開を、担当課として、放任する言うたら言葉悪いですけどもね、今年度来られたばかりでしてないかもしれません。前任の課長隣にいますけどね、でもまあそういうふうに思います。思うから、目標数値を持った事業展開をということをお尋ねをしました。

まあ観光協会と相談をしますということなんですが、その点も含めて、じゃあ次の質問です。④です。

平成21年1月に定款登録をされました香美市観光協会の業務の推進が、足かけ6年目になっても何だか順調に見えない。その一端は、設立1年目に専務理事による不適切な現金管理問題を発端とした一連の流れの中で、観光協会の母体を担っていた雇用創造協議会で、観光・特産品・まちづくり事業を担っていた主要メンバーの解雇がそもそもの始まりで、その後スケールダウンした職員体制のもとで雇用されたメンバーも、なぜか長続きをしないことが多いなど、職員の入れかわりが頻繁であることがその原因・要因ではないかというふうに考えるわけです、私はですよ。

そこで、このことの要因・原因をどのように分析をしているのかをお尋ねをしたいと思います。また、分析をされております要因・原因を、克服すべき課題であると捉えているとすれば、どのような対策があるかについてもあわせてお尋ねをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えをいたします。

ご質問にありましたとおり、観光協会の職員の頻繁な入れかわりが、業務の円滑な進行の妨げになっているというところにつきましては、そのとおりだと思います。反面、職員が入れかわったことによりまして、フェイスブックが毎日更新されるようになり、香美市いんふおめーしょん内に季節に合った装飾を施す等の、新しい取り組みも生まれてきているんだろうと思っています。また、今年度は歴史・史跡に関する委員会、宿泊・交通に関する委員会の2つの委員会を設ける等、少しずつ香美市の観光振興に向けた取り組みが進んできていると考えています。

また、職員の入れかわりの要因・原因をどのように分析しているか、また克服すべき課題はということをございですが、現在のところ分析まで至っていません。今後は観光協会の業務が順調に進むことができるように、市としても一緒に考えていきます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 新しい取り組みも始まっているとか、されているということとは、それはそれでいいことなんですけれども、1つはそのページビューの問題ね、どれだけ更新しても、それが見られてなければ全然役立っていないという話になるわけですよ。そういうちゃんとした数値を、ある程度一定追いかけていったほうがいいんじゃないですかということと、それから6年たってますよ、6年、何年このままやるがですかという話です。その時間に対する、時の流れに対する感覚を、もうちょっと鋭くしたほうがいいんじゃないかなという、さっきの下水道の問題でもそうですけども先を見ればということで、今回はこれだけたっているのにいまだにその何か停滞しているという、じゃあ課長、認識は一緒ですか。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

広域観光のほうで、ものべみらいがどんどんこう事業が進捗しているといった中で、一方で観光協会のほうがというところもあろうかとも思います。ただ、香美市の観光振興のために、いろんな取り組みもしていているというふうに認識をしています。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ものべみらいは天の助けなんですよ、ほんとに。さっきも言いましたけど、雇用創造協議会の中でその種は、ものべみらいが今現在やってる種は集めてたんですよ、詳しく言う時間がないんであれなんですけどもね。それでさっきも言いましたけど、そういう平成24年にちょっと不幸なことがあって、そこで観光協会は何か不幸なおいがるなというふうなイメージがいつてしまった。でも、そもそもその中でその物部川DMO協議会がね、ファンが立ち上がらなければ、これ香美市がやらなければいけなかったことなんですよ。それはそっちでちゃんと担ってくれてるけど、それも含めてやらなければいけなかった現状のその観光協会が、何でこのままそういうふうな停滞した、周りから見てもね、状況に見えるかという分析は、もう既にしてないといかんと思います。

してないと言うんで、僕の分析を言いましょうか。じゃあ例えば、先ほど③の質問で観光協会と相談しますとこのようにおっしゃいましたが、観光協会の誰と相談するんですか、どこと相談するんですか。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えをいたします。

事務局も含めてはもちろんでございますけども、理事会のほうにもというふうな考えです。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 理事会を担っている方々は、私も前理事でしたけども、それは

ちょっと引かせてもらってるんですが、現状でも多分報酬なしだと思います、無報酬。それで事務局長は事務局長なのよね。だから、さっきも言いましたけど専務理事がいなくなったんですよ、専務理事が。だから観光協会と、観光協会ってその実務部分とそれから理事会をつなぐ専務理事がずっと不在なんです、5年間。だから、行政が話をするときに、じゃあ事務局と話をしてそれでほんとにその話がうまくいくのか、それを理事会に話をしてそれがちゃんと何かうまくいくのか。その執行権をちゃんと持った、ちゃんとマネジメントのできる、そこに理事会と執行するいわゆる事務局員ですよ、局員、それから行政をつなぐキーマンが5年間不在であるということが、私自身の分析ですけども、大きな要因だと思ってます。どうですか。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えをいたします。

おっしゃられますとおり、現在観光協会には現場の責任者たる専務理事がない状況にあります。これは、人選をしていくというところは1つの課題であると考えておりました、おっしゃるとおりだと思ってます。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） だから、課題認識あるじゃないですか。専務理事何とかせないかんという課題認識があるわけですから、これね、いつまでもずるずるとそういう存在、いわゆる戦略をちゃんと行政と話をして、それを理事会、そしてそれぞれの担当者に話をしてちゃんとつないでいく者の存在なしにね、いわゆる司令塔ですよ、司令塔の存在なしに、こういう組織を運営をしていくことを許している、きつく言うと、担当がもうちょっとしっかりと指導と言うたら何やろう、言うちゃらないかんがやないですか、そこを早う構えて正常化してやろうやっという、そこへお金を出してるわけですよ。大事な香美市の観光を担ってもらう、そのものべみらいがなければ全般的なものを担わなければいけない、それだけ重要な任務を担ってる観光協会に対してですね、繰り返しになりますけれど、ちょっとやりませんか、もう専務理事。ほんとに本格的にどっかからヘッドハンティングしてきて、職安で見つからなければ、担当課がそれぐらいのことはやっぱりやらないかんがやないです。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

前向きに検討をしてまいります。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） まあ後ろもありますので、僕もあと14分しかないんでこちら辺でとどめて、ぜひ課長、僕すごくこれは個人的な話になるけど観光協会の現状に対しては物すごい責任感じてるんですよ。その手前の手前の中井課長の時代から、僕はずっととにかくその観光協会を自立させてやろうやっというてきた人間なんですよ。前の門脇市長に、もうほんとにその自立をやってもらって感謝した側の人間なんです。これ

から、裾野の広い観光行政がずっとう円滑に推進されて、それでG k Hの満足度が高まる人がふえることを願ってやってきたのに、今の現状、それでものべみらいがなければもっと悲惨な状況、これはもうほんとにどうしたらいいかわからない。だから、課長をお願いします。専務理事をとりあえず、司令塔となれる専務理事をどっかからヘッドハンティングするなり何なりかまんけど、その観光協会に任せるんじゃないくて。

最後の質問です。

それでは、最後に、ほんとにもうあと12分しかなくなりましたがけれども、本市のまちづくりの中でも、僕は必ずやり遂げねばならないと私自身が思い続けてきた、また思い続けているやなせたかし記念館のあるまちづくりについて、トータル12回目になります。12回目の質問を議員キャリアの最後の一般質問とさせていただきたいと思いません。

言うまでもないことですがけれども、やなせたかし先生の業績と本市に対する貢献度は言葉では語り尽くせません。市民憲章の中にも、アンパンマンのキーワードの1つである「愛と勇気」という言葉が織り込まれておりますけれども、その業績全般を検証し伝えていくということは本市の使命であり、生前の先生の言葉を素直に受け取るならば、先生の創造物をできる限り活用し、聖地めぐりに訪れる人々を歓待し、アンパンマンを含めたやなせ先生の世界観に五感で浸っていただける、やなせ先生のオーラを全身に浴びてほほ笑んだり笑ったり、涙ぐんだり、うなずいたり、何よりも幸せな気持ちになり、うれしくなるような環境づくりをすることができる権利と、環境づくりをする義務を持っているのは、香美市以外にないというふうにはずっと考えています。

そして、聖地としてのランドマーク、ああ、ここがやなせ先生の聖地やという、皆がそれを見てすぐわかるランドマークとしては、やなせたかし記念館アンパンマンミュージアムや詩とメルヘン絵本館、朴ノ木公園等数々ありますけれども、聖地であることのアイコンです。今そのアイコンとして現状皆さんに認識されてるのは、例えばJR土佐山田駅前のバス乗り場の看板ですよね、あの看板とか、それから香美市いんふおめーしょんも周りにアンパンマンのキャラクターたくさんいますので、それはアイコンがあるわけです。そのほかにもやっぱり聖地であることを象徴する、また隠喩するようなさまざまなアイコン・記号が、この本市の中にあふれていることが聖地のあかしを強化することであるし、また、「人生は、よろこばせごっこ」がモットーでありましたやなせ先生がお喜びになることであると考えることから、以下の質問を再度、また再々度になるものもありますけれどもお尋ねをしたいと思います。

まず、①。

JR土佐山田駅の通称を「アンパンマンの生まれたまち駅」としたいと、ぜひそういうふうにならえんろうかというふうには、JR四国に提案してはどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 山崎眞幹議員の質問にお答えいたします。

J R 四国は、列車ツアーとしてアンパンマンミュージアムを目的地とし、アンパンマンキャラクターをラッピングした列車やバスによるツアー商品を売り出しておりまして、関西方面からインバウンドを初めとする多くの乗客を集めております。また、美良布にはアンパンマンミュージアム前という停留所もございます。そこで、J R 四国のアンパンマン事業販売促進部に問い合わせしましたところ、路線に愛称をつけているところがありますが、駅に愛称をつけているところは現在ないとのことで、社内の関係部署で愛称をつけることが可能かどうか協議が必要とのことでした。すぐには結果が出ないとのことで、協議結果が出次第、報告をしてくれるということになっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4 番、山崎眞幹君。

○4 番（山崎眞幹君） 私がこの質問を最初にしたのは平成 22 年だったです、8 年前、そのときのお答えよりは随分前進、ほんとに前進しました。やっぱり「アンパンマンの生まれたまち駅」と名乗れるのは J R 土佐山田駅しかないんですよ、日本全国で、ほんとに。だから、ここは一度こうはね返されるかもしれませんが、粘り強く課長のその粘り腰でぜひ再度、再々度、もしはね返されたらですよ、だって J R にとってもプラスなんですよ。アンパンマンは J R 四国全体で使いたいということで高知駅もアンパンマン仕様になってますけども、それはそれとして、高知県はアンパンマンの生まれた県かもしれませんが、アンパンマンの生まれた町は本市しかないんで、そこは粘り強く、期待をしますのでよろしくお願いします。

②に行きます。

香美市いんふおめーしょんで、やなせ先生に関連する場所に特化した案内パンフレットを配布するとともに、香美市いんふおめーしょんを出発・終点地としたスタンプラリーを実施してはどうでしょうかです。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えをいたします。

香美市いんふおめーしょんを訪れる人は、アンパンマンを目当てに来館する人の割合が非常に高いことから、やなせ先生に関連する場所・ものをまとめたパンフレットは、来館者のニーズに合ったものになると考えています。また、それに関連したスタンプラリーの実施につきましても、観光協会のほうに提案したいと考えています。

○議長（小松紀夫君） 4 番、山崎眞幹君。

○4 番（山崎眞幹君） くどくなりますけど、観光協会に提案する際にはぜひ専務理事に提案をして、それちゃんと推進できるようにしてくださいよ。どこが一体責任持ってるかわからない、そら失礼な話です。またそこに戻りますけども、あんまり戻ると議長の職権にひっかかりますのでそれはないですけども、でも、そこはよろしく申し上げます。

③です。

庁舎の市民憲章碑の隣に13キャラクターのカリヨン時計を設置し、「手のひらを太陽に」のメロディーとともに時を告げてはどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 山崎眞幹議員のご質問にお答えします。

これまでも何度かご質問いただいておりますが、カリヨン時計には非常に多額の費用がかかるということで、いまだに検討するところまで至っておりません。自分も思うところは、非常にハードルが今の現状では高いというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） だから、自分は費用対効果って余り好きじゃないですよ、ほんとに。費用のお話されますけどね、僕のとてこの話は気持ちの話なんです。混じり合いませんよね。けど、費用で言うと、じゃあやなせ先生が香美市にもたらしける経済効果って計算したことあります。ないと思うけどね。どんだけのをいただいておりますか、香美市はやなせ先生から、周りから見る面も含めて。だから、自分が言いたいのは、そういうことにもちゃんと応えていかないかんし、応えることができるのは香美市しかないがですよ。そこをほんとに皆さん、皆さんじゃないかもしれん、特に市長だと思えますけれども、心の中にとめてほしいと思います。私はそれこそ平成22年に「ウサギ年、ピョン！」というアンパンマンミュージアムの宣伝で、突然やなせ先生が降臨したというか、これはとにかくやなせ先生を何とか検証せないかんという気持ちに突然なりまして、それから思いつく限りのことを提案もし、やってきました。

じゃあ一体自分は何をそれでやりたかったのかなということはずっと考えてまして、最終的にタベですけど、このアイコンという言葉に行き着いたんですよ。だから、やっぱりそういう記号なんですよ、この香美市の記号。やなせたかし先生の生まれた、そして終えんした地であるという記号を、そこらじゅうにちりばめることを自分は多分主張してたんだというふうに、何となく自分の中で納得しました。だから、費用の話をするとうわりません。交わるけども、そら何とかすべきなんですよ、そんなものは。だって、受け取ってるものがすごいですよ。返さないかんでしょ、もらいっ放しじゃいかんでしょうという話です。

まあそういうことですから、なかなか検討する段階に至ってないということなんでね、いつの時点かまた誰かがこんなことを言い出したら、どっかの場面でぜひまた検討するようにお願いをして、次の質問に移りたいと思います。

④です。

やなせうさぎのキャラクターナンバープレートを公用車に取りつけてはどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） お答えいたします。

今年10月ごろから交付予定の普通自動車、軽自動車の高知県版図柄入りナンバープレートのデザインは、ご存じかと思いますがかつおとほりまや橋に決定しています。図柄を追加するといった情報もありませんので難しいかと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） これキャラクターナンバープレートも、最初は自分もアンパンマンでやったらどうかということで提案しましたら、やなせたかし記念アンパンマンミュージアム振興財団理事天野さんのほうから、いわゆるアニメのアンパンマンワールドを壊しちゃいかんよと、だからナンバープレートには難しいでしょうというふうな話でした。そのころは125cc以下のナンバープレートで、今、これは高知県版が今年言うたかな、で、今の段階ではということですが、流れからいうと徐々に規制緩和をされてきてます。そのうちに、香美市になるのかわかりませんが、そういう時代、規制緩和がされた時代になったら、これやっぱりやるべきだと思います。考えるべきです。考えて積極的に取りつけるべきだし、まあそのことだけ申し上げておきたいと思います。これは公用車に取りつけたら物すごくいいです。

次に、もう危なくなってきましたね、⑤。

市バスに、アンパンマンのキャラクターを描いたやなせたかし記念館の広告を掲載してはどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

現在運行しています市営バスのうち、土佐山田町の路線バス2台、デマンドバス1台と、物部町の路線バス1台、デマンドバス2台が、香美市イメージキャラクター13体のラッピング車であります。そのほかの香北町の路線バス3台と物部町の路線バス2台が、ラッピング車ではございません。市としては、やなせたかし先生からいただきました、香美市イメージキャラクター13体をアピールしていきたいと考えておりますので、今後、順次市営バスの買い換え時に、香美市イメージキャラクターをラッピングしていく方向で進めていきたいと考えております。また、アンパンマンキャラクターのラッピングについて、公益財団法人やなせたかし記念アンパンマンミュージアム振興財団に問い合わせしました結果、県や市町村（自治体）とはアンパンマンキャラクターのロイヤリティーに関する契約は行わないとのことで、アンパンマンキャラクターのラッピングは大変難しいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） そういうことらしいですけども、自治体と結ばないね、残念でしたね。電車はアンパンマンの電車なんか走ってるじゃないですか、たまにね。だから、アンパンマンミュージアムの何かのイベントの広告とかそういうものが、常に市

の公用車に載ってるということ、これすごいアイコンかなというふうに思いました。現状難しいということです。でも、規則みたいなものは人がつくってるんで、そこは課長の突破力で、私の思いに免じてできる範囲でよろしく願いをできたらいいかなと思います。でも、これはほんとにさっきの公用車と同じです。公用車、いわゆる市役所、一番たくさんのをいただいている、幸せも含めていただいている市役所が、どういうふうなまちづくりをするかということにかかっています。どのようなお礼をするか。

⑥に移ります。

ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾートの宿泊者だけが申し込める、部屋ごとに違うキャラクターから届くグリーティングカードを用意してはどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

ホテルの宿泊はお子様連れのお客が多いと思われまます。非常に楽しんでいただける試みと感じました。ホテル側に問い合わせましたところ、グリーティングカードにキャラクターを使用することは現状では考えていないとのことでした。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） そうですよ、現状では考えてないですよ、皆さん。でも、視点をほんとに1つずらすというか、違う視点で見てほしいということはありません。それで、ホテル自体も運営してるのは香北ふるさとみらいです。でも、持っているのは香美市なんです、香美市。だから、次の質問にもかかわってきますけど、次の質問にもかかわってくることでね、ある意味担当者がどれだけ熱意を持って交渉するかというところに、私はかかわってるんじゃないかなというふうに思います。現状はお聞きしましたので、でも、これはすごいツールですよ。もうそこしか、ここの部屋へ泊まったら誰から、ここの部屋へ泊まったら誰からもらえるがやろう、えっ、アンパンマン、しょくぱんまんやったってというような、これはいいと思います。

危なくなってきました、⑦に行きます。

レストランで、やなせ先生の考案した飲食物の提供を考えてはどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

やなせ先生の料理レシピにつきましては、以前に「みんなのきょうの料理」で紹介されたと伺っています。こちらもホテル側に問い合わせましたところ、レストランでは地元食材を使用する予定です。現状ではサービス、商品の提供は予定がないということでした。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ちなみに、「みんなのきょうの料理」ではどんなの紹介され

ました。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） 私の知り得るところでは、刻み野菜スープ、グリーンスープ、しまうま焼き、そういったものでございます。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） あと、そば粉ドッグとかいろいろあるんですよ、グリーンジュースとか。これもやっぱりそのこのレストランで食べれるっていうのはすごいことやと思うがですけどね。ぜひ、これ「93歳・現役漫画家。病気だらけをいっそ楽しむ50の長寿法」というの出ています。それもやってもらえたら、熱意を持ってまた再度提案をしてください。

それでは、最後の質問です。

「香北の自然公園」に先生の詩碑を配置し、回遊性を高めてはどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 香北支所長、黍原美貴子さん。

○香北支所長（黍原美貴子君） お答えいたします。

この公園は、香北町出身の福留功男さんの寄附金をもとに、また香北町出身の元牧野植物園園長の山脇先生の設計で整備された公園ですので、詩碑設置に関しては関係者と協議させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ぜひ関係者と協議する際に、何でなのって聞かれたときは、ちゃんと理由を説明してあげてくださいね。そういうアイコンが必要なんです。香美市はどんだけのをほんとにいただいているかということ考えたときに、これほんとにずっと言ってますけれども、振興計画の中にも、やなせたかし記念館のあるまちづくりっていうのは絶対入れるべきだということを最後に申し上げまして、全ての質問を終わりたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 山崎眞幹君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

（午前10時39分 休憩）

（午前10時54分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番、山崎龍太郎です。

最初に、通告の1カ所訂正をお願いします。通告書の12ページの一番上、2の県運動部活動ガイドラインについての一番上の「抜本的な運動部の活動改革」と書いてます

が、「の」を削除をお願いします。

それでは、通告に従い順次質問いたします。一問一答であります。

最初に、産業振興条例に関して伺ってまいります。

平成28年3月に本条例が可決成立して2年が経過いたしました。議会における先進地視察や案文作成にも十二分に時間も費やし、本市の特徴も入れた議員発議の画期的な条例であります。また、全国的にも、経済の地域内循環を基本とした産業振興を目指す趣旨の条例が制定されてきているところでもあります。決して理念のみをうたった形の条例ではないと最初に申し上げておきたいと思っております。

さて、市長は、ものづくりは人づくり、人づくりはまちづくりとの考えを明確にし、ものづくり産業を支える人材育成のための効果的な施策の推進を目的に、ものづくり会議を設置し活発に議論を展開しているところです。一方、産業振興条例に基づく施策推進が、いかに行われているのか見えてこない現状があります。本市の産業発展に向け、さまざまな形態で取り組むことも大切でありましょうが、今後どのようにリンクさせていくのか。また、産業振興のベースの考え方は振興条例にあることを申し上げ、1点目の質問に入ってまいります。

ものづくり会議と香美市産業振興条例との関連性についてお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） 山崎龍太郎議員のご質問にお答えいたします。

産業振興条例は、本市の産業振興に関する施策を総合的に推進し、事業者の自主的な経営意欲を高めるとともに、その経営基盤の強化を図り、地域経済の健全な発展及び市民生活の安定と向上に寄与することを目的としています。一方、香美市ものづくり会議につきましては、本市の産業発展に向け、技術の向上や異業種間相互の連携を深め、ものづくり産業を支える人材を育成するための、効果的な施策の推進を目的としているところです。双方とも香美市の産業を発展させることを目的としておりまして、関連があるものと認識をしています。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ともに産業発展に寄与することを目的にしているということではありますが、私はものづくり会議で、ものづくり産業を支える人材育成のための施策推進の基本的な理念等を探り方向性を示せば、次の展開として、商工観光課や農林課等でテーマごとに具体化すべきもので、立ち上げた後は産業振興条例に基づく展開を視野に入れる点が大切と感じておりますが、その点について再度の見解を求めます。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えをいたします。

ものづくり会議につきましては、ものづくり産業を支える人材育成として会議が行われております。去年で言いますと、当時の産業振興課の課員もその場に参加をしてきたということをございまして、ものづくり会議で議論されて、テーマがだんだんと形にな

ってきたものが、それぞれ担当のほうにつながっていくものと考えています。その1つの形としまして、(仮称)鍛冶屋の学校でございますが、ものづくり会議で議論され1つの形になって動き始めたというふうに考えてます。その後、産業振興条例のほうとしまして、ものづくり会議からつながってきた形を、条例の仕組みの中で連携していくというふうに考えています。

○議長(小松紀夫君) 13番、山崎龍太郎君。

○13番(山崎龍太郎君) 次に移ります。②です。

本条例では、基本理念で「地域産業の振興は、事業者の自主的な努力及び創意工夫を基本とし、本市の地域特性に適した産業振興のための施策を事業者、関係団体、関係機関、市民及び行政が一体となって推進するものとする。」として、基本的な施策9項目を掲げ、市の責務として9項目ごとに具体的施策の策定、実行を課しておりますが、現状はいかがでしょうかお尋ねします。

○議長(小松紀夫君) 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長(竹崎澄人君) お答えをいたします。

条例第4条におきまして、9項目に分類された市の取り組むべき基本施策につきましては、第2次香美市振興計画に反映され、実施計画によって掲げられた事業が展開されているところでございます。例えばですが、振興計画で定める基本方針の「賑わいを興す」の中で、農林業の振興として林業後継者育成支援事業がありますが、こちらは産業振興条例第4条第5項の「森林資源の多面的な利用と活用を促進するための林業基盤整備、人材の育成・確保に関すること。」につながると考えます。また、商工業の振興として、伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金は、産業振興条例であれば、第6号の「土佐打刃物、フラフ等伝統的工芸品や伝統的地場産業の振興、後継者育成、技術継承に関すること。」にリンクをし、それぞれ事業が進捗しているものと考えます。

○議長(小松紀夫君) 13番、山崎龍太郎君。

○13番(山崎龍太郎君) 例を示しながら言っていただきましたが、基本、事業の展開は振興計画、実施計画に沿っており、条例第4条の9項目はリンクしているとのことですが、全てが全てリンクできているという認識でよろしいのか、再度お尋ねします。

○議長(小松紀夫君) 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長(竹崎澄人君) お答えいたします。

全てがうまくつながっているかどうかの確認がまだできていない状況です。一定整理が必要と考えております。

以上です。

○議長(小松紀夫君) 13番、山崎龍太郎君。

○13番(山崎龍太郎君) 次に移ります。③です。

先ほど来言われました、例えば土佐打刃物のことや観光資源の活用や地ビールのこと

など、施策の推進をしている中で、条例に基づき系統的に実施しているとの認識をお持ちなのか。その考え方が私は定着していけば、産業振興が一過性のものでなく継続された形となり、実効性のある政策条例になると考えます。条例に魂を入れるためには今後の事務の進め方が大切であります、この点についてお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えをいたします。

実施計画に掲げた事業を計画的に進捗させながら、今後、産業振興推進委員会において具体的な評価と検証も行いながら、進めてまいりたいと考えています。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 私がここで申し上げたいのは、条例第4条の9項目が実施計画の具体的施策として展開しているのなら、例えば9項目のうちの（1）の項目が、ここまで進捗しているというふうに整理されて産業振興推進委員会へ持っていくというふうな、こういう手順的なものを伺ったところでもありますが、そういう手順になるのかと思いますけれども、まずその点から、まだ私の認識では始められてないというところがありますが、その点はいかがでしょうか再度お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えをいたします。

せっかくできました条例が、実効性のある制度として生かされていくようにするために、定期的な産業振興推進委員会を行いながら、進捗や評価・検証をこれから行っていきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） だから、その前段の事務作業は確実に進めていって、委員会の開催につなげていくということの認識を再度伺います。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） 議員のおっしゃられたような手順で、今後、委員会のほうで検証を行っていきたいと考えています。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。④です。

本条例制定後、規則も整備され産業振興推進委員会、先ほど来から出てますが、それも開催されているのか。そこのところにちょっと疑問符がつくところですが、設置された会議における評価・検証はどうか、この間の開催状況も踏まえてお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

産業振興推進委員会につきましては、平成29年1月24日に開催をしまして、関係予算の説明と各産業分野の現状について意見交換を行ったところです。しかしながら、その後の委員会の開催ができてございません。したがって、施策の評価と検証がで

きてない状況であります。今後は、委員会を開催しまして評価・検証を行っていきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 平成29年1月24日に開催されて、それ以降は開催されてないということで、実際る説明されましたが、委員の任期は2年なんですわね、実際のところは。現実問題、そら再任は妨げないというふうになると思いますが、私、以前、商工観光振興委員会に参加した経過がございます、産業建設常任委員会の委員長という立場で。1年間の補助金の使われ方の報告と、若干の質疑だったような記憶がございますが、今回の産業振興推進委員会については調査権限等もうたわれてるわけですわね。課長、先ほどから今後のことは積極的に取り組む方向の旨言われてますが、この間開催されてなかった部分は、現状として産業振興課という1つの課で、西本課長の前任の課長のときには課が1つだから、そういうことの必要性については、条例できる前のことでしたが、産業振興課として見るから、この条例の必要性は余り積極的でなかったような記憶もあります。ただ、やっぱり農林課、商工観光課というふうに分かれた中で、この本委員会の目的、理念に沿ったこの推進委員会というがは、非常に大切になってくると思いますので、より頻度高く、実際今まで1回しかやってないという部分です。ただ、調査するとなればかなり委員さんにも情報をきれいに提供して、共有して、そして最終的には改善まで求めるというふうになってますのでね、そこのところについて再度の見解を伺います。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えをいたします。

委員会の開催がおくれていることにつきましては、大変申しわけございません。開催の必要性は認識はしてございますが、至らなかつたというところで申しわけございませんでした。今後は年に2回程度の開催を考えてございます。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 年に2回程度でいいのかという議論が。まず、予算組みもそういうふうな格好でしてるとは思うんですけど、実際のところは現実的に委員さんがこの点についてもっと深めたい、調査したい、検証したいというときには、委員さんの要望によって会議が柔軟に開かれると。今ものづくり会議というがを片一方でさまざまな部分でやっていて、ものづくり会議の本体があつて小委員会も構えてやって、やっぱり具体的に詰めていってるといふ部分で、事業の展開を図っていくというふうな手法もとっておりますので、そこら辺のことも踏まえて、やはり本委員会の委員になられた委員さん、大変本質的にやればすごく激務になってくるとも思いますが、やっぱりそこまでの頻度高い、基本は年に2回であっても、今現時点鍛冶屋の学校のこととも言われましたけど、それはまだこれからの展開がありますわね。実際そのことも現実的に方向性が定まって、こうなつたときにはやっぱりそれを検証して、また改善を求める場合は本

委員会の役割になってくると思うんですわね。その他の項目でも一緒ですわ、実際のところ。そのこのところについて、再度その会議の持ち方、基本年に2回とするという格好でいいのかどうかお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） 開催の頻度につきましては、今後、事務を進める中で柔軟に考えていきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） そこに柔軟性を持ってやってくれるということで、次に移ります。⑤です。

委員会の庶務は商工観光課というふうになっておりますが、それでよいのかという点であります。やはり各項目の中には農林課に係る部分もあつたりもしますが、その点について確認します。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

産業振興条例は、農林業、商工業、観光を含めた産業振興を推進するものであり、農林課に関係する部分も含まれているところです。委員会の庶務につきましては規則で商工観光課となっておりますが、農林課との横の連携も必要と考えています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 横の連携はわかるんですが、実際農業・林業のテーマを審査しているときに、庶務自体の管轄は商工観光課であっても、農林課の担当の人なんかも、課長も含まれてそこにおられるのかどうか。おらなくて、商工観光課だけがおられて、それをまた事務的にただ書類なりでつなぐというふうな見解になるのか、そこら辺は。文言として委員会の規則の中に書かれてないだけのことであって、実態は農林課なんかもその会議に参加して、委員の生の声を聞く立場にあるのかどうか再度伺います。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

事務分担上は商工観光課が庶務を担うということになっておりますが、項目は違いますが、産業振興を推進する部署でございますので、同じ立場であると認識しておりますので、当然会議のほうへは一緒に参加して意見等をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） それでは、次の質問に移ります。県運動部活動ガイドラインについてお尋ねします。

運動部活動を取り巻く課題は多様化・複雑化してきており、従前と同様の運営体制では維持が難しくなってきたり、学校や地域によっては存続の危機にあります。あわせ

て、教員の働き方改革と相まって、抜本的な運動部活動改革に取り組む必要性が出てきております。平成30年3月に出了された、スポーツ庁の運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを受け、県は県内の運動部活動改革の第一歩としてガイドラインを策定しました。このことにより、本市はいかに取り組みを進めていくのかお尋ねします。

そこで①ですが、基本方針では、義務教育である中学校段階の運動部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が最適に実施されることを目指しております。本市において、その点に基づく適切な運営のための体制整備を図るため、運動部活動の方針策定はどうしていくのかお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 山崎議員の、本市における運動部活動の方針策定ということでお答えをいたします。

県の方針を踏まえ、それに準ずる形で、本年5月の教育委員会定例会において、中学校における香美市運動部活動ガイドラインを策定をいたしました。現在は、各中学校に説明するための準備を行っているところです。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 県のガイドラインを踏まえということですが、今学校にガイドラインを本市でやっつくって出してると言ってますが、その中に本市独自の方針というか、何か変わったところがあるのかお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

本市独自というよりは、このガイドラインそのものももとの考え方が、言われたように「生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする」ということを目指していますので、県の項目に沿って一応5つ、1つは適切な運営のための体制整備、そして合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取り組み、それから適切な休養日等の設定、生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備、学校単位で参加する大会などの見直しの、この5項目にわたって示したものでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 中学校のほうに今提起しているということで、3つですわね。学校自体はそれに基づいて、学校サイドとしてそのガイドラインを具体的につくり上げるといふ、各学校、規模も違えば部活動の状況も違いますが、そこら辺はどうなのか。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

このガイドラインは、各学校においてさらに方針をつくる必要があるようにでき上がっておりまして、各学校においては生徒一人一人が輝いて活動ができるような、学校の運動部活動に係る活動方針を策定し、各関係機関等と連携しながら、今後持続可能な運動部活動の構築を目指すということがありますので、学校のほうが各学校の規模とか状態に応じてこの活動方針をつくる必要があるのです、そのまま投げていくと学校がほんとに大変ですので、学校のアドバイスができるような形の準備を整えて、説明を行うということで今進めています。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。②です。

今議会、議案第70号において、部活動の指導体制の充実を図るとして、部活動指導員制度を実施する旨の条例の一部改正がなされるところです。補正予算も計上されております。指導員の任用、配置についての考え方をお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 部活動指導員の任用、配置についての考え方ということでお答えをいたします。

県教育委員会と連携し、各学校の生徒数、教員の数、校務分担等を踏まえ、運動部活動指導員、それから、これは前からやってる分なのですけれど運動部活動支援員もいまして、この制度を積極的に活用し、学校に配置するように考えているところです。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 実際、県の話では生徒数とか教員の数も踏まえてということで、本市の場合は条例を今回一部改正するというので、実際具体的にはどの運動部などを予定しているのか、その点をお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

大きな制度改革ではありますけれど、本年度は県のほうから1名だけということで、鏡野中学校のバドミントン部に入っていただこうと思っております。それと、先ほど私が以前からの制度で運動部活動支援員というのを申しましたけれど、こちらのほうで大栃中学校の陸上部に支援員さんも1人入れるということです。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ちょっと具体的に聞きますけど、大栃中学校は以前からということで陸上部ということですが、今回県のほうからは5万円ぐらいの入があったと思うて、片一方では予算的に五十何万円と十何万円というふうにあったと思うんですけど、そこら辺は2つの学校を網羅していると、1つは鏡野中学校のバドミントン部でしたかね、1つは大栃中学校の陸上部ということですが、その点はどうなっているのか、ちょっと細かいことですが伺います。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 予算関係のことをございますけれども、今回運動部活動指導員派遣事業によりまして、今回の6月補正で特別職非常勤職員の報酬として5万7,000円と、旅費で16万8,000円を計上させていただいております。この部分については、運動部活動の指導員のみ予算計上でございます。

（13番、山崎龍太郎君、自席から「それはわかっている」と発言する）

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） いや、私が聞いているのは、鏡野中学校の部分と大栃中学校の部分で2件ありましたわね、2名。その2人の部分を約55万円で網羅してるのかと、約16万円もありますが、そのことです。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

支援員の部分は市の予算ではなくて、県のほうから派遣されておる事業でございます。以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 理解できました。

それともう1点、大きい制度改革の割には割り当てが1件みたいなことを言われたんですが、今後どういうふうに広がっていくのか。それから財政的な措置も踏まえて、そのところ教育長のご見解をお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

これは今年から新たにできた制度でして、まずは規模の大きいところに早く配置していこうということで行っています。国のほうも県のほうもだんだんこれ拡大していく予定ですけども、ただ、県のほうと話をしている中では、まあ大きい学校に3人ぐらいというのが今のめどでございますので、たくさん拡大していくかということ、なかなか難しいところもあるようです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 片一方の側面で、教員のやっぱり今大変な状況が改善されていくのか、大きい学校で3名程度、クラブ活動のあれにもよると思いますが、そこら辺は学校と連携を深めながらやるんでしょうが、学校の事情も勘案しながらね。そのところが、今は1名で次は多くても3名ということで、教員のやっぱりその仕事の負担軽減につながるのか、再度ちょっと伺っておきます。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

学校のほうと話し合いをしながら、どの部に指導員さんを入れるのが望ましいかということで、意見交換しながらしていますので、バドミントン部にと今年はなりました。

これは専門の指導者がいない部でして、どうしてもその専門の方がいないところについては、教員の負担感が非常に強くなるので、今年はバドミントン部ということです。ほかの部についても、今後拡大されるときにはまた学校と話をしながら行っていきたいと思えます。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） それでは、次に移ります。③です。

私どもが昔部活動をやったころは、水はだめ、根性論みたいどころがあって、うさぎ跳びに腕立て伏せに腹筋に背筋と、数多くこなすことがすごいみたいどころもございました。勝利という目標を目指して長時間練習することが当たり前でもありました。現在はスポーツ医・科学も進歩し、適切な休養の必要性も言われていますし、理論に基づいた科学的トレーニングの導入により、短時間で効果が得られる指導の必要性が言われております。その点について、指導者任せなのか、一定の知識・実績等の判断の上、科学的トレーニングを積極的に導入していく方を指導者として採用していくのかお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 今回のガイドラインで大事にされているのは、その面も含まれているところです。中学校における香美市運動部活動ガイドラインにおきましては、運動部の指導について、スポーツ医・科学の見地からトレーニング効果を得るための休養を適切にとるなど、合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングを取り入れるとともに、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウト、やる気がなくなるということがないように、有意義さを味わえるように取り組むこととしています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 私が気になるのは、結構どういう競技でも、やはりみんなでせーのみたいどころクラブ活動ではあるけど、そこに個人差というものが。やっぱり科学的トレーニングを入れると、そういうデータによって個人差に配慮しながら、適切な負荷をかけていくみたいなやり方もあろうかと思いますが、実際のところは、そういうところに対して研修なんかも踏まえて、その入ってもらう方に研修なんかも必要と思いますが、指導員の方の。そこら辺はどう考えているのかお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 山崎議員のおっしゃられるとおりでして、今まではほんとに試合に勝つためにはたくさんの練習をして、間で休んだりしたら力が落ちるというような考えもあつたりしまして、とにかく先生も子どもたちも一生懸命やっていたということが続いてきています。そこを国も県も、スポーツ医・科学的な面から見て実際はどうかというときに、適度な休養をとりながらしたところに成果が上がっているとか、または、この年代の時期にはこういうふうなトレーニングがいいとかいうようなことの、

専門的な部分が今随分入ってきていますので、県のほうも研修を行いますし、それから今後運動部活動の改革、今度「改革」と名前つけて運動部活動改革推進検討委員会というのが、この6月ぐらいから開かれていきます。その中で県のほうとしてもどういう運動部活動、運動のこの取り組みがいいのかということをしかり方針を出していきますので、そういうことも学校がしかりわかった上で、取り組んでいくように推進していきたいと思っています。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。④です。

県のガイドラインでは、学期中なら週に2日以上 of 休養日を設けると、できれば平日1日、土日は少なくとも1日の休養日をとることをうたっておりますが、本市におけるその基本的な考え方についての見解をお願いします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 休養日の設定についてお答えをいたします。

現在、香美市内の中学校においては、週1日の休養日を設けるなど、成長期にある生徒が運動、休養、睡眠のバランスのとれた生活を送れるように取り組んでいるところです。香美市も国や県のガイドラインに倣い、平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上 of 休養日を設けること、そして、長期休業中の休養日は、学期中に準じた扱いをすることを原則として定めています。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） けど、実際のところは、各クラブで大会目前なんかになるとやっぱり力入れてやりたいとかいうて、子どもとか担当指導者のご意見もあると思いますが、やっぱりこの先ほど言われた部分は基本的に守ってやっていくというレベルの現状、もしくは今後のことも踏まえて再度お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

現状は先ほど述べたとおりです。今後につきましては、その方針に基づいてきちっとした休養もとりながら進めていけるように、そういう方向で香美市は進めていきたいと思っています。ただ、若干、試合が近づいたとかいろんなときにちょっと無理が起きてくることもあるので、意識して取り組むようにこれから進めていきたいと思っています。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。⑤です。

部活動における生徒のニーズも以前と違い多様化していることを前提に、スポーツ環境の整備も求められているところでもあります。やりたい部活動がないなど、よく聞く生徒の声でもあります。そういう点をいかに踏まえるのかお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 生徒のニーズをいかに踏まえるかということにつきましてお答えいたします。

生徒の運動・スポーツに関するニーズは、新たな部を新設してほしいや、競技力の向上以外にも友だちと楽しめることなど多様です。香美市では県のガイドラインに準じ、学校の実態に応じて、できるだけ生徒のニーズに応じた活動を行うことができる運動部活動を、推進するようにしています。実際に県内では部活動のあり方について、試験期間中にもっと集中して学習したいという生徒の意向から、7日間の休養期間を10日間に延長したという事例もあります。今後、香美市でも生徒のニーズをより聞きながら、部活動のあり方について考えていきたいと思っています。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 生徒のニーズを大切にするとすることは、基本はやっぱり部活動をやることは楽しいということ、そして、やっぱり自分の達成感も踏まえてできてくることが大事と思いますが、ちょっと視点を変えて、香美市には鏡野中学校、香北中学校、大栃中学校とありますけど、全ての学校で全て何らかのクラブに入らんといかんというレベルになっているから、そこら辺ちょっとちらっと聞いたら、香北中学校のほうは何らかのクラブに入らんといかんとかいう、そういう部分を聞いたことがあるんですが、そういうのがクラブ活動が苦手な、特に運動部活動については、そういう子なんかについて、どういうニーズを把握して行っているのか、その点をちょっとお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

学校によっては、少し先ほどおっしゃられたように、入部するかどうかというところの子どもたちへの投げかけが、若干違ってたりはします。香北中学校は部活動、これ文化部も含めてですけど、入って一緒に頑張っていこうというようなことがあって、大体全部が入ってるというような状況です。あと、希望でとかいうようなことですけど、学校としたら放課後の時間を有効に過ごすというふうなこともあって、部活動に入って一緒に友だち関係も膨らむし、技能的なところも身につくし、一緒にやりましょうという投げかけはしています。

ただ、先ほど私が述べました、新たな部を新設してほしいという、このあたりになるとなかなか難しく、実は3つの学校ともどれぐらいですかね、20年も、もうとにかく、大分前に子どもたちの数がすごく多かったときの部活数がそのまま残っています。ですから、子どもも減り、先生も減った今、先生方に非常に負担がかかっているということがありまして、そのあたり部活動はほかにもこういうことをしてほしいという希望は出てきますけれど、なかなかそのニーズに応えられないっていうことはあたりしします。そういう意味では、今は探っている状況ですけど、この部活動の指導員の活用とか支援員さんの活用とかいうサポートも含めてですけど、もっと抜本的に学校だけ

じゃなくて、もう少し社会教育も含めて子どもたちのニーズに応えるシステムをつくらないと、今後はだめじゃないかなと思っているところです。まだそういう作業は全然進んでいませんけれど、今後そういう考え方で見直しをしていかないといけないと思っています。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） それでは、次の質問に移ります。

生活保護行政についてであります。

本年10月から、生活保護費が段階的に引き下げられていくことが決定されている中、保護受給者の生活はますます苦しくなっていくことが推測されます。現在でも生活費の中からさまざまな経費等に充て、生活自体をより一層苦しめている事例もあります。利用できる他制度があれば、利用を促していくことも行政の役割として大切と考えます。そこで2点についてお尋ねします。

1つ目は、生活保護受給世帯の高校生の奨学給付金についてであります。全員が給付金を受ける資格を有しておりますが、県下対象者200名中30名から50名が受給できてないと、受けれていないという平成28年度の実態がございます。今年2月の県議会での地域福祉部長の答弁では、福祉事務所に対して制度の内容や生活保護制度上の取り扱いについて、担当者会議などで周知を図り、制度の活用を指導していくとのことあります。また、給付対象者にはケースワーカーから、この給付金が収入認定されないなど、制度や手続について丁寧に説明し、確実に申請をするよう指導するということがありましたが、本市の現状についてお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） 山崎龍太郎議員のご質問にお答えをいたします。

生活保護世帯における本年度の高校生等奨学給付金の対象者は、5名となっております。なお、対象者に対しましては、現在担当ケースワーカーが個別に申請を促しております。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ちょっと申請をケースワーカーが個別に促してるということですが、申請時期はいつなのか確認します。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えをいたします。

8月と11月でございます。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 年1回で大体公立で3万2,300円、私立で5万2,600円というふうな部分と思いますが、実際のところ現実はわかりました、現状は。過去の部分がどうだったかちょっと気になる場所ではありますが、それをお示しいただきたいと思います。

- 議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。
- 福祉事務所長（佐竹教人君） 平成29年度におきましては、対象者は2名の高校生ということを確認しております。
- 以上でございます。
- 議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。
- 13番（山崎龍太郎君） だから、平成29年度も平成30年度も本年度も、その給付できてないという状況を防ぐために、全部事務はできているということで、本市においては受けれてないという方はいないということか、再度伺います。
- 議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。
- 福祉事務所長（佐竹教人君） お答えいたします。
- 生業扶助を受けておりますその高校生に関しましては、全て受給を確認をいたしております。
- 議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。
- 13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。（2）です。通院移送費補助についてであります。
- 本件については、本制度を悪用して多額の移送費をせしめるなど、他県の詐欺まがいの事例から、受診する医療機関を福祉事務所管内に限るなどと、画一的な取り扱いをされた時期があり、申請すらできない状況がありました。しかしながら、現在は改正された局長通知に沿った運用がなされているところであります。
- そこで伺います。①です。
- 本市において、要保護者に対して、事前申請等給付手続の周知は図られているかお尋ねします。
- 議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。
- 福祉事務所長（佐竹教人君） お答えいたします。
- ケースワーカーによる年度の初回訪問時に、移送費を要するときは事前申請が必要な旨、冊子を用いて説明するとともに、需要が生じた対象者に対しても、担当ケースワーカーが個別に説明し、申請を促すなどの対応をしております、手続は周知されていると考えております。
- 議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。
- 13番（山崎龍太郎君） 申請するのはご本人ですのでね、実際のところは。そのところでその事務はできて、周知は図られているということですね。
- 次に移ります。②です。
- 移送費補助の対象ですが、受診する医療機関について、福祉事務所管内の医療機関に限るとしていたものを、要保護者の居住地等に比較的近距離に所在する医療機関に限ると修正され、取り組まれているはずであります、その点は守られているのかお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えいたします。

新規保護開始時と年度の初回訪問時に、担当ケースワーカーが個別に冊子等を用いて説明し理解を得ております。また、傷病届が提出されたときには、最寄りの医療機関を原則として選定をしております。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 実際市内で済めばいいんですけど、そうじゃなくて、やっぱり専門的な医療機関にかかるといかにという事例もあると思うんですけど、1つには、そういうときに個々の状況に対して聞き取りを行って判断、極端に言うたら、タクシーなのか公共交通機関なのかということも踏まえて、そこら辺の判断は的確にされているのかどうかお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） まず、医療扶助の対象となる医療機関の件について言えば、議員がおっしゃったように、専門治療の必要性とか精神の方などは、一定主治医との信頼関係が必要な場合がございます。それから、診療科目によっては市外の医療機関を受診していただくというような、柔軟な対応をしているところです。それから、移送費に関しましては、基本的には事前の申請を要しますが、申請がありましたら主治医の意見を確認するとともに、嘱託医と協議しまして必要性を判断し対応しているところでございます。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） もちろん医師の証明等が要る案件でありますけれども、もし突発的なことが起きて、どう言うのかな、実際のところその手続、申請は間に合わなかったけどやっぱり通院せんといかんと。そういう最初の状況なんか、途中でもまあそら申請すりゃあええんでしょうけど、そこら辺のことは、先ほど柔軟な対応というて言われてましたが、実際そういう突発事例に対しての対応もできてるのかどうかお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えいたします。

事後申請が可能な場合というのは、先ほど議員がおっしゃった緊急、やむを得ない理由があると認められる場合には、そうした対応もいたしております。事後ではありますすが、主治医等の意見を聞きながら嘱託医と協議して決めるという手順は変わりなく、事後であっても、それで認められれば継続的に移送費が支給されるということでございます。

○13番（山崎龍太郎君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午前 11時52分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

次に、7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 7番、自由クラブ、村田珠美でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一問一答方式で質問をいたします。

初めに、通告文の訂正をお願いいたします。14ページ3つ目の質問ですが、⑤の「それいけアンパンマン」と記入してございますが、それを「アンパンマンのマーチ」と訂正をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

それでは、まず1つ目の質問、トイレ環境についてです。

公園等の公衆トイレに対して不安、不満を感じているという声を聞きます。人通りの少ない場所や反対に多い場所、昼間は明るくても夜は街灯もなく暗い場所にトイレが設置されているなどで、防犯の設備も心配な場所もあると思います。一般的にはトイレは犯罪の温床になりやすいとも言われます。市民の方々から本市のトイレについてご意見を聞くことがございました。それは観光客の方々が、トイレはどこですかと聞かれるということ。また、和式が多く、高齢者は膝や腰に痛みがあり、現在あるトイレについてこのままでは使用しづらい。公園等の公衆トイレには駐車場がない。また清潔感がない、清掃等が行き届いてないところが多いように思う。そして以前のぞきがあったところもあり、不安で使用しにくいところがある。そういった声を聞きました。

古くからトイレはお店の顔と言われ、公衆トイレはその町の心からのおもてなしがあらわれる、とても大切な場所だと思います。公衆トイレは建設されている建物などの場所等により、目的を想定して設置をしているものなのかもわかりませんが、市民の方々が利用してはいけないわけではなく、多くの方々が利用をしています。今後、現在あるトイレの見直しとして、改修・廃止・新設等も必要ではないかと思えます。

そこで質問に移ります。観光客、外国人、障害のある方々が本市を訪れたときに、トイレの場所を聞かれたと聞きます。また、高齢化により現在のトイレは苦勞しているとも聞きます。この対策と、本市を訪れてくださった方々に心からのおもてなしの面で、トイレ環境は大変重要と考えます。以下、順次質問をいたします。

それでは、①。

各町の公衆トイレは何カ所で、また場所はどこでしょうかお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

トイレ担当ではないところもありますが、公衆トイレの定義についても少し不安なところもありますが、平成29年3月に管財課にて香美市公共施設等総合管理計画を作成

しており、それを参考とし、市にて管理するトイレ施設の一覧表をつくっております。時間もなく、他課との調整や定義のいろいろ考え方なんかがあり、抜かりがあるかもしれませんが、現段階では48施設あります。この文書の最終の計を「48」に訂正をお願いいたします。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 続きまして、②の質問をいたします。

それぞれの清掃を初めとする管理は、どこがしているのでしょうかお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

施設数同様に、市にての管理トイレ施設の施設管理者及び清掃等維持管理の一覧表も入れてありますのでご参照願いたいと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 台数、様式、管理先等、わかりやすい資料をどうもありがとうございます。この中には私も全くわからないところもたくさんあります。清掃等維持管理者は、ここでちょっと質問をさせていただきます。全て指定管理で有料の契約でしょうかお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

契約の維持管理と指定管理というふうな形、各課によって対応がちょっとばらばらだというふうに聞いております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 全て有料という捉え方でよろしいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） ほぼ有料にて。ただ、地域委託で地元でボランティアというのがあるとは聞いてますが、ちょっとそこら辺の把握はようしておりません。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 中にボランティアがあるかもしれないというふうなことです。清掃の頻度等、全て委託のところにお任せっていうふうなことだと思うんですが、建設課長だけにお尋ねしてもこれはいけないことなのかもわかりませんが、清掃が行き届いていないとか、今までに苦情等があったことがございますでしょうか、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 申しわけありません。全ての把握をうちの課はしてない

です。ただ、うちの建設課管理分に関しましては、汚されたり何かについていうところがあって、委託先、委託回数以外の清掃などは職員が行ったり、通報があれば行ったりという作業は多々あります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） ほんとにきれいにするために、いろいろとご苦勞をされているということで、ありがたいと思っております。維持管理をされている方々は、大体いつもきれいに使っていただくように、利用するほうのマナーが大切なことはわかりますが、お掃除をされてくれていると思います。以前になります、これは名前を挙げてもいいと思うんですけど、べふ峡温泉でとても汚れがひどくて、それが毎日見ているのかなと思ったところ、なかなか汚れ方がちょっとひどくて、どうなってるのかなっていうふうなお話を聞いたこともあります。最近トイレも進化をしていて、使用の仕方がわからないっていうことで、利用された方が対応できなかったっていうこともあり、放置をされたっていうこともございます。このトイレは特に変わった操作のトイレではないと思っております。観光客の方々はこういうことがあるとここには来ない、トイレが汚いと厨房等もどうなのっていうことで、不信感を抱く方もいるというお話を聞いたことがあります。べふ峡温泉のような施設にあるトイレは、清潔感ということがとても重要になってくるので、そちらのほうも確認、聞き合わせ等、また行かれたときなんかもチェックをされるようによろしくお願いいたします。

それでは、③の質問をさせていただきます。

現在のトイレ環境について見解をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 公衆トイレは5K（くさい、汚い、暗い、怖い、壊れている）というマイナスイメージの象徴的な施設であり、事実そのとおりだとも思います。その中でできる範囲内ではありますが、衛生的な維持管理をしなければならないと考えています。そのために香美市では、先ほど言いましたように総合管理計画を作成し、今後のあり方や総量の適正化等について基本的な方向性を示す計画を立て、安心・安全に使用できるよう適切な維持管理を推進し、将来の財政負担や次世代へ健全な状態で引き継ぎ、あわせて5K解消にも努めていきたいと考えています。なお、細部については不確定なところもありますが、ユニバーサルデザインへの改修などには、地方債を充当できるなどの新しい制度も出てきており、今後施設の整備には意識して計画する必要も認識しています。

建設課管理のトイレの話になりますが、宝町の街区公園のトイレの撤去と、あわせて旭町街区公園トイレの改修の際には、高知県ひとにやさしいまちづくり条例に基づき、多目的トイレへのリニューアルを行っています。また、秦山公園のトイレは、おもてなしトイレとして高い評価を受けています。今後改修されるトイレは、全て高知県ひとに

やさしいまちづくり条例が適用され改修されるため、観光客、外国人、障害のある方々にやさしいまちづくりへつながり、5Kプラスもう一つのK、関係ない、知らんふりとかいうところも解消されるのではないかと思います。成長戦略としてのトイレ革命という、次へのステップへ考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 建設課の課長としての見解はよくわかりました。5Kのマイナスイメージが多いトイレだからこそ清潔をといても、なかなか老朽化ということもあり、衛生的な維持管理は改修等をしないと厳しいとも思われます。総合管理計画ということをおっしゃってましたが、この中にもいろんな項目があると思うんですけれども、危険性の高い施設や老朽化等によって使用廃止にするとか、さまざまな分野に分けて改修、そして改善等が出てくると思いますけど、公衆トイレもその中の1つに入ってくるということでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 当然そのとおりだと思います。ただ、一様の施設の目安としてつくったものだと認識していますし（資料を示しながら説明）、各課が持ち主が今後どのような、これのもとに改修、どういうふうにもっていくかというが、各課で考えていかなければならないものとも思っています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） わかりました。その中でも、やはり安全っていうところはすごく大きな重要視を占めると思いますので、よろしく願いいたします。先ほど課長のほうから、秦山公園のトイレのお話が出ておりましたが、県からおもてなしトイレ認定証とされた表示が、2つのトイレにあったと思います。資料でいう43番と44番のところなんですけれども、A棟・B棟トイレの入り口のところに、女性用と男性用の案内板と障害者用の案内板があるんですけれども、メジロとサクラ、クスが表示をされております。これは土佐山田町時代の花、木、鳥ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 済みません、余りそこまで詳しくなかったんですけど、たしかその3つは、土佐山田町時代の花と木と鳥やったというふうに思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 香美市合併もいたしましてもう12年ぐらいになりますかね、あそこに遊びに来てくださってる方はたくさんいらっしゃいますので、これは何だろうって、香美市の鳥、木、花ではないっていうふうなところで、ぜひ香美市の木は杉、花

はアジサイ、鳥はカワセミに直していただけたらと思いますが、いかがでしょう。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） トイレの附帯構造的なところがあります。トイレ自体の改修時には、検討はしなければならない案件だと思っています。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 改修時とおっしゃると、大分先のことではないかなと思うんですが、子どもたちの教育の面でも、やはり早目にこういったところは直していくほうがいいかなと思うんですけれども、それこそお金がかかるっていうふうなところもあると思うんですが、いろんな形のものもあると思いますので、またそこのところは検討していただいて変えていただけたらと思いますので、これはお願いをしておきます。

それでは、④の質問に移ります。

31番の健康センターセレネ西のことですが、初めにこの写真をごらんください（スクリーンを示しながら説明）。このトイレは、一見普通トイレには見にくいというふうな若い方々も話をされていましたが、次、香北町にある健康センターセレネ西のトイレでございます（スクリーンを示しながら説明）。こういった感じでございます。このトイレにもトイレという案内板が全然なくて、円形でかわいいデザインなんですけれども、入ると狭い上に和式でがっかりしたというふうなこととか（スクリーンを示しながら説明）、あと湿度が高く、中がじめじめすごくしていると。また多目的トイレ（スクリーンを示しながら説明）、これは多目的トイレなんですけれども、赤ちゃんを連れて入るのはちょっと厳しいなっていうふうな、若いお母さん方の声を聞きました。

健康センターセレネの西側にある女性用トイレは、2つありますが全て和式です。洋式トイレがなく、東のトイレまで行くには高齢者の方々には歩くと遠く、ほんとに困っていると聞きます。また、老朽化も進み昼間でも薄暗く、日没の早い冬や夜になると近くに街灯もなく暗くて安全面でも心配で使用しにくい。改修の予定はないのでしょうかお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 村田議員の質問にお答えします。

セレネ西側のトイレの利用につきまして、貴重なご意見ありがとうございました。女子トイレの和式が不便というお声に対しましては、誰でもがご利用いただける多目的トイレが中央にあります。その中に洋式トイレも設置されてますので、ご利用いただければと考えております。また、トイレには人の動きに反応して点灯する人感センサーを設置しておりますので、近づくまで暗い状況はあるかと思えます。トイレの管理につきましては、健康センターセレネの指定管理者である香北ふるさとみらいが、毎朝清掃しています。また、電球切れや水漏れの際には迅速に対応しておりますし、今後トイレの故障など修繕が必要となった場合には、その都度市が対応し、利便性のいいトイレに改善していきたいと考えています。現在は改修予定はありません。また、セレネ広場の東側

には、高知県が建築した道の駅トイレが整備されています。洋式トイレもあり、多目的トイレも併設しています。同じ敷地内の東側ではありますが、こちらの道の駅トイレもご利用いただければと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 人感センサーがあるということと、東側の県のトイレをご利用くださいということと、多目的トイレもありますよというお話をいただきましたが、それは重々わかっておりまして、高齢の方になると結構その距離が遠いっていうふうに、間に合わないっていうこともあったりで、1個しかないそこを使ったりもしてくれてるようですが、またぜひ、先ほど課長のほうからもお話がありました、順次修繕等しながら対応をしていくということで、行く末は新しくなるのか、または廃止になるのかちょっとわかりませんが、できたらきれいに改修ができればいいかなというふうには思います。

そのお掃除のほうも、ほんとにいつもきれいにしてくださってるなと思いますが、できましたら生花等が生けてあれば、またなおいいかなと思ったりもしたことがございます。ここは、新たにリニューアルされたザ・シックスタイアリーかほくホテルアンドリゾートがあります。近くにはアンパンマンミュージアムや公園もあり、たくさん子どもたちに訪れてほしい場所となっております。遊んだ後、ゆっくり安心しておむつがえ、授乳ができるスペースがあることは、ここに来てくださった方に、ほんとにおもてなしがあると実感をしていただけることが伝わっていくのではないかと思います。そういう優しいスペースをぜひつくるように検討していただきたいと思います。今後ここを改築する、または別の場所等でこの敷地内にそういうものができたらいいと思うんですが、この件についていかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

このトイレにつきましては、アンパンマンに来てるお子さんとか直販店に来てる方たちは、芝生の横の東側のトイレを使用してるほうが多いと思います。ですから、今のところこの状態でいきたいと思いますが、とりあえずその利便性のえいトイレということは考えていきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 東側のトイレも見てまいりましたが、そうですね、最近になりましてですけど、育児も男性が協力的になり、おむつがえをするっていうふうなことも出てきております。若い世代の方々が集まる場所には、都会とかに行きますと、男性トイレにおむつがえをするスペースがあったりするんですけども、今後こういった形で若い方々が集まる場所、ここもそうですね、秦山公園なんかもそうなんですけど、そういったトイレの中にそういったスペースがあると、すごくいいのではないかなと思

ます。設備的に厳しいのであれば、家族で利用できるようなファミリートイレのようなスペースがあるといいと思うんですけども、この東側の県のトイレにつきましては、こちらのほうで改修をすることによってというふうなことはできないと思いますので、初めに申しました西側のほうにまたそういった施設をつくっていただくと、ここに遊びに来る方たちもいますので、アンパンマンミュージアムとかホテルとかに行くとやっぱり有償、お金がかかったりするっていうふうなこともあるので、子どもを連れて遊んでまた帰るっていう方が結構いるようですので、そういったスペースを、ぜひ今度建てかえのときには、検討をしていただけたらと思います。

では、次の写真をごらんください（スクリーンを示しながら説明）。こちらは市民グラウンドのトイレになります。概観はこのようになっておりまして、器具庫等の一角にトイレがあります。このトイレは男女共通のフロアの中にあります（スクリーンを示しながら説明）。男性用が3個と共用として和式が1つ、洋式が1つ、また手洗いもありますが、先ほど見ていただきましたように、これが手洗いですが（スクリーンを示しながら説明）、鏡がないっていうふうなことでほんとに殺風景でございます。以前から比べましたら随分きれいにはなっているんですが、大変使用しにくいという声を聞きます。若い世代の方々も使用するトイレですので、ぜひとも男女別のフロアでの改築をお願いをしたいと思います。現在建設中のプール等が建設完了になると、今のプールの取り壊しを始め、トイレも建てかえになると思うんですけども、そこで⑤の質問をいたします。

土佐山田町の市民グラウンドにあるトイレは、男性と女性が同じフロアとなっているため女性は非常に使いにくい。今後改築になると思いますが、今後の計画をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

市民グラウンドに設置しているトイレは、鏡野中学校のトイレとして、隣接する部室とともに昭和54年3月に設置した施設であり、体育施設である市民グラウンド使用者等へ一般開放をしているものです。平成23年1月に、水洗化と同時に一部洋式化をして現在に至っておりますが、今のところ改修等の計画はございません。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 今のところ改築の予定がないというふうなことですが、市民グラウンドにあるプールがなくなった場合に、現在のままでしばらくいくということですか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 今のところ現在のままということになるかと思えます。ただ、確かにプールも新しく上にできますが、これからも鏡野中学校がグラウンドを使用して部活動も行うと思います。今のところ中学校の管理ということではありま

すが、グラウンドそのものが都市公園であったり市民グラウンドであったりいたしますので、将来的にはもちろん建てかえのときには新しいものができると思います。今のところ、まだ建てかえという計画まで至っておりません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 今のところないということで、できたら、男女共用になっておりますので、思春期の子どもさん等もいますので、そういったところで、ぜひ今後早目に検討していただくというふうなことも必要ではないかと思えます。この市民グラウンドは土佐山田祭り会場にもなっております、多目的トイレもないというふうなところでもございますので、そういったことも含めまして、ぜひ市民に優しいトイレ環境ということで、今後検討していただけたらと思えますので、よろしく願いいたします。

それでは、2つ目、蛍のすみよい環境についての質問をいたします。

昔はどこの田んぼでも蛍が飛び、日本の初夏の風物詩として親しまれていました。開発や生活環境などで汚れた水が川へ流れ込み、蛍を初めとする多くの生き物が激減いたしました。草むらから一番蛍が飛び始めると次々と蛍があらわれ、幻想の世界を皆様方も思い出されるのではないのでしょうか。この質問を考えているとき、香北町萩野の方から、今年も香北町の萩野の川でたくさんの蛍が飛んでいてまあきれいよ、とても1人で見るのはもったいないので見に来ませんかというお電話をいただきました。早速翌日見に行きました。そこはほんとにたくさんの蛍が飛び交い、大げさではないのですが、自分たちが見ていたところで約300匹ぐらひは飛んでいたかなというふうに思えます。たくさんの蛍の光の舞いにとっても感動したことです。

さて、香美市ホテル保護条例もあるように、蛍の生息地は数々あると思えます。中でも土佐山田町の新改渡川周辺一帯は、古くから蛍の里として親しまれていたそうです。時の流れによってほとんどいなくなりましたが、地域活性化、自然と環境を守り、その中で蛍が飛び交うように願いを込めて、夢に向かって頑張っている新改地区に、香長ほたるの会がござります。

ここで、香長ほたるの会の経過を少しお話をさせていただきます。平成9年6月に伊予中山ホテル保存会の先生と出会ったそうです。お話を聞き、先生に現地を見ていただき、これなら蛍が飛ぶということを確認をして出発となったそうです。同年6月15日、香長ほたるの会を発足し、先生より3,000個の卵と100匹の蛍を受け取られ、その後勉強をされたそうです。また、8月5日には伊予中山ホテル保存会の協力で、2万匹の幼虫を子どもたちと渡川へ放流をしたそうです。翌年平成10年5月から6月ぐらいには、そのかいもあって渡川の山手を蛍が飛ぶのを見て、毎日楽しみに観察をされたそうです。皆さんは何より子どもたちの喜ぶ姿を見て、本当にうれしかったと言っていました。平成11年5月29日には、伊予中山ホテルまつりに12名の会員さんが参加をして、有名な蛍祭りを見て大変感動されたそうです。このときにこちらからカツオと

わらを持参して、実演販売をして大好評だったそうです。それ以来、大きな祭りでもよい、新改でも蛍祭りを開催しようと決意をされ、平成13年6月8日に第1回ほたる祭りを開催、参加者に蛍が飛ぶようになりよかったねと声をかけられ感動したそうです。平成16年3月31日には、ほたるの里公園の完成と除幕式が開催されたそうです。そして平成17年2月13日、哀悼の広場の案内標柱を設置、4月10日、高知工科大学にて夢ホテル発表コンサートを開催、5月28日は第5回ほたる祭り実施、このことが「ほっとうち」のほうに載ったそうでした。高知市からも見に来られた方があったそうです。同年12月10日、ほたるの里公園づくりプロジェクトとして三木会長のもと準備を始め、平成18年2月11日、地域の方々がたくさん集まり砂防ダムに大きな巨大蛍を飛ばす絵を描き、同年3月30日に完成記念式典をしたそうです。以上、走り走りではございますが、経過の一部を説明をさせていただきました。

全てにおきまして、地域の方々や旧土佐山田町及び職員の方々、建設業者、関係者各位、さまざまな面の方に大変ご協力をいただき、この公園ができたと話されていました。新改地区では平成9年度から香長ほたるの会を発足して、ほたる祭りの実施や各種イベントを通じて地域おこしをしています。蛍の水源地である場所は、水質等蛍が住む環境として厳しい状態であり、蛍の数は激少していて寂しい限りだと参加者や関係者から聞きます。以前のような蛍の飛び交う場所に戻らないものかと毎年願っています。ほたるの里公園のある場所で、何とか蛍を飛ばしたいという地域の方々の声と、この砂防ダムは香長小学校の児童の方のデザインした壁画が、高知工科大生と、あと地域の方々の協力により描かれて現在に至っております。

写真をごらんください。こちらが砂防ダムでございます（スクリーンを示しながら説明）。これがちょっとアップの分と（スクリーンを示しながら説明）、蛍の里というこういうふうなものを立てております（スクリーンを示しながら説明）。これが夢ホテルというところですが、経年劣化等により壁画が色あせ現在に至っているんですが、新しくならないものか、塗りかえはできないのかとの声を聞きます。以下順番に質問をいたします。

蛍は虫ではございますが、虫は嫌いですが、蛍は好きと言われるくらい、人気のある虫でございます。

①の質問です。

蛍の生息地として現在も見守っている地域はありますか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 実態調査は行っておりませんが、土佐山田町新改地区が長年にわたり保護活動を行っていることは承知しております。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 実態調査はされていないということですが、ホテル保護条例等もございまして、行政のほうといたしましても見守りと保護、そして地域に対する協力、

あと広報的なことがその中にはうたわれてると思うんですけども、そうすると、どこが一番飛翔率が高いっていうこともわからないのですね。現在蛍が飛んでいるところは実態調査をされてないということですが、新改以外のところで把握されてるところはあるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） ございません。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 今後のことについて、また後ほど触れさせていただきます。

蛍もゲンジボタル、ヘイケボタル等、種類もほかにも結構たくさんあるようでございまして、聞いた話によりますと50種類ぐらいあるっていうふうなことです。一般的にゲンジボタル、ヘイケボタルで、ゲンジボタルはきれいな水のところと、ヘイケボタルは少し汚れていても生息ができるっていうふうなことを聞いております。

先ほど見ていただきました砂防ダムに描かれた蛍の絵ですが、次の「夢ホタル」という、先ほど見ていただきました歌があったと思うんですけども、これは新聞紙面でロス・プリモスというグループ、これはプロのミュージシャンなんですけれども、その中の徳永先生という先生が、「ご当地ソング贈ります。地域を元気にする歌を無償提供、広がる人の和」ということで歌詞を募集をしたそうです。その記事を見つられて、何としてもこのほたるの里公園の歌をつくっていただこうと決意をされて、香長ほたるの会の方4名が上京して、徳永先生と面談がかなってCDができ作品となったそうです。こちらがそうです（スクリーンを示しながら説明）。「夢ホタル」っていうんですけども、私もまだ実際これを聞いたことはないんですけども、なかなか歌詞なんかもすばらしい歌詞になっていまして、ぜひどこかでこの歌を聞けるところがありましたら、また皆様方もイベント等でご紹介をいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、②の質問をさせていただきます。

先ほどずっと続けて写真を見ていただきましたが、新改地区のほたるの里公園には、この「夢ホタル」という歌碑があります。また、あずまやとあとベンチなども設置をされていまして、こういったところですが（スクリーンを示しながら説明）、関係者の方たちが大変手入れを一生懸命されずっと守ってきています。この取り組みについての見解をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

人々は蛍の幻想的な光に魅了され、里山や小川でその可憐な姿を追い続けてきました。蛍はどの地域においても自然の宝であり、そのかけがえのない大切な宝を守るため、平成9年に新改地区の皆さんが、自発的な蛍の保護活動に立ち上がってから21年になります。高齢化も進み、自然環境も厳しくなる中で、活動を継続していることに深く敬意

を表します。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 課長のおっしゃるとおりで、ほんとに深く敬意を申し上げるところです。この活動も、ほんとに地域で協力し合って21年間にわたり現在まで継続し、そして絶滅に近くなった蛍の復活を願って、組織として毎年毎年頑張っております。私はこの地域の活動はトップクラスの活動だと思っております。

③の質問をいたします。

蛍が各地域で飛ぶ場所がふえると、環境的にもよいだけではなく、本市のイメージアップにもつながると思います。蛍が復活できる渡川にするために、担当課として何か対策はないでしょうかお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 蛍は自然環境のバロメーターと言われております。激減あるいは姿を消してしまった場所においては、河川の清掃活動や水質浄化の活動など、大勢の方々の努力で環境が改善して、その結果蛍が再び飛ぶようになったとのこともお話聞きますが、蛍がすむ環境を維持することは大変なことだと感じております。蛍の再生には、蛍の生態なども学習するとともに河川の清掃、水質浄化などの取り組みを引き続き継続していくことが必要ではないかと感じております。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 担当課としての見解をいただきましたが、この香長ほたるの会の方々も、ほんとにいろいろと研究をされ苦労されているわけなんですけれども、さっき課長もおっしゃいましたが、そこの全体的な環境の見直しと、あと維持というふうなことがあると思うんですけれども、ネットなんかを見てましたら、自宅の庭とかコンクリートの川でも、環境が整うと蛍は復活をして飛ぶというふうなことがありましたので、地域の方々がこれだけ一生懸命やっていますので、ぜひ環境上下水道課といたしましても、この蛍復活に向けてさまざまな面でご指導、協力等をしていただけないかなと思いますが、その件についてはどうお考えでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 補助的な面からお話をさせていただきます。まず、高知県におきましては、高知県豊かな環境づくり総合支援事業費補助金というのがあります。これは高知県の環境共生課が窓口になっております。ただ、今年度は5月31日で締め切りとなっております。また改めて資料をお渡ししたいと思っておりますが、過去にも南国市の蛍の保護活動団体に、平成26年に補助が出たということも聞いております。

それと次に、香美市地域活性化総合補助金のほうでも、これは香美市定住推進課のほうで窓口になっておりますが、そちらのほうでも補助が受けれるんじゃないかというふうに。この2つを利用いただいて、蛍の保護に努めてもらいたいと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） あと、補助金のところはわかりましたが、その内容的なこと
ですよね、どうすればいいとかいうふうな、その知識とかそういった面の協力等も願
いができる大変いいと思いますが、なかなか専門家の方がいらっしゃらないというふ
うなこともあって、難しいことだとは思いますが。ほんとにこう一生懸命やってくださ
ってるんですけども、なかなか蛍が定着をしないということがあり、そうこうしてい
るときに5月3日の高知新聞に大きい見出しとして、高岡高校の生徒らが壁画の塗り直
をしたということが記事に出ていました。10年前、先輩の方々が土佐市の宇佐会場で
塗ったのを、高校生が塗り直したということなんですけれども、この記事を見られた方
も、この砂防ダムの蛍の壁画が経年劣化をしてくれているので、ここも何とかならな
いかなと考えるようになったようです。蛍をもとへ返すことはもちろんですけども、も
う一つ、砂防ダムに描かれた壁画について④の質問をさせていただきます。

砂防ダムに描かれた壁画を新しく塗りかえることはできないでしょうか、お尋ねをい
たします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

砂防堤の管理者であります県中央東土木事務所と協議しました。砂防法等による制限
はありますが、塗り直すことは可能です。先ほど議員の言われたこととダブりますが、
砂防事業の経過等をもう一度言います。

平成4年に砂防指定地の渡川ということで指定地となり、堰堤等施設用地協議後工事
着手となり、平成9年に砂防事業は完成しています。その後、地域施工・管理のほたる
の里公園を整備後、平成18年に新改地区振興協議会のほたるの里公園づくりプロジェ
クト事業として、適切な修繕等維持管理を行う条件にてこの堤の壁画を実施されたよ
うです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 県とも協議をしていただいたそうで、ありがとうございます。
制限はあるが塗り直しは可能ということでしたが、制限とはどういったことが入るん
でしょうか、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 平成18年に新改地区振興協議会から出された事業の資
料を県のほうからもらってきてますが、その中にも今後の管理、それとか無機質なコン
クリート壁を色をつけて塗るという形の中で、その塗料の材質等、自然に配慮されたも
のとかという形の条件が出ているようであります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） わかりました。

それでは、⑤の質問です。

塗り直しをする方法をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

平成18年の実施工程に旧塗装処理作業が追加となると考えられます。壁面清掃及び剥離塗料撤去、あわせ足場等を設置しての塗り直しとなり、平成18年度には足場及び地塗り（ベースカラー）を業者等に頼んで施工後、大型プロジェクターを現地へ持ち込み壁面へ原画を映し、その上に着色したようです。先ほども述べましたが、塗料についても下塗り・上塗りとも環境等に配慮した仕様材料を使用したことを確認しています。塗り直しとなると当初塗った以上の追加作業、先ほども言いましたが下地作業等もあり、時間・手間・コスト等がかかるものと考えられます。これも先ほどの環境上下水道課とちょっとダブってくるがですけど、県・市による補助はあると思います。あわせて、民間団体からの補助も探せばたくさんありました。ただし、専門的な知識とボランティア等の幅広い協力は不可欠です。県及び市においてある程度の協力はできると思いますが、本計画の主体はやはり新改地区振興協議会での実施になると思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 説明を聞きますと、大変大がかりな作業で現在まで至ってきたというふうなことがわかりました。さまざまな補助金制度が市・県、そして民間団体のほうにもあるということで、見通しの立つちょっと明るいお返事だったと安心をしております。その市のほうとしまして、地域活性化総合補助金の対象となると思うんですけども、この補助金のことにつきまして、担当課の課長のほうから少し内容の説明をお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 村田珠美議員の蛍のすみよい環境についてということでお答えいたします。

地域活性化総合補助金は、自治会または市民団体が地域の振興、福祉の向上及びコミュニティの形成や運営を図るために、産業経済、また文化交流、社会生活機能の向上を目的として実施される、ソフト・ハード事業に要する経費の一部を補助金として交付するものです。ご質問にある壁画の塗り直しにつきましては、当該補助金の地域活動事業の中の、美しい地域づくりにつながる事業に該当すると思われれます。補助率は80%で、補助限度額は50万円となります。申請方法の詳細は、定住推進課までお問い合わせいただけたらと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。
○7番（村田珠美君） わかりました。この補助金の件ですが、この壁画とあと環境上下水道課の課長がおっしゃったその蛍復活と、両方には使えるものではないですよ。お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 県の補助金につきましては、講師の方とかそういう経費・費用とか、いろんなソフトの事業についても補助が出るというふうになってますので、活用範囲は非常に広いんじゃないかなというふうに思います。ただ、かなり競争率が高くて厳しいですが、チャレンジはしていただいたほうがいいんじゃないかなと、非常にいろんな方面で使える事業になっております。詳しい資料はまたお渡しをさせていただきます。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） それでは、県とあと市と別々というふうな捉え方でよろしいですね。

それで、この壁画の塗り直しにつきましては、またいろいろこういった補助金がありますよっていうふうなことを教えてもいただけたらと思います。塗り直しは可能、補助金等で可能ということでもよろしいですね。補助金の申請等のまたお世話等もしていただき、地域の方がお願いに上がったときには、相談に乗っていただけたらというふうに解釈をさせていただきます。よろしいですね。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） よろしく申し上げます。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 1点つけ加えさせていただきます。なお、地域活性化総合補助金につきましては、その国・県等の補助金が満たされる場合については補助対象となりませんので、一緒には使えませんのでよろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 何をするにしても経費のほうが大変重要になってまいりますので、ちょっとこう安心をいたしました。

そこで蛍の復活の件なんですけれども、香美市ホタル保護条例で、目的、第1条の中に、この条例は、市民の貴重な財産であるすぐれた自然環境を後世に残し、市民の豊かな情緒と生活環境を保全するため、市の区域内に生息するホタルを保護することを目的とする。また、香美市ホタル保護条例施行規則によりますと、保護対策、第2条に、市長は、条例の目的達成のため、市内の適当な場所に保護看板を設置するとともに、市民に対し、随時市広報紙等により、ホタルの保護を訴える等必要な措置をとるものとなっておりますので、環境上下水道課の担当課のほうも、ぜひこの新改の蛍復活に専門的な知識等持ってらっしゃる方の紹介とか、またいろいろと協力をよろしくお願いいたします。

したいのですが、この看板等が立っているところは新改と萩野だけですか、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 新改地区につきましては確認はしておりますが、萩野については自分ちょっと未確認ですので確認させていただきます。それと条例につきましても、先ほど議員がおっしゃられたとおり、香美市ホテル保護条例施行規則第2条については、できるだけ課としても実施をしてやっていきたいと、対策していきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 香美市のイメージアップ、そして皆さんにロマン、夢というふうなことももちろんですけれども、ぜひそんなふうに関心を持っていただけたらと思います。このプロジェクトというのはほんとに大きなものでございまして、新改地区振興協議会また香長ほたるの会、そして有志の方々、たくさんのボランティアの方々の協力はもちろんですけれども、何度も申しますが行政の支援、専門的な知識等、たくさん地域の方々が相談に行きましたら、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

蛍をたくさん飛ばしてみんなを喜ばせたい、砂防ダムを塗り直したい、地域の活性化につなげたい、地域住民が元気で交流をしたいというさまざまな思いが、この砂防ダムと蛍の復活、そして公園にあらわれていると思います。次世代の方々に蛍を通じて希望をと、香長ほたるの会と新改地区周辺の方々の願いが、少しでもかないますようにご協力をお願いいたします。きょうも代表の方々が来てくださっております。この件につきまして、最後に市長より一言お言葉をちょうだいしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 村田議員のご質問にお答えをしたいと思います。

蛍をめぐって香長ほたるの会、議員のほうから詳しくご説明がありましたように、活発にこれまで取り組みをされてこられました。議員もさまざまな活動へも参加をされたり、この議会の中にも香長ほたるの会に加わったり、あるいは催しにも参加されたりしておられますので、その香長ほたるの会の取り組みについては、よくご存じの方々ばかりであります。この小さな蛍をさらにたくさん飛ばそうと、そういう思いで今日まで頑張ってきたわけでありまして、今砂防ダムの壁面に蛍の絵をもう一度よみがえらそうと、こういうお話であります。担当の課長からもお話を申し上げましたように、多くの方々がこれまで参加をしてきてくださっておりますので、こうした取り組みにも多くのご協力が得られるのではないかというふうに思っております。そのことが大変大事だというふうに思うわけでありまして。地域の元気をさらに元気になるためには、そういう多くのつながりがあることが何よりも大事で、そして1つのことに力を合わせてそれを実現していくということが、何よりも大事だというふうに思っております。そうした取り組みをきつと蛍も見えて、甘い水はこちらにあると思ってもらえるのではないか

いうふうに思っております、市としましても、そうした取り組みをしっかりと応援していければというふうに考えておるところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 市長より心強いお言葉をちょうだいいたしました。ぜひ塗り直しができる、近い将来蛍もたくさん飛び、ほたる祭りが盛大にできますようにどうぞお力をかしてください。お願いいたします。

では、続きまして、3つ目のメロディーロードについて質問をいたします。

この質問は、平成26年12月議会で、龍河洞に新たな観光の目玉としてメロディーロードをとということで質問をさせていただきました。答弁は、公益社団法人龍河洞保存会の財産であり、管理運営は全て法人により行われていて、直接的な観光客の誘致の対策につきましては財団法人の主たる営業行為であり、市がその対策を実施する予定はない。また、適切な道が香美市内にはない、そしてコストが大変かかる等のことではないませんでした。

2回目の質問になりますが、今回は適切な道がないというふうなこともありまして、広域ということでお考えいただきたいと思っております。1億円近い予算を計上することになるべふ峡温泉の今度こそその成功と申しますか、充実と、子どもたちに道路からこんな不思議な音が聞こえてくると、発想のおもしろさ、舗装のおもしろさ、音楽の楽しさを聞かせてあげたいと願って、質問をさせていただくことといたしました。

現在、物部川流域の活性化としてさまざまな取り組みが行われようとしています。本市の観光力アップへとつながると考える、メロディーが聞こえる不思議な道路、メロディーロードの設置をしてはどうでしょうか。ネットを見てもみると、メリットは、設置することにより運転者に注意喚起、眠気や退屈感を防止する効果、制限された速度で設計することにより、車両運転速度の抑制となり、危険なカーブや交差点、中央分離帯等の路上障害物の接近予告や、事故多発場所の接近を予告できる。そして、緩やかな連続する坂などで発生する、道路勾配の誤認による速度の変化を、錯覚では得られない安定した速度感覚が得られる。雨天時の路面排水効果や制動効果があると出ていました。デメリットのほうは、設置場所が限られる、民家の少ないところ、これは騒音なんですけれども、この騒音のほうもボリューム調整ができるというふうなことも書いていました。設置費用が大変かかるというふうなことが出ておりました。以下お伺いをいたします。

①の質問です。

メロディーロードについての見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 道路管理者という立場からお答えいたします。県土木を初めとする関係機関とは、もう数十年前ぐらいから担当レベルですが何回か協議した経過はあります。安全対策・事故防止対策としての効果はもちろんですが、やはり地域に

関係する曲、メロディーを奏でることにより、観光資源及び地域PRとして、一過性ではありますがインパクトはあると思います。ただし、設置場所や設置条件、維持管理も含めたコスト面から、現状予算での対応はできない状況です。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 観光資源及びPR効果はある、またインパクトもあるという見解ですが、前回と同じくほんとに大変コストがかかるってということで、対応ができないと初めから言われますと次の質問が大変しにくくなりますが、先日婦人会の研修で淡路島のほうに参りました。そのときに聞いた話で、路面に交通安全の警告の言葉がわかる舗装があると聞きました。

そこで、②の質問です。

最近、道路等の整備がされ、減速のためのでこぼこのある路面があります。かなりうるさい音が出るところもありますが、これにメロディーをつけた舗装はできないものでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） カーブ、横断歩道、交差点の手前等に、減速や注意喚起が必要な箇所や、峠等の下り坂で速度制御のために段差舗装を設けている箇所があります。舗装面にセラミック系舗装や樹脂系シートの設置、いわゆるでこ、また舗装面に溝を切り込む、いわゆるぼこで、音と振動により注意喚起を図るものです。また、色を入れることで視覚的な注意喚起も追加されています。このような段差舗装にメロディーをとということですが、やはりメロディーとなると一定の速度にてある程度の距離、曲がおさまる距離、平均的なものを見ると300メートル程度、時速50キロメートルで行きますと約20秒が必要となり、注意喚起箇所に当てはまるかが問題となります。道路管理上の注意喚起と観光資源等のPR効果とは分けるべきと考えています。あわせて路面排水対策、走行時の騒音対策、特にバイク等走行時には不安定となり、転倒等事故の危険性が高まるおそれなどの問題もあります。また、あわせて前段でも述べましたが、コスト面での問題は大きいものと考えています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 今現在あるでこぼこの舗装なんですけれども、ここについていうふうなことで入れさせてもらったんですけども、このメロディーロードによる交通事故っていうのは、自分が知らないだけかも知れませんが、今までは聞いたことがないんですけど、予測は絶対何でもありますのでされるということで、管理者の課長のおっしゃることは重々わかります。交通事故危険予測される場所等はもちろん不向きということはおわかりですが、物部のほうへ向かう途中で緩やかな場所があると思います。そこに現在の舗装により、言葉での速度を落とせとか注意などの方法がとれるのであれば、ダン

ダンダンというふうな音よりはいいのではないかなというふうに解釈をして、今回の質問をさせてもらったというところです。

それでは、③の質問へ行きます。

香南市から香美市へ来ていただくコースとして、龍河洞と野市町へつながる道にも設置可能な場所はあるのではないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 香南市と香美市とをつなぐ道としては、県道が4路線あります。いずれも急峻な山岳ロードで、車両等の行き違いができない箇所も多く、待避所の設置やカーブの是正、ガードレール設置等による通行の安全性の確保が第一と考えています。龍河洞やアンパンマンミュージアムを中心とした物部川流域観光資源活性化のためにも、現道の改良が優先されるべきと考えています。なお、道路管理者である県中央東土木事務所にも確認しましたが、同様の見解でした。メロディーロードの設置については、再度の現地確認は必要となりますが、主に2車線にて改良が完了した区間、県道でいくと香南市分が多いんですが、数カ所は可能と思われます。また、県道4路線のうち3路線につきましては、県を初め地元、関係自治体で促進期成同盟会を設置し要望活動などを行っています。今後、促進期成同盟会でもこの件を検討していけたらなと思っています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 災害ということもございますので、道路というのはほんとに改良というのが大変重要だと思います。今回のその観光の誘致、たくさん香美市のほうに来ていただくってということで、そういう立場で質問をさせていただいてるわけなんですけれども、龍河洞エリア活性化基本計画の中にも数値目標というのがございました。現在10万4,000人、3年後が13万人で、10年後には龍河洞へ30万人の人に来ていただくこうというふうな計画があります。少子高齢化の進む中、なかなか厳しい数値になると思いますが、ひとつこれも来ていただくためには大きな意味があるようなことではないかと思います。

④の質問をいたします。

べふ峡温泉に行くまでには舗装可能な場所があると思います。この舗装があることにより、温泉への来客にもつながると思います。見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 国道195号についてですが、現在香北町・物部町のまちづくりを進める上で、極めて重要である山田バイパス事業を最優先としています。また、長年の課題でありました大柘橋のかけかえも現在進んでいます。国道195号は地震等の災害時には緊急輸送路として、くしの歯及び四国おうぎ（扇）作戦の中心となる路線と位置づけ、防災計画にも反映しています。電力やN T Tにおいても、緊急時、京

阪神からの進出ルートとして国道195号を徳島経由の重要なルートと確認しており、早期の改良を優先いたします。前県道同様に、メロディーロードの設置については、再度の現場確認は必要となりますが数カ所は可能と考えます。ただし、道路管理の立場から言えば、当然改良が優先となります。また、県道同様に当国道195号に関しましても促進期成同盟会がありますので、今後検討はしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） いろいろと研究をしていただき、ありがたいと思っております。また改良等が行われ、そこにそういったメロディーロードが可能な場所、またコスト的にもできるというふうなことになるましたら、ぜひその中でも検討していただきたいと思えます。

それでは、⑤です。

物部町へと観光の方々に来ていただくためには、さまざまな取り組みは必要だと思います。土佐山田町からべふ峡温泉まで距離があるので、到達するまでにメロディーロードのような楽しみがあるとさらによいと思います。本市に縁のあるやなせたかしさんの「アンパンマンのマーチ」や「手のひらを太陽に」など、著作権はかかりますが知名度が高いメロディーロードができると、遠くてもべふ峡温泉に人が集まってきてくれるのではないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 今までと同様になり申しわけありませんが、道路管理者としての回答となります。やはり安全面を考慮し、あわせて防災面での観点から改良が優先されるべきとなります。ちなみにですが、メロディーロードについては、原則的にはどのような曲も楽譜的なものがあれば実施可能ということは、ちょっと担当レベルですが研究しております。また、議員が言われるとおり、ボイス、声を出すような試みもあるようです。それとあわせて、実施場所の曲目を確認をしました。1秒間に470回の振動で実音A、ラの音が出ます。その回数によって音階が出ます。1秒間の距離の中で傷の距離をあけることによってリズムを刻みます。「アンパンマンのマーチ」のように16分音符の多い曲に関しましては、やはり複雑なリズムとなり、聞きにくかったり、その分距離が長かったりということになるろうかと思えます。やっぱりリズムが一定、4分音符や8分音符の曲がメインとなる曲でないと、なかなか曲というのは難しいというふうになっておるようです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 課長は、ほんとなかなか詳しく勉強されているなというふうに思いました。4分音符、8分音符、16分音符っていうところで、残念ですが「アンパンマンのマーチ」が難しい、さびの部分なんかでもなかなか難しいのかなと。「手の

ひらを太陽に」ですと、もっとうちのほうだったらかないやすいかなというふう
に思います。ここに載せる前に、香美市の歌「H a p p y t o b e b o r n i
n K a m i」もいいのかというふうには思いました。先ほどの質問の中の、べふ峡
温泉に人が集まるということについての見解を、道路管理者ではなくてお答えできたら
お願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

⑥に移ってます？

暫時休憩します。

（午後 2時23分 休憩）

（午後 2時24分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を続けます。

7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 子どもたちの大好きなアンパンマンの歌が、車の走行中に聞
こえてくるということは、子どもの心にどきどき感を与え、楽しみにつながるのではな
いかと思い今回質問もさせていただきました。物部川DMO協議会でも検討していただ
きたいのですが、こういったことは香美市だけではなくて、香南市、南国市等広域で考
えていただけたらというふうにも思います。先ほど課長のほうも、数カ所可能なところ
があるというふうにお話もしてくださっておりましたので、3市の助け合いで栄えるま
ちづくりになっていただけたらと思います。

それでは、最後の質問をいたします。⑥です。

物部川流域の活性化は、物部町べふ峡温泉までと考えております。行楽シーズンだけ
でなくて、年間を通じて観光客のたくさん訪れるべふ峡温泉になるように、今後道路改
良も大切ですが、日々の観光もとても大切だと思います。担当課としての見解をお聞か
せください。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） 観光担当課としてお答えいたします。

メロディーロードにつきましては、全国各所に整備をされており、速度超過を抑制す
る効果や居眠り防止効果のほかに、地域の観光資源としても活用できるツールである
と思います。繰り返しになりますが、一方で費用対効果、安全面や騒音の問題等、整備す
るにはいろいろとクリアしなければならない点があります。香美市の観光スポットであ
る、べふ峡温泉に行くまでの道中の楽しみの1つとして整備するには、関係課と一緒に
慎重に検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） 村田珠美さんの質問が終わりました。
暫時休憩します。

（午後 2時27分 休憩）

（午後 2時43分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

次に、5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 5番、森田雄介です。議長の許可をいただきましたので、通告に従って順次質問をしてみたいと思います。今回取り上げる質問は3点ございます。

まず1点目、障害福祉サービス等報酬改定の影響をお伺いをいたします。

まず、この①で憲法の確認から始めさせていただきたいと思います。憲法第25条は人権の中の生存権を規定したものとされています。憲法が保障する基本的人権は大きく2つに分かれ、1つが自由権であり、もう一つが社会権です。フランス革命以後、近代憲法が備えるようになったのが自由権であり、封建的身分制度からの解放と経済活動への国家の不介入、いわゆる自由放任主義が確立をされました。このいわゆる自由放任主義のもとで産業資本主義が発展をし、やがて19世紀末には、労働者の生存が脅かされるほどの極度の貧富の格差が生じました。それに対して、労働者の運動とも相まって各種の社会保障制度が導入をされ、労働者の生活を保障していきました。これを社会権としたのです。

人間らしく生きていくことは、自由権と社会権がともに保障されていかななくては十分ではありません。ほかにもみずから自由に選んだ生き方が可能なためには、教育を受けることが保障されなければなりません。また、老齢、幼年、病気、障害、その他により自己実現が困難であったとしても、人間たるに値する生活が否定されるわけにはいきません。その仕組みを別の角度から見れば、自由権は、国家の介入を排除することにより確保されます。一方で、社会権は、国家が積極的に立法などの措置を講じることを通して実現をされるものです。社会権の中でも生存権を規定したのが憲法第25条になります。各福祉制度は、その解釈・運用の指針である第25条と一体となって、生存権の実現を図るとされています。その見解をお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） 森田議員のご質問にお答えをいたします。

憲法第25条の理念を淵源といたします障害者福祉関連の法律として、まず障害者基本法があり、ここにおいて障害者の自立及び社会参加のための基本原則や、国、地方自治体の責務が示されております。加えて、障害者総合支援法等により自立支援給付などの具体的な施策が進められ、社会福祉の向上と増進が図られていると考えております。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 障害者施策においては障害者基本法、その背後にあるのが憲法であるということも、私のほうから言わせてもらったところでもあります。そのことも確認をさせていただいて、②の質問に移りたいと思います。

障害者総合支援法が改正をされ、本年4月より施行をされております。重度支援が前進した面もありますが、就労継続支援には懸念も出ています。B型事業所は、平均工賃月額に応じた基本報酬が導入されました。これは資料をつけております。またごらんになっていただけたらと思います。この資料（資料を示しながら説明）を見ていただいて、資料の上の左側に書いてあるのが改正前の平成29年度の単位でした。単位というのは、事業所のほうに支給をされるものです。これに大体10円を掛けたものが、事業所に支給をされると思っていただければいいと思います。そして、その真ん中に記してあるのが平成30年度、今回の改正により7段階に分かれた報酬単位が示されたということになっております。これは下のほうに書いております、定員規模が20名以下の人員配置7.5対1の場合であり、それ以上の40人以下等細かい設定はございます。

この就労継続支援というものを簡単に説明をいたしますが、一般企業に雇用されることが困難な障害を持たれた方に、生産活動にかかわり能力向上を目指す事業です。最低賃金以上の雇用契約を結ぶA型、本市においては、福祉工場かがみのと以前は言うておりましたが、今作業所SORAということになってると思います。と、短時間の労働時間にリハビリなどを組み入れて、雇用関係よりは低い賃金での生産活動を行うB型、こちらは本市でいうとワークセンター白ゆりであったり、就労支援センターコーケン第二というようなことになります。このA型とB型に分かれています。改正以前の単価は一律にここの584単位に加えまして、目標工賃達成加算がありました。これは今回の改正によりなくなっております。その目標工賃達成加算分が、今回の改正のこの各段階に適正に配分されたという見解を国は示しております。20人ほど1つの事業所にいけば、四、五万円の月額の方もいけば、5,000円程度の方も出てきてくるのではないかと思います。さまざまな理由で就労日数や時間が少なくなった場合、その報酬は少なくなってしまう。

今回の改正では、事業所のこの仲間全員が1日6時間21日以上、地域最低賃金の2分の1以上で働けば、この一番高い単位数4万5,000円以上ということになります。が、実際はどうなっていますでしょうか。改正されて以後のその他の見直しも含めて、市内のB型事業所の基本報酬はどうなっているのか、その増減をお聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えいたします。

調査いたしました結果、基本報酬につきましては、市内の4事業所で全て上がっております。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） そしたら、基本報酬以外の加算の部分をしっかりとして、全体としては上がったということだと思います。

それでは③、次の質問に移ります。

同じくA型事業所の場合、改正により平均労働時間に応じた報酬設定になりました。これも資料のその下の段につけております。そのことにより市内のA型事業所の基本報酬はどのようになっていますか、そちらのほうの増減もお聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えをいたします。

調査した結果、市内3事業所のいずれも労働時間の増減はございませんでした。基本報酬につきましては、2事業所で増となっており、1事業所で例年並みということの回答を得ております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） そうですね、こちらのほうも加算が無事とれて上がっておるか、今までどおりというような話だと思います。一定私がお聞きしたところでも、影響は少ないという言い方で私はお聞きをいたしました。ただ、一言申し加えておきますと、B型のほうで申しました目標工賃達成加算というのは、以前に比べてなくなったことがありましたので、その工賃を上げていこうというモチベーションが少しなくなったというような声もあったことをつけ加えさせていただきたいと思います。

では、④の質問に移ります。

障害や身体的条件によって、さまざまな形の社会参加があってしかるべきだと思います。しかしながら、前段で聞いてきたようなこの基本方針により切り分けがされますと、どうしても今後なんですけれども、工賃に結びつく作業が五、六時間できる人ばかりが重宝されることになりはしないかという懸念を持つところです。また、今の話の中ではなかったかもしれませんが、重度の方とともに、工賃の平均額が低い働くということを生懸命実践していこうということになったときには、そういう事業所は頑張っていないという評価になるのではないかというような思いもいたします。このノーマライゼーションやインクルーシブの理念に立ち、事業所の取捨選択に対して常に風通しをよく、聞き取り等を通して最善の対応ができるように求めますが、見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えいたします。

実際、利用者からも賃金の向上を希望する声が多々聞かれていますので、今回の改正は利用・施設経営の両面で合理性があり、多くの利用者にとって望まれているものかと考えております。また、市内事業所に調査を行いました。今回の改正により、短時間しか利用できない利用者と契約しないといった動きはございませんでした。なお、今後

とも利用者、施設関係者のご意見等に耳を傾けながら、短時間利用者などの活動の場が狭まらないように、注視していきたいというふうに考えております。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 今後また、改正は4月からで今2カ月、3カ月目に入っているというところだと思います。今後ともまた聞き取りをしていただいて、懸念したけれども、それを乗り越えて経営をされていくというようなことも含めて、いろいろ事業所の声は聞いていただきたいと思います。事業所、今回はなかったわけですが、もし先々に対して収入が減るというようなことになれば、やはりそこで働く人のモチベーション、今回は上がった場合が多かったわけですが、下がった場合にはというのがあります、影響が出てくるというのがあります。長く働いてる人が報われていく仕組みがないと、そこで働く人材も集まらないということがあると思いますので、そのことも申しまして1つ目の質問は終わらせていただきます。

2点目の質問に移ります。障害者総合支援法における入所支援の充実をということでお聞きをいたします。

①です。

国は、誰もが個人として尊重され、できるだけ身近に必要な支援が受けられるようにと、障害者総合支援法の理念に掲げ取り組んでいます。今回の改正で改善点もありますが、入所施設から地域で生活するという取り組みはいまだ進んでるようには見えない状況です。そんな中で、3月議会以降私に、1つは本市において、もう一つは市外からでしたけれども、本市の入所施設を利用したいが、あきはないだろうかという相談がありました。入所支援を希望するものの、施設のあきがないために利用できない事例はどれぐらいあるのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） 森田議員のご質問にお答えいたします。

施設入所支援において、あきがないために利用できなかったケースは5件把握しております。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 関連もありますので、次の質問に移ります。②です。

同じく、グループホームを希望するものの、施設がなく利用できない事例はどれぐらいあるのか、お聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えいたします。

グループホームにおいて、あきがないために利用できなかったケースは把握しておりません。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） そうですね、グループホームのほうは、私が聞き取りをした

中におきましては、施設の利用の検討会議というようなものが行われて、その方が入ってこられた場合の支援体制が組めるかということとか、そのあきがあるのか、そういったことが総合的に検討され、可能であればということに進んでおるということであります。なかなか私も、その数のところまでは聞き取りができなかったところでもあります。しかし多くは、例えばグループホームにしても、新しい方が次々入れるというふうには私のほうには聞こえてきておりません。また、その前段でも申しましたように、入所施設のほうに入りたいというような声があるものの、その方も長年そういう声がありながら入れてないんだというようなことでした。件数は5件ということでありましたけれども、この5件が何年か後には入れるとかっていうようなものではなくて、結構長いスパンで入れないという実情があるのではないかと思います。そういったことも申し加えておきまして、③の質問に移ります。

一般住宅で自立をした生活を営んでいるのでなければ、地域での生活はこのグループホームなのか、もしくは両親等保護者との同居ということになると思います。両親との同居の場合、親も本人同様元気な場合は、本人の希望と生活の質を保ちながら対応もできるかもしれませんが、親の高齢化とともに衝動性や身辺整理への対応は困難になっていきます。お聞きした中では、グループホームや入所施設の利用は、希望はするが対応をする施設が不足しているように思えます。こういったケースへの対応は、法人施設とともに行政も知恵を絞る必要があると思いますが、実態の捉え方含めて対応をお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えいたします。

親の高齢化などにより身の回りの世話ができなくなるといった場合、本人のための支援としては、家事援助、それから身体介護等のサービスの利用を勧めることとなります。また、日中につきましては、生活介護事業所を利用して短期入所を用いるなど、介護者の負担が少なくなるようなサービスの利用を勧めることになろうかと思います。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 国の制度をしっかりと使ったら対応できますよというようなお返事やったと思いますが、実際にそういう制度は多分けど使われてるんだと、使われてるんだというか、思いますではなくて使われておるようです。そうやって少しずつでも負担を軽くしながら、しかし、最終的にはやっぱり施設を利用したいんだというのが希望だと、私が聞いたケースではそういうことであります。ですので、実態把握も含めて、この入所の希望が、そのほかの家事援助とか身体援助、それからショートステイ等で十分かなっているのかどうかというところは、丁寧に聞き取りをしていただけたらと思います。

そしてもう1点、グループホームの実態は把握してないということでありました。もう少しこれも丁寧に聞き取りをしていけば、実際に希望はあって検討はしたけれども入

れなかったという方が、実は別のところで入れたからよかったということになっておればいいんですけども、そうでなくて、やっぱりまだそのまま入れない状況にあるとかそういったことも含めて、そして入所施設のほうからグループホームへという流れが、本来は理念からすれば進んでいかなければならないんですけども、グループホームの受け入れが十分になぜできないのかというところですね。あきがあるけれども実は十分な支援体制が組めないという点、そこら辺もちょっと掘り下げていただければ、いろんなものが見えてくるのではないかなというふうな思いがいたします。

それでは④、次の質問に移りたいと思います。

福祉政策は生存権を保障する具体的手だてであります。その担い手である福祉職員は、責任の割に賃金が低く、募集をかけても人が集まらないと聞きます。障害福祉政策も介護福祉政策同様、理念に見合う地域資源開発や財政措置が十分でなかったと思います。今回の住まいの確保の点においても、理念と具体的手だてに開きがあると感じます。2004年には厚生労働省が、原則として新しい入所施設に国の補助は出さないというふうにしております。そして、地域支援関係予算が入所施設関係予算に比べて少ない現状を変えていくということが、その時点では言われておりました。しかしながら、この建前上、重度の障害を持った方に対応する入所施設に比べて、一定自立した生活を送れる方が入るというグループホームでは、必要とされる時間帯が出勤前や帰宅後に重点があること、そして賃金が低くなっているということもあり、支援をする世話人の確保がより難しい状況にあると聞きます。このような状況におきまして、少ない賃金に加えて、福祉政策の先行きに対しても希望が見えないということになりはしないでしょうか。国の制度に乗っかっているだけでは、現存している課題に対する答えが出てきません。地域支援に力を注ぎ、福祉にかかわる人材確保のための手だてをとるように求めます。見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えいたします。

香美市障害者自立支援協議会の相談支援部会では、事例検討を通じまして相談員等のスキルアップにつなげております。また、障害福祉サービスの相談支援事業所の連絡会を年に4回開催し、情報交換や事例検討を通じて人材の資質向上に努めております。今後もこうした取り組みを継続していきたいと考えております。雇用につきましては、議員がおっしゃったように、人材不足ということによるグループホーム、実際はあきがあるのだけれども入れないというような状況も少し把握をしております。これにつきましては、いろんな県等との会の中で、地域の意見として上げていきたいというふうに考えております。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 実際の声は上げてもらっていただけるということですし、前段でその職員のスキルアップ等、研修等というお話もありましたように、この仕事のや

りがいを感じていただけるような手だてがなされているということだと思います。ただ、そのやりがいは当然あるけれども、実際将来的に賃金が上がっていく見通しが、余り希望が持てないというようなことにはならないように、一生懸命その経営もなされてることだとは思いますが、そこになかなか先行きが見通せなくなったときには、ぜひとも丁寧な聞き取りを含めて、その声をまた県なり国なりに届けていただけるようにしていただけたらと思います。

そして1点関連してつけ加えさせていただきますと、この人手不足に加えて、その改正によって施設にスプリンクラーの設置なども、条件によってはしなくてはならないということになっております。区分4以上の方が80%を超えた場合、つまり5人入所のグループホームに4人の方が区分4以上であれば、スプリンクラーの設置が義務づけられるということになってるようであります。そこら辺もその負担は施設のほう負担ということになった場合には、その区分の重たい方は、少なくともグループホームには入りづらいというような状況も出てくるかと思えます。その重たい人に対応できる人材の確保とあわせて、そういう設備面でも手だてが欲しいというような声があった場合には、対応するなりその声をつなぐなりのことをしていただけたらと思います。

では、次の3点目の質問に移りたいと思います。

給食費の無償化に向けてということで質問をいたします。

今回の給食費の無償化につきましては、1年前の6月議会でも取り上げました。そのときは、平均所得の減や社会保障費の負担増を引き合いに、給食費の負担軽減を図るよう求めました。全国の市町村でも、子育て支援や移住・定住施策の一環として取り組みが広がっていました。2016年度末時点で、無償化している自治体が55、一部補助を含めると362と紹介をいたしました。2017年9月時点では、無償化自治体が83になっています。新たな取り組みを広げている自治体においては、保護者負担軽減や少子化対策としてだけでなく、子育て支援や給食を教育の一環として捉える、食育の推進を理由にした自治体がふえてきていると聞きます。

そこで、①の質問であります。

まず、学校給食法において、給食は教育の一環として取り上げられております。その点を確認をさせていただきたいと思えます。そして、食育の推進を担っておるわけですが、県や市が進める食育全体の中での役割も大きいと思えますので、食育推進における給食の位置づけ、そして連携についての認識もお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育次長兼学校給食センター所長、野島恵一君。

○教育次長兼学校給食センター所長（野島恵一君） 森田議員のご質問にお答えします。

学校給食は、小中学校の学習指導要領では、特別活動のうちの学級活動の中に位置づけられております。学校教育の一環として指導が行われることとなっております。児童生徒の心身の発達、児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で、重要

な役割を持っていると認識しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 森田議員の食育推進についてお答えします。

香美市給食センターにつきましても香美市食育推進計画に基づき、より健全な食生活を進めるよう取り組みをしており、食育推進についての認識はあると考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 2点お聞きをいたしまして、まず、学習指導要領における学級活動としての位置づけということでお聞きをいたしました。私のほうでは、その学校給食法で、学校給食が生きた教材としてさらに活用されるようにというようなことで記されておるという認識であります。この食育という言葉が最近は出てきたわけですが、食育は教育の一環であるということを再度簡潔に確認をさせていただきたいと思いますが、答弁をお願いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育次長兼学校給食センター所長、野島恵一君。

○教育次長兼学校給食センター所長（野島恵一君） お答えします。

最近の偏った栄養摂取とか朝食欠食などの、食の乱れによる子どもたちの健康を取り巻く問題が深刻化しております。また、食を通じて地域を理解することや食文化の継承を図ること、自然の恵みや勤労の大切さを理解することも大切であります。平成17年に食育基本法が制定されておりますが、子どもたちが、食に関する正しい知識と望ましい食生活を身につけることができるよう、学校においても積極的に食育に取り組んでいくということが重要であると認識しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 食育を積極的に給食の中でも進めていくということの確認をさせていただきました。

そしたら、②の質問に移ります。

給食費の無償化、これは子どもへの現物給付として大きな意義があります。就学援助もそうですけれども、子ども手当などの現金給付というのは、子どもに直接現金を渡せないで、全ての子どもが生活向上になるとは限りません。その点、全ての子どもが学校で無料の給食を食べれるということは、どんな家庭、どんな親の子どもであっても、等しく利益を得ることができる点ですぐれた制度と言えます。憲法第26条第2項で、義務教育はこれを無償とすると定められております。これも先ほどの第25条と同じく、法によって具体化された内容を裏づける権利制、これを保障しているとされております。教育基本法は授業料の無償を規定、学校給食法は施設の整備費や調理員の人件費は設置した自治体であり、それ以外は保護者の負担と、そして義務教育小学校教科書無償法で

教科書が無償化されていると聞いております。

しかしながら、法がなければ無償化できないわけではありません。実際に給食費を無償にしている自治体は、給食費を残したまま相当額を保護者に補助し、学校などが代理受領することで実質無償化としています。また、多子世帯に注目をし、第2子、第3子に対して半額や無料にする取り組みも見られます。よりよい給食提供のために、1食当たりの予算をふやしてほしいとの声があった場合など、保護者負担に限らない選択肢を検討すべきではないかと思えます。前回の質問では、子育て世帯の負担軽減や移住促進施策の一環として取り組むべきではと申し上げました。今回の質問で強調したいのは、行政全体に推進すべき道理が、この食育であるのではないかという点であります。

以上述べまして、本市におきましても給食費の無償化、一部補助の検討を求めたいと思えます。見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 教育次長兼学校給食センター所長、野島恵一君。

○教育次長兼学校給食センター所長（野島恵一君） お答えします。

香美市では、厳しい環境にある子どもたちの教育環境を支えていかなければならないということで、平成27年度から就学援助の準要保護者に対する援助額を拡大しました。本年度からは、その対象者となる基準についても緩和を行ったところであります。この制度については、先ほど代理受領とおっしゃいましたが、代理受領の形でさせていただいております。香美市においては、課題となる事業や教育環境の整備状況を見ながら、教育全体の底上げを今図っているところでありますので、ご理解をいただきたいというところです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 全体の中で、この給食がどのような位置づけになるのかというところが、また検討はされるものだと思います。ただ、この現状の状態でありましたら、学校給食を形式上提供はしておるけれども、その内容は食育の観点もありますけれども、場合によっては、その内容が十分ではないというようなこともあり得るのではないかというような懸念が、本市の場合ではないですけども一般的にはあるのではないかと思います。

そのことも申し添えまして、③の質問に移ります。

平成28年度の本市の食材費は1億834万円でした。また同年、この平成28年度に政府が出した試算によると、全ての児童に給食費の平均単価を掛けた額が5,120億円であるとしております。これはお手元にお配りをいたしました資料の裏側、こちらのほうにも載せてあります。香美市の給食費、今、月額が小学校4,726円、中学校は5,168円。そして中段には全国の学校給食の平均、小学校4,323円、中学校が4,929円。一番下の段が、それに実際の児童数を掛けまして出した数字、国全体で5,120億円あればこの給食費の食材費が賄えるという試算であります。この国に教

育予算の拡充、試算の具体化を求めるとともに、本市の独自の取り組みを求めたいと思います。こちらは市長の見解をいただきたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 教育次長兼学校給食センター所長、野島恵一君。

○教育次長兼学校給食センター所長（野島恵一君） お答えします。

給食費の無償化に関しましては、財政面、特に財源の確保という観点が大きな問題となってきます。国において現在給食費の無償化を、子育て支援とか貧困対策とかいう面で検討する動きが出てきていると思われまます。国や他の自治体、特に県内の動向を見ながら対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 森田議員のご質問にお答えをしたいと思います。

給食費につきましては、次長のほうから説明がありましたように、平成27年度以降本年度を含めて、経済的に厳しい家庭の児童の応援をするということで取り組みを進めてまいりました。私は、これは地方自治体の行政をあずかる者として、いつも思うのでありますけれども、国と地方との関係について、やはり私は地方からも声を上げていかなきゃならないというふうに思っております。国においては、まず国を守るという防衛ということ、これは国においてやらなきゃいけないし、外国との交渉、これはやはり国においてやるべきだし、大きな災害がある場合にもこれは国がやらなきゃならない。そしてやはり義務教育、これは国が担うべき私は事柄だというふうに思っております。

これまで自治体の中で応援をしてまいりましたけれども、例えば国の中では小さな子どもたちの医療費の無料化を進めてまいりましたけれども、かえって、やることに対してペナルティをかけるというふうなことが、国においてやられてきました。これは私は本末転倒だというふうに思っております。あわせて、給食費につきましても、しっかりと国において私はやるべきだというふうに思っております。国においては、社会保障費が伸びておりますので、財源がなかなかないということで消費税10%引き上げやろうとしてますけれども、私はこれは上げて、こうした厳しい状況にある子どもたちや家庭のところは、しっかりと支えていく必要があるというふうに思っております。議員が最初に憲法のお話をなされました。第25条、第26条を出されて社会権のお話をされましたけれども、これはそうした面からも、私は消費税を上げてやるべきだと思っております。そういう点では森田議員にもご理解をいただきたい、そのように考えておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） まず、教育次長からのお話の中では、県内の動向を見ながら国にも求めていくというお話でありましたし、市長からも実際国が責任を持つべき、義務教育は国がやるべきだという声を、上げていかなければならないというお話をいただきました。その点に対しては私も同様に思っております。そして、なおかつその財源の

ことで消費税に言及をされましたが、実際、去年の衆議院の選挙の中で、教育の無償化ということで取り上げておりました。それは約2兆円の政策パッケージがあるんだと、その財源は消費税、行く行くの増税で賄っていくということでありましたけれども、その中身を見ますと、今のところなんですけれども、幼児教育や大学や高等教育など、待機児童対策、私立高校などへの補助というのが上がっておりまして、残念ながら、この給食費というようなところまではまだ及んでいないというところでありました。そのことに対しては、ぜひ声を届けていただけたらというふうに思います。地方において全ての子どもに等しくその恩恵を与えることができるのは、この給食費の無償化が非常にすぐれている点、それがお勧めをする1点目なのであります。

そしてまた、財源論は国のほうでの議論を待たなければなりませんけれども、消費税以外の財源があるんだということも、私のほうからは訴えさせていただきたいと思いません。なので、私としては、例えばちょうど米軍に対する思いやり予算といわれるものが、大体年間7,000億円程度だと言われております。それを充てましてもまだおつりが来る程度だと、この試算5,120億円ということから言いましたら、そういうふうなところがあります。そういったところがありますので、ぜひとも財源論によらず、義務教育は国が行うべきだとそういう声を、またそれを教育の無償化、給食費に充てることに意味があるんだということ私としては思いますので、その点を含めての見解を最後にもう一度お願いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 給食費は、もちろん次代を担う子どもたちが健やかに成長できる、このことは非常に大事なことであります。給食費によらず、子どもが成長することについてはしっかりと応援をしていかなければなりません。それはもちろん地方自治体にも責任がありますけれども、財源が厳しい中では、やはり国の役割というものをもっともっと前に出す必要があるというふうに思います。もう財源の部分については見解の相違でありますからこれ以上は申し上げませんが、私はしっかりと国において約束をしている消費税については、きちんと履行するべきだと考えております。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 以上で私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 森田雄介君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。本日の会議はこれで延会します。

次の会議は6月15日午前9時から開会します。

（午後 3時31分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 3 0 年 第 4 回

香美市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 3 0 年 6 月 1 5 日 金曜日

平成30年第4回香美市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成30年6月4日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月15日金曜日（会期第12日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1 番	甲 藤 邦 廣	1 2 番	山 崎 晃 子
2 番	小 松 孝	1 3 番	山 崎 龍太郎
3 番	利 根 健 二	1 4 番	大 岸 眞 弓
4 番	山 崎 眞 幹	1 5 番	織 田 秀 幸
5 番	森 田 雄 介	1 6 番	比与森 光 俊
6 番	濱 田 百合子	1 7 番	依 光 美代子
7 番	村 田 珠 美	1 8 番	石 川 彰 宏
8 番	島 岡 信 彦	1 9 番	山 本 芳 男
9 番	爲 近 初 男	2 0 番	小 松 紀 夫
1 1 番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	ふれあい交流センター所長	明 石 清 美
副 市 長	今 田 博 明	福祉事務所長	佐 竹 教 人
総 務 課 長	山 中 俊 明	農林課長兼農業委員会事務局長	西 本 恭 久
企画財政課長	川 田 学	商工観光課長	竹 崎 澄 人
会計管理者兼会計課長	森 安 伸	建設課長	井 上 雅 之
管 財 課 長	秋 月 建 樹	建設課林業土木担当参事	澤 田 修 一
定住推進課長	中 山 繁 美	環境上下水道課長	安 井 幸 一
防災対策課長	中 山 泰 仁	《香北支所》	
市民保険課長	植 田 佐 智	支 所 長	黍 原 美貴子
健康介護支援課長	前 田 哲 夫	《物部支所》	
税務収納課長	公 文 薫	支 所 長	近 藤 浩 伸

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	教育振興課長	横 山 和 彦
教 育 次 長	野 島 恵 一	生涯学習振興課長兼少年育成センター所長	岡 本 博 章

【消防部局】

消 防 長	寺 田 潔
-------	-------

【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪 野 高 廣 議会事務局書記 山 本 絵 里

議会事務局書記 一 圓 まどか

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成30年第4回香美市議会定例会議事日程

(会期第12日目 日程第4号)

平成30年6月15日(金) 午前9時開議

日程第1 常任委員会の開催日変更について

日程第2 一般質問

① 17番 依 光 美代子

② 14番 大 岸 眞 弓

③ 16番 比与森 光 俊

会議録署名議員

8番、島岡信彦君、9番、爲近初男君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（小松紀夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、常任委員会の開催日変更についてを議題とします。

本件については、6月13日の議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長からの報告を求めます。議会運営委員会委員長、比与森光俊君。

○議会運営委員会委員長（比与森光俊君） おはようございます。16番、比与森です。

6月13日に議会運営委員会を開催しましたので、協議の結果をご報告いたします。

お手元にお配りしました協議結果報告書のとおり、教育厚生常任委員会と産業建設常任委員会の審査日が変更となりました。会期16日目の19日は、午前は教育厚生常任委員会、午後は産業建設常任委員会において議案審査を予定しておりましたが、両委員会の審査日は18日月曜日に変更となりました。会期15日目の18日は議案質疑の後、予算決算常任委員会、総務常任委員会、教育厚生常任委員会、そして産業建設常任委員会の順で議案審査を行います。よって、会期16日目の19日は、議案審査整理の日といたします。

なお、お手元に配りました会期及び会議の予定表のとおりでありますので、ご確認をよろしくお願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りします。教育厚生・産業建設常任委員会の開催日は、委員長報告のとおり6月19日から6月18日に変更をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、教育厚生・産業建設常任委員会は、6月18日に開催することに決定をしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元にお配りをしております予定表のとおりであります。

日程第2、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許可します。

17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） おはようございます。17番、香美市をよくする会の依光美代子でございます。通告に従って4項目について質問をいたします。

最初に、子どもの夢実現に向けてをお尋ねをいたします。

3月議会で、2月4日に高知工科大学で開催された「香美教育コラボ・プレゼン・フェア」の子どもたちの発表について、市長の見解をお尋ねいたしました。その後、閉会

日に楠目小学校の5年生児童全員が来られ、議員の皆さんに自分たちの発表したウッドプレゼント事業の提案を聞いてほしいと、議場でプレゼンテーションが行われました。子どもたちの発表は、先生の指示を待つのではなくみずからで各班に分かれ、スクリーンの切りかえと同時に班も入れかわりながらのプレゼンテーションでした。市産材を活用した木のおもちゃを新生児に、ブックスタート事業のようにプレゼントする事業の提案でした。香美市は87%が中山間で森林が多く、その森林に着目して、赤ちゃんのころより香美市の木になれ親しんでもらうにはどうすればよいかから始まり、子どもたちは試行錯誤しながら調査をされ、そして、どうすれば聞く側に理解してもらえるかなど、話の内容の組み立てにも工夫したようです。

私は子どもたちのプレゼンテーションを直接聞かせていただき、堂々とした発表は小学校5年生とは思えないほど非常にすばらしく感銘を受けました。市長はどのような点を評価され市長賞として表彰したのか、お尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 依光議員のご質問にお答えをしたいと思います。

「香美教育コラボ・プレゼン・フェア」につきましては、今議員がおっしゃられたような感想を私も持ったところであります。森林に関心を持った児童が、森林や木材の機能などにつきましてたくさん勉強をなされたというふうに思います。その中でどのように森林や木材を生かすのがよいのか、また、自分たちの町の森林や木材をどんなふうに生かしていくのがよいのか、そういうこともたくさん議論をしてきたことだと思います。その中では、実際に木に触れたり、あるいはにおいを嗅いだり、木のぬくもりや優しさを肌で感じたことだと思います。また、幼いころから木のおもちゃがそばにあって、木のよさを感じてきた児童もいたようであります。そうしたことから、小さなときから木に触れることの大切さを知ってほしいとの思いが、木のおもちゃプレゼントの提案になったことだと思っております。そしてその底辺には、小さなときから木に触れること、親しむことによりまして、大きくなったときに、また成長とともに森林や山林に関心をさらに高めていくのではないかと、そんな将来につながるような思いも子どもたちの中にはあったように思うわけでありまして、そうした大きな夢や気持ちが私のほうに伝わってきたということから、賞に選ばさせていただいたところであります。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 先ほど市長が言われたように、ほんとに私も同じような思いでした。子どもたちはこの森林に目が行って、そのことによってたくさん勉強されて、それを最終おもちゃの形にし、小さいときから触れることで将来その森林に目が向いていくという、すばらしい取り組みだということと同じように思ったことでした。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

今回の質問は、決して市長賞を授与されたから実現してほしいということではありません。この提案が香美市の林業の活性化の1つになるのではないかと考えたからです。

香美市は87%が森林ですが、木の利活用が少なく森が荒れてきております。初日に同僚議員からも、森の荒廃や森林の利活用についての問題提起がございました。子どもたちの提案が実現すると、香美市産材の利用に大きく貢献すると思います。私は議場で子どもたちの提案を直接聞かせてもらい、これだ、これしかないというふうに思いました。というのも、香美市では赤ちゃんへ絵本を配るブックスタート事業がなくなりました。それにかわる事業として、木のぬくもりを赤ちゃんのころよりなれ親しんでもらえる、香美市独自の、子どもの提案による木のおもちゃをプレゼントするウッドプレゼント事業として実現できないものでしょうか。子どもたちの提案を提案で終わらすのではなく、夢をもっと深めていける支援があるのではないのでしょうか。いろいろな方々が連携することで、子どもたちの夢の実現も可能と考えます。これが実現できれば大きなメリットがあります。少し長くなりますがお聞きください。

1つ目として、現在、県内でこの事業を2つの自治体の実施をしております。そこでこの取り組みを少し紹介しますと、この2つの自治体の木のおもちゃのデザインは香美市内の工房が担当をしております。ぜひとも我が町に協力をお願いしたいところです。その積み木の材料の木は、地元産では間に合わないときは地元産でないものもあるということを知っております。そして、製品が仕上がると、東京の某美術館へ検品のため送らなくてはなりません。検品料金も発生します。また、配付時には、木育の絵本をセットで渡すようになっております。その木育の絵本は、その某美術館より購入しなければなりません。このように市外事業者をもうけさせるのではなく、香美市でやるなら香美市ならではの独自性を出せるように、地元でいろいろな方々が寄ってたかって連携し、材料は地元森林組合より調達し、加工は地元工房でデザインやカットを行い、そして木の角、どうしても切ったときに角ができますよね、例えばですが（資料を示しながら説明）、こうして切ったときにこの角にやすりをかける。それから、また色を塗るときに環境に優しい、なめても構わないような害にならない塗装をする。そういったことを地元の障害者福祉施設などで行う。このように材料から加工まで香美市内で行うことで、地域の活性化や香美市内でお金が循環します。経済効果も大きいと考えます。また、大げさに思われるかもしれませんが、香美市の林業の再生にもつながります。香美市産の木のおもちゃが香美市でヒットすれば、県内全ての自治体へウッドプレゼント事業として広がる可能性も大いにあると思います。

2つ目です。製造過程に子どもたちがかかわる工程をつくることで、子どもの夢の実現の応援ができます。例えばですが、仕上がった製品に子どもたちが描いた絵を添えるとかちょっとしたこと、かかわることが可能ではないのでしょうか。3月議会で市長は、「香美教育コラボ・プレゼン・フェア」での参加者のどの発表もすばらしかった。子どもたちが自信を持って発表している姿を見ていると、こういう子どもたちを元気にさせ、さらに伸び伸びと成長できるような環境を、私たち大人の責任でやっていかなきゃならないと思うと言われました。まさにこのことがそのことにつながります。

3つ目ですが、新生児へ香美市ならではのオリジナルの手づくりのウッドプレゼント事業を実施することで、子育て支援のイメージアップを図ることができます。子育て世代の定住や移住にも大いに役立ちます。提案者の子どもたちは、プレゼンテーションをするに当たり多くの香美市の魅力を発見したと語ってくれました。その発見を大人が1つでも実現することで、子どもの夢も広がり、香美市のことをもっともっと好きになってくれるのではないのでしょうか。香美市産材の活用につながり、経済効果もあり、子育て支援のイメージアップにもつながります。

以上のようなメリットがあります。まだまだほかにも効果はあると思います。ウッドプレゼント事業の実現はできないもののでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） おはようございます。手づくりウッドプレゼント事業に関してお答えいたします。

香美市で誕生し育っていく子どもたちに、香美市産材でつくられたおもちゃをプレゼントすることで、親子でおもちゃに触れて遊んでもらい、木のよさを五感で感じてもらう機会をつくることができると考えております。木のおもちゃを通じて、地元の森林を身近に感じてもらうことで、将来的に森林資源の活用につなげていきたいという思いもありますので、事業実施を前向きに検討いたします。

乳幼児に木製の玩具や食器などを贈る事業といたしまして、県の森林環境税活用事業において今年度から実施されている木育推進事業があります。これは、市町村等が県産材を使用して原則県内で加工、作成された玩具や食器等を購入する経費に対して、補助率2分の1以内で上限は1人当たり5,000円以内というものです。

また、平成31年度より導入されます森林環境譲与税は木育活動にも活用できると想定されております。森林環境譲与税を活用する場合には、県森林環境税活用事業とは異なる香美市独自の事業内容とする必要があるため、今後関係機関と連携をとりながら進めてまいります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 前向きに考えていただけるということですが、香美市ならではの木のおもちゃづくりということで、その工程の中で子どもたちが携わるようなこともぜひ検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

先ほど議員がおっしゃられました3つの要件を満たせるように、努力をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） それでは、次の質問に移らさせていただきます。

ごみ削減についてお尋ねをいたします。

毎年この時期に、諸般の報告で前年度のごみ分別収集実施状況の説明があります。ごみ全体の収集量は、平成26年度は前年度比73トンの増でしたが、平成27年度は178トン、平成28年度は173トンと2年連続で収集量は減量となっております。しかし、平成29年度の収集量は全体で72トンも増量となっております。人口はこの4年間で約800人減少していますが、1人当たりの排出量は増加傾向にあるのでしょうか。ごみ削減の啓発が必要と考えます。

そこでお尋ねをいたします。特に可燃ごみについてお尋ねをいたします。

平成26年度から平成29年度までの可燃ごみの収集量は、平成26年度は5,689トン、平成27年度は5,731トン、平成28年度は5,639トン、平成29年度は5,682トンでした。各年度における1日1人当たりの排出量はどのくらいでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） おはようございます。依光議員のご質問にお答えいたします。

平成26年度が571グラム、平成27年度が580グラム、平成28年度が578グラム、平成29年度が587グラムとなっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） この数字からも可燃ごみの収集量は、平成28年度は前年度に比べて92トンの減量でした。しかしながら、この1人当たりのグラム数を平成26年度と比較すると、収集量はふえていることが分かります。平成29年度は、もうどんと平成26年度と比べるとふえているということが分かったと思います。

次の質問へ移ります。

今回諸般の報告で、平成29年度は前年度に比べ可燃ごみは43トンも増量となっております。その要因については分析はできていますか、お尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

一般にごみの排出量は、家計の消費の動向や事業者の生産活動の動向など、いわゆる景気の動向が、主に日常生活で出るごみの量に大きく影響を与えるとされております。可燃ごみの中には紙類が混入されていることや、生ごみの中の水分の割合が多かったこと、また、紙おむつやペーパータオルなど、使い捨ての物の使用頻度が年々高くなってきたことなどが要因ではないかと考えております。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 生活の様式によって違うということと、紙や使い捨ての

用品が多くなってきたということですよね。それにしても、平成28年度が92トン減ってるのに、平成29年度は43トンも急激にふえた形になるがですね。

ちょっと気になりますが、次の質問に移らせていただきます。

人口は4年前の平成26年度と比較して約800人減少しているのに、ごみの排出量は増加傾向です。このごみ問題は根気よく、ごみを出さない、ごみを減らすという一人一人の意識が重要となってきます。今後ごみ排出抑制策を考えるべきではないかと思いますが、お尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

生活が便利になる一方で、使い捨て、大量消費の社会となり、人口が減少してもごみが減らない理由は、依光議員がおっしゃるとおり一人一人の消費量がふえていることにあります。しかし、これはごみを捨てる側の努力だけでは解決できません。ごみの減量化には、消費者・企業・行政が同じ課題に取り組むことが重要であると考えております。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） ほんとにこのごみ問題は、行政だけでは決して太刀打ちできることではない。やっぱり住民の意識、企業の意識、みんなで協力するということが大事になってこようかと思えます。

それでは、次の④の質問に移らせていただきます。

市民に毎年ごみ分別収集実施状況のお知らせをしていますが、それだけでは市民の意識を変えることができません。先ほどのように1人当たりの排出量の比較や、ごみ処理経費が1人当たりどれだけ使われているかということも伝えるなど、ちょっとした一工夫が必要ではないでしょうか。住民の一人一人の協力でごみ排出削減や経費の抑制が可能です。市民にこの現状を伝える広報の仕方に一工夫が必要ではないでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

市民の方にごみの現状を知ってもらうことは、ごみの排出抑制にもつながる重要なことであり、その1つが広報であります。他の自治体の事例を参考にするとともに、地域協議会からのご意見、ご提案をいただきながら、検討を図っていきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 地域協議会から提案をいただく、それもとっても大切なことだと思います。担当課として少ない職員の中で一生懸命やられても、なかなか手が回らない状況ということはよく分かっております。

少し紹介をさせていただきます。先日ですが、地元紙に掲載された福岡市のごみ分別検索が話題ということの記事がございました。福岡市が無料通信アプリLINEの公式

アカウントで始めた、家庭ごみの分別検索がおもしろいと話題を呼んでいるということの記事です。このツイッターでは、おもしろすぎていろいろ試してしまうということで、「ほこり」ってもし入れるなら「埃なら燃えるごみですよ」、同じ「誇り」でも字が違おうと「捨てないでくださいね」というような、そのユニークな発想で答えていくシステムができてるそうです。たくさんの人に興味を持ってもらうことがごみ分別にもつながるということで、担当者の意見もございました。これは職員の中からの発案だったそうです。

香美市も職員からアイデア募集、そういうことをしてみたいかでしょうか。

そして、先日も同僚議員から提案がございました、下の意見箱の用紙を工夫されて、市民からいろんなことに対してアイデアをもらう、その中にもこのごみに対してのアイデアをもらう、そんな他者から意見をもらうというようにできないものでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 依光議員のおっしゃるとおり広報で周知も大事ですが、多くのご意見をいただくためには、ホームページとかそういった方法も使いながら広く意見を求めていきたいと、その中の意見を取り入れて活用していきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） ホームページでやられるのもとてもいいことと思いますが、そのホームページを見る方は若い人が多い。若い人をいかに引きつけるか、そのアイデアなんかも必要になってくると思いますので、ぜひ職員からアイデアを聞くこともやってみたら、ほんとにいろんな角度から意見を聞くことが大事になってこようかと思いますが、どうでしょう、そういうことは。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） そのことも含めて、いろんな方法でご意見をいただきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） それではもう1点、それと広報、皆さんがこの広報へ載せるって、ほんと大変なご苦労をしてると思うのですが。意外とこの広報を見ての方が少ないという現状がございます。それから、回覧で回しても回覧を早く次の人に回さないかんとということで、家族のどなたかが見たらすぐ回すというような状況もあったりしますので、やはり声かけ、声で言葉で伝えるっていうことがすごく人の記憶にも残るし、伝わっていくんではないかと思いますが。先日、防災無線で行方不明者だとか詐欺のお知らせもしてましたよね。そういうようにこの防災無線を使って、例えばごみ強化月間を決めて、今月はごみの排出が大変多くなってます、皆さんのご協力よろしくお願ひしますだとか、夏場には水分が大変多くなりますよね、そうしたときに水切りのご

協力をお願いしますといった呼びかけを、防災無線を使ってはできないのでしょうか。これはあれやろうか、消防長になるやろうか、防災対策課になる。よろしくをお願いします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） おはようございます。ご質問にお答えいたします。

防災行政無線を使つての周知、広報という方法につきましては、現在のところまだ手をつけてない領域でございまして、今後、類似の情報の扱いといったこともございますので、余り情報過多にならないということを念頭に置きまして、可能かどうかを検討したいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） それでは、⑤の質問に移ります。

12月議会で、ごみはどのように処理され、そのエネルギーを有効活用している香南清掃組合まほろばクリーンセンターの市民見学会ができないかの質問に対し、地球温暖化対策地域協議会で予定しているとの答弁でございました。本年度いつごろに実施する予定になりましたか、お尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

香南清掃組合まほろばクリーンセンターは、市民にとって環境問題に最も身近な社会インフラであり、視察によってごみ減量の動機づけを促すことにもなります。香南市地球温暖化対策地域協議会による視察については、年内に行いたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） ぜひ早い目に実施をお願いしたいと思います。実際に見ると、また新たな意識であったり、そしてあそこは会議室もあるから、そのときにいろんな分別のことなんかもあわせて聞くような会も、一緒にされたらいいかと思っておりますので、早目に実施することを期待しまして、次の3点目の質問に移らせていただきます。

職員や市民の災害対応力の向上についてお尋ねをいたします。

3月議会に、災害時には各自治体職員の役割がますます重要となるということで質問をいたしました。災害時職員初動マニュアルに記載されている職員の心構えによると、職員は、市民の生命財産を守るのは、職員一人一人に課せられた任務である。いつ災害などが発生しても慌てないように、日ごろから自己の分担業務を確認して把握しておくことが大切ですとなっております。しかし、職員の皆さんは日々の業務に追われ、なかなか身についてないのではないかと考え、各職員の災害時における配備体制や役割分担、自分の業務内容について確認が必要であるが、どのようにしているかの質問に対し、課長は、職員は、日ごろから自己の分担業務や任務を十分に習熟しておくことが必要です

ので、定期的に確認行為をしていきたいとの答弁でした。新たに平成30年度に入り、職員の異動や新採職員も入りましたが、職員への確認はいつごろ行う予定になりましたか、お尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） ご質問にお答えいたします。

依光議員からご提起をいただきました市職員の災害対応業務に関する習得の確認は、現在、情報の収集に加え、本市に適した手法の検討を進めているところであり、9月をめどに実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 9月をめどにやられるということで、ぜひ1日でも早い取り組みをお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

市民や各種団体の方が自主的に防災力を身につけるため研修や訓練を行うとき、担当課としてどのような支援ができるのかについてお尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

自主防災組織を対象とする支援策としましては、組織の設立・活動を支援することを目的に、資機材整備や訓練実施に要する費用などについて、市が補助する制度を設けております。新規の設立に際しては、定額の22万円に加入世帯1世帯当たり1,600円を加えた補助金を交付し、活動に必要な資機材の整備を支援しております。設立から一定期間活動を継続している組織に対しては、30万円を上限として資機材の再整備を補助しております。訓練実施の経費については、年間3万円を上限に、世帯数に応じた補助を行っております。

また、自主防災組織に所属している方が防災士の資格を取得する場合は、試験受験料と防災士登録料の合計8,000円全額を補助しております。防災士養成講座の受講機会は、これまで高知県が行う講座に限られておりましたが、本年度からはこれに加えて、れんけいこうち広域都市圏事業の1つとして、高知市主催の防災人づくり塾の受講も可能となりました。このほか、高知県が開催する実践訓練研修の受講取りまとめ、県保有の起震車による地震の揺れ体験の申し込みや、こうち防災備えちょき隊による県政出前講座の申し込みに関する受付、相談などを行っております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） いろいろな支援の方法を言ってくださいましたが、それは自主防災組織がある自治体に対してです。ごめんなさい。私が質問でちょっと言葉が足りませんでした。市民や各種団体というのは、自主防災組織に加盟してない市民が自

分たちのグループというか、自主防災組織がなくなってもこのままではいかんねえ、自分の地域で10人ぐらい集まってしようやないかと、各種団体がやっぱり災害に対して自分たちとして備えをしようじゃないか、そのときに対しての支援がないかという部分で、お尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

市の制度といたしましては、先ほど補助制度をご紹介いたしましたけれども、やはり申し上げたとおり自主防災組織を対象としたものが主になるということです。このほかに、地元の婦人会とか自主防災組織以外の組織から、勉強会をしたいという申し込みがあった場合につきましては、できる限りこれに応じて学習を勧めたいというところではございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 各種団体からも相談があれば、できるだけその相談に応じてるということでございます。そしたら、1点お尋ねします。

ある団体の方が、自分たちでそれこそ災害が起こったときに、現状として高齢者の被災者が多いのではないかということで、高齢者にどういう対応をしていくかということも大事だから、災害時高齢者生活支援講習をやりたいということで防災対策課へ毛布の貸し出しを相談した。しかしながら、断られたということがあるんですね。市民が防災力を身につけていく、自主的にやられるということは、とても大事ではないかと思うんですね。なぜできないのでしょうか。また、どうすれば借りることができるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） ご質問で触れられました事例につきましては、詳細を存じてはおらないところなんですけれども、市のほうで備蓄しております物資について、どの程度一般市民の方に提供ができるかといった指針が現在のところございませんので、そのケースが適切かどうかということにつきましては、ケース・バイ・ケースで対応しておるといところが現状でございます。一定、今後はそういったものに対しても内部で議論をしまして、方向性を持っていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） そういったことに対して指針がないから内部で協議ということでございましたが、その理由として、毛布はもうクリーニングしてビニールへ入れてるから貸せませんということだったそうですが。住民がせっかくそういう意識になって、せめて5枚なり10枚なりそういう訓練用にとということで、それが市民の防災力を強めていくといったことになるのではないかと思います。その方がたまたまほかの職

員さんを知ってて会ったときに、実はこうこうで断れたけど何とか方法はないでしょうかねっていうことで、消防へつないでくださって消防からお借りをしたようですけど、やはりここは防災対策課として、その対応をきちっとしていくべきではないでしょうか、そこら辺のお考えを再度お尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

防災対策課で準備をしております毛布につきましては、災害時に避難所で使用するというを目的に、備蓄を進めておる物品であるというふうに認識をしております。それに対しまして、消防で用意しております毛布につきましては、恐らく訓練用という用途も含んだものになっておるんじゃないかと考えられるところでございます。本来の目的を阻害しないというところをやはり見きわめた上で、どの程度市民の皆様のニーズに応えられるかということは、やはり今後検討していきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） ぜひ検討をお願いします。消防で借りられるようであれば、その防災対策課へ電話したときに、うちではできんけれど消防でこうこう、毛布がありますからということにつながれたらスムーズに。ただ、そのときはできませんということで、何とかしたい、自分らの団体で勉強会をしたいということで、最終的にできたからよかったけれど、ぜひその辺で課員が一同に、共通意識を持つということをよくお願いいたします。

それでは、4点目の児童クラブについてお尋ねをいたします。

今回の第4回定例会において、議案第65号の21ページに児童クラブの不動産鑑定手数料49万5,000円が計上をされております。どこの児童クラブの鑑定をいつごろ実施する予定ですか、お尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

山田小学校児童クラブ建設予定地の鑑定料となっております。実施時期については、地上権の問題等の進捗状況によって変わってきますが、条件が整い次第、鑑定を行う予定としております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 山田小学校児童クラブのということですが、条件が整い次第ということですと去年からこうやっていますが、その見通しとしてどうなんでしょう、たびたび聞いて申しわけないですが、再度お願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

地上権の問題につきましては、弁護士が入って解決に当たっていただいておりますけれども、焼け跡の土地に権利のあった方が亡くなられたということで、その相続の手続が完了までに3カ月ほどかかるということで、間もなくそれについては終わろうかと思っておりますけれども、その後7月か8月に裁判を行って、9月以降に強制執行というような流れでいくというふうに伺っております。遅くとも年内には地上権の問題は解決するのではないかという弁護士のお話でございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 昨年からはんとに皆さんが待ち望んでるので、もう担当課としてもほんとに大変だとは思いますが、その後どうなったか、亡くなられて相続に3カ月ほどかかるということで、7、8月ごろに裁判ということですが、やっぱり3カ月ほどたったときに、経過はどうでしょうかねという問いかけをしていく、そんなことがとっても大事になろうかと思っておりますが、折々にその連絡というか、そういうことはやっておられますか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

この件につきましても、数日前に一応確認はさせていただいております。余りしょっちゅうとなると弁護士の方もあれと思っておりますので、時々確認させていただくようにしております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） そしたら、次の②の質問に移らせていただきます。

そしたら7、8月ごろ裁判を行い、それから9月ごろに鑑定ができるだろうという方向で進んだときに、その山田小学校児童クラブの建設に向けてのスケジュール、来年度って言うたけど、いろんなことが繰り越し繰り越しになってきてるがですよね。そこにきちっとスケジュールを立てることで、もっと目標に向かって進んでいけるんじゃないかと思うんですが、建てるのは平成31年度というような説明も議員協議会のほうでもありましたけれど、その鑑定が終わってからの建設に向けてのスケジュール、何月ごろにこうこう設計をし入札を行い、建設をこうこうして始めたいというようなスケジュールをお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

先ほどご説明した中身では、9月以降の強制執行ということで年内には土地の問題は解決するだろうということでございますので、鑑定がその後になります。それで設計が年度内にできたとして、県への補助申請等の準備をして、来年度中の建築の発注ができるだろうということで、多分県からの内示が来るのが結構遅いので、8月以降9月

とかいうふうになってきますので、それ以降になる予定です。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） そしたら関連ですが、山田小学校の児童クラブでこれぐらい時間を要してるのであれば、すぐにでも取りかかれるかたじ児童クラブ、そこに並行して取りかかる、そういったことはできないもののでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） かたじ児童クラブにつきましては、年度内に設計を終えて、来年度は建設に入る予定としております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） かたじ児童クラブは年度内に設計をしてということですが、そこに一定、課内で何月に測量を行い設計を行うということのスケジュールをきちっと立ててぜひ進めてもらいたいと思います。

それでは、次の③の質問に移らさせていただきます。

放課後児童対策費の児童クラブ指定管理料258万8,000円が計上されています。増額補正の理由は、受け入れ児童数の増によってなっております。どこの児童クラブで何名の児童がふえるのか、お尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

香長児童クラブで障害児の3名増と、たけのこ児童クラブで6名増となっております。以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 香長児童クラブとたけのこ児童クラブ、ともに障害児の受け入れということで3名と6名ふえるということですが、今後ぜひこれぐらいの説明は細部説明書のほうへ、もし鑑定料だったら、この不動産鑑定手数料49万5,000円は山田小学校の児童クラブです。委託料の増額補正の受け入れ児童数の増だけでなく、どことどこの児童クラブに障害児何名、そういったことをちょっと今後は書いていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 細部説明書の記入の方法については、また検討させていただきたいと思います。それと先ほどの人数ですけれども、たけのこ児童クラブのほうは障害児でない6名です。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 細部説明書の書き方について内部で検討させてもらう、

検討でなくってぜひしていただきたい。議会からも再々、何ぼの増とか減とかいうて書いてある、それは何のためにどのように使われるかを議会としても知りたいがです。最低限のそれぐらいは記入をしていただきたいと思います。

④の質問に移らさせていただきます。

その増加した児童に対応するための指導員は、資格基準というのは満たしているんでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

資格基準は満たしております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 香長児童クラブのほうに、その障害者のお子さんに対しても対応できる資格を持った人がおいでということ、たけのこ児童クラブは6名ふえても40名だからあれだと思えるんですけど。

少し関連になるんですが、くじら児童クラブやめだか児童クラブが、一時指導者の数が足りなくて1カ所になり、また今2つになってるんですが、そこの指導員さん、あと県の資格認定研修、今年もありますよね、そこの辺はどんなふうになってますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

今年も資格認定研修を受講しまして、有資格者をふやしていく予定となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） くじら児童クラブやめだか児童クラブを心配したんですが、あそこに1人もいませんでしたよね、その辺は何名行かれるんでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 今、受講人数はちょっと把握しておりませんが、現在、新しく資格者をふやして増員していく予定にしております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） そしたら、現状ではその資格者がいない状況ではない。

誰かおり、その補助員さんとしてやられてるということですか。

○議長（小松紀夫君） 依光議員、マイクにもうちょっと向かって言ってください。

○17番（依光美代子君） 済みません。そのくじら児童クラブやめだか児童クラブで、指導員さんが次々とやめられましたよね。いつとき県の認定資格を持つての方がいなかったと思うんですが、今そしたら2つの児童クラブにはいらっしやいますか。それ

とも、補助員としておるけれど、その方が今年受けに行くようになってるんですか。ちょっとそこが心配でお尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

くじら児童クラブとめだか児童クラブの件ですけれども、今めだか児童クラブのほうは資格者ありで、くじら児童クラブのほうは今資格者がゼロになっておりますけれども、経験年数が足るようになりましたので、講習を受ければ資格ありとなりますので、もう大丈夫ということになっております。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） その方が今年その県の講習へ行かれるということで、それで安心できました。

それでは、次の⑤の質問に移らさせていただきます。

来年度から、放課後児童クラブの指定管理者が保護者会から新たな運営組織へ移行する予定です。議会の市長答弁では、どの児童クラブでも同一料金で同じサービスを受けられる環境整備が求められると発言がありました。

5月18日の保護者への説明会を傍聴させていただきました。そのとき、利用料金を統一するのかや、利用料金は指導者が預かりおやつ代や運営費に充て、指定管理料は新たな運営組織が人件費、研修などに使うようになるので、利用料が上がるのではないかなどの発言がありました。それに対してははっきりした答弁はなかったように思います。雇用されている指導員が、お金の管理についてはするべきではないと考えます。市は運営を新たな組織へ指定管理を移行するに当たり、運営基準は確立しているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

児童クラブの経理は指定管理者が行うこととなりますが、実際には保護者が行ったり、支援員あるいは別に雇用する経理担当者が行ったりと、形態はさまざまだと思います。支援員のみで行うということではなくて、複数で確認できる体制をとっておく必要があると考えております。運営基準については、香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例で定められておりますが、経理方法については定めておりません。経理方法については、指定管理者の自主性に一定任せるべきものと考えておりますが、今後、指定管理者を募集するプロポーザル等を行う場合に当たっては、実施要領等で会計管理の方法とかチェック体制等についても、確認できるようにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） プロポーザルに当たり、それまでにはきちっとそれがで

きるということですが、保護者の方であったり指導員などはやはりその辺が不安、きちっとした明確な答えが返ってこなかったら。そういうことがありますので、早くにその基準、新たなその運営組織のやり方もあると思います。しかしながら、市としてどういう形で委託をするかということ、決めてないといけないと思うがですよ。そのことがとても大事になってこようかと思しますので、先日もあったようですが、指導員さんの方々が毎月かな、時々そういう勉強会なんかを繰り返して、それに市が参加して下さっているということで皆さんも安心されているけれど、保護者へまだまだ声が届いてない部分もありますので、やはりそこの返事というか、その運営基準に対して最低基準というのは、やはり指導員がお金を管理することについては、よほど気をつけないと以前のこと、またありますので、複数の管理者がおればということですが、そこのところをきちっと市として対応してなかったら、また再びそういうことがあってはいけないということもあり、少し心配をして質問をさせていただいてるんですけど。そのお金の管理に対しては、放課後児童クラブのマニュアルがあって運営基準っていうのはありますけれど、そのお金の管理、そこの使い方ということはきちっとしておくべきではないかと思いがすが。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

会計の管理につきましては、これは保護者がやられた場合でも、支援員にお願いしている場合でも、それはやっぱりしっかりやっていかなければならない問題です。今、来年度に向かって児童クラブの指定管理を一本化していこうという中では、そういったことも話し合いながら進めていくべきだと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 依光美代子さんの質問が終わりました。

暫時休憩します。

（午前10時01分 休憩）

（午前10時15分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

次に、14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 14番、大岸眞弓です。私は住民こそが主人公の立場で一般質問を一問一答方式で行います。

質問に入ります前に、通告文の訂正を1カ所お願いいたします。

4点目のフッ素洗口に関する質問でありますけれども、②の中ほどで「フッ素は劇物

であり」というふうに書いておりましたが、これを「毒性が強く」と書きかえていただきたいと思えます。済みません。よろしくお願ひいたします。

それでは、本質問で私は基本的人権が尊重されるまちづくりへの願ひを込めて質問を行います。執行部の皆様にはどうぞよろしくお願ひいたします。

まず、1点目の旧優生保護法に基づく強制不妊手術についてから伺います。

旧優生保護法は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するなどとして制定され、国の通知、そして都道府県の行政措置として、知的障害や精神疾患などを理由に不妊手術が繰り返されておりました。厚生労働省によれば、旧法下で不妊手術を受けた障害者らは全国で約2万5,000人、うち約1万6,500人に本人の同意なしで手術が施されたということです。

今年の1月には、中学3年生のときに不妊手術を強制された60代の女性が、全国で初めて謝罪と賠償を求めて仙台地裁に国を提訴しました。その後、神戸市の聴覚障害の男性が強制不妊手術の被害者であること、何の説明もなく母親に連れられていき、下着にならされて初めて手術の意味に気がついたけれど、手話通訳もおらず拒否の意思を伝えることができなかつた。意味がわかっておれば手術は受けなかつたと、実名を公表して証言しております。今年3月30日の国会の厚生労働委員会では、宮城県での強制不妊手術被害者の最年少は9歳の女子、男子は10歳であることが述べられております。

また、ハンセン病患者も対象とされており、鹿児島県のハンセン病療養所では、戦時中に衛生兵として従軍した看護師が執刀して手術に失敗し、妻が妊娠して医師により再手術をされたなどという、驚くべき過去があつたことも報道されました。妻のほうは墮胎をさせられたということです。こうした報道に触れるたび、何とむごいことをしたのかと慄然とします。

また、旧優生保護法下では、障害者らに対する不妊手術の適否を審査する優生審査会が設置されておりました。過去に優生審査会の委員を務めた元裁判官の男性の弁護士は、審査会は医師の申請に基づく県からの提案にお墨つきを与える場であつて、紛糾したり提案が否決されたりした覚えがないと証言しております。

このようなことが1948年（昭和23年）から1996年（平成8年）まで行われていたことに、繰り返しになりますが私は大変な衝撃を受けました。この法律の趣旨は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止とありますが、一個の人間をすぐれている、すぐれていないと国が選別をして、強制的に不妊手術を受けさせるなど、重大な人権侵害ではないでしょうか。先ほど紹介しました優生審査会の委員を務めた元裁判官の弁護士82歳は、報道の取材に応じ当時の様子を証言するとともに、国策が誤っていた、国は手術を受けた人に謝罪するべきだとの見解を示したということです。

以上述べまして、お伺いをいたします。①です。

こうした強制不妊手術が行われていたことについて、市長はどのような見解を持たれるか、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 大岸議員のご質問にお答えをしたいと思います。

旧優生保護法のもとにおきまして強制的な避妊手術が行われたということは、まことに遺憾なことであり、極めて重大な人権侵害だというふうに考えております。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） そのご答弁を受けまして、②の質問に移ります。

高知県では、男女計175人分の個人名が記された資料が確認をされているようです。これは調査が進んでおりますので、もう少し現時点ではふえているかもしれません。このような被害の実態調査範囲を市町村にも拡大するという報道がありました。本市においても調査をされておりますでしょうか。本市に該当する被害者がいるかどうかの答弁は結構ですけれども、調査が行われているかどうかだけ、また、もし被害者がいらっしまった場合には、被害者への謝罪、人権回復のための措置がどういうふうに行われるべきと考えられるでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 県の健康対策課から、旧優生保護法に関連した資料の保全について依頼があり調査はいたしておりますが、ただ今のところは当該資料は見つかっておりません。議員のおっしゃられる、その対象被害者があった場合とのご質問でございますけれども、これは想定のご質問でございますので答弁は控えさせていただきたいと思いますが、当然のことですけれども、ご家族等などご相談がございましたら、市としては丁寧に対応していく所存であります。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 仮定で申しましたのは、本市には障害者の施設もあつたりしまして人物が特定をされたりするといけないので、あつた場合はというふうに質問を行いました。市長のほうから丁寧に対応させていただくという答弁があつたわけですが、丁寧に対応というのはどのような内容のことを指しますか。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） これも私どものほうでどのようなご相談があるのか、まだわからないところでありますけれども、そうしたご相談があれば、当然のことですけれども、その人の保護すべきものもございましてし、また、その方々の求めるものもそれぞれ異なってくると思います。ただ、香美市におきまして、そのような対応がなされるべき立場にあるのかどうか、このことも大変大事なところでございまして、慎重に対応させていただきたいと思っております。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） そうした対応とか具体的に救済とかいう話になったときに、それが行政の仕事になるのかということかと思うのですが、私はこの問題の解決は、やはり主体は国であるということに間違いはないと思います。人権侵害だということをは

つきり市長もおっしゃってくださいましたので、そういうふうに規定づけて、謝罪なり人権回復のためにどういうことができるか、丁寧に相談に乗るというご答弁だったかと思いますが。私はちょっと飛躍をしすぎかもしれませんが、その旧優生保護法の一連のこういう強制不妊手術が行われたというこの事実が、つい最近、津久井やまゆり園で障害者の方々がほんとに悲惨な目に遭われました。地下茎でこの問題と旧優生保護法下のこうした過去と、それから、この悲惨な事件がつながっているような気がします。そのことは、つまり国とか行政が障害者の方々をどう扱うかに、すごく今この問題で問いかけてられていると思います。私は、誰もがこの世に生を受けたら、家族や社会の一員として認められ、その人らしく生きていく権利を有していると思います。そして、それでこそ多様性のある、誰もが生きやすい社会がつくられていくと思いますが、国民に人権を保障すべき国や地方自治体がそうした見地に立ってこそ、救済などが行われていくと思います。

私はきょう市長からご答弁をいただきましたけれども、香美市はこうしたことは繰り返してはならない、人が排除されない社会づくりをしていく、こういう一言があれば、市民も、また被害に遭われた方々も希望が生まれてくるとと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 今、議員もおっしゃられたように多様性の社会の尊重、これは非常に大事なことだというふうに思っております。今、世界が非常に身近な状況になってきて、人々の交流も非常に盛んになっています。そういう中では文化も違う、またあり方の違う方、たくさんの方々とともに生きていく社会になっております。そうした多様性の社会こそが、今後最も強い社会になっていくだろうというふうに思っています。このことは生物の世界においても証明をされております。私たちは何がすぐれて何が劣っているのか、すぐに結論を出したがる場所がありますけれども、全てのものには存在する理由があるということを、しっかりと捉まえていく必要があるかというふうに考えております。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは次に、2点目のセクハラ・パワハラ防止についてお伺いをいたします。

テレビ朝日の女性記者が財務官僚から受けたセクハラを告発し、被害者に名乗り出るように求めたり、はめられたのではないかなどの発言が相次ぐなどしたため、女性たちの間で「#Me Too」私も被害者だとか、「#We Too」私たちもそうだった被害者への共感、また、「#With You」あなたとともになどの運動が広がり始めております。

セクハラは相手の嫌がる性的な言動などにより、その人の人格を無視し不快感を与えることであって、言葉遊びだとか、ちょっと冗談を言っただけとかいう弁明は通用する

ものではありません。ときに受ける側は深く傷つき、仕事が続けられなくなることもある深刻な問題です。セクハラは相手との力関係で抵抗できない構造の中で起きます。その背景に男女間のセクハラへの認識の違い、女性蔑視やおくれたジェンダー意識があるという社会全体の問題でもあります。

また、パワハラも同じ構造かと思います。力関係の中で、理不尽で不合理なことを言われたりされたりしても、言えないという関係性の中で起こります。つい最近、私も身近なところでパワハラに関する相談を2件立て続けに受けました。面と向かって抗議ができないため迂回して解決しようとしているわけですが、当事者はほんとに不安で釈然としない日々を過ごしています。セクハラ・パワハラをなくし、男女ともに働きやすい職場環境をつくらなければなりません。

以上述べまして、お伺いをいたします。①です。

市の男女共同参画推進委員会では、一連のセクハラ問題について議論や検討が行われたでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） ふれあい交流センター所長、明石清美さん。

○ふれあい交流センター所長（明石清美君） 大岸議員のご質問にお答えいたします。

平成30年度第1回目の男女共同参画推進委員会を5月24日に行いました。一連のセクハラ問題自体の議論は行っておりませんが、平成30年度の事業計画の協議の中で、セクハラが社会問題の1つになっていることから、今年度市民対象に行う学習会はハラスメントについての内容を含めた学習会とし、男女共同参画の啓発を進めていくことを検討いたしました。学習会の時期は秋以降を予定しています。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 思えば、この問題が何となくクローズアップされ始めたのは、相撲の土俵に救命のために上がった女性が、女性はおりなさいという館内放送があったということで、いつときちょっとわっとなつて、その後、財務官僚とか、また海外でも女優さんがセクハラを受けたとかいうことが、全体としてすごくこの問題が最近クローズアップをされてきたと思うんですね。それで5月24日に会をしたとのことですが、こうした問題を克服するための委員会は、やはり香美市ではこの男女共同参画推進委員会だと思うんですね。この問題に取り切つて会をされるとかいうふうな計画はないのか。それから今、市民対象にハラスメントの勉強会を秋以降行うということでありますけれども、市民対象というより私はまず、この男女共同参画委員会の委員の皆さんが、この問題について学習、議論する場が要るかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（小松紀夫君） ふれあい交流センター所長、明石清美さん。

○ふれあい交流センター所長（明石清美君） お答えいたします。

今回は新しい委員体制になって1回目の委員会でしたので、まずは基本的なところの理解をしていただきますよう、香美市男女共同参画計画思いやりプランの説明を行いま

した。また、協議の中では委員さんのほうから、まず自分たちが男女共同参画について学習をして理解を深めて、市民の方々に伝えていけるようにならないといけないので、ぜひ研修会を私たち委員対象に行っていただきたいという、ありがたいご意見もいただきました。男女共同参画推進委員会時に研修をあわせて取り入れて、今後も貴重なご意見をいただきながら、男女共同参画の推進に取り組んでいきたいと思っております。

また、男女共同参画に関する問題は、議員がおっしゃられるとおりにハラスメント問題だけではありませんので、さまざまな分野での推進が図っていけるように会議を行っていきたいと思っております。また、会議のほうも柔軟に行っていきたくて考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次の質問に移ります。②です。

国連の国際労働機関（ILO）は、5月28日から6月8日にかけてジュネーブで年次総会を開きました。総会では、職場でのセクハラを含むハラスメントをなくすために、国際基準を設けて拘束力を持つ条約を制定する方針が採択をされております。香美市男女共同参画計画思いやりプランでは、今所長からも触れていただきましたけれども、庁内や教育の場、企業等に研修や学習会、啓発事業の実施などが、この2016年の改訂版には上がっております。そして、私は国際的にこういうふうに、国連ILOでもこの問題をもっと強力に、解決に向けて推し進めていくという方向になっておりますので、今はほんとにその男女共同参画問題を、男女平等を進めていく好機と捉えてやっていただきたいと思うのです。この香美市男女共同参画プランの中にも、香美市の男女共同参画委員会の推進する大きな5つの柱の（5）に、国際的な流れを認識し、他の国々や関係機関とも相互に協力した取り組みを行うということですので、このILOは今回どういった内容で合意をしたのか、そういったこともまた関心を向けていただきまして、やっていただきたいと思うものです。

以上述べてお伺いをしますが、本市の庁舎内のみならず支所、委託先も含めた関連施設で、セクハラ・パワハラをなくす学習や取り組みが求められるのではないのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） おはようございます。お答えします。

市職員のセクハラ・パワハラも含めた人権についての学習状況については、年1回、職員全体を対象にした研修の実施、こうち人づくり広域連合の研修への受講、そして企業等人権啓発連絡会や、香美市人権教育研究協議会が実施する研修等への参加により学習を深めております。セクハラ・パワハラ研修については、本年7月に企業等人権啓発連絡会主催の、ハラスメントについての研修会が開催されることになっておりますので、積極的に参加し学習を深めていきたいと考えております。また、今後は、職員研修の中でも実施していきたいと考えております。なお、委託先等については、企業等人権

啓発連絡会等の研修を積極的に活用していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 学習の計画、それからまた行っていることなどご紹介をいただきました。やはり私はこれすごく大事な観点は、市民の方ももちろん勉強する、しかし幹部職員が何よりこれを周知していくことが大事だと思います。そして今、総務課長がご答弁くださいましたが、ぜひともその男女共同参画推進委員会とも連携をされて、今企業等人権啓発連絡会のお話も出ましたけども、この男女共同参画プランの中に上げられているその団体の皆さんと、連携して行っていただきたいと思います。

それと1点、女性差別撤廃条約、これをぜひその学習の内容の中に加えていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

女性差別撤廃条約ですね、ちょっと研究してみたいと思います。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次の質問に移ります。③です。

セクハラ・パワハラ被害者が安心して相談できる相談窓口の設置を求めます。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

市職員については、総務課が相談窓口となっております。また、外部については、香美市では、ふれあい交流センターや人権擁護委員協議会等が実施する相談窓口があります。また、県では高知県労働局が相談窓口になっておりますので、そちらを利用させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 総務課、ふれあい交流センター等々に設置はされておるといことなのですが、相談件数はそれぞれわかりますか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

セクハラについての相談は、現在までございません。パワハラについては1件ございました。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） ふれあい交流センター所長、明石清美さん。

○ふれあい交流センター所長（明石清美君） お答えいたします。

ふれあい交流センターのほうでは、現在把握している限りではセクハラ、パワハラに

関する相談はございませんでした。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） セクハラ問題に関しましては男女間で認識の差がありますので、そういうことも相談件数の少なさにひょっと結びついているのかもしれませんが、何より安心して相談できる窓口かどうかというのが問われると思います。例えばこういうセクハラ、こんなこと言われたとかこんなことされたとか、相談を誰かにしたときに、あなたの気の持ち方だとか、あなたにもすきがあったのではないとか、今回もはめられたとかいうふうな発言もあったわけですが、そういうふうにもっともきちんと取り上げてもらえないと我慢するだけになってしまいますので、ハラスメントが再生産されていきます。そういうことがないように相談窓口の体制を充実する、秘密がきちんと守られること、相談した方がその職場にいつらくなったりしないように保護されること、こうした配慮がなければ相談に結びつかないと思うのですが。そして、総務課にあるということの周知は大丈夫でしょうか、ふれあい交流センターも含めまして。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

周知については、総務課のほうで全ての職員の相談を受けておりますので特にしておりませんが、今後はそういったことは総務課のほうで相談を受けてますということ、また周知していくようにしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ふれあい交流センター所長、明石清美さん。

○ふれあい交流センター所長（明石清美君） お答えいたします。

ふれあい交流センターのほうの相談窓口につきましては、市のホームページや男女共同参画推進計画思いやりプランのほうにも掲載をしております。また、香美市の人権擁護委員協議会が行う人権相談、法務局が行う電話相談につきましては、人権カレンダーに掲載し全戸に配付を行っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 今、周知に関してご答弁ありましたけれども、相談しやすい窓口、相談して相談者が守られる相談窓口となっておりますか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

現在、相談窓口として、大岸議員のご質問がありましたけれども、現状では相談しやすい窓口になっておると考えておりますが、なお、より相談者の身になって相談できるような体制というのを、今後も模索していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） ふれあい交流センター所長、明石清美さん。

○ふれあい交流センター所長（明石清美君） お答えいたします。

被害者の方が直接事業所に相談しにくいといったこともあるかと思っておりますので、ふれあい交流センターのほうでも広く相談に応じたいと思っております。相談者の方が孤立しないよう、また不利益を受けないよう、安心して相談ができるように努めたいと考えております。また、相談者の気持ちに寄り添うことを第一としながら、相談ケースに応じては、より専門的な相談機関である法務局や労働局、こうち男女共同参画センター「ソーレ」などとも連携をしながら、対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次の3点目の山林の開発についてお伺いをいたします。

香北町での議会報告会におきまして、地域の方々には御在所山と呼ばれている山のふもとで樹木の伐採が行われ、調整池をつくることの同意が地域に求められた旨の発言がございました。業者はソーラーパネルを切り開いた山に設置する計画とのことで、私も議会報告会の3班の班長として、一度見ておく必要があるかと思っただけで現地に視察に行きました。かなり広範囲に伐採をされておりました。ちょっと写真がありますのでスクリーンをごらんいただきたい（スクリーンを示しながら説明）。これが下から撮った写真、ちょっと鮮明じゃないですけども、かなり広範囲にこういう形で、一定の範囲は皆伐、東のほうはまだ樹木が切り倒されたままあったりしたのがございました。

それで、議会報告会で発言されました自治会長のお話では、かなりの急傾斜なんですけど、災害があったときの責任はどこが持つのか、そのような契約書が市役所と業者との間であれば、自治会にも1部控えが欲しいというものでした。この質問につきましては、別便で回答が自治会長さんのもとに行くようになっておりますので、この件に関しましては私は問いませんが、こうしたことを述べた上でお聞きをいたします。

①です。

この開発をしようとしている事業者から、県または市に対して事業の許可申請が出ているのでしょうか。また、この間の経緯についてお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） 山林の開発についてお答えいたします。

当該開発行為は、地域森林計画の対象となっている私有林で実施されているため、県または市に森林法に基づく申請を行う必要がありますが、1ヘクタール未満のため県の許可が不要となったことで、直接太陽光発電の申請を行ったようです。なお、太陽光発電の関係で資源エネルギー庁に申請が出されており、その公開情報によって約8,000平方メートルの開発計画であることを確認しました。同情報が正しければ、開発が行われた山林の所有者は、市に対して森林法第10条の8に基づく届け出をしなければな

りませんが、届け出が出てないため現在経緯について調査中です。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 今のご答弁によりますと、森林法第10条の8により、市に届け出の必要があったのに届けられていなかった。しかし、資源エネルギー庁のほうに事業申請は済んでいて、今このように木が切られてということ。工事が大分進んでいるように見受けましたが、私の率直な疑問として、市の頭を飛び越えてそんなことができるのかというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） 太陽光発電の開発につきましては、市・県を通さずにそのまま国のほうに申請するようなケースもあるということ聞いております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） ②のところで法令関係についてお聞きをしますので、次の②に行きたいと思います。

それでは、民間事業者が行う山林開発の法令上の規則や規制はどうなっているでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

1ヘクタール以上の山林開発については、森林法第10条の2の規定により県知事の許可を受けなければなりません。1ヘクタール未満の山林開発については、森林法第10条の8の規定により、市長に伐採及び伐採後の造林の届け出を提出する必要があります。また、平成30年3月16日以降の1ヘクタール未満の山林開発については、香美市森林環境保全条例に基づく林地開発行為届出書を伐採届けとあわせて提出し、市にその計画を報告する必要があります。市の森林環境保全条例に罰金等の罰則規定はございませんが、森林法第10条の2及び第10条の8については罰則規定が設けられております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 8,000平米ということですので、市長に対して伐採及び伐採後の造林の届け出、また本市の条例上、さっき課長から紹介がありましたけども、林地開発行為の届けと伐採届けを提出して計画を報告する必要があったということかと思うんですね。こうした届け出が出ていないということですので、それでは、その罰則のかかる森林法のほうで何らかの罰則を受けるということでしょうか。今後は市の対応はどうなっていくますか。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） 8,000平米ということで市のほうに届け出の必要がありますので、それを怠った場合は100万円以下の罰金という規定がございます。現在、どういう経緯でこの森林が開発されておるのか、また今後、別の開発もあると聞いておりますので、随時調査を進めてまいりたいと考えております。その結果、罰則規定に該当するようであれば、法に沿って粛々と進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次に移ります。③です。

開発に起因する災害や事故等が発生した場合の責任は事業者が負うのですか。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

開発中の事故につきましては当然のように業者が負うものと考えますが、開発終了後に起こった事故等につきましては、原則、土地の所有者が責任を負うものと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 今、課長、原則とおっしゃったのですが、土地の所有者また業者が責任を負うと、それも森林法か何かで担保されておりますか。確実に履行されるというその保証があるのかどうか、これ付近の住民の方にとっては大変重要な問題です、深刻な話だと思います。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

森林法には定められておりませんが、常識的に判断いたしまして、土地の所有者が責任を負うべきと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 常識の範囲というのがすごく心配なのです。実害があったときに、常識ではこうでしょうと言ったときにそれに応じるかどうかという心配が、どの業者であれ非常にあると思うんですね。何かのその契約を結んでおくとか一筆入れていただくとか、そういうことはできないのですか。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） それに関しましては、土地所有者と開発業者とその後の設備の維持管理者との契約になると思われまますので、その契約に沿って、その後の管理運営については行っていただくものと解釈しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、④でお伺いをいたします。

香美市内の別の場所、市街地でソーラー設備設置の動きがあり、付近の住民の方々が非常に不安に思っています。こうした場合の規則や規制は法令上どうなっているのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 農林課長兼農業委員会事務局長、西本恭久君。

○農林課長兼農業委員会事務局長（西本恭久君） お答えいたします。

農地法上、太陽光発電の設備の設置は、市街化区域の農地においては転用の届け出が必要です。市街化区域以外の農地であれば、知事による転用許可が必要となります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 大岸議員のご質問にお答えいたします。

その前に農業委員会事務局長のほうから説明のあったことについての補足もさせていただきます。

まず、太陽光発電の設置に関しての法令等につきましてですが、国においては平成29年4月に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、いわゆるFIT法が改正施行されております。それと同じく国及び県のガイドラインに沿って事業を行うことが求められております。それで、その山林の件につきましての改正FIT法についてであります。これにつきましては、土地利用規制に関する法令や設備に関する法令に違反した場合には経済産業省が指導・助言（法律第12条）を行い、改善命令（法律第13条）や認定取り消し（法律第15条）が、平成29年4月に法改正されて行えることになっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、その転用許可が出たとしまして、そうした場合に住民合意を得るとかそういう指導があるのでしょうか。

環境上下水道課長にお聞きをしたいのですが、さっき紹介のありました国及び県のガイドラインでは、そうした環境や付近の住民等への配慮というのはどうなっておりますか。

○議長（小松紀夫君） 農林課長兼農業委員会事務局長、西本恭久君。

○農林課長兼農業委員会事務局長（西本恭久君） 農地法の関係でお答えいたします。

市街化区域につきましては当然同意をとってはいただきたいんですが、やはり周囲の反対があるというケースもございますが、その場合であっても農業委員会のほうへ届け出があれば、太陽光発電についてはオーケーという形になってしまいます。また、市街化区域以外につきましては、隣接地の反対があった場合、農業委員会のほうでも調査の上、反対の意見書を付す場合もございますが、それに関しましても、土地所有者から提出された被害防除計画が適切であり、周辺農地への営農条件に支障を来すおそれがないと認められれば、県の許可はおりることとなっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

高知県のガイドラインによりますと、まず事業概要書を市町村に提出することとなっております。次に、濁水対策についても届け出をするのがガイドラインにうたわれております。それと、地域への配慮・対応についてもガイドラインで求められております。この3点を市町村に報告しなさいという形で、高知県のガイドラインは示されております。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 大体法令関係のことはわかりました。

それでは、⑤の質問に移ります。

山林や田畑の管理に困って土地を売りたい方は、一般質問でも冒頭初日にございましたけれども、ほかにもたくさんいらっしゃると思います。そして、今回の山林の開発のような、こうした問題はこれからも起きる可能性があると思います。

記憶に新しいところでは、今年の5月に土佐清水市で東京ドーム5個分のメガソーラー計画が持ち上がりました。地域住民の方々が大変環境破壊につながるとして反対運動を起こしました。結局、業者が地元の理解が得られないまま進めることはできないとして撤退をしましたが、これが仮に撤退になっていなかったら、また新たな難題が地域住民の皆さん、また市に持ち上がったのではないかと思います。土佐清水市では、これをきっかけに条例をつくっております。

そこでお伺いをいたします。

この問題は、業者と経済産業省とか、今回市の頭を飛び越えてとかいう話があったんですが、後から起きるもろもろの問題は自治体がかぶらないといけないという場面が多々出てくると思うんですね。そうした問題の中で、地方自治体の権限とかいうものが法令上もう少し強まらないのかとか、そんなことを考えるわけです。条例等罰則がなかったりするわけですが、こうした問題の少しでも解決になるように本市でも条例等を整備する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

先ほども説明させていただきましたが、国の法律もあり、国・県のガイドラインもありますので、直ちに条例を制定することは考えておりません。ただ、土佐清水市、それと須崎市ではもう条例化をしているということも聞いておりますので、それも参考にはしたいとは考えております。ただ、今回の件につきまして感じていることは、地域と行政、それと支所、本課との連絡体制、情報共有、これがもう少し早くできておれば、幾らか早い対応ができたのではないかと、むしろそちらのほうの情報共有、連絡体制の強化が必要ではないかというふうに感じております。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） 山林の開発行為につきましては、森林法及び香美市森林環境保全条例に規定があるため、同規定を適切に運用して不適切な開発が実施されないように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） ちょっともどかしいと思ったのが、そのガイドライン、県のガイドラインも業者へのお願いなんですね。ただ、国のほうで平成29年4月にもう少し法律がきちんと、こういうことが起こらないようになる法律ができたということです。今回のことでは、環境上下水道課長おっしゃったように庁舎間のその連携、情報がもうちょっと早くキャッチできなかったかと私も思うわけですが、それと私を感じましたのは、売ろうとする地権者、所有者の方がこうした法令を十分に周知しておく必要があると思うんですね。今回のことを通じてそう思うわけですが、たくさんの地権者おられますが、何かこういう法令があるんですよ、かちっとこれを守らないとこうですよというふうなことを市として周知する方法は考えられないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） 山林に関しましては、森林環境保全条例も3月に制定されたばかりですので周知はされていないと思いますので、森林法とあわせてホームページには掲載しておりますが、紙面が許せば広報等に掲載したいと考えております。また、来年以降、新たな森林整備に関するシステムも導入されますので、それもあわせて周知できればと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、4点目の質問に移ります。

学校、保育園でのフッ素洗口について伺います。

虫歯予防のためとして、市内の学校や保育園でフッ素洗口が取り入れられております。まず、①でお伺いをいたします。

学校や保育園では、どれぐらいの頻度でどのような手順で行われているか、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

まず、頻度についてですけれども、これは週に1回となっております。実施につきましては、高知県実施マニュアルを参考に香美市フッ化物洗口マニュアルを作成し、これに沿って実施しております。薬液の作製は複数体制で行い、学級では担任の指導のもと組織的に実施しています。実施手順もチェックリストを作成し、それを確認しながら行っております。

- 議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。
- 14番（大岸眞弓君） 後の質問に関係する大事な点ですので、ここは詳しくお伺いをしたいのですが、洗口を指導するのは担任の先生、養護の先生、今担任の先生という声があったのですが、それは誰ですか。
- 議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。
- 教育振興課長（横山和彦君） 養護の先生もかかわっては当然いただきますけれども、各教室では担任が行うようにしております。
- 議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。
- 14番（大岸眞弓君） 今、手順の話はおっしゃいませんでしたけれど、マニュアルに沿ってやるというだけで、手順をお聞きをしたいのです。
- 議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。
- 教育振興課長（横山和彦君） フッ化物洗口の流れですけれども、まずオラブリスというフッ化ナトリウムの粉をポリタンクで水に溶かして洗口液を作製いたします。それを各クラス別のディスペンサー、ボトルに移しまして、それを各教室に運びます。その洗口液を各児童のコップに10ccですが分注し、1分間の音楽を聞きながら洗口液を口に入れてぶくぶくうがいをする、終わった液は捨てて処理するという手順になっております。
- 以上です。
- 議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。
- 14番（大岸眞弓君） ふだん、そのフッ化ナトリウムというのは、どういうところに保管をされておりますか。
- 議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。
- 教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。
- 職員室等で鍵のかかる金庫に保管しております。
- 以上です。
- 議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。
- 14番（大岸眞弓君） 洗口液をつくるのは養護か担任の先生、それで1分間ぶくぶくうがいと言いましたが、喉やなくて口の筋肉を使ってぐつぐつするんですね。それで、そのフッ素洗口の後、捨てますと言いましたがどこに捨てるのですか、それから、そのフッ素洗口の後、水ですすぐかすすがないか。
- 議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。
- 教育振興課長（横山和彦君） 洗口液はほんと少量ですので、紙コップに戻して、ティッシュ等を入れてごみに捨てるという手順になっております、今のところですが。
- フッ素洗口した後の口のすすぎはいたしません。
- 以上です。
- 議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 食後と思うんですが、いつやります、食後にやる？

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） これは食後でなくてもいいですので、時間は各学校で決めて都合のいい時間にやっておると思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 学校でフッ素洗口と別に歯磨きは指導されてますか、昼食後に。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 歯の手入れ等につきましては、各学校で歯科医さんとか歯科衛生士さんの協力を得ながら、毎年指導はしております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、②の質問に移っていきます。

フッ素は海産物や海藻、小魚やお茶など、あらゆる食品の中に含まれており、私たちは食生活の中で通常でも摂取をしております。ただ小魚に含まれているフッ化カルシウムは血中フッ素濃度は高くなりませんが、フッ素入り歯磨き剤に含まれているフッ素は、毎日使い続けると血中フッ素濃度が高くなるそうです。このうがいを使用しているものもそうかと思えます。

ここでちょっとスクリーンをごらんいただきたい（スクリーンを示しながら説明）。ちょっと見にくいですが、ネットで斑状歯というのを検索していただきますと、このように歯に白い斑点のようなものができます。重症になりますと、右の下の歯とかその上のこの歯とか茶色になります。これはとても重症のほうですね。歯にこういう白や茶色のまだら模様ができるため斑状歯と言われているそうですが、その原因として、ゼロ歳から12歳ごろにフッ素入りの水道水や歯磨き粉を飲むことでフッ素を体に多く取り入れてしまい、発症するのだと言われております。ネットを引きますと斑状歯のところでもそういう説明が出てまいります。斑状歯だけでなく高濃度フッ素飲料水を使用している地域住民の中で、風土病とも言われているらしいのですが、骨に蓄積し骨をもろくする骨フッ素症や中枢神経に及ぼす影響、認知症の関連なども報告をされているところでは。

フッ素洗口というのは、齲歯（虫歯）予防には効果的と言われている一方で、毒性が強く、体内に取り込まれた場合の危険性がこのように指摘をされております。

そして、お手元のペーパーの資料を見てください。

これが1974年に国連人間環境委員会がフッ素を環境汚染物質として、世界各国にその監視と測定を呼びかけております。見ていただきますと下から3つ目にフッ素が、その監視用の汚染物質だと呼びかけられております。フッ素の順位は6番目、アスベス

トよりも上位に上げられている危険性が高い。そして、その使い方については、ほんとは細心の注意が必要なのではないでしょうか。フッ素は水に流した場合にその水を汚すということで、さっきうがいの洗口液を流しに流さない、紙コップにとると言いました、その配慮からだと思うんですね。なので、逆に言えば量がたくさん重なれば、毒性が強いものを口の中に入れておるといことなんですね。

以上を述べてお伺いをいたします。子どもたちへの体に与える影響についてはどのように認識をされるでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

今のご提示いただいた資料で、「フッ素は虫歯を予防する必須栄養素と信じられて来、」というふうに書かれております。これは今でも必須栄養素となっております。多分この資料は個人のサイトにあるものだと思うんですけども、フッ化物というのが下のほうに、確かに下から3番目ですかアスベストより上にありますけれども、フッ化物というのはフッ化水素などを主に言ってるのではないかと考えられます。フッ化水素、金属の洗浄とかに使われる工業用のフッ化水素、これは毒物及び劇物取締法の医薬用外の毒物に指定されておまして、毒物ですのでこれは危険ですけど、フッ素洗口に使うフッ化ナトリウムにつきましては、普通薬でございますので危険はないというふうに考えております。そのフッ化ナトリウムにつきましては、粉末の状態では取り扱い注意の劇薬ですけども、規定の水に溶かした後は毒性がなくなって普通薬になります。フッ化物洗口で使用するフッ素はフッ化ナトリウムでありまして、自然界に広く存在しております。飲料水やお茶などほとんどの食品に含まれておまして、体に害を及ぼすものではないと認識しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） では全く影響がないですか、その濃度によるんじゃないですか、その薄めるというところで、それと全く別物でうがいをしてるんですか。私の申しました、今危険性などを申しましたけれど。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

濃度でございます。今の示されている斑状歯につきましても、これは斑状歯というのが起こったのが宝塚・西宮斑状歯問題というのがありました。それは武庫川など天然の高濃度フッ化物を含んだ水道水を長年飲んでこられた方々の間で起こっておるとい、先ほど議員が風土病でもあるというふうに言われたんですけども、当時はフッ化物イオン濃度の基準が法的には設定されておりませんでしたので、原告側は敗訴で結審しております。歴史的に見ると、その天然に含まれる過剰フッ化物の摂取の実態を科学的に分析評価して、フッ化濃度が低すぎると齲歯が増加するというふうなことが総合的に考

慮されて、現在のフッ化物濃度、適正な濃度が設定されてきておるといふふうに伺っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 安全な濃度でやっているということですね、今の課長のご答弁だとね。

それと、さっき練り歯磨きの中にもフッ素が含まれている、そういうふうにして毎日使うものですから体に取り入れられる。その1分間のぶくぶくってすごく長いんですね。薄めているといっても、それから後、水で効果が薄まるからすすがないということですので、絶対つばが湧いてきて、それを吐き出されんとなったら飲み込んでしまうと思うんですね。そういうことで体の中に蓄積されていくのではないか。歯は、確かに適度な量でやれば虫歯予防に効果的だというのはもうこれ分かっていることなんですけど、そうしたその積み重ねの中で、体の中に取り入れられたときの影響の不安があるということなんです、そういう影響もあるのではないかと思います。

それでは、次の③の質問に移ります。さっき課長がご紹介くださいました、ちょっと原稿にまとめておりますので、次の質問との関係でそのまま読ませていただきますが。

昭和46年（1971年）5月に実施された兵庫県宝塚市の学校の歯科健診で、多数の児童に斑状歯が認められたことが担当歯科医により公表されました。PTAとか市民の間で騒然となり、市は対策を講じるため、市フッ素問題研究協議会を発足させ、実態調査や原因調査、対策を検討することになりました。さらに専門的知識を有する医師、学者等による調査・研究機関を設置し、2年6カ月の調査・検討の結果、水源の対策や被害者の救済対策、学校歯科健診及びフッ素問題の研究所の設置などを盛り込んだ指針を明らかにしました。

実は、私は今回の質問をするに当たって、この関係者の方々からお話を聞く機会がございました。その当時のその被害者には被害手帳が交付されたそうなんです。それで、市は過失を認めて、手帳保持者の斑状歯の治療費は免除されたとのこと。課長も紹介くださったように、この斑状歯が多数発生した原因は、市が人口増加に対応するため、厚生省令で定められた許容量を超える濃度のフッ素を含む水道水を供給した。つまり水源地に花崗岩があって、高濃度のフッ素があったのがそのまま水道水に流れてしまったというか、そういうことだと思うんです。そこから取水したために、こういう環境汚染が広がったということです。それで、まさにその濃度が過ぎますと罹患した歯がもろくなって、通常のそしゃくで歯が丈夫になるということじゃなくて折れてしまう、犬歯が折れてしまったという話も聞きました、直接。

以上、今、課長も把握しておられますけれども、これに関しては濃度の問題だといふふうなご認識ですか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

これは後のご質問とも関連してまいりますけれども、濃度の問題だと捉えております。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それで、児童たちがうがいしておるのは大丈夫という認識で、まあそうでなければできませんよね、ご認識なわけですね。

それでは次の質問に移りますが、WHOなどの専門機関は従来各種フッ素利用の安全性を認めてきましたが、近年フッ素の過剰摂取の危険性から、6歳未満の子どもには禁忌と結論づけました。これ保育園でもやっていますので、4・5歳児が対象かと思うのですが。

それからまた、日本弁護士連合会は、集団フッ素洗口・塗布の中止を求める意見書を厚生労働省や文部科学省、各学校に対して提出をしております。日本弁護士連合会の意見書では、薬剤の保管、洗口液の調剤、洗口の実施が学校職員に任されていることなどの安全管理体制の問題、子どもの年齢、体質等によっては斑状歯の危険性、濃い濃度の水道水を飲まなくても斑状歯の危険性、全身影響への懸念も払拭されていないなどとしております。これは日弁連が消費者の団体の方々から、人権の救済を求めて集団フッ素洗口はやめてくれと、日弁連に提訴があって、それでかなりいろんな科学実験も行った結果、日弁連がこういう意見書を出しております。この意見書等については検討をされておりますか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

フッ化物洗口の実施に当たりましては、県の健康政策部健康長寿政策課と中央東福祉保健所の指導のもと、香美市学校保健委員会での説明、各校の教職員説明会、保護者説明会を行いました。事前協議の際に、WHOの見解及び日弁連の「集団フッ素洗口・塗布の中止を求める意見書」に対する日本口腔衛生学会解説も検討いたしました。トータルでのフッ化物摂取量が、斑状歯のリスク指標を上回らないのであれば問題ないとされております。

その6歳未満のフッ化物洗口禁忌につきましては、水道水のフロリデーションでの飲料水やその他食品からのフッ化物摂取量を総合的に考えた上での注意点ということでございまして、日本では水道水のフロリデーションは行われておりませんので、トータルとしては濃度は低いと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 安全と考えるか、濃度が心配と考えるかとかいうふうなところにだんだん行っていると思うのですが、もう一つ紹介をします。

1997年、G8環境大臣の会合の「マイアミ宣言」で、子どもは環境汚染に傷つきやすく既存の基準値以下でも健康問題の可能性があるので、暴露の予防こそが、そ

うものに触れさせない予防こそが、環境の脅威から守る唯一かつ最も効率的な手段であるとされたとなっております。これフッ素に関してなんですが。

それで、これ申し上げた上で⑤の質問に移ります。

今、厚生労働省は、平成12年「健康日本21」を発表し、その中で80歳で20本の歯を残すという8020運動を歯科保健目標にし、達成するためにフッ化物洗口の普及を図る方針を出しました。それを契機に、本県でも今、課長の答弁のように集団フッ素洗口の普及が図られようとしております。しかし、これまで述べてきましたように、子どもに、特に保育園児、うがいを上手にできない、ぶくぶくが、そういった子どももいると思うんですね。だから、そういう懸念があるんです。虫歯予防に効果的としましても、今るる申しました過剰摂取の危険性、練り歯磨きを飲み込んでしまわないかとか、ぶくぶくのときに飲み込んでしまわないかとかですね、骨とか神経系統への影響を指摘する声が一方であるわけですから、子どもに与えるものが100%安全と言えない限り、被害を未然に防止する措置を講じる、予防原則という言葉が出てきますが、それに沿って集団でのフッ素洗口というのは控えたほうがいいのではないかと私思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

香美市では、香美市健康増進計画を初め、香美市食育推進計画、香美市子ども・子育て支援事業計画等さまざまな計画に歯と口の健康づくりを位置づけて、基本的な生活習慣の形成とフッ化物利用促進を中心とする子どもの虫歯予防対策を推進しているところです。この結果、学齢期の1人平均虫歯数は減少傾向にありますが、個人の健康格差が目立ち、依然多くの虫歯に悩まされている子どもたちがいます。そのため香美市では集団でのフッ化物洗口を推進し、昨年度、市内全小中学校が足並みを揃えて開始しました。県内でも実施施設は急速に拡大中です。

平成15年1月に厚生労働省から「フッ化物洗口ガイドライン」が示され、フッ化物洗口が科学的根拠のある有効な虫歯予防対策の手段と位置づけられており、平成23年8月には「歯科口腔保健の推進に関する法律」が施行され、全国的にも歯科保健対策推進の機運が高まっているところです。

香美市の子どもたちが生涯にわたって、自分の歯と口でおいしく食べ、家族や友人と明るく話し、笑い合い、元気に過ごしてくれるように、行政サービスとして継続していきたいと考えております。ただし、あくまでも希望される方を対象に行っていきましますし、年度途中の中止や再開にも柔軟に対応しております。また、各学校歯科医の全面協力のもと実施しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 今あくまでも希望者のみとおっしゃっていただきましたが、

説明のときにどういう説明をされたのかを私もある保護者、お母さんから聞きました。心配なのでうちはやりませんというご家庭に対しては、こだわりの強い自然派志向のお母さんたちというふうな表現をされたそうなのですが。そうではなくて任意であることを徹底して、やはり今るる申しました、関心の高い方はネットで自分で引いたりしてこういう情報も持っていると思いますが、フッ素利用の消極論もこういうふうに国際的にもあるんだということも、説明の中で十分周知をしてから選択できるようにするべきではないか、自己決定権の保障という意味で、この点ではいかがですか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

フッ素利用についてご心配される方もおいでだと思いますので、そういうよい面でない部分で、指摘がある部分についても、説明は一定しておく必要があるかとは考えております。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） けさの地元紙に、いつとき子宮頸がんワクチンを勧めた時期があって、ただ日本では副作用がいっぱい出て、もう今余り勧められていないけれど、国際的にはその副作用が出ても対応する方法はあるんだから、がんを防ぐためにもっと広がってほしいというふうな記事がありましたけれど、これもやはり副作用のあった方はすごく痛くて、それは気持ちの問題というふうに言われたりしてつらい思いをして、訴訟にもなっているということなのですが、集団でやるということがこういうふうに後でそういう問題が引き起こさないかという懸念もちょっとあることを申し添えておきます。

それでは、次の質問に移ります。⑥です。

子どものときからの齲歯予防は大変重要です。それはもちろん教育委員会としても認識があることだと思います。しかし、虫歯を防ぐには良好な栄養状態を保つこと、そして、それから十分にかむことの重要性、何より口の中を清潔に保つ方法などの教育がまず必要ではないでしょうか。そして、口の中の病気は虫歯だけではありません。市を上げて8020運動を推進するためには、今学校に衛生士さんが来ているという話もあったんですが、フッ素だけ塗れば虫歯が予防できるというものではないんですよね。歯磨きがやっぱり重要ですので、学校とか高齢者施設に定期的に歯科衛生士さんを招いて、歯周病、これも内臓にも関係してくるんですが、それから誤嚥性肺炎などの病気も対象に口腔衛生の指導、歯ブラシの使い方、食事など生活習慣改善の指導を行うことが重要ではないでしょうか。一定やられてると、今ご答弁の中にあつたんですが、これに関してはいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

ご質問いただいたとおり、フッ化物洗口さえ行えば虫歯が減少するというわけではご

ざいませぬ。その他の取り組みと相乗効果となるようにしていくことが大切であります。歯科医や歯科衛生士のご協力をいただきながら、ブラッシング指導や口腔衛生指導を行っていきたくて考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） ぜひそういう機会を多く設けていただきたいと思います。

歯というのは健康の一番の入り口ですので、その後の健康状態を保つのに大変重要です。この歯ブラシの使い方、食事の生活習慣改善の指導、これ保育で歯磨き指導をなさいかいという声もあったのですが、これは例えば保育士さんとか学校の先生では無理で、専門的な指導がありますので。先日、私、地域で歯科衛生士さんのお話を、誤嚥性肺炎に絡んで死亡原因のトップなんだそうですね。誤嚥性肺炎をどう防ぐかということで、地域でその衛生士さんのお話を聞く機会がありました。その衛生士さんは、練り歯磨きは使わずに8本の歯ブラシを使って歯を健康に保って物すごくきれいな歯を、自然な色ですけどしてます。これが8020運動の基本じゃないかなというふうに思うんですね。そういうことですので、今どれぐらいの頻度でその歯科衛生士さんが入って、子どもたちに指導が行われておりますか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

年に1回はやっております。2回のところもあるかもしれませんが、少なくとも年に1回はそういう指導を行っております。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 学校も今過密ですので難しいかもしれませんが、年に1回というのはちょっと少なくないでしょうか。もう少し機会をふやされるように求めておきます。

それでは、5点目の地域交通に関する質問を行います。

①です。

土佐山田町の北部にもデマンドバスが整備をされました。各路線の利用状況をお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 大岸議員の地域交通についてお答えいたします。

土佐山田町内の市営バスは、4路線に路線バスが2台とデマンドバスさくら号が1台運行しております。昨年度の利用実績といたしまして、各路線の1日平均の利用者数は、不寒冬線が40.7人、西又線36.9人、佐岡線21.4人、町田線9.9人、デマンドバスさくら号1.7人となっております。デマンドバスさくら号は、8エリアへそれぞれ週2回運行しております。その中でも東川・大法寺エリアからの利用者が多く、主に高齢者の買い物や通院に使われており、午前から昼ごろの便に多く乗車されております。

また、平成29年度から香美市内地域交通対策検討委員会を行っており、その中での試乗調査等の聞き取り調査では、路線や停留所が商店街や集落に設定されており、乗降しやすいとのことや、また75歳以上は無料で、一般も一律200円で乗車できありがたいと思っている、また乗車中は会話を楽しみ、ちょっとしたコミュニティーの場になっているとの声もいただいております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） デマンドバスのほうが1.7人、ちょっとこちらのほうをもうちょっと利用していただければと思いますね。

その答弁を受けまして、②の質問に行きたいと思います。

土佐山田町の北部で、高齢者の皆さんが毎月地域の集会所に集まって体操などを行っておりました。こういう地域はほかにもあろうかと思うのですが。体操の前にはお茶菓子とおしゃべりで和やかに交流しておりました。大変いい集いだと思ったのですが、ただ、その中のお一人が運転免許証を返納するのに伴って、その方に積んでいってもらった方も、合わせて一気に3人がその教室をやめることになりました。足の便、足がない（後に「交通手段がない」と訂正あり）ということで、せっかく健康づくりを心がけて積極的に体操教室に参加していた方たちが、移動手段がネックでやめるということ、ほんとに残念に思います。この地域にはデマンドバスが走るようになっておりますが、曜日や乗降場所の設定が、さっき言われた方なんかもそうですが、利用者の時間・目的と合わん場合があります。

また、今課長から紹介のあった西ノ谷のほうの東川の地域ですが、同じそのデマンドバスでも、大変助かっていますという地域もありました。ここのデマンドバスの大変助かっていますというところは、どの家も道路のふちにあるということで使い勝手がいいということもあるかもしれませんし、何しろ使っていただくということは大変いいことだと思います、行政効果もあらわれるということで。ただ、まあそういう地域はいいのですが、今紹介したような地域によりましては、目的に沿って自分の家の前から行くことができる、それからおりの場所も自分で決めれる。デマンドバスはそうはいきませんね、デマンドタクシーがいいのではないかと思います、または福祉タクシー制度の充実が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

デマンドバスにつきましては、平成26年度に物部地区、平成28年度に土佐山田地区に導入しており、平成31年度には香北地区にも導入の予定でございます。香北地区への導入に当たり、香美市内地域交通対策検討委員会において、地域住民の代表者等からのご意見もいただきながら進めております。

現在のところ、デマンドタクシーの導入については、香美市内地域交通対策検討委員

会から要望や意見等は出ておりません。市としては、デマンドバスの利用者の利便性の向上を図るとともに利用を促進させていきたいと考えておりますので、現在のところデマンドタクシーの導入は考えておりません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 大岸議員の福祉タクシーの充実ということでお答えしたいと思います。

中山間部にお住まいの対象者が、病院や買い物、社会参加などにタクシーを利用するために、少しでも負担にならないようにタクシー代を助成する制度です。福祉タクシーの申請者数は毎年増加傾向となっており、今後ますます増加していくことが考えられ、自然に補助額も膨れていくことが予想されます。他事業の兼ね合いもありますし、助成金額につきましては、財政面に関しての協議もしなければなりませんので、現在は見直すところまで至ってはおりません。認知症による免許の返還などによって、交通手段を失う70歳未満の方や障害区分等、現在対象とならない人に対してタクシーの利用がしやすいよう、利用者の拡大に関しては現在検討しているところです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） さっき私の発言の中で「足がない」と申しましたが、「交通手段がない」というふうに訂正をさせていただきます。議長、構いませんか。

○議長（小松紀夫君） 会議規則第65条の規定により許可します。

○14番（大岸眞弓君） それでは、そのようにお願いします。

検討委員会ではデマンドタクシーという声は出ていないということですが、では、今私がたまたまそこに行ったら、そういう状態ですごく残念に思ったので、せっかく自分の心がけで積極的にやってた方がそういう状態になったというのを聞いて、やはりタクシーのほうがいいのではないかなと思ったんですね。こういう実例も、声は上がってないかもしれませんが、多分ほかにも後ろにそういう声を聞いた議員もおられるかとも思うのですけれども、タクシーの利便性、バスと違う、それがやはり私は香美市のような地形では要るのじゃないかと思うのですね。検討委員会に上がってないということなのですが、では検討委員会で上がってきたら検討をすとかいうことになりますか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） そうですね、まあ今のところは検討委員会でも上がってないですが、こういう意見も大岸議員からも聞いたということはまた、何回か検討委員会もありますので、そこでもまた皆さんにもそういう意見は出していきたいとは考えております。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 福祉タクシー制度の充実ですが、利用は増加傾向にあると、

そうだと思います。それで、今まで対象にならなかった方も対象に枠を拡大というふうにご答弁ありましたけども、もうずっと委員会でも指摘をしてきているのですが、制度のその金額、1,000円除外の片道、そこを問題にしているんです。高齢者の方の年金は満額あっても6万円足らず。そういう状況の中で、片道1,000円は必ずかかって、その申請をすればあと残った分、1,000円超した分の半額が補助される。近いところはもうほとんど申請の必要はないわけですが、せめてこれが初乗り料金にならないか、せめてこれが往復の金額から1,000円除外というふうにならないか。何か制度上できるだけ使わせまいとするというふうな、そんな印象を受けるんですが、いかがですか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

この1,000円分というのは、距離的にしましたら初乗り運賃を含めて約3キロぐらいになってきます。ほんで、現在1,000円を引いた金額の2分の1を助成していますが、この1,000円を基本料金同等の金額となれば、遠距離の方だけでなく近距離の方の利用者も多くなると予想されます。ですので、平成29年度タクシー券が利用の3,500円の倍以上になるかなと予想がされますので、そうなれば900万円以上の金額になるのかなと思われま。ということで、財政のほうと慎重に考えて検討していきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 私がこの地域交通問題ですずっと質問したり、それから調査をしたりする中で、やはりタクシーの利便性が求められているというのが、自分の中ではそういう思いに至っております、それで質問をしているわけですが。

一番最初に、議会も調査に参りました長野県の本曾町では、民間事業者のバスと市バスと福祉タクシーを3つ組み合わせて、一番便利な方法で行けるような制度をつくってございました。そこに視察に行きましたので、そういう形になるのかなと思ってちょっと期待をしておったんですが、まあフリー乗降にさせていただいたりとか、頼んだら停留所ふやしてさせていただいたりとかいろんな工夫はさせていただいて、調査もすごくしていただいたことは評価したいと思いますしありがたいと思うのですが、なお、やっぱり高齢者の社会参加ですね、それから、片や75歳以上の人は無料で乗れますけど、そのバスに乗れない人はその恩恵にはあずかれない。片やその200円で行ける、片やその福祉タクシーを利用したら片道1,000円はどうしてもかかるとかいうふうな、こういう公平性の問題でも、もう全部そんなにいかないかもしれないかもしれませんが、地域で頑張って何とか交流をして、病気にならんように、ひきこもりにならんようになって気をつけておられる独居の高齢者が多いわけですが、そういう方々のためにこの交通対策、再度考えていただきたいと思っております。

そこで、ちょっともう時間もありませんけれど、私、高知市のほうでデマンドタクシ

ーを導入したというニュースを見て問い合わせをしてみました。高知市では路線バスの乗客数とか住民のニーズを調査して、費用面からも検討した結果、ある区間を路線バスから民間のタクシー会社に委託をしてデマンドタクシーに切りかえております。住民からは当然停留所まで行かなくていいので利便性が向上したと喜ばれておりますし、どの便も必要なときだけ走り出せますので、路線バスを走らせるよりは費用面から6割から約8割の経費削減効果があったということです。こういう検討もされてはどうでしょうか。

本市は今年も地方バス路線維持補助金で2,274万円を予算化しておりますね、住民の交通手段を守るためにほんとに大事な交通手段なんです。しかし、今議会の初日にはジェイアール四国バスの減便の説明がありましたね。補助金をもってしても、ほんとに存続が難しくなっている。そんなときにある区間をこういう高知市のようなやり方ができないか、今回に限っては通学に困る児童たちのために、市長と担当課長とでジェイアール四国バスまで出向いていただいて路線を守っていただいたわけですが、今後やはりますます厳しくなることが考えられると思います。それでいろんな方法を考えたほうが私はいいと思います。

そして、この同じ交通対策で福祉タクシー制度だけがなぜ健康介護支援課なのか、このやはり課が分かれるというのがどうもしっくりいかない。だから、一体のものとして考えたときに、目的も同じですので、これは1つの課にまとめたらどうですか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

まず最初に、この福祉タクシーという制度は、やはり障害者とか高齢者に対しての通院タクシーということで最初は発足しました。その中でやはり皆さんから要望がありまして75歳以上という形に、それと社会参加ができるという形で大幅に広げてきたということになってきます。ですから、今現在は福祉タクシーという形ではないかもしれませんが、実際は福祉タクシーという名前で動いています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 現在、ジェイアール四国バスとかとさでん交通の公共交通、そしてまた市営バス、デマンドバスにつきましては、定住推進課のほうの担当になっております。福祉タクシーにつきましては健康介護支援課とはなっておりますが、今後も一緒に協議はしていくということはもう大事なことでございますので、その辺は一層連携はしていきたいとは考えております。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） その高知市のやり方を研究されるというのはいかがですか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

高知市はその民間路線バスをデマンドタクシーにということでお話をお聞きいたしましたが、現在はデマンドバスをまだ香北に導入しておりませんので、そちらに来年度導入をして、それで香美市全域デマンドバスがというふうになりますので、それを入れてから、また今後将来的にはさまざまなことを考えていく必要はあろうかと思いますが、現在のところはデマンドタクシーのことはちょっとまだ導入予定はございません。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） いずれにしても多額の予算を費やして、住民の皆さんの生活の利便性向上のためにやられている大事な制度ですので、住民の皆さんがより便利に使っていただけるような制度にと、日々改善をしていっていただきたいと思います。

以上を申し上げまして、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） 大岸眞弓さんの質問が終わりました。

暫時休憩します。

（午前 11時57分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 16番、比与森です。いよいよ最後の一般質問となりました。よろしくお願ひします。通告に従い一般質問を行います。

初めに、土砂災害警戒区域の土砂災害対策についてお尋ねいたします。

去る5月23日水曜日から24日木曜日にかけて、大分県中津市を6名の同僚議員と視察をしてまいりました。皆様ご存じのように、中津市では去る4月11日午前3時40分、耶馬溪町金吉地区において山地崩壊が発生し、6人の尊い命が奪われました。この場所は土砂災害警戒区域に指定されていたようです。

熊本地震による南阿蘇村の土砂災害、そして今回の中津市の山地崩壊、その現場の前に立ちますと、昭和57年（後日「昭和47年」と訂正あり）7月5日の繁藤災害が思い出されます。繁藤災害ではおじを亡くした者として二度と起きてはほしくない、起こしてはならない、その思いを強くするところです。

中津市では、担当職員が多忙のため直接お話を聞くことはできませんでしたが、山地崩壊から救助活動や被災者支援、災害救助など、議員協議会の説明資料をいただくことができました。

以上を述べまして、①です。

先月だったと思いますが、市内に全戸配付された香美市防災マップを見ますと、市内地図に急傾斜地の崩壊が薄い黄色で示されていますが、この箇所が土砂災害警戒区域なんでしょうか。本市の土砂災害警戒区域は何カ所か、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） ご質問にお答えいたします。

本市で指定されました土砂災害警戒区域に関するデータとしましては、平成28年10月7日までに指定されたものが最新でございます。その数は、物部町210カ所、香北町231カ所、土佐山田町361カ所の合計802カ所でございます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 802カ所でありますね。

②、本市の土砂災害警戒区域では、中津市のように直接家屋に被害が及ぶおそれのある区域はそれぞれ何カ所あるのか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

先ほど申しあげました土砂災害警戒区域のうち、その中に人家を含む区域は、物部町210カ所、香北町228カ所、土佐山田町290カ所の合計728カ所でございます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） ③、中津市の土砂災害危険箇所の周知につきましては、いただいた資料の中によりますと中津市では1,012カ所あり、107カ所は警戒区域、特別警戒区域などの周知が図られていたようですが、この災害を受けて全ての1,012カ所を危険箇所に周知するというふうに対応が記載されていました。中津市のこの107カ所、既に周知済みのところは家屋が存在する場所かと思いますが、本市では家屋を有する方々にどのような周知がされて、その方々はどのような認識か、お尋ねをします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

香美市としましては、平成21年5月に土砂災害危険箇所を掲載した防災マップを市内全世帯に配付をいたしました。その後、平成27年3月に高知県が土砂災害危険箇所マップを作成し、土砂災害防止法に基づき調査・指定した土砂災害警戒区域が掲載されました。この冊子を市内全世帯に配付しております。加えて、今年5月には、土砂災害ハザードマップを含む香美市総合防災マップを市内全世帯に配付したところでございます。以上の情報は市のホームページでも公表しております。またこの間、土砂災害警戒区域の指定があった場合は、縮尺5000分の1の航空写真に指定区域を重ね合わせた図面が掲載されている高知県作成のパンフレットを、随時、対象地区の全世帯に配付しております。土砂災害の危険性の周知にはできる限り取り組んではいるものの、情報の受け手となる住民の方々の防災意識の啓発、避難行動の促進にどの程度つながっているのか、未調査のため把握できていないのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 物部町の五王堂ですけど、市道に土砂が崩れてきて、横幅10メートルぐらいの高さが7メートルぐらい、きれいにブルーシートをかけてありました。物部支所のほうで聞いていただきましたら、7月に国の査定を受けて市道改修の補助を受けるというようなお話をいただいたわけですけど、あの場所はこれから雨季に入ってほんとに大丈夫か非常に不安な部分がありますが、対応がもしわかればお願いしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えします。

被災箇所の復旧工事につきましては担当部署のほうで適切に対応されるかというふうに考えておりますが、避難行動の促しという点につきましては、防災対策課のほうで雨量等をやはり見守りながら、必要な場合につきましては、速やかな避難情報を呼びかけるといったことで対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 先ほど議員の言われた箇所につきましては、7月に国の災害査定、改良じゃなくて災害査定を受ける準備を現在進めております。一応土砂のけ等の仮応急が済み、復旧に向け、実際また査定を受けてその後の復旧になりますので、早くても8月か9月ぐらいにはなろうかと思っております。それまでの間につきましては、関係機関、業者、支所、それと建設課の物部分室のほうが見回りなどを行う形を現在とっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 対応は分かりましたが、それまでに、これから雨季に入って大量の雨が降った場合でも、下に家屋があるわけですけどその心配は、住民の方に対して大丈夫か、ちょっとその辺を。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 現在、現地対応としましては、ブルーシートで被災した箇所へ水が入らないような処置をとっております。ただ雨の降る量、災害の度合いというのはわかりませんので、先ほどもお答えしましたように、都度見回り等を強化していくしかないと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） ④です。今後の対応についてお尋ねをいたします。

中津市では、先ほども述べましたが、既に配付済みの107カ所も含めた1,012

カ所全ての土砂災害ハザードマップを本年平成30年度末までに作成し、市民に周知する計画のようです。中津市での今回の災害につきましては、降雨や地震が原因とならない極めてまれな災害であり、住民の不安にもつながっているようです。今後、国や県が中心となって進められる本格復旧工事において原因究明は欠かせないものであり、林野庁、国土交通省、そして大分県に対し、災害発生の原因究明を強く要望していくようです。

本市にそのまま置きかえて当てはまるものではありませんが、危険箇所の周知は今回の中津市の災害を教訓とし、早急に取り組むべき課題ではないかと思いますが、今後の対応についてお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

本年度から平成31年度の2カ年にわたり、高知県による土砂災害特別警戒区域の指定に必要な基礎調査が市内で実施されます。調査が完了し、特別警戒区域に相当する区域が明らかになった場合は、区域指定を待つことなく順次、地元説明が行われるとのことですので、市としましても県と連携し円滑な実施に努めたいと考えております。

また、土砂災害・全国防災訓練が高知県主体で行われており、平成29年度は岡ノ内地区36名、平成30年度は繁藤地区34名の住民参加で実施されました。他の地区におきましても、今後継続して取り組みたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） わかりました。

それでは、2項目の質問に移ります。不審者情報と防犯カメラの設置について質問します。

去る5月7日、新潟市において、小学2年生の女子児童が午後3時ごろ、下校時に自宅付近の踏切から足取りが途絶え、同日午後10時30分ごろ、上り普通列車にひかれ死亡しているところが発見された痛ましい事件は、記憶に新しいところだと思います。私はこの犯人、幼い女子児童を二度殺害したとっております。

以上を述べまして、①の質問です。

一昨年前だったと思いますが、不審者情報から、不起訴にはなりましたが不審者が検挙され、20日間ほど取り調べを受けた経緯がございます。香美市内において不審者情報は何件寄せられているのでしょうか。市内小学校区別に、昨年1年間と本年度4月から現在までの件数、そしてその内容をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長兼少年育成センター所長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長兼少年育成センター所長（岡本博章君） 比与森議員のご質問にお答えします。

平成29年度、少年育成センターが報告を受けた不審者情報は19件です。小学校区

別では、山田小学校区が11件、楠目小学校区6件、舟入小学校区1件、大宮小学校区1件です。内容は痴漢行為が7件、声かけ8件、下半身の露出2件、つきまとい2件です。

次に、平成30年度4月から現在までの不審者情報は4件です。小学校区別では、山田小学校区が2件、楠目小学校区1件、片地小学校区1件です。内容は声かけが3件、施設への不法侵入が1件です。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 校区別の内容につきましてですが、例えば山田小学校区11件のうちの内容等を学校別に、平成29年度と本年4月から現在までをわかればお願いします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長兼少年育成センター所長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長兼少年育成センター所長（岡本博章君） お答えします。

平成29年度小学校区別の不審者内容につきましては、山田小学校区11件のうち痴漢行為が5件、声かけが5件、つきまといが1件。楠目小学校区6件のうち痴漢行為が2件、下半身露出が2件、声かけが2件。舟入小学校区の1件はつきまといです。大宮小学校区の1件は声かけです。

次に、平成30年度につきましては、山田小学校区2件のうち声かけが1件、施設への不法侵入が1件。楠目小学校区の1件は声かけです。片地小学校区の1件は同じく声かけです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 新潟県の事件ですが、女子児童は事件当日、登校した後、友人に通学途中黒い服を着たサングラスのおじさんに追いかけられたと話しています。本市の場合、不審者情報はどこから寄せられるケースが多いのか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長兼少年育成センター所長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長兼少年育成センター所長（岡本博章君） お答えします。

情報が多いのは学校から少年育成センターに入る情報です。また、その他の情報としては、地域住民や警察からの情報です。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） わかりました。

②です。

寄せられた不審者情報に対し、恐怖心を持たせることのないよう気配りも大切かとは思いますが、児童生徒への注意喚起はどのように指導されているのか。また、保護者に対し通知はどのように対応されているのか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

少年育成センターでは、不審者情報を受理した後、内容を整理した上で市内の小中学校、高校、警察などの関係機関にメールやファクスで伝達しております。連絡を受けた小中学校では、児童生徒へ注意を呼びかけると同時に、Eメッセージまたは文書等で保護者へ通知をしております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 適切に行われているということで理解をしたいと思います。

③です。

不審者情報への対応につきましてはこれまでもお聞きしたことがありますが、確認の意味から、どのように対応されているのかお尋ねいたします。教育委員会と学校、そして警察署、スクールサポーターなどとの情報共有も含めお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

Eメッセージの導入により複数の連絡手段が選択できるようになっておりますが、今後につきましても、各関係機関との連携を密にし、速やかで正確な情報伝達に努めてまいりたいと考えております。なお、少年育成センターでは、警察等の関係機関と連絡をとりながら、不審者情報のあった地域を巡回し、犯罪の予防に努めております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 自分たちも含めて、子どもたちの登下校等見守りには、またより一層取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

次の質問です。防犯カメラ設置についてお尋ねいたします。

本市では、楠目小学校と片地小学校に防犯カメラが設置されました。片地小学校では、不審者対策のため、地域の方々からの声もあり設置されたと聞いています。山田小学校では、後援会が南国警察署香美庁舎長から子ども見守り防犯カメラ設置支援事業のお話をいただき、児童の安全安心につながればとの思いから校長先生にも相談させていただき、正門に2台の防犯カメラ設置に向けた取り組みを進めています。この子ども見守り防犯カメラ設置支援事業は平成23年度から開始されておりますが、楠目小学校が設置しました県警が全額負担の事業は平成28年度で終了してまいりますことから、片地小学校では継続されている県警補助率3分の2の事業による設置ではないかと思っております。

本市にあつて、児童生徒の安全安心の取り組みは、学校敷地内の防犯カメラ設置や地域の方々との連携による登下校の見守り活動など、積極的に取り組んでこられたと認識はしています。平成13年6月8日の大阪教育大学附属池田小学校の児童殺傷事件後は、

小中学校の正門などは全て施錠され、外部から校内に入ることには厳しい時期もありました。しかし、学校を取り巻く環境も大きく変化してきたように思います。香美市内各小中学校の意見や要望も聞きながら、県警が3分の2を負担する子ども見守り防犯カメラ設置支援事業を積極的に活用し推進することを望むところです。

防犯カメラの設置は、不審者対策として大きな役割を果たすのではないかと思います。防犯カメラ設置に対する見解をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

せんだっても県警のほうから子ども見守り防犯カメラの設置についての説明もいただきました。小中学校への防犯カメラ設置につきましては、ご提案いただきましたとおり各校の意見を聞きながら進めていきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 香美庁舎長にお伺いしますと、平成29年度は24カ所で41台、平成30年度も4月から現在までに既に8カ所15台が設置されているようです。今年度の予定台数は三十数台ということで、もしそれをオーバーすると来年度にずれ込むということもあるようですので、設置に向けた取り組みをぜひ積極的にお願いしたいというふうに思います。

香美庁舎長がおっしゃっていたのは、山田小学校は児童数も多いから早急に取りつけてほしいということでお話をいただきましたが、今後につきましては、これは教育委員会の関係じゃないかもしれませんが、あけぼの街道には防犯カメラがないので、そういうことで積極的にやってくれてますのでぜひお願いしたいと思います。大体予算が山田小学校が2台つけて30万円ほど、3分の2が補助されますので10万円の予算があったらいいということですので、そんな高額な金額ではないと思いますので、積極的に取り組みをお願いしたいと思います。

それでは、次の項目に移ります。

公用車へのドライブレコーダー設置を求め、質問します。

この件につきましては、昨年6月の定例会でも職員の安全運転への意識高揚も含め質問をした経緯がございます。

新潟市の幼児殺害事件では、高知新聞5月18日付夕刊に「容疑者特定ドライブレコーダー威力」「動く防犯カメラ」に活用」と見出しで大きく取り上げていました。記事によりますと、「新潟県警は遺体が遺棄された現場付近を走行した車にドライブレコーダーの映像提供を呼び掛け、容疑者の特定につなげた。各所に防犯カメラが設置されるようになった繁華街だけでなく、人通りの少ない郊外の道路や住宅街で起きた事件の捜査においても、ドライブレコーダーが「動く防犯カメラ」として活用されている。」との記事がございました。最近、市内を走行していると、多くはありませんが、「ドライブレコーダー搭載」とのステッカーを張った一般車両を目にすることもふえてきた

ように思います。

以上のことから、移動する防犯カメラの役割、そして市職員の安全運転への意識高揚の面からも公用車へのドライブレコーダー搭載を求めますが、見解をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） ドライブレコーダーの質問にお答えいたします。

昨年、比与森議員に質問されたことも踏まえ、課内で協議し要望した結果、今年度当初予算でドライブレコーダー購入費として10台分32万4,000円が予算措置されています。まずは市バス、長距離に使用する公用車への設置を考えています。来年度以降は、購入台数の増額を要望する所存です。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 防犯カメラという部分でも非常に役立つということも言いましたが、今年4月に四国では愛媛県新居浜市が公用車107台にドライブレコーダーを設置しています。新居浜市議会の議員さんに聞きますと、定例会が開催されるたびに市職員による軽度ではあるが事故報告が必ず数件報告されるということから、職員の安全への意識高揚も含め議会のほうからドライブレコーダーの設置を求め、この4月からの設置につながったとお聞きしました。昨年6月議会で質問しました京都府向日市の場合は1台五、六千円程度のドライブレコーダーだったようですが、新居浜市の場合は3万円近いかなり高度なものを設置しているので、予算面で非常に開きがございますが、先ほど当初予算でつける方向にあるということですが、現在もし具体的に決まっている部分があれば、幾らぐらいのものを、40台言いましたかね。

（管財課長、秋月建樹君、自席から「10台」と発言する）

○16番（比与森光俊君） ああ10台。また、今後の対応について再度お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 今現在こういった形で購入するかは決定してないですが、10台どっかで買って取りつけるのか、それとも車検時とかに1台ずつ個別に取りつけるのか、そういうところは今協議中でございます。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 昨年は柳本課長でしたが、職員の意識高揚、運転マナーの向上が図ればということで課内で協議していただいたと思いますが、五、六千円のものをつければ10台なら五、六万円でもいいし、3万円のものをつけるとまた急に金額、予算がふえるわけですが、どの程度のものが香美市の公用車搭載に適しているかということをしつかり議論していただきたいと思いますが、この辺市長、一言、公用車へのドライブレコーダー搭載についてはどういうお考えか、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） ドライブレコーダーのことに関する比与森議員のご質問にお答えをしたいと思います。

今年の予算は32万円余りで10台でございますので、約3万円の予定をしているところでございます。10台ということで、長距離使用の車両でありますとか、多くの方々を乗せるバスなどを対象にしておるわけでございますけど、今言われたように公用車の事故も絶えないということで、再三この場でご報告を申し上げながら反省をしておるところでございます。そうしたものにつながれば、職員にとりましても運転での自己規制もしっかりできていくんではないか。また事故が起こると、本人はもとより事故に遭われた方に大きなご迷惑、悲しみをもたらすことになりますので、そうした点からも今後公用車への搭載を検討をしてみたいというふうに考えております。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 以上で質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 比与森光俊君の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

本日の日程は全て終わりました。

本日はこれで散会します。

次の会議は6月18日…

比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 土砂災害の質問で繁藤災害の年号を間違えました。訂正をお願いしたい。

○議長（小松紀夫君） 次の本会議でお願いします。

次の会議は6月18日午前9時から開会します。

（午後 1時33分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 3 0 年 第 4 回

香美市議会定例会会議録（第 5 号）

平成 3 0 年 6 月 1 8 日 月曜日

平成30年第4回香美市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成30年6月4日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月18日月曜日（会期第15日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	12番	山 崎 晃 子
2番	小 松 孝	13番	山 崎 龍太郎
3番	利 根 健 二	14番	大 岸 眞 弓
4番	山 崎 眞 幹	15番	織 田 秀 幸
5番	森 田 雄 介	16番	比与森 光 俊
6番	濱 田 百合子	17番	依 光 美代子
7番	村 田 珠 美	18番	石 川 彰 宏
8番	島 岡 信 彦	19番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	20番	小 松 紀 夫
11番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	ふれあい交流センター所長	明 石 清 美
副 市 長	今 田 博 明	福祉事務所長	佐 竹 教 人
総 務 課 長	山 中 俊 明	農 林 課 長	西 本 恭 久
企画財政課長	川 田 学	商工観光課長	竹 崎 澄 人
会計管理者兼会計課長	森 安 伸	建 設 課 長	井 上 雅 之
管 財 課 長	秋 月 建 樹	建設課林業土木担当参事	澤 田 修 一
定住推進課長	中 山 繁 美	環境上下水道課長	安 井 幸 一
防災対策課長	中 山 泰 仁	《香北支所》	
市民保険課長	植 田 佐 智	支 所 長	黍 原 美貴子
健康介護支援課長	前 田 哲 夫	《物部支所》	
税務収納課長	公 文 薫	支 所 長	近 藤 浩 伸

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	教育振興課長	横 山 和 彦
教 育 次 長	野 島 恵 一	生涯学習振興課長	岡 本 博 章

【消防部局】

消 防 長	寺 田 潔
-------	-------

【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪 野 高 廣 議会事務局書記 山 本 絵 里

議会事務局書記 一 圓 まどか

市長提出議案の題目

- 議案第 65号 平成30年度香美市一般会計補正予算（第1号）
議案第 66号 平成30年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第 67号 平成30年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第 68号 平成30年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第 69号 香美市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 70号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 71号 香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 72号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 73号 香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成30年第4回香美市議会定例会議事日程

（会期第15日目 日程第5号）

平成30年6月18日（月） 午前9時開議

- 日程第1 議案第 65号 平成30年度香美市一般会計補正予算（第1号）
日程第2 議案第 66号 平成30年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第3 議案第 67号 平成30年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第4 議案第 68号 平成30年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第5 議案第 69号 香美市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
日程第6 議案第 70号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第7 議案第 71号 香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第8 議案第 72号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第9 議案第 73号 香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を

改正する条例の制定について

会議録署名議員

8 番、島岡信彦君、9 番、爲近初男君（会期第 1 日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（小松紀夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

初めに、執行部から提出議案の差しかえの申し出がっておりますので、差しかえの理由の説明を求めます。税務収納課長、公文 薫さん。

○税務収納課長（公文 薫君） おはようございます。議案第71号につきまして訂正がありますので、お手元にお配りしました差しかえ文書をごらんください。

香美市税条例等の一部を改正する条例の、附則のただし書きの中の生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の「施行の日から施行する。」を「施行の日又はこの条例の交付の日のいずれか遅い日から施行する。」に訂正をお願いいたします。これは、生産性向上特別措置法の施行期日を定める政令が6月5日に交付され、交付日が6月6日となりましたことによる訂正でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） お諮りをします。ただいま申し出のありました、議案第71号の訂正し差しかえを許可することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号の訂正並びに差しかえを許可することに決定をいたしました。

次に、比与森光俊君から発言を求められておりますので許可します。16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） おはようございます。過日の私の一般質問の中で、繁藤災害が「昭和47年7月5日」のところを「昭和57年」と発言したようですので、訂正をお願いしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） ただいま比与森光俊君から、6月15日の一般質問において「昭和57年」と発言した部分を、「昭和47年」に訂正をしたいとの申し出がありました。香美市議会会議規則第65条の規定によりこれを許可します。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

これから議案質疑を行います。

日程第1、議案第65号、平成30年度香美市一般会計補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第2、議案第66号、平成30年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第3、議案第67号、平成30年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、議案第68号、平成30年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第5、議案第69号、香美市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第6、議案第70号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第7、議案第71号、香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 12番、山崎です。

この条例の制定について、この細部説明書でもありますがけれどもちょっとわかりにくいので、もう少し詳しい説明をお願いしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、公文 薫さん。

○税務収納課長（公文 薫君） ご説明させていただきます。

まず、この税制改正の背景には、中小企業の労働生産性は大企業と比べて伸び悩んでいる傾向があり、中小企業が所有している設備は特に老朽化が進んでおり、生産性向上に向けた足かせとなっている現状にあります。今後、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等、厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図るための施策として、生産性向上特別措置法が施行されたところです。

その中で、固定資産税の特例を受けるためには、生産性特別措置法による国が定める導入促進指針に基づき、本市が作成し国の同意を得た、先端設備等の導入の促進に関する基本的な計画である導入促進基本計画というものを立てる必要があります。それに基づきまして、固定資産税の特例の対象は、本市が国から同意を得た導入促進基本計画に適合し、かつ、中小企業業者が先端設備等導入計画を策定し、認定を受けた場

合に設備が対象となるところです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第8、議案第72号、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。少し伺います。

細部説明書に書かれてあるとおりにと思いますが、実際のところ情報連携ですわね、市役所とハローワーク等の。これはもう完璧にできてるという認識でいいのか、その点を。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えいたします。

連携はできているのですが、ハローワークのほうがこの情報を連携できるシステムのほうにアップする時期が、まだ速やかにできているわけではないので、その辺で時間の経過が、ちょっとブランクがあるというところと言えば、連携がスムーズにできているわけではありません。ただ、法整備上は連携ができているということになります。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 条例の一部改正ですので、実際個人番号カードを持って来て、これで離職したので国民健康保険の手続をしたいというタイムラグがあるというときに、実際やはり雇用保険受給資格者証が要するというふうな場合は、起き得る可能性は現時点ではありますか。その点をお願いします。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えします。

今のところはうちの窓口のほうも、そういう時間的な、もうすぐに来られてハローワークのほうはその情報を入れてないということが多々ございますので、窓口のほうは一応持って来てくださいと、資格者証を持って来てくださいとということでご案内しております。忘れたときなどに、マイナンバーカードなどはお持ちでないですかというようなことで、対応するようなことに今はしておりますが、現在のところ資格者証を持たずにマイナンバーカードでされた方はどなたもおいでません。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第9、議案第73号、香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 6番、濱田です。

細部説明書のほうに、7月20日ぐらいにオープンをするというこの美良布地区集落活動センターですが、その時間ですけど、「午前7時から午後6時まで」が「午前7時から午後10時まで」ということになっていますが、ここは今支援員の方が2人いると思うんですが、10時ぐらいまでその支援員の方がこのセンターに交代で詰めるということになるのでしょうか。誰かがここのお部屋を借りて使うときに、10時までということですので、2交代制っていいですか、その支援員さん2人が連絡をとりあって、この時間帯は必ずどちらかがいるというようなことになるという理解でいいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

今までは午前7時から午後6時でしたが、今後午前7時から午後10時までということは、交流スペースができましたら、そこで例えばバル部とかがいろいろ懇親会をやったりとか、夜いろんな催し物、イベントとかいろいろやったりとかするときには、支援員のほうが交代ということにはなります。ただ、毎日あけてるということではございません。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で日程第1、議案第65号から日程第9、議案第73号までの質疑は全て終わりました。各案件は、お手元にお配りをしました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

お諮りします。付託しました各案件は、6月21日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は、6月21日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定をしました。

以上で本日の日程は全て終わりました。

次の本会議は6月22日午前9時に開きます。

本日はこれで散会します。

（午前 9時13分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 3 0 年 第 4 回

香美市議会定例会会議録（第 6 号）

平成 3 0 年 6 月 2 2 日 金曜日

平成30年第4回香美市議会定例会会議録（第6号）

招集年月日 平成30年6月4日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月22日金曜日（会期第19日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	12番	山 崎 晃 子
2番	小 松 孝	13番	山 崎 龍太郎
3番	利 根 健 二	14番	大 岸 眞 弓
4番	山 崎 眞 幹	15番	織 田 秀 幸
5番	森 田 雄 介	16番	比与森 光 俊
6番	濱 田 百合子	17番	依 光 美代子
7番	村 田 珠 美	18番	石 川 彰 宏
8番	島 岡 信 彦	19番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	20番	小 松 紀 夫
11番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	ふれあい交流センター所長	明 石 清 美
副 市 長	今 田 博 明	福祉事務所長	佐 竹 教 人
総 務 課 長	山 中 俊 明	農 林 課 長	西 本 恭 久
企画財政課長	川 田 学	商工観光課長	竹 崎 澄 人
会計管理者兼会計課長	森 安 伸	建 設 課 長	井 上 雅 之
管 財 課 長	秋 月 建 樹	建設課林業土木担当参事	澤 田 修 一
定住推進課長	中 山 繁 美	環境上下水道課長	安 井 幸 一
防災対策課長	中 山 泰 仁	《香北支所》	
市民保険課長	植 田 佐 智	支 所 長	黍 原 美貴子
健康介護支援課長	前 田 哲 夫	《物部支所》	
税務収納課長	公 文 薫	支 所 長	近 藤 浩 伸

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	教育振興課長	横 山 和 彦
教 育 次 長	野 島 恵 一	生涯学習振興課長	岡 本 博 章

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪 野 高 廣 議会事務局書記 山 本 絵 里

議会事務局書記 一 圓 まどか

市長提出議案の題目

- 議案第 65号 平成30年度香美市一般会計補正予算（第1号）
議案第 66号 平成30年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第 67号 平成30年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第 68号 平成30年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第 69号 香美市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 70号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 71号 香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 72号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 73号 香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 74号 平成30年度香美市一般会計補正予算（第2号）
議案第 75号 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議員提出議案の題目

- 発議第 2号 香美市議会業務継続計画の策定について
意見書案第 5号 インボイス制度の導入を中止するよう求める意見書の提出について
意見書案第 6号 真に女性が輝き、活躍できる社会の実現を目指し、セクハラを克服するよう求める意見書の提出について
意見書案第 7号 安定した種子の供給のために農業競争力強化支援法第8条第4号を削除することを求める意見書の提出について
意見書案第 8号 日本政府が核兵器禁止条約の批准作業を進めることを求める意見書の提出について

議事日程

平成30年第4回香美市議会定例会議事日程

（会期第19日目 日程第6号）

平成30年6月22日（金） 午前9時開議

日程第1 諸般の報告

（1）専決処分事項の報告について

報告第16号 住宅新築資金等貸付事業に係る訴えの提起について

報告第17号 住宅新築資金等貸付事業に係る訴えの提起について

日程第2 議案第 65号 平成30年度香美市一般会計補正予算（第1号）

- 日程第3 議案第 66号 平成30年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第 67号 平成30年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第 68号 平成30年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第 69号 香美市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第 70号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第 71号 香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第 72号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 73号 香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 74号 平成30年度香美市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第 75号 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 発議第 2号 香美市議会業務継続計画の策定について
- 日程第14 意見書案第 5号 インボイス制度の導入を中止するよう求める意見書の提出について
- 日程第15 意見書案第 6号 真に女性が輝き、活躍できる社会の実現を目指し、セクハラを克服するよう求める意見書の提出について
- 日程第16 意見書案第 7号 安定した種子の供給のために農業競争力強化支援法第8条第4号を削除することを求める意見書の提出について
- 日程第17 意見書案第 8号 日本政府が核兵器禁止条約の批准作業を進めることを求める意見書の提出について
- 日程第18 閉会中の所管事務の調査について
- 日程第19 議員派遣の件

会議録署名議員

8番、島岡信彦君、9番、爲近初男君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（小松紀夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

初めに、執行部から提出議案の一部訂正の申し出がっておりますので、訂正理由の説明を求めます。税務収納課長、公文 薫さん。

○税務収納課長（公文 薫君） おはようございます。議案第71号の第1条の3行目終わりから4行目初めの計画名を同意導入促進基本計画とするべきところを「促」と「基本」の間に「進」の文字が抜けておりました。「促」と「基本」の間に「進」の文字をご記入をお願いします。大変申しわけありませんでした。今後このようなことがないように十分確認してまいります。

○議長（小松紀夫君） お諮りします。ただいま申し出のありました、議案第71号の訂正を許可することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号の訂正を許可することに決定しました。

議事日程に入る前に、本日、議会運営委員会が開催をされておりますので、委員長の報告を求めます。議会運営委員会委員長、比与森光俊君。

○議会運営委員会委員長（比与森光俊君） おはようございます。16番、比与森です。本日の会議の運営等につきまして、本日、議会運営委員会を開催いたしましたので、協議の結果をご報告いたします。

まず、追加議案等については、議案2件、発議1件、意見書案4件を追加議題とし、委員会付託を省略し、提案説明から採決まで行います。

次に、9月臨時会、10月定例会の会期・日程等につきまして、協議の結果別紙のとおり決定しましたので、予定表をお手元に配付いたしました。

次に、議会運営委員会からの申し送り事項につきまして、この後議員協議会で協議することに決定しました。協議事項につきましては、配付資料のとおりでございます。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、諸般の報告を行います。

市長から地方自治法第180条第1項の規定により、報告第16号及び報告第17号の専決処分事項について、報告書のとおり報告がございました。

次に、香美市私債権の管理に関する条例第13条の規定に基づき、香美市の私債権放棄の報告について、報告書のとおり報告がございました。

これから、報告第16号及び報告第17号の専決処分事項の報告について質疑を受け

たいと思います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 第16号と第17号の関係性について、まずお伺いをします。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、公文 薫さん。

○税務収納課長（公文 薫君） お答えいたします。

報告第16号と第17号は、同一債務者死亡により債務を継承したもので関連案件です。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 訴えの提起につきましては、その内容が未済に記されておりますけれども、訴えに至りました経過についてお聞きをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、公文 薫さん。

○税務収納課長（公文 薫君） お答えします。

報告第16号のAと報告第17号のBは、住宅新築資金等貸付事業の債務者と連帯債務者の子であり、連帯債務者は平成15年2月に、債務者は平成28年10月にそれぞれ死亡しています。また、債務の連帯保証人2名のうち1名はBで、もう1名は平成15年12月に死亡しており、死亡した連帯保証人の相続人は相続放棄をしていることから、この債務を継承する者はAとBのみという状況です。今まで支払いの催告等を行ってきましたが納付の進展が見られず、時効の関係もあり、AとBに対して高知簡易裁判所に支払督促の申し立てを行ったところ、異議の申し立てがあったため、通常の訴訟で争うことになりました。今後裁判が結審しましたら、ご報告させていただきます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。

以上で報告に対する質疑を終わります。

日程第2、議案第65号、平成30年度香美市一般会計補正予算（第1号）から日程第10、議案第73号、香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで、以上9件を一括議題とします。

これから、各常任委員会の委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、山本芳男君。

○予算決算常任委員会委員長（山本芳男君） おはようございます。19番、山本芳男でございます。予算決算常任委員会の報告を行います。

今期定例会に本委員会が付託を受けた案件は、平成30年度の各会計の補正予算である議案第65号、66号、67号、68号であります。各案件は、6月18日に開催さ

れました予算決算常任委員会において質疑、討論、採決を行いました。

それでは、各議案の審査の経過と結果を報告いたします。

まず、議案第65号、平成30年度香美市一般会計補正予算（第1号）を議題とし、執行部から提案理由の補足説明の後、まず歳入一括で質疑を行い、次に歳出一括で質疑を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第65号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第66号、平成30年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、執行部から提案理由の補足説明の後、歳入歳出一括で質疑を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第66号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第67号、平成30年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、執行部から提案理由の補足説明の後、歳入歳出一括で質疑を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第67号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第68号、平成30年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、執行部から提案理由の補足説明の後、歳入歳出一括で質疑を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第68号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で予算決算常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 予算決算常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、総務常任委員会委員長、大岸眞弓さん。

○総務常任委員会委員長（大岸眞弓君） 皆さん、おはようございます。14番、大岸眞弓です。総務常任委員会の報告を行います。

総務常任委員会は、去る6月18日、全員出席のもと開かれました。本委員会が今期定例会で付託を受けました案件は、議案第70号、71号、73号の3件となっております。

審査の経過と結果の報告をいたします。

まず、議案第70号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。本案については特段の質疑、討論もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第71号、香美市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。本案につきましても質疑、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第73号、香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。集落活動センターの農産物販売所兼レスト

ランの指定管理者がかわった場合の使用料についての質疑があり、1カ月10万円は上限で現在は6万7,000円だが、指定管理者がかわればまた同じ形で協議をすることとなる。もう1点、集落活動センターの営業時間が午後10時までと改正されたが、トイレは建物の中にあるのかとの質問に、多目的トイレをつくるようにしており現在改修中である旨の答弁がありました。ほかに質疑、討論はなく、採決の結果、議案第73号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、教育厚生常任委員会委員長、織田秀幸君。

○教育厚生常任委員会委員長（織田秀幸君） 15番、織田でございます。

今期定例会において教育厚生常任委員会が付託された案件は、議案第69号、72号の2件であります。

以下、審査の経過と結果を報告します。

初めに、議案第69号、香美市印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、質疑、討論もなく、採決の結果、議案第69号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第72号、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、補足説明後に、ハローワークシステムのバージョンアップが課されてからの運用となるのかとの質疑がありました。これについて、システムのバージョンアップではなくハローワークで個々の各情報を入力して、システム上にその情報が公開されていればマイナンバー持参で確認ができるが、確認できない場合は資格者証の持参を案内する予定との答弁がありました。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第72号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 教育厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

これから、常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第2、議案第65号、平成30年度香美市一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第65号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第66号、平成30年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第66号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第67号、平成30年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第67号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第68号、平成30年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第68号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第69号、香美市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第69号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第70号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第70号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第71号、香美市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを採

決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第71号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第72号、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第72号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第73号、香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第73号は、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。日程第11、議案第74号、平成30年度香美市一般会計補正予算(第2号)から日程第17、意見書案第8号、日本政府が核兵器禁止条約の批准作業を進めることを求める意見書の提出についてまでの7件は追加の案件であります。会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(小松紀夫君) 異議なしと認めます。よって、日程第11、議案第74号から日程第17、意見書案第8号までの7件の案件は、委員会の付託を省略することに決定をしました。

これから、日程第11、議案第74号、平成30年度香美市一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長(川田 学君) 議案第74号、平成30年度香美市一般会計補正予算(第2号)について説明をいたします。

平成30年度香美市一般会計補正予算(第2号)

平成30年度香美市の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ171万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ192億8,302万3,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年6月22日提出、香美市長 法光院晶一

今回の補正予算は、防火水槽解体工事の追加を行うものです。

なお、第1表、歳入歳出予算補正、歳入歳出補正予算事項別明細書、款項目節の内訳につきましては、議案細部説明書の中で概要をお示ししておりますので省略させていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長(小松紀夫君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番(山崎龍太郎君) 防火水槽について解体を急ぐということで、「地権者との協議の結果」ということで細部説明書に書かれております。当初の予定はどうであったのかということと、補正の第1号に間に合わなくて第2号として上がってきたというそこら辺の詳細を確認します。

○議長(小松紀夫君) 消防長、寺田 潔君。

○消防長(寺田 潔君) お答えをいたします。

今回解体をする防火水槽は、昭和46年に民有地を無償で借り受けて整備をしたものでございます。計画当初の時点で設置後45年が経過、漏水もあり老朽化が著しいことから、現在地近くの市道に耐震性貯水槽を新設し、整備が完了した後に当該防火水槽を解体・撤去することで地権者の方と話をしていたものでございます。新設の耐震性貯水槽は、平成29年度事業として整備をして、本年度への繰り越しとなりましたが5月31日に工事が完了、昨日完成検査を行ったところでございます。本来ならば当初予算に計上すべきところを予算計上に遺漏があり、また、地権者の方が早急な撤去を望んでいるということでしたので、急遽補正予算として計上させていただいたところでございます。今後は精査を十分に行い、遺漏のないように努めたいと思っております。まことに申しわけありませんでした。

○議長(小松紀夫君) ほかに質疑はありますか。

○議長(小松紀夫君) 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議長(小松紀夫君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第74号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第75号、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長(前田哲夫君) おはようございます。議案第75号、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

平成30年6月22日提出、香美市長 法光院晶一

香美市介護保険条例の一部を改正する条例

第1条 香美市介護保険条例(平成18年香美市条例第231号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)」の次に「(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)」を加える。

第2条 香美市介護保険条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「令第38条第4項」を「令第22条の2第2項」に改める。

第13条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年8月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の香美市介護保険条例第2条の規定は、平成30年4月1日から適用する。

詳細につきましては、議案細部説明書をごらんください。また、お配りしています新旧対照表もごらんください。ご審議よろしく申し上げます。

○議長(小松紀夫君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番(山崎龍太郎君) 1つ伺いたいのは、政令とかいろいろかいて決まってきた中で今回条例の一部改正になるんですけれども、実際この4月1日に遡及しなければならないということ自体が私はまずいと思うんです。手続的にはもっと早く事務を進めておくことが当然と思うんですが、こうなった背景をお尋ねします。

○議長(小松紀夫君) 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

この件につきまして、平成29年度の3月にこの介護保険条例の一部改正を行ってありまして、特例的に平成29年度から用いていますが、この制度につきましては原則的に平成30年度の4月からの制度であったが、それについて改正を平成29年度にやったので、実際平成30年度からの分が抜かってました。申しわけございませんでした。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ということは、他市等ではもう大分以前にこの条例の一部改正はなされて、こういう遡及とかいう措置がなくて順調にいて、うちはちょっと手続上まずかったという認識でいいのか、お願いします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

平成29年3月議会でこの条例を改正しましたが、これにつきましては附則のほうに書かれてまして、実際はこの平成30年2月の定例会のほうに提出しなければならなかったということです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ちょっとわからない分もあるんですが、まあ実際まずかったという認識ですので、このことによってやっぱり別の無駄な事務が、無駄というか、また遡及の手続したりせんといかんですわね、それはやっぱり現にそういうことにならないように注意喚起をしておきます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 第75号のその細部説明書ですが、第2条の後ろ半分の説明書の中で、市町村の質問検査権の対象範囲を拡大とありますが、これはどのようになるのでしょうか。今現在の質問検査権がどこにあってそれをどういうふうにするのか、文章にはあるんですけども、どういうふうに対象範囲を広げるのかお聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

この件につきましては、第1号被保険者であったため、今回第2号被保険者自体のサービスも増加してるということもあり、サービス利用に当たって所得を把握する必要があるということになりまして、第2号被保険者の配偶者若しくは第2号被保険者の属する世帯の世帯主等への拡大となります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 対象が第1号被保険者だけであったものが第2号被保険者

にも及んだということですか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） そうです、そのとおりです。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それで新旧対照表が出ておりますけれども、その2ページの中に質問検査権にかかわると思うのですが、「文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、」とありますが、この文書その他の物件の提出若しくは提示は、これは預金通帳などのことですか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） そうです。第13条は罰則の規定ということになりますので、第2号被保険者の場合にはそれが把握できてないということで、今回それを入れております。

以上です。

（14番、大岸眞弓さん、自席から「聞こえませんでした」と発言する）

○議長（小松紀夫君） もう一度、答弁をお願いします。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 第13条の規定になりますが、これは罰則の規定ということになりますので、結局その通帳とかですよね、第2号被保険者の分の把握ということで提示しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第75号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立でございます。よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、発議第2号、香美市議会業務継続計画の策定についてを議題とします。

まず、提出者から提案理由の説明を求めます。16番、比与森光俊君。

（提出者朗読）

【発議第2号 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第2号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立でございます。よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、意見書案第5号、インボイス制度の導入を中止するよう求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。13番、山崎龍太郎君。

（提出者朗読）

【意見書案第5号 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これから本案への質疑を行います。質疑はありませんか。

15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 提出者にお聞きいたします。

これ文言の中で事務負担も増大というのはわかりますが、これ体制を整えるために多大な費用を要する、一般的にどれだけの費用がかかるか教えていただけますか。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） それについてはさまざまな事業所規模もあり、さまざまなソフトの変更、それからパソコン、経費的な詳細について私はまだ計算できておりませんが、さまざまな資料を見ますと多大な費用を要するということが漏れなく書かれておるということだけ、お示ししておきたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 免税事業者が主な対象いうんかそういうあれになると思うんですが、これ制度が施行されて仕入税相当額の控除、これがゼロになるんはいつぐらいですか、それをちょっとお聞きしておきます。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 済みません。ちょっと聞き取れませんでしたので再度お願いします。申しわけございません。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） えらい済みません。滑舌が悪うて申しわけないですが。これ仕入税相当額の控除、これがゼロになるんはいつぐらいですか、それをちょっとお聞きしておきます。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 仕入税額控除がゼロになるのはいつぐらい？

(15番、織田秀幸君、自席から「時期、時期」と発言する)

○13番(山崎龍太郎君) 時期。

平成35年というが、一通り今の順当にいくときの政府の見通しになってます。確かに消費税というが1,000万円の免税店というががございますので、実際のところ、そのときに年間売り上げが1,000万円であってもその年が課税業者になるわけじゃなくて、実際のところは翌年になっていくというふうな部分もありますし、新規開業に当たっては2年後消費税の申告をしなければならないという今の現制度もございますので、そういうことの制度を踏襲しますと、実際のところは平成35年ぐらいに軽減緩和措置もしながらやっていくという見通しですが、実際この制度自体をやっぱり導入するということが、現時点で免税事業者が約500万と言われておりますが、その方々に多大な影響を及ぼすと。

実際のときに仕入税額控除というのは、課税業者が免税業者から仕入れたときに、例えば例を挙げたら一つの喫茶店があるとし、そこが極端に言うたら香美市の場合で日曜市から仕入れたとし、仕入れた部分で、その人売り上げないから1,000万円以下ということになったときに、その部分に100円のを仕入れたら10%になったら10円つきますわね、実際のところ。その部分をその仕入れた喫茶店さんが食材として使うときに、1,000万円以上の売り上げがあつて消費税申告するときに、その10円分が仕入税額控除として経費として算上できないから、そこから仕入れると思うたら、その10円分をその喫茶店の人が払わねばならないというふうな状況になるんですね。ほいたらその10円分を、積み重なったら大きいので、何十万円という金額をわざわざ身銭切って払うのかと、仕入れた分の消費税を。そういうことにならないために実際のところは、今度はそういう日曜市から買うんじゃなくて大型量販店から買うとか、そういう仕入れをすることによって弱小で頑張ってる方々、日曜市を例に出して悪かったんですけど、少ない売り上げでも良心市やなんかへ出してやってる方々、さまざまなほんとに末端を支えてる、地域経済を支えてる方々に多大な影響を与えるというのがこのインボイス制度でありますので、確かに片一方では益税議論等もございませうが、実際中小零細業者がそこまでの事務負担がかなわない一人・家族経営でやってるという部分で、日常の今までの請求書保存方式でも大変なのに、インボイス制度が導入されると大変というのが私どもの見解であります。長々なって大変申しわけございませう。

○議長(小松紀夫君) 15番、織田秀幸君。

○15番(織田秀幸君) 詳しく説明いただきました。

これ仕入税相当額の控除いうんは段階的に下がって行って、私の調べた範囲では現在では2029年10月1日から控除がなくなるということございませうが、これ小規模事業者等においても昨今のグローバル化、そういった観点から見たらこのインボイス制度、これは私は必要ではないか、そのような認識ですが、その点についてお聞きをいたしま

す。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 議員とは見解を異にすると思いますが、実際のところやっぱり、この案件については小規模事業所を監督・指導する商工会等も反対してるという現状もございます、実際のところね。やはりそういう地域に根差す中小零細業者、従業員が少ないとかそういうレベル、まあ従業員抱えたら1,000万円超すかもしれませんが、実際個人でやってるところはなかなかそうはいかないというそういう現状を鑑みたときに、やはりその業者をどういうふうに守っていくかというときに、もうそろそろ高齢で事業をどうしようかと考えている方々に廃業を急がすということになると私は思います。

確かに議員言われたように猶予期間等は設定していますが、これをそのまま進めていくとやはり町には大きなスーパーだけが残ってる、コンビニだけが残ってる、地域のお店が今でも香美市内でもたくさんお店が継続できなくて、さあどうしようという方向にしても頑張ってるんですが、実際のところはそれを加速度的に推し進めていく制度であるというふうに思います。田舎にここだけは残ってもらいたいというお店がたくさん昔はありました。それがなくなって、買い物に行くにも物部でいったら大栃まで出てこんといかんと、今やったら五王堂やったら五王堂にあった、今あるかもしれませんが、申しわけないですが、ちっさな町々、旧の小学校単位にもあったそういうお店がなくなる、片一方ではちっさな事業所で、大きなところと取引してるところが取引から排除される、そういう地場産業もあります。そういうところに対してどういうふうに国が見ているのかということで、ただ課税漏れがないように、消費者からいったら益税にならないようにいうて、どんどんどんどん伝票、伝票、伝票、そうやって事務を強いることが私は大変な事務負担になって営業継続の夢を失ってしまう。片やそれで反発して大きくしていこうというそういう事業者がおっても、それは当然だと思いますがやはり多くの事業者が事業を縮小・廃業していく、そういうふうなことになりかねないのかというが大変危惧して、今回の意見書を出させてもらいました。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 4番、山崎眞幹でございます。意見書案第5号、インボイス制度の導入を中止するよう求める意見書案に反対の立場で討論を行います。

インボイス制度は、軽減税率導入に伴う益税の防止を目的に、軽減税率制度が導入さ

れた4年後から導入されるものです。

財務省の資料では、導入までの経過措置として売上・仕入税額の計算の特例を設けること。また、導入後6年間は免税事業者からの仕入れについて、一定割合の仕入税額控除を認めること。軽減税率制度の実施・運用に当たり混乱が生じないように、必要な体制を整備するとともに、事業者の準備状況等を検証し、円滑な実施・運用のための必要な措置を講ずる。適格請求書等保存方式に係る事業者の準備状況、軽減税率制度の実施による簡易課税制度への影響等を検証し、必要な措置を講ずることが明記をされております。提案者の危惧につきましては一定の理解をするものでありますけれども、それらの点については税率引き上げ後の10年間は激変緩和措置が予定され、必要な措置をとることが明記をされております。

軽減税率制度の実施に当たって、インボイス制度を導入することは税負担の公平を担保するために必要であると考えます。同僚議員のご賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 6番、濱田百合子です。日本共産党及びくらしと福祉を守る会を代表し、意見書案第5号、インボイス制度の導入を中止するよう求める意見書案に賛成の立場で討論をいたします。

政府は消費税導入時から、中小零細業者の事務負担の軽減や生業維持の観点から、簡易課税制度及び免税店1,000万円の設定にて一定の配慮をしてきました。しかしながら、来年10月の税率8%から10%への引き上げに際し、軽減税率を導入しようとしています。その際、区分経理による請求書等の必要性からインボイス制度の導入を目指しています。

本制度が導入されれば、仕入税額控除を行うためには事前登録を行った適格請求書発行事業者が発行した適格請求書、あるいは適格簡易請求書のみが税額控除の要件を満たす原始資料となります。課税事業者が免税事業者から仕入れを行った場合、それに係る消費税分を控除できないこととなり、その分をみずからかぶるなどはまずあり得ません。そうなれば、税額控除できる新たな業者から仕入れることとなります。また、免税事業者は適格請求書が出せる課税事業者となり、インボイス制度に準じた体制を整え、事務を行い消費税を支払い、取引継続の道を選択するか、廃業の方向を考えるかになります。全国500万の対象事業者に多大な影響を与え、地域産業を疲弊させることは確実です。

政府は小規模企業振興基本法を踏まえ、小企業等の果たしている役割に対し正当な評価のもと、地域循環型経済の守り手である事業者の事業の存続を脅かすことは決して行うべきではないことを申し上げ、賛成の討論といたします。

○議長（小松紀夫君） ほかに討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから、意見書案第5号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 起立少数であります。よって、意見書案第5号は、否決されました。

次に、日程第15、意見書案第6号、真に女性が輝き、活躍できる社会の実現を目指し、セクハラを克服するよう求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。14番、大岸真弓さん。

(提出者朗読)

【意見書案第6号 巻末に掲載】

○議長(小松紀夫君) 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありますか。

4番、山崎真幹君。

○4番(山崎真幹君) 4番、山崎真幹でございます。提出者にちょっとお尋ねしたいと思います。

この件に関連して、6月12日に、すべての女性が輝く社会づくり本部決定ということで、セクシュアルハラスメント対策の強化についてという緊急対策が発表されており、そして、総務大臣野田聖子さんも一定のこの対策に対して評価をしているというふうな新聞報道もありますが、この点について提案者はどのような見解をお持ちでしょうか。

○議長(小松紀夫君) 14番、大岸真弓さん。

○14番(大岸真弓君) 今回の女性記者の訴えを契機として国もそういうふう動き出したということは、私はそれは評価できるものと思いますけれども、まだまだ取り組みとしては不十分であるというふうに思っております。その野田聖子女性活躍担当大臣も女性記者の方たちと再発防止に向けた懇談会も開いたということなんですけれども、時間がかかるということで法整備は当面見送られたと、こういうふうになっております。ほんで、まだ世界的にもまだまだ日本はこれに関しましては少し消極的な態度をとっております。

○議長(小松紀夫君) 4番、山崎真幹君。

○4番(山崎真幹君) 提案者の意見は意見としてあるわけです。ある意味、その緊急対策のほうがもう少し具体的に踏み込んでるところが私が見る限りではあるようにも思いますけれども、その点についてはどうですか。

○議長(小松紀夫君) 14番、大岸真弓さん。

○14番(大岸真弓君) 済みません。最初のほうがちょっと聞き取れませんでした。

○議長(小松紀夫君) 4番、山崎真幹君。

○4番(山崎真幹君) 提案者の案、記でありますよね、それは割と漠然としてるように私には受け取れるんですね、その記が。それよりもこちらの対策強化についてのほ

うが、もうちょっとある意味踏み込んで具体的になってるんじゃないかなと思うんで、その点についてはどうですかとお尋ねをしました。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） この記を、行動の提起をもう少し具体的にということですか。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） そこにつながると思いますけれども、出された強化対策のほうに具体的に踏み込んでるのではないか、ちょっと一歩進んでるのではないかなというふうに私には思えるところもあるんで、一番最初の質問というか、お尋ねと重なる部分もありますけれども、どうでしょうかということです。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 私は以前、男女共同参画の推進委員として約10年ほど推進委員会で協議をしたことがあります。その中で私の思いますことは、やはりセクハラに関しては、男女間に物すごく考え方のギャップがあることがわかりました。それで、まずやはり、男女がセクハラというものについて認識を同じくしていただくことが出発点かと思ひまして、この1の研修であったり、今、第4次男女共同参画基本計画を政府自身が出しておりますので、それにまだ追いついておりませんので、そのあたりからやっていただくのが一番、かえって進めていくことになるのではないかと考えております。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 最後にもう1点お尋ねします。

標題なんですけど、「セクハラを克服する」とこのように言われておりますけれども、記を読めばわかるわけですが、何か「セクハラを克服する」と言うと受けた人間がそれに対して打ち勝つというふうなイメージもあるわけですが、そこら辺がちょっと、だからこの主語は何でしょうかね、主語は、克服するのは誰ですか、これ。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 標題につきましては、議会運営委員会でもこれを提出しておりますので、そのときに言っただけならばよかったと思うのですが。セクハラを克服するのは、これはセクハラをする側と受ける側の個人的な問題ではなくて、社会全体の問題だと私は捉えています。そういうセクハラを生むような、力関係の中で多くは起こるわけですが、そういう土壌がまだ社会にはあります。それで受ける側ではなくて、これはむしろセクハラを行う、つい言ってしまふ側の問題である。それを克服するには社会全体がそういう認識になってもらわなければ困るわけです。それで、セクハラを克服するのは社会全体でございます。それで、ひいてはセクハラをそうとは認識せずにセクハラ行為を行ってしまう、そういう側にあると思っております。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第6号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 意見書案第6号につきましては、可とする者9人、否とする者9人であります。

ただいま報告しましたとおり可否同数であります。よって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して採決をします。

意見書案第6号につきまして、議長は可決と採決します。よって、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、意見書案第7号、安定した種子の供給のために農業競争力強化支援法第8条第4号を削除することを求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。5番、森田雄介君。

（提出者朗読）

【意見書案第7号 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 提出者にお聞きします。

この支援法第8条第4号、この趣旨をちょっと教えていただけますか。

○議長（小松紀夫君） 暫時休憩します。

（午前10時09分 休憩）

（午前10時24分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 先ほどの議員の質問にお答えをいたします。

農業競争力強化支援法第8条第4号の趣旨というのは、この案文にもありますように、「独立行政法人の試験研究機関及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進をする」ということになっております。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 早い話が民間企業のノウハウ、そういったものを活用していくということですわ。そして文言の中にありますが、民間企業を優遇するものになりますということと、そしてモンサント社やデュポン社、多国籍企業の進出を容易にする、私はこのことには当てはまらないのではないかと、そのように思うわけですが、提出

者にお伺いします。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 私もこの農業競争力強化支援法を読んだときに、民間のノウハウを活用すると、そのことだけであつたら非常にいいようにも思うところではあるんですが、実際に世界の中でこのモンサント社やデュポン社というような穀物メジャーと呼ばれてる会社がありまして、そういったところが独占的にその種子の販売、そして農薬の販売を通して、独占的にその地域一体の農業生産をある面支配しているというような実態があるものですから、そういったことにつながるという実例を見ての懸念があるということ、ここの中でも示したところであります。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 提案者にちょっとお尋ねをしたいと思います。

まず1点目ですけれども、主要農作物種子法に関連して、その制度の認識として、不足することなく低廉な種子を供給してきた制度であると、このようにうたわれておりますけれども、一般的にこの種子法が制定された経緯というのは、戦後の食糧不足のために備えて安定供給確保目的ということにして、現実今お米に関して言うと、もうお米減反みたいな話になってますよね、その辺に関連してどのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 戦後の食糧不足に対応してということは議員おっしゃったとおりで、その状況からは確かに今の環境は変化をしております。しかしながら、その食糧というのは、今は輸入によって賄われている部分も非常に多く、最低限自給ができる食糧を自国で生産するという方向は、国の食料安全保障といいますか、そういった観点からは一定担保をしていく必要があるのではなかろうかと思えます。今の制度に問題があるなら改正もする必要がありますけれども、その方向に関しては問題はなかったんだという点で、こういうふう到现在まで供給してきておるということで記述をさせていただきました。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） その種子法ですよ、それに今提案者が問題がなかったという認識を言われましたけれども、その後続く文言ですよ、今の日本農業に同法を廃止しなければならない理由はありませんとこのように言っておられますけれども、一方で、この種子法を廃止する理由として、国とか関係機関は、公費を投入して取り組んでいる都道府県と民間企業では競争条件が同等ではなく、民間企業が稲、麦、大豆種子の産業に参入しにくい状況になっている。稲の場合、これまでに民間企業が開発した品種が奨励品種に指定されたことはなく、どうしても行政が開発した品種が優先的に指定されやすい。米国では、稲、麦の種子の開発は民間企業などで行われている、こういう理由を挙げてます。理由にならないとこうおっしゃいますけれども、じゃあこの理由につ

いてはどのような見解をお持ちですか。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 公費を投入をしておるがゆえにということ言えば、その民間が参入しにくいところにつながるのかもしれませんが、今の法制度で民間が参入することを禁止をしているわけではないということが1つであります。それで、公費を投入することによって、民間の開発意欲とかそういうものがそがれる。言うたら、公費が入るほうが得じゃないかというふうなことを言われるのであれば、そういった部分はあるのかもしれませんが。今それで実際に米、麦とかに対して推奨品種がないというようなことではありましたけれども、禁止をされてるわけでもないですし、推奨品種ではないのかもしれませんが、民間が開発した米などの品種もあるというふうに自分のほうは聞いております。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ちょっとわかったような、わからんような話だったと思います。

あと1点、育種素材や施設を民間に提供し、開発した商品は特許で保護とこう書かれてますけど、自分いろいろ調べましたけど、特許で保護するような文言は私は見つけることができなかつたんですけれど、これどういう根拠でこういうことをおっしゃってるんでしょうかね。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 今既にあるものは提供し、そして開発した商品は種苗法のほうになるでしょうか、そちらのほうで特定の性質を持った苗であると、品種であると認定をすることができるので、特許で保護というふうなことになろうかと思えます。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 種苗法の話はされましたけれども、これは種苗法においては品種登録されたものの権利はそれぞれ保障されるというふうなことで、それは特許という話には何かならないような気がしますけど。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 実例的なことと言いますと、その後段に出てくる穀物メジャーと言われるような会社が、実はうちで開発してこういう特徴を持った、遺伝子情報を持った商品があると、それをおたくが栽培している作物の中にその一部が入っているようだというようなことで、そのことに関してはこちらが特許を持っているので、それが入っていないことを証明してくださいというような形で、その農家に説明責任を求めるといようなことが実際に起こってるというふうに聞いております。そういった形で、また特許法のほうにはなってくるとは思いますが、一定のその企業が持っている情報が特許であるというふうなことで、実際にそのことでもって農家を訴えてるという状況があるということですから、こういうふうに記させてもらっております。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（小松紀夫君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 14番、大岸眞弓です。日本共産党及びくらしと福祉を守る会を代表し、意見書案第7号、安定した種子の供給のために農業競争力強化支援法第8条第4号を削除することを求める意見書案に賛成の討論を行います。

まず、討論の意を尽くすために、種子法の説明をさせていただきたいと思います。主要農作物種子法は、私たち日本人の食を支えてきた米、麦、大豆などの主要作物を安定供給するために、優良な種子の生産・普及を国が果たすべき役割と定めておりました。この法律により、日本では各都道府県で地域に合った多様な品種が開発され、国内で生産される米の種子は100%自給をしてきました。しかし、国は法律の存在が民間企業の参入を阻害しているとして、種子法の廃止を閣議決定し、廃止法を可決、成立させてしまいました。TPPの推進が背景にあるものと考えられますが、私たちの食の安定供給と安全を民間企業や多国籍企業などに任せて果たして大丈夫でしょうか。農家だけでなく、消費者にとっても大きな問題です。

種子法の廃止に当たっては、多様な種子の生産を確保すること、特定の事業者による種子の独占によって弊害が生じることがないように努めることなどの附帯決議がついておりますけれども、裏返せば、種子法の廃止によって多様な種子の生産が脅かされ、企業による種子の独占の弊害が生じる危険性があることを物語っております。そして、附帯決議は努力義務に過ぎません。食の安全性に関しては、今世界ではトウモロコシ、大豆、菜種などで遺伝子組み換え作物の栽培が広がっております。モンサントやデュポン、バイエル社といった遺伝子組み換え企業が現在、世界の種子市場の6割以上を独占しています。一方で、世界では多くの農家が多国籍企業の種子に依存せず、種とりをベースとする農業を行っておりますけれども、TPPなどの自由貿易協定を通じて、農家による種とりをやめさせようという動きが強まっております。農家が種子を保存すれば種子企業の知的所有権を侵したとして訴えられ、種子企業から毎回種子を買わなければならないルールが押しつけられるなど、大きな問題となっております。

さて、種子法の廃止とともに、国や都道府県が持つ良質かつ低廉な育種素材や施設を民間に提供することを定めた農業競争力強化支援法第8条第4号は、民間企業が地域で育んできた優良品種をベースに、一代しか品種特性が維持されないF1品種の開発や、

農薬や害虫耐性の遺伝子を加えて新たな特許を獲得できるようになります。そうすると、これまで公が種子の開発に予算も含め責任を持っていたときと違い、農家は高価な種子や農薬を毎年購入しなければならなくなる事態が起きるのではないかと懸念をします。また、法が穀物である米、麦、大豆に適用が拡大された場合、特定の企業が特許を持った作物を海外で大量に安く生産し、逆輸入される危険性もあります。種子は、先祖代々多くの人たちが自然とともに育んできた命をつなぐ人類の共有財産であり、多国籍企業などに占有させていくことは危険です。安全な種子を子孫に引き継ぐためにも、また農民の手による農業を守るためにも、農業競争力強化支援法は削除し、公共品種を守り育てていく新たな法整備が必要であることを申し述べ、賛成の討論といたします。

○議長（小松紀夫君） ほかに討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから、意見書案第7号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 起立少数であります。よって、意見書案第7号は、否決されました。

次に、日程第17、意見書案第8号、日本政府が核兵器禁止条約の批准作業を進めることを求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。6番、濱田百合子さん。

（提出者朗読）

【意見書案第8号 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 提出者にお聞きします。

この核兵器禁止条約、これは人道的な観点からも条約が目指すものは当然理解をしているところでございますが、この条約は核兵器を即座に違法とするものである、私はこのように認識しておりますが、提出者はどのような認識でしょうか。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） この条約は採択はされましたけれども、50カ国が批准をして、なおかつ90日後に発効するというような縛りがあります。なので、日本政府もこれに批准をしてほしいということ意見を意見書として出させていただきました。そしてこれが発効しましたら、核兵器廃絶に向けて各国が努力をする。そして今、現に核兵器のある核保有国についても、そのようにもちろん威嚇をしたりとかそういうことがないように軍縮に向けて努力をするということが規定をされております。この条約の継続期間は無期限ということになっていきますので、発効したらそのような核保有国についても縛

りが出てくるという条約になっています。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） これは皆さんもご存じのように核保有国、非核保有国、そして、この核保有国のアメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国といったそういうところは参加してないわけですね。そして、日本はアメリカの抑止力、傘下にあります。そして日本がそういう形に参加して批准した場合に、このアメリカの傘下にある日本としてこの東アジアの情勢、北朝鮮や中国、そういったことから考えたらなかなか踏み切れない部分がありますし、政府としてもなぜ参加しないか、そういった点については、保有国と非保有国との間を取り持つ、そういったことを政府も発表しております。すなわち、この軍縮・核廃絶への禁止条約に日本が参加しない、イコールそういった廃絶への努力をしないということには私はつながらないとそのように思っておりますが、提出者の認識をお伺いします。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 私は、日本が率先してこの核兵器禁止条約に批准をすべきだと思っています。広島、長崎、そしてビキニにおきましても、核爆発の影響でたくさんの方が被害が出ております。そういった唯一の被爆国である日本が核抑止力にいつまでも固執して、この条約に批准をしないという状況があるということがいかなものかと思えます。被爆者の方々はほんとに世界から核兵器をなくしてほしい、核兵器がすぐなくならなくても、この条約を採択することによって、地球規模でこれ以上私たちのような被害者はふやしてほしくない、そういう思いの中で条約の策定にも市民の多くの方々がかかわっております。日本はやはり率先して批准をすべき立場になるべきだと思います。その上で核を保有してるところ、してないところ、それぞれの国への批准を求めていってほしいと考えているところでございます。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 提出者にお尋ねします。

この禁止条約の前提として、平和的な核開発・核利用は認められてるわけですね。この平和的な核利用というのは、皆さんご存じのように核兵器開発につながるようなことながですけれども、その点については提案者はどのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） この核兵器禁止条約の第3条に保障措置というのがありまして、原子力が平和的利用から核兵器その他の核爆発装置に転用されることを防止するために保障措置を受諾することを約束するというふうには書かれておりますが、私の認識では、平和利用で核兵器を使うということはありませんと考えております。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 平和利用してて、プルトニウムの件なんですけれども、それ

は核兵器に転用される可能性があるということはあるわけですよ。ちょっと私の言ったことと違う理解をしてると思いますけれども。

また、あと1点、提案者は核兵器がない世界を望んでいるのか、核のない世界を望んでいるのか、その点の認識をお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） この意見書を出しましたのは、日本政府が核兵器禁止条約の批准作業を進めることを求めるということなので、核兵器を禁止することを日本政府として1日も早く批准してほしいと、そのための意見書というふうに私は思っております。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 核兵器の廃絶を求めるのか、核のない世界を求めるのかをお聞きしております。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 意見書のことについてのご質問を受けたいと思いますが、意見書には、核兵器禁止条約の批准作業を進めることを求める意見書としての見解を述べておりますし、その文を朗読し案文としました。そのことについてのお答えをしたと思うんですけれども。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 4番、山崎眞幹でございます。市民クラブです。意見書案第8号、日本政府が核兵器禁止条約の批准作業を進めることを求める意見書案に反対の立場で討論を行いたいと思います。

核兵器廃絶を条約として法的に規定し、核兵器なき世界の実現を目指す国際的な取り組みに日本が参加しないことは、その廃絶を願う被爆者の心情を考えると到底納得できないと考えるのも不思議ではありません。しかし、日本政府が真剣に核廃絶に取り組み、なおかつ安全保障政策を冷静に考えるのであるならば、現時点で核兵器禁止条約に参加すべきでないと考えます。

核兵器禁止条約は、核兵器国や核兵器保有国の同意が条約発効の条件となっておらず、非核兵器国が集団で合意すれば成立することは可能であり、見方を変えれば、核兵器国の意向やその安全保障を核兵器に依存する国などの状況は無視して、核兵器廃絶に同意せよと迫る形になっています。このような方法で核廃絶に向けた規範の醸成や共有は困難で、核兵器の安全保障上の意義を認める国とそれ以外の国とに国際社会を二分する結

果となり、核廃絶の目標が絶対化されると、両者の対話や交渉を通じた歩み寄りも困難になります。つまり、日本は条約に参加することで核廃絶に貢献するのではなく、核廃絶を遠ざけ核兵器国の核保有を永続化し、さらに自国の安全保障も危険にさらすことになっています。

以上、理由を述べまして反対討論といたします。同僚議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番、山崎龍太郎です。日本共産党及びくらしと福祉を守る会を代表して、意見書案第8号、日本政府が核兵器禁止条約の批准作業を進めることを求める意見書案に賛成の立場で討論を行います。

2017年7月7日に、国連会議で核兵器禁止条約が122カ国の賛成で採択されました。非核国政府と市民社会が力を合わせ、被爆者がその原動力になりました。核兵器禁止条約により、最も残虐で巨大な破壊力を持つ核兵器が歴史上初めて明文化され、違法なものとなりました。明文化の中で片仮名で「ヒバクシャ」という言葉が使われ、被爆者の被害や苦しみに心を寄せ、核兵器爆発によって非人道的な被害が全人類にもたらされること、核兵器の使用は国際法、特に国際人道法の違反であることを述べています。核兵器の開発、実験、生産、製造、取得、所有、貯蔵、移転、使用、威嚇など、核兵器に関するあらゆる活動が禁止されました。核兵器に悪の烙印が押され、核保有国は条約への調印や批准を拒否すれば、政治的・道義的責任を問われることになりました。

さて、核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）がノーベル平和賞を受賞しました。授賞式で被爆者のサーロー節子さんは、「私たち被爆者は、核兵器が禁止されるのを72年間待ちわびてきました。これを核兵器の終わりの始まりにしようではありませんか」と訴え、禁止条約に反対する核保有国の政府、核の傘のもとで共犯者になっている国々の政府に、「私たちの証言を聞きなさい。私たちの警告に心をとめなさい」と呼びかけました。86歳になったサーロー節子さんは、「非人道的な核の完全廃絶を訴えるのが、広島であの日を体験し、奇跡的に生き残った被爆者の使命です」と語っています。

今、朝鮮半島で南北・米朝間の対話が始まり、朝鮮半島の非核化への議論が始まっている中でも、日本政府の圧力に頼る姿は異常です。朝鮮半島で平和体制がつくられ非核化が進む中で、核兵器禁止条約は大いに役立つはずです。

日本は、非人道的な核兵器使用の悲惨さを全世界に発信できる唯一の国であり、核軍縮の実質的な前進に向けて、核保有国と非核国の橋渡し役をするためにも、この条約の批准作業を進めていく具体的な取り組みをしていくべきであります。

以上述べまして、本意見書案に賛成の討論とします。

○議長（小松紀夫君） ほかに討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから、意見書案第8号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 意見書案第8号につきましては、可とする者9人、否とする者9人であります。

ただいま報告をしましたとおり可否同数であります。よって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して採決します。

意見書案第8号につきまして、議長は可決と採決します。よって、意見書案第8号は、原案のとおり可決されました。

日程第18、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会、常任委員会の各委員長から会議規則第112条の規定によって、お手元にお配りをしております所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りをします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第19、議員派遣の件を議題とします。

事務局長より発言があります。猪野事務局長。

○議会事務局長（猪野高廣君） 済みません。議員派遣の件の書類を見ていただきたいと思います。1番の（4）議員の名簿の中で、山本芳男副議長の名前が2カ所載っておりますので1カ所削除を願います。それと3の（3）派遣期間の平成30年8月16、「日」という字が抜かっておりますので書き入れていただきたいと思います。大変失礼しました。

○議長（小松紀夫君） お諮りをいたします。議員派遣の件について、お手元にお配りをしましたとおり議員を派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元にお配りをしたとおり派遣することに決定をしました。

この際お諮りをしておきます。ただいま決定をしました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合は議長に一任をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定をいたしました。

以上で今定例会に付された事件は全て議了しました。

それでは、閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

まずは、6月18日朝に大阪府北部において、最大震度6弱を記録した地震により、犠牲となりました小学生を初めとする方々に哀悼の意を表しますとともに、被災をされた皆さんの1日も早い復旧・復興をお祈りをいたします。本市におきましても、小中学校のブロック塀等の点検はもとより通学路のブロック塀や老朽住宅等につきましても、早急な対応を検討するように申し上げておきます。

6月4日に開会をされました平成30年第4回定例会は、本日までの19日間、議員各位のご協力により、無事終了することができました。本定例会に提案をされました一般会計補正予算を初めとする全議案につきまして、議員各位の慎重審議の結果、それぞれ適切な決定がなされました。

一般質問におきましては、13人の議員が市政全般にわたって、市長、教育長、選挙管理委員長の姿勢、考え方をたどしました。また、議員キャリア最後の質問として、集大成とも言えるすばらしい質問もございました。執行部だけでなく、議会としてもしっかりと受けとめなければならぬと感じたところがございます。それぞれの質問に対し、市長、教育長におかれましては、今後の市政運営に生かしていただきますように申し上げておきます。

結びに、今定例会が現在の議会構成では最後の定例会でございます。私ごとで恐縮でございますが、議長就任以来2年近く議会活動、議員活動、また議会運営が大過なく、また積極的に行うことができましたのは、議員各位、そして執行部の皆さん、何よりも支えていただいた議会事務局の職員の皆さんのおかげです。心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

我々議員の任期は9月23日までであります。何かと多忙なこともあるとは思いますが、住民の負託に応えるため議員活動に精出していただきますようにご期待を申し上げ、閉会のご挨拶といたします。

次に、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 平成30年第4回香美市議会定例会閉会に臨みまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず初めに、本定例会に上程いたしました議案につきまして、議員の皆様には、慎重なるご審議のもと適切なるご決定を賜りましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、本会期中の6月18日朝、大阪を震源とする最大震度6弱の地震が発生し、多くの方が傷つきお亡くなりになりました。ここに謹んでお亡くなりになられた方々のご

冥福をお祈り申し上げますとともに、1日も早く日常生活を取り戻されることを心よりお祈り申し上げます。

また、世界が注目した米朝首脳会談も行われました。個性的で強力なリーダーのもとで行われた会談であり評価もさまざまありますが、これを機に完全非核化、拉致問題の解決につながることを期待するものであります。

本定例会一般質問では、13名の議員の皆様が質問に立たれました。そのうち8名の方が子育て、教育に関する質問をなされました。香美市の将来を支える子どもたちが元気で力強く育つことは、市民みんなの願うところであります。また、農業・林業・産業振興に関するご質問を通じては、地域経済の活性化の重要性が一層明確になったと感じております。福祉、防災、また地域交通など、貴重なご提言をいただきました。今後それぞれ行政施策に生かすべく真剣に検討をさせていただきます。

しかしながら、地方財政は厳しさを増しております。2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとした経済財政運営と改革の基本方針2015は、本年度平成30年度限りであります。財政制度等審議会の折半対象財源不足、平成30年度で3,000億円でありますけれども、これが解消され財源余剰が生じた場合は、国の債務縮減につなげるべきとの主張も強まってきております。地方団体のさまざまな地域実情を踏まえて積み立ててきた基金にも触手が伸びています。こうした厳しい地方財政環境のもとで、健全財政を貫き市民生活を守る積極施策を推進するためには、地方創生事業を初めトップランナー方式、民間委託、地方公会計の見える化などについて、研究・検討を進めることをあわせて進めなければならないと考えております。

梅雨のさなかであります。いよいよ暑さの厳しい時期を迎えようとしています。また、今夏は市議会選挙もございますことから、香美市の夏はことさら暑さも募ることとなりそうであります。香美市の発展のために選挙に臨まれる皆さんには、それぞれ存分に主張いただき、最後までご奮闘、ご健闘いただきたいと思います。

終わりになりましたが、香美市の未来のために、よりよい香美市の実現のために尽力をいただいております議会の皆様、議員の皆様に改めて敬意を表するとともに、重ねて心からお礼を申し上げまして、私からの挨拶にかえさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） ありがとうございました。これをもって平成30年第4回香美市議会定例会を閉会します。

（午前11時08分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 3 0 年 第 4 回

香美市議会定例会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成30年第4回香美市議会定例会会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月日(曜日)	会 議 等		
第1日	6月4日 (月)	本会議	会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告(議長の報告・特別委員会 委員長の報告・市長の行政の報告及び議案提案・提案理由の説明)	
		散会后	議員協議会 森林・林業・林産業活性化推進香美市議会議員連盟総会	
第2日	5日(火)	休 会	【一般質問通告期限(午前10時)】 議案精査のため	
第3日	6日(水)	休 会	〃	
第4日	7日(木)	休 会	〃	
第5日	8日(金)	休 会	〃	積丹町との交流事業
第6日	9日(土)	休 会	休日、議案精査のため	〃
第7日	10日(日)	休 会	〃 〃	〃
第8日	11日(月)	休 会	議案精査のため	〃
第9日	12日(火)	休 会	〃	
第10日	13日(水)	本会議	一般質問①	
第11日	14日(木)	本会議	一般質問②	
第12日	15日(金)	本会議	一般質問③ (会派代表者会議)	
第13日	16日(土)	休 会	休日、議案精査のため	
第14日	17日(日)	休 会	〃 〃	
第15日	18日(月)	本会議	議案質疑～委員会付託	
		散会后	予算決算常任委員会の審査(議案第65・66・67・68号) 総務常任委員会の審査(議案第70・71・73号) 教育厚生常任委員会の審査(議案第69・72号) 産業建設常任委員会の審査	
第16日	19日(火)	休 会	議案審査整理のため	
第17日	20日(水)	休 会	〃	
第18日	21日(木)	休 会	〃	
第19日	22日(金)	開議前	議会運営委員会	
		本会議	議案採決(付託議案の報告～採決) 追加議案提案(委員会付託を省略し、提案説明から採決まで)	
		閉会后	議員協議会 議会だより編集委員会	

委員会審査結果一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第65号	平成30年度香美市一般会計補正予算（第1号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第66号	平成30年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第67号	平成30年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第68号	平成30年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第69号	香美市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第70号	香美市特別職の職員で非常勤のもの、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第71号	香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第72号	香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第73号	香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成

発議第2号

香美市議会業務継続計画の策定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会基本条例第10条の規定により提出します。

平成30年6月22日提出

香美市議会議長 小松紀夫 殿

提出者	香美市議会議員	比与森 光 俊
賛成者	〃	山 崎 眞 幹
賛成者	〃	山 崎 龍太郎
賛成者	〃	島 岡 信 彦
賛成者	〃	依 光 美代子
賛成者	〃	大 岸 眞 弓
賛成者	〃	甲 藤 邦 廣
賛成者	〃	利 根 健 二

香美市議会業務継続計画の策定について

地方自治法第112条及び香美市議会基本条例（平成24年香美市条例第30号）第10条第3号の規定により、香美市議会業務継続計画を別冊のとおり策定することについて、議会の議決を求める。

意見書案第5号

インボイス制度の導入を中止するよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成30年6月22日提出

香美市議会議長 小松紀夫 殿

提出者 香美市議会議員 山崎龍太郎

賛成者 " 森田雄介

賛成者 " 山崎晃子

インボイス制度の導入を中止するよう求める意見書（案）

政府は来年10月に予定している消費税10%への引き上げ及び軽減税率導入に伴い、インボイス制度（適格請求書等保存方式）を導入しようとしています。インボイス制度は登録事業者が発行した請求書の保存を要件として、仕入れ税額控除を認める制度です。

このことにより事業者はインボイス制度に準じた体制を整えるために多大な費用を要し、事務負担も増大します。また、免税事業者にとっては適格請求書が発行できる課税事業者にならなければ取引から排除されることにもなりかねません。小規模事業所を廃業の方向に導く制度であります。

よって、政府におかれては、インボイス制度の導入を中止するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年6月22日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
総務大臣	野田聖子殿
財務大臣	麻生太郎殿
経済産業大臣	世耕弘成殿

高知県香美市議会議長 小松紀夫

意見書案第 6 号

真に女性が輝き、活躍できる社会の実現を目指し、
セクハラを克服するよう求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係
各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 30 年 6 月 22 日提出

香美市議会議長 小松紀夫 殿

提出者 香美市議会議員 大岸真弓

賛成者 〃 依光美代子

賛成者 〃 村田珠美

真に女性が輝き、活躍できる社会の実現を目指し、
セクハラを克服するよう求める意見書（案）

財務省は 4 月 27 日、前事務次官のセクハラ行為を認定し、退職金を減額する懲戒
処分にしましたが、前事務次官は否認のまま退職しました。

女性記者の告発後、財務大臣は被害女性に名乗り出るよう求めたり、「はめられて
訴えられたのではないか」など、2重3重に女性の人権を傷つける発言を繰り返して
います。深刻な 2 次被害です。

事件後、女性記者らによるセクハラ被害の告発が相次いでいますが、こうした問題
が報道に出るのは氷山の一角であり、多くの女性が、職場や地域で無意識に繰り返さ
れる人権侵害に声を上げられずにきています。

日本政府は、国連女性差別撤廃委員会など国連の人権機関から、「性差別やセクハ
ラ、暴力をなくすための法整備や教育などの具体的な行動を取るように」繰り返し勸

告されています。日本はジェンダー（社会的性差）ギャップ指数で、締約国144のうち114位まで落ち込んでいます。このような、日本のジェンダー平等の遅れが、セクハラ問題の背景としてあり、土壌となっているのではないのでしょうか。このままでは「真に女性が輝き、活躍する社会」は到来しません。

よって、政府におかれては、セクハラを克服するため、以下の点に取り組まれるよう強く要望します。

記

1. 女性差別撤廃条約や勧告などの研修を行うこと。
2. 政府の第4次男女共同参画基本計画に基づくセクハラ行為者への厳正な対処や再発防止、被害者の精神的ケア強化を徹底すること。
3. 被害者が安心して訴えることができ、解決の場となる相談窓口を設置すること。
4. セクハラを禁止を明記し、加害者への罰則、被害者の保護と救済、支援などを盛り込んだ法整備を行なうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年6月22日

衆議院議長 大島理森 殿

参議院議長 伊達忠一 殿

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

総務大臣兼女性活躍担当内閣府特命担当大臣（男女協働参画）

野田聖子 殿

厚生労働大臣 加藤勝信 殿

経済産業大臣 世耕弘成 殿

高知県香美市議会議長 小松紀夫

意見書案第 7 号

安定した種子の供給のために農業競争力強化支援法第 8 条第 4 号を
削除することを求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係
各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 30 年 6 月 22 日提出

香美市議会議長 小 松 紀 夫 殿

提出者 香美市議会議員 森 田 雄 介

賛成者 " 山 崎 龍太郎

賛成者 " 大 岸 眞 弓

安定した種子の供給のために農業競争力強化支援法第 8 条第 4 号を
削除することを求める意見書（案）

主要農作物種子法（昭和 27 年法律第 131 号）が制定されて以降、日本人の胃袋、
土壌、気候風土にあった稲や麦・大豆の優良品種が安く作られ、安全・安心の日本農
業、食料を形づくってきました。

これまでも不足することなく低廉な種子を供給してきた制度であり、今の日本農業
に同法を廃止しなければならない理由はありません。

農業競争力強化支援法第 8 条第 4 号により、国や都道府県が持つ育種素材や施設を
民間に提供し、開発した商品は「特許で保護」となれば、民間企業を優遇するもの
になります。TPP11 の国内手続きが進んでいることも合わせると、モンサント社や
デュポン社など多国籍企業の進出を容易にするものに他なりません。

本市や高知県にも、気候風土に合わせた独自の呼称や品種があり、多様性を持っています。地域の食料主権を守ることと、日本の食と農の安全・安心のために、「主要農作物種子法」と同様に公共品種を守る法律を作り、「農業競争力強化支援法第8条第4号」を削除するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年6月22日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
農林水産大臣	齋藤健殿
経済産業大臣	世耕弘成殿

高知県香美市議会議長 小松紀夫

意見書案第 8 号

日本政府が核兵器禁止条約の批准作業を進めることを求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成 30 年 6 月 22 日提出

香美市議会議長 小松紀夫 殿

提出者 香美市議会議員 濱田百合子

賛成者 〃 依光美代子

賛成者 〃 島岡信彦

日本政府が核兵器禁止条約の批准作業を進めることを求める意見書（案）

広島と長崎の被爆から今年で 73 年目を迎えようとしています。ヒバクシャはこの間、国際政治の場で自らの体験を語ってきました。核兵器の非人道性、核爆発の凄まじさ、その悲惨さは世界の共通認識になっています。

このような長年の努力が実を結び、昨年 7 月、国連は、3 分の 2 にのぼる加盟国と世界の市民団体の支持を得て、核兵器禁止条約を採択しました。

禁止条約は核兵器の違法性を明文化し、世界の核実験のヒバクシャの救済措置も明記しました。人類は核兵器廃絶に向けて歴史的な一歩を踏み出しました。

しかし、核保有国とそれに同調する日本をはじめとする国々は「核抑止力」論に固執し、これに背を向けています。

唯一の戦争被爆国として必要なことは、核兵器のない世界の実現に向けて、禁止条約を支持し、調印、批准し、世界の世論をリードすることです。

ヒバクシャの平均年齢は 80 歳を超えました。ヒバクシャの「生きているうちに核

兵器廃絶を」の声を受け止め「核兵器のない世界」を実現するために力をつくすことが求められています。

よって、政府におかれては、核兵器禁止条約の批准作業を進めるよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年6月22日

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	伊達忠一	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
外務大臣	河野太郎	殿

高知県香美市議会議長 小松紀夫

平成30年6月香美市議会定例会議決一覧表

1. 議案関係

事件の 番号	件名	議決結果	議決 年月日
議案 第 65 号	平成30年度香美市一般会計補正予算（第1号）	原案可決	30. 6. 22
議案 第 66 号	平成30年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決	30. 6. 22
議案 第 67 号	平成30年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決	30. 6. 22
議案 第 68 号	平成30年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決	30. 6. 22
議案 第 69 号	香美市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	30. 6. 22
議案 第 70 号	香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	30. 6. 22
議案 第 71 号	香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決	30. 6. 22
議案 第 72 号	香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	30. 6. 22
議案 第 73 号	香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	30. 6. 22
議案 第 74 号	平成30年度香美市一般会計補正予算（第2号）	原案可決	30. 6. 22
議案 第 75 号	香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	30. 6. 22
発議 第 2 号	香美市議会業務継続計画の策定について	原案可決	30. 6. 22
意見書案 第 5 号	インボイス制度の導入を中止するよう求める意見書の提出について	原案否決	30. 6. 22
意見書案 第 6 号	真に女性が輝き、活躍できる社会の実現を目指し、セクハラを克服するよう求める意見書の提出について	原案可決	30. 6. 22
意見書案 第 7 号	安定した種子の供給のために農業競争力強化支援法第8条第4号を削除することを求める意見書の提出について	原案否決	30. 6. 22
意見書案 第 8 号	日本政府が核兵器禁止条約の批准作業を進めることを求める意見書の提出について	原案可決	30. 6. 22